第４回定例会　会議録目次

議事日程・付議事件 …… 1
第４回定例会一般質問通告 …… 5

12月６日（木)（第１日目）
出席議員及び欠席議員 …… 15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 15
職務のため出席した事務局職員 …… 16
会議録署名議員の指名 …… 17
会期の決定 …… 17
報告第４号（専決）上程 …… 17
議案第93号～第106号（14件）上程 …… 23
議案第81号（決算認定）上程 …… 25
議案第82号～92号（11件）（決算認定）上程 …… 31

12月７日（金）（第２日目）
出席議員及び欠席議員 …… 37
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 37
職務のため出席した事務局職員 …… 38
一般質問
　元野　景一　君（自由民主党） …… 39
　橋口　耕太郎君（公明党） …… 48
　三島　　照　君（日本共産党） …… 59
　関　　誠之　君（社会民主党） …… 68
　奥　　輝人　君（自由民主党） …… 78

12月10日（月）（第３日目）
出席議員及び欠席議員 …… 89
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 89
職務のため出席した事務局職員 …… 90
一般質問
　渡　　雅之　君（無所属） …… 91
　川口　幸義　君（自由民主党） …… 99
　松山　さおり君（自民新風会） …… 108
　西　　公郎　君（自民新風会） …… 118
　大迫　勝史　君（公明党） …… 126

12月11日（火）（第４日目）

出席議員及び欠席議員 …… 137
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 137
職務のため出席した事務局職員 …… 138
一般質問
　崎田　信正　君（日本共産党） …… 139
　安田　壮平　君（自民新風会） …… 149
　多田　義一　君（自民新風会） …… 160
　伊東　隆吉　君（自由民主党） …… 171

12月13日（木）（第５日目）

出席議員及び欠席議員 …… 183
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 183
職務のため出席した事務局職員 …… 184
議案第93号～第106号（14件）上程 …… 185
議案付託 …… 200
請願・陳情付託 …… 200

12月26日（水）（第６日目）

出席議員及び欠席議員 …… 201
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 201
職務のため出席した事務局職員 …… 202
議案第93号～第106号（14件）上程 …… 203
請願第３号（1件）上程 …… 209
陳情第８号，第６号（2件）上程 …… 210
発議第６号～第８号（3件）上程 …… 213
議員定数等調査特別委員会の最終報告 …… 215
議員派遣について …… 218
閉会中の継続審査申出 …… 218

別紙

各常任委員会審査報告書 …… 219
閉会中の継続審査の申出について …… 224

参考資料（意見書等）

平成30年 第４回奄美市議会定例会議事日程

○平成30年11月26日　奄美市議会第4回定例会を招集した。
○会　期　21日間
○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
12月6日	木	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（21日間） 3　報告第4号(１件)　(専決)　上程　説明　質疑　討論　採決 4　議案第93号～106号(14件)　上程　説明 5　議案第81号(1件)　(決算認定)　上程　報告　質疑　討論　採決 6　議案第82号～92号(11件)　(決算認定)　上程　報告　質疑　討論　採決 ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】１.政策立案推進会議からの提言について
12月7日	金	本会議	1 一般質問　元野議員，橋口（耕）議員，三島議員，関議員，奥議員（質問順）
12月8日	土	休　会	
12月9日	日	休　会	
12月10日	月	本会議	1 一般質問 渡議員，川口議員，松山議員，西議員，大迫議員（質問順）
12月11日	火	本会議	1 一般質問　﨑田議員，安田議員，多田議員，伊東議員（質問順）
12月12日	水	休　会	
12月13日	木	本会議	1　議案第93号～106号(14件)　上程　質疑　付託 ☆ 付託 区分 総務企画－議案第99号～104号（6件） 文教厚生－議案第94号，95号,106号（3件） 産業建設－議案第96号～98号，105号（4件） 全委員会－議案第93号　平成30年度一般会計補正予算（第5号）は，所管する各常任委員会に付託 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第6号，7号，9号 文教厚生－陳情第8号 産業建設－請願第3号 ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】１.奄美市議会活性化検討委員会について
12月14日	金	休　会	※ 午前９時30分から各常任委員会審査（文教厚生）
12月15日	土	休　会	
12月16日	日	休　会	
12月17日	月	休　会	※ 午前９時30分から各常任委員会審査（産業建設）
12月18日	火	休　会	※ 午前９時30分から各常任委員会審査（総務企画）
12月19日	水	休　会	報告書整理・議案等調査
12月20日	木	休　会	報告書整理・議案等調査
12月21日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
12月22日	土	休　会	報告書整理・議案等調査
12月23日	日	休　会	天皇誕生日
12月24日	月	休　会	振替休日
12月25日	火	休　会	報告書整理・議案等調査　　復帰記念の集い
			1　議案第93号～106号(14件)　上程　報告　質疑　討論　採決 2　請願第3号（和瀬バイパス（国道58号線）奄美市住用城地区の早期供用開始に関する請願　上程　報告　質疑　討論　採決 3　陳情第8号（教室・体育館への空調設備設置を求める陳情）　上程　報告　質疑　討論　採決 4　陳情第6号（国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情）　上程　報告　質疑　討論　採決

平成30年 第４回奄美市議会定例会議事日程

○平成30年11月26日　奄美市議会第4回定例会を招集した。
○会　期　21日間
○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
12月26日	水	本会議	5　発議第6号（和瀬バイパス国道58号奄美市住用町城地区の早期供用開始に関する意見書の提出について）上程　報告　質疑　討論　採決 6　発議第7号（体育館への空調設備設置及び学校運営費の増額を求める意見書の提出について）　上程　報告　質疑　討論　採決 7　発議第8号（地元企業優先発注に関する決議）上程　報告　質疑　討論　採決 8　「議員定数等調査特別委員会」の最終報告上程　報告 9　議員派遣について 10　閉会中の継続審査について ☆紬着用　　☆写真撮影

○　付議事件は，次のとおりである。

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
（1）	報告第４号	専決処分の承認を求めることについて（専決第９号　平成30年度奄美市一般会計補正予算（第４号）について）	H30.12.6	承認	本会議
（2）	議案第93号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について	H30.12.26	原案可決	全委員会
（3）	議案第94号	平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	H30.12.26	原案可決	文教厚生
（4）	議案第95号	平成30年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について	H30.12.26	原案可決	文教厚生
（5）	議案第96号	平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について	H30.12.26	原案可決	産業建設
（6）	議案第97号	平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について	H30.12.26	原案可決	産業建設
（7）	議案第98号	平成30年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）について	H30.12.26	原案可決	産業建設
（8）	議案第99号	奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.12.26	原案可決	総務企画
（9）	議案第100号	奄美市地と知の交流拠点施設条例の制定について	H30.12.26	原案可決	総務企画
(10)	議案第101号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	H30.12.26	原案可決	総務企画
(11)	議案第102号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.12.26	原案可決	総務企画
(12)	議案第103号	工事請負契約の変更契約の締結について	H30.12.26	原案可決	総務企画
(13)	議案第104号	奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定について	H30.12.26	原案可決	総務企画
(14)	議案第105号	奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定について	H30.12.26	原案可決	産業建設
(15)	議案第106号	奄美体験交流館の指定管理者の指定について	H30.12.26	原案可決	文教厚生
(16)	請願第３号	和瀬バイパス（国道58号線）奄美市住用城地区の早期供用開始に関する請願	H30.12.26	採択	産業建設
(17)	陳情第８号	教室・体育館への空調設備設置を求める陳情	H30.12.26	一部採択	文教厚生
(18)	陳情第６号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情	H30.12.26	不採択	総務企画

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(19)	発議第６号	和瀬バイパス国道 58 号奄美市住用町城地区の早期供用開始に関する意見書の提出について	H30.12.26	原案可決	本会議
(20)	発議第７号	体育館への空調設備設置及び学校運営費の増額を求める意見書の提出について	H30.12.26	原案可決	本会議
(21)	発議第８号	地元企業優先発注に関する決議	H30.12.26	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(22)	議案第 81 号	平成29年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	一般会計決算等審査特別委
(23)	議案第 82 号	平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(24)	議案第 83 号	平成29年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第 84 号	平成29年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第 85 号	平成29年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第 86 号	平成29年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第 87 号	平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(29)	議案第 88 号	平成29年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(30)	議案第 89 号	平成29年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(31)	議案第 90 号	平成29年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(32)	議案第 91 号	平成29年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H30.12.6	認定	特別会計決算等審査特別委
(33)	議案第 92 号	平成29年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	H30.12.6	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委

第４回定例会一般質問通告

１２月７日（金）

◎自由民主党　元野　景一

１　市長の政治姿勢について

（１）奄美市街地活性化基本計画について

①後期基本計画が平成 28 年度より平成 32 年度とした 10 年計画が目前にせまり、このときを向かえこれまでの取り組み及び検証をどう考えるか

②商店街の再生についてどう考えるか

③基本計画満了時には特に中心商店街の検証、事業の評価を行い、引き続き効果的な推進が必要と考えるが当局はどう考えるか

④商工会議所・商店街の機能強化に向けた支援、対策が必要と考えるが、当局はどう考えるか

２　魅力ある地域づくりについて

（１）市職員の適正定員計画について

①市職員の適正定員はどのようにして決定されるのか

②市民サービスについて、新たな行政課題について

③指定管理について

◎公明党　橋口　耕太郎

１　教育行政について

（１）小中学校の普通教室及び幼稚園にクーラーを設置するよう国が補正予算を組んだが、本市の今後の各校への設置スケジュールについて

（２）「通学カバンを軽くするよう配慮」という文部科学省事務連絡についての本市の指導方法は

（３）10 月 25 日に文部科学省が公表した「問題行動・不登校調査」について本市の現状は

（４）小中学校および高校におけるがん教育の推進について（２）今後の対応・対策について

２　経済施策について

（１）奄美市プレミアム商品券（ほーらしゃ券）について

①これまでの市内取扱い事業所数の推移は

②期限までに換金に来なかった事業所、また使用しなかった消費者への対応は

③消費動向の分析と事業者や消費者向けアンケート等の実施について

（２）中心市街地活性化の目標値のうち営業店舗数の現状と課題について

（３）高卒ルーキー雇用奨励補助事業、新卒ルーキー家賃補助事業について

３　世界自然遺産について

（１）１１月２日閣議にて世界自然遺産の推薦書の再提出を決定。来年２月にユネスコへ再提出するが、ＩＵＣＮからの勧告事項への取組みと今後のスケジュールについて

（２）世界自然遺産への取組みに対する市民あるいは島民向けの啓発、周知活動等今後の予定について

◎日本共産党　三島　照

１　市長の政治姿勢について

（１）自衛隊駐屯地建設の進捗状況は。

（２）ミサイル「迎撃」部隊とはどういう部隊か。

（３）ミサイル部隊の配備はいつ知ったのか。

（４）市民の不安解消のために市民への説明責任が防衛省はあると思うが市長の見解を求める。

２　観光行政について

（１）9 月はクルーズ船が毎週入港したが経済効果はどうか。また課題は。

（２）今後「台湾」との人的交流を計るべきと思うがどうか。そのための課題と今後の方向性について見解を。

３　産業振興行政について

（１）住用のサン奄美の現状はどうなっているのか。

（２）設立以来投じた費用はいくらか(年度毎に金額を示して下さい)。

（３）今回の状況は、業者責任を問うべきと思うが見解を（瑕疵担保証を問うべきでは)。

（４）今後の見通しを示して下さい。

４　子育て支援と教育行政について

（１）小学校等の遠足のバス代等の負担はどうなっているのか。

◎社会民主党　関　誠之

１　市長の政治姿勢について

（１）世界自然遺産登録の再推薦決定について

①IUCN の延期勧告に対する分析と対応について

②奄美市における延期勧告後の具体的取り組み

（２）陸上自衛隊警備部隊配備計画等について

①大熊町に駐屯する部隊・駐屯地の内容等について、市長が防衛省・防衛局等に説明会の開催を要請できないか。

（３）会計年度任用職員制度の導入等について

①臨時・非常勤職員の実態把握について問う。

②任用、勤務条件等についてどのような検討がなされたのか、確定内容の公表は何時になるか。

③関係条例の議会への上程と募集開始時期と会計年度任用職員採用時期はいつになるのか。

２　教育行政について

（１）名瀬・住用地区学校給食センター納入業者の選定について

①中立・公正で競争原理が働いた業者選定、センターへの青果物の納入になっているのか。

②名瀬・住用学校給食センターの運営状況を問う

（２）笠利地区給食センター委託業務の改善について

①委託業務改善についての進捗状況をお示しください。３　子育て支援について

３　その他の施策について

（１）台風 24 号による住用町西仲間の冠水について

①西仲間、石原地区等の当面の緊急的冠水対策は

（２）台風 24 号での名瀬港沖防波堤の破損について

①大型船の入港が出来るよう沖防波堤の補修を

（３）改正奄振法第 18 条「旅行業法の特例」について

①取り組みの経過と必要性、今後の実施計画は

◎自由民主党　奥　輝人

１　生産牛の振興

（１）台風対策について

①牛舎の被害について

②農業共済への加入について

③畜産再編総合整備事業について

④国の災害復旧補正予算について

（２）担い手の育成について

①空き牛舎について

②支援センターについて

③他町村やＪＡあまみとの連携について

１　たんかんの振興

（１）選果場の活用について

①実績について

②共販体制の課題について

③改善策について

１２月１０日（月）

◎無所属　渡　雅之

１　世界自然遺産について

（１）IUCN の延期勧告について。どのように感じたか

①ノネコ・野良猫対策の現状は。

②ノヤギ対策の現状は。

（２）分断されている推薦候補地の見直しは。

（３）今後の観光客の入込み予想は。

２　災害時の危機管理体制は

（１）台風 24 号の災害対応は。

①東が丘団地の市道崖崩れに対する対応は。

②災害時の食料品の確保について。

３　設計変更及び土地の評価変更について

（１）新庁舎の設計変更について。

（２）自衛隊に売却した土地の評価について。

４　障害者の雇用について

（１）障害者雇用の現状は。

（２）求人に際しての、条件等は。

◎自由民主党　川口　幸義

１　市長の政治姿勢について

（１）奄美市の外国人労働者の受け入れについて

①在留期間の更新上限がない２号者が奄美市の事業所で就労者が何人いるか

（２）奄美ドクターヘリ導入後の救急搬送体制について

①平成 29 年度搬送実績とドクターヘリ導入による効果について

２　土木行政について

（１）戸玉・市線の急傾斜について

（２）先の台風 24 号の被害対策と経緯について

①東が丘団地へ佐大熊側から避難道路が必要と思うが

３　環境行政について

（１）奄美群島で取り組んでいるもの

①海岸漂流物等地域対策推進事業及び漂着ゴミ処理事業について

②本市の各集落の漁港等に放置された廃船の取り扱いについて

◎自民新風会　松山　さおり

１　観光について

（１）奄美満喫ツアー助成事業について

①事業の概要について伺う。

②今年度現在の実績を伺う。

（２）ウエディング誘致助成事業について

①近年の実績について伺う。

②これからの課題について

（３）本場奄美大島紬の復興について

２　教育行政について

（１）名瀬・住用地区学校給食センターについて

①納入方法について伺う。

②２学期からの運用について伺う。

（２）各小学校・中学校・高校での奄美の食文化を残すための取り組みについて

①給食で伝える島料理の活用について伺う。

②奄美の地場産カルタの活用について伺う。

（３）黒うさぎ留学について

①前年度今年度の実績について

②検証と課題について

（４）普通教室への空調設備の設置について

①設置期間について伺う。

◎自民新風会　西　公郎

１　観光振興について

（１）ＩＵＣＮ勧告　観光施設及び観光開発計画について

（２）アイランドホッピング効果についての見解

（３）大島本島レンタカー事業所数及び保有台数について

（４）レンタカー事故発生件数について

（５）事故防止について　広域的な取り組みについて

２　水産業振興について

（１）H27、H28、H29 年度　漁獲高の推移について

（２）H27、H28、H29 年度　漁業従事者数の推移について

（３）スジアラ、シラヒゲウニ等の法流事業支援についての年度毎の過程と検証について

（４）藻場再生事業の促進とあるが、過程と検証について

（５）海洋資源の新たな活用　種苗生産、放流技術開発、交流効果調査とあるが、こ

れらの検証について

（６）本年度、水産業関連事業予算の執行率について

３　林業振興について

（１）名瀬、住用、笠利地区での学有林所有の小、中学校の累計

（２）現状での管理体制について

（３）森林組合等への外部委託についての見解

４　道路行政について

（１）東が丘団地迂回路についての見解

（２）三儀山バイパスについての可能性

◎公明党　大迫　勝史

１　学校の安全対策

（１）2018 年度の国の補正予算が成立しエアコン設置の予算補助の交付金が盛り込まれています。並びに危険ブロック塀の撤去、改修も同様に予算付けされましたが、本市に於ける学校施設や学校に面した通学路の危険なブロック塀等の調査状況と対応また今後の計画をお示しください。

２　食品ロス削減について

（１）本来、食べられるのに、廃棄される「食品ロス」は国内で約 500 万 t～800 万 t、米の年間国内総生産に匹敵する。農水省、消費者庁、環境省が推進する。「食品ロス削減国民運動」が展開されています。

①子どもたちへの啓発も重要と考えるが環境省から小学生向けへ推奨している「７日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」を教育の一環として取り入れてはどうか伺います。

（２）フードドライブについて

①自治体で行うフードドライブの主催が増えつつあるが本市でも取り組む考えはないか。

②10/15 にフードバンク設立に向けての研修会が開催されているが本市としてのプランはないか。

３　子育て支援について

（１）小児医療費を義務教育終了まで拡充して半年後の状況について

①中学２年、３年生の申請手続きは該当者 100％になっているか。

②平成 29 年 3 月号の広報紙では医療費助成対象拡充の案内をしているのに HP では更新されない理由を伺う。

③前年度より当初予算を中学生分と思われる 3,300 万円程増額しているが現在までの執行状況はどうか。

④今年度の施政方針と予算の概要の中に「ひとり親家庭の申請手続きを大幅に簡

素化する」と謳っていますが状況を示して下さい。

４　市民生活

（１）市街地の腰かけの無い、バス停にベンチの常設について

①バスの利用者は高齢者や生活弱者が多いので是非との声が寄せられている。市街地に腰かけ等がないバス停の調査したことはないか。

②「ふるさと納税」の活用で市内全域に事業化できないか伺う。

１２月１１日（火）

◎日本共産党　﨑田　信正

１　市長の政治姿勢について

（１）来年 10 月の消費税増税計画について

①中小・零細企業が多く、低所得者が多い奄美市への影響をどう考えているか。

②低所得者対策は検討されているか。

２　佐大熊地区の住環境の改善について

（１）平成 28 年第 2 回定例会でも取り上げているが、買い物不便への対策はあるか。

（２）これまでも何回も取り上げているが、市営住宅の現状と対策はどうなっているか。

３　土地利用の対策は

（１）平成 28 年第 2 回定例会の有効活用についてその後の状況について

①朝仁なぎさ園跡地

②平松町コミュニティセンター用地

③知名瀬港背後の用地

４　奄美和光園の将来構想について

（１）将来構想に対する現状の評価と土地利用も含めた今後の見通しは。

５　子どもの貧困対策について

（１）平成 29 年 2 月に県が、「かごしま子ども調査」としてアンケート調査を実施し、検討すべき施策も示されているが、取組み状況はどうなっているか。

６　タラソ奄美の竜宮について

（１）現状についてどのように認識しているか。

７　奄美市立学校給食センターについて

（１）台風 24 号の教訓はなにか。

◎自民新風会　安田　壮平

１　行財政運営

（１）新地方公会計制度について

①平成２８年度決算より採用された新しい基準の意義をどのように捉えているか。

また、それに基づく奄美市の財政状況をどのように分析しているのか。

②財政民主主義の観点から、財務諸表等を今後どのように活用していくのか。

２　災害復旧

（１）台風２４号被害について

①一般会計補正予算第４号に計上された災害復旧費の内、直近３年以内に新築・改修された建築物・構造物等に要したものの件数と金額は。

②特に被害が目立った住用・三太郎の里と朝戸・学校給食センターについて、根本的な防風対策が必要ではないか。

３　観光振興

（１）ＤＭＯについて

①組織の意義と役割をどのように考えているのか。また、基本計画や奄美大島中長期観光戦略の進捗状況はどうか。

（２）インバウンド対応について

①今年多数来航した台湾クルーズ船について、成果と課題をどのように考えているか。

（３）観光地整備について

①世界自然遺産登録を見据えて、金作原原生林等にバイオトイレの設置が必要ではないか。

（４）公共交通について

①観光客の路線バス利用率向上に向けて、どのようにバス事業者と協働して取り組むのか。

◎自民新風会　多田　義一

１　市長の政治姿勢について

（１）名瀬地区別の特徴を伺う。

（２）今後の計画を伺う。

（３）古見方地区の今後について

（４）大型クルーズ船問題について見解があれば伺う。

２　観光政策について

（１）海・空含む入込総数と経済効果を伺う。

（２）カード決済普及率について

（３）観光施策の財源について

（４）大島本島の観光における連携について

３　教育環境について

（１）朝日小学校区における受け入れの現状について

（２）学童教室の増設について

（３）各学校における財産について
（４）予算の在り方について
４　災害支援について
（１）本年発生した自然災害の被害状況は。
（２）被災者のその後は。
（３）考えられるすべての制度を示せ。

◎自由民主党　伊東　隆吉

１　国道整備について
（１）国道 58 号おがみ山バイパス事業について
①県（三反園知事）において来年度事業再開の表明がなされたが、現状及び今後の推移計画を問う。
（２）国道 58 号住用　城バイパス道路について
①事業の現状を問う。
②事業の早期推進に関して、県へ要望書の提出の必要性を考えるが如何か。
２　市道について
（１）小浜町東が丘団地中腹の災害道路工事について
①工事現状及び完了予定はいつか。
②迂回道路の建設は考えられないか。
３　自衛隊について
（１）駐屯地及び隊員宿舎建設について
①順調に推移しているか、現状は。
（２）納入、仕入れ等、委託業務契約について
①地元業者採用の可能性は。
４　観光について
（１）奄美 - 屋久島航路について
①航路開設以来の利用者の推移を問う。
②１年の期間でよいのか。
（２）観光案内版について
①観光客より観光案内版が小さく、目的地へ行くに迷うとの声があるが如何か。
（３）観光案内人について
①聴覚障害者観光客への対応は。
５　墓地整備について
（１）永田墓地整備について
①現状と将来像はどの様な計画か問う。
②墓参り（旧暦１、１５日）のごみ処理の現状と今後は

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	7番　与　勝広　君
8番　渡　雅之　君	9番　戸内　恭次　君
10番　元野　景一　君	11番　川口　幸義　君
12番　竹山　耕平　君	13番　安田　壮平　君
14番　西　公郎　君	15番　関　誠之　君
16番　三島　照　君	17番　﨑田　信正　君
18番　師玉　敏代　君	19番　多田　義一　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	笠利総合支所事務所長	髙　一也　君
総務部長	菊田　和仁　君	総務課長	三原　裕樹　君
企画調整課長	山下　能久　君	財政課長	國分　正大　君
プロジェクト推進監	満永　亮一　君	契約・検査指導課参事	坂元　久幸　君
市民部長	前田　和男　君	市民福祉課長	村田　英樹　君
保健福祉部長	奥田　敏文　君	福祉政策課長	石神　康郎　君
高齢者福祉課長	永田　孝一　君	商工観光部長	武下　義広　君
農政部長	山下　仁司　君	農林振興課長	栄　広久　君
地域農政課長	山野　明人　君	建設部長	本山　末男　君
土木課長	保浦　正博　君	上下水道部長	橋口　義仁　君
下水道課長	里　嘉郎　君	教育委員会事務局長	山田　春輝　君
スポーツ推進課長	大山　茂雄　君	学校給食センター所長	龍　和隆　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎　君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向　井　　渉　君
議事係長	伊集院　正　君	議事係主査	堀　健太郎　君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから，平成３０年第４回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に，諸般の報告をいたします。

去る第３回定例会において実施されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人について御報告いたします。

選挙の結果，姶良市議会議長　森川和美氏，鹿児島市議会議長　山口たけし氏が当選されました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に，大迫勝史君，西　公郎君，平川久嘉君の３名を指名いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を，お手元に配付いたしました議事日程表のとおり，本日から１２月２６日までの２１日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本定例会の会期は，本日から１２月２６日までの２１日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第３，報告第４号　専決第９号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第４号）について専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。ただいま上程されました報告第４号の専決につきまして，提案理由を御説明いたします。

報告第４号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第４号）の専決につきましては，去る９月２９日から３０日までの台風２４号による災害復旧に関するものでございます。

第１表，歳入歳出予算補正につきましては，歳出において農林水産業施設災害復旧費２億４，６６７万７，０００円，公共土木施設災害復旧費３億２，４４８万４，０００円，文教施設災害復旧費１億３，２２５万９，０００円，その他公共施設，公用施設災害復旧費１億８１８万９，０００円など，合計で８億１，２４９万７，０００円を計上いたしております。

次に，歳入につきましては，国庫支出金１億７，７３０万円，県支出金７，３１６万６，０００円，市債１億２，４４０万円などを計上するとともに，財政調整基金繰入金３億２，６２９万９，０００円を追加いたしております。

今回の専決補正予算で，８億１，２４９万７，０００円を追加することにより，平成３０年度奄美市一般会計予算の総額は３５７億６，１１９万３，０００円となります。

また，第２表の地方債補正につきましては，今回の災害復旧事業に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

以上，報告第４号の提案理由を申し上げましたが，議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので，地方自治法第１７９条第１項の規定により，市長において専決をいたし，同条第３項の規定により報告を行い，承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　これから質疑に入ります。

通告がありましたので，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

報告第４号，専決処分を求めることについて質疑をさせていただきます。

その前に，専決処分をするに当たり，事前の資料と説明をやっていただいたことに対し，心から感謝を申し上げたいと思います。災害関連予算で総額も大きく，急を要することもありましたでしょうが，今後はこのように議会と当局は同じ目線で議論できますよう，心配りをお願い申し上げたいと思います。朝山市長，丁寧な心配りありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

まず最初に，今回の災害復旧費８億１，１６０万９，０００円のうち，単独事業，補助事業別の金額をお示しいただきたいと思います。

二つ目は，民生費も含めた８億１，２４９万７，０００円の財源について，一般財源，特定財源別にお示しをいただきたいと思います。

三つ目は，歳入の８ページ，１７款１項１目ふるさと納税災害寄附金とはどのようなもので，どのような取組が行われたのか。災害寄附金はこれで終了するのか。

四つ目は，歳入の８ページ，１８款１項１目財政調整基金３億２，６２９万９，０００円が一般財源として使用されておりますけれども，基金の総額は幾らで，今回の支出は基金の何割に当たり，残額は幾らになったのか。今後の基金積立の目標をどのように捉えているのか，考えているのか，お示しください。

五つ目でありますが，８ページ，歳入，２０款５項９目１節雑入３００万円，全国市長会防災減債費用保険金について，具体的な説明と過去に例があればお示しをいただきたいと思います。

あと六つ目，１０ページ，歳出，３款１項１目２０節扶助費，罹災者見舞金６９万５，０００円は，具体的に各地区何世帯で，どのような災害見舞金であったのか，お示しください。

七つ目は，歳出の１０ページ，３款４項１目防疫関係経費が使われておりますが，どのような防疫を行ったのか，福祉避難所はどこに設置され，利用状況はどうだったのか。

八つ目は，歳出の１１ページ，１１款２項１目土木施設災害費の小浜２８号線工事１億３，３００万円について，土砂崩れの予兆などは把握されていなかったのか。災害への道路が１本で通行止めによる孤立集落となるようなところの点検，対策はどのようになされているのか。

九つ目，１１ページ，１１款３項１目文教施設災害復旧費のサンドーム屋根，学校給食センターの災害はある程度予想され，その対策は立てられていたのか，お示しください。また今後，台風災害から施設の災害を防止するため，どのような対策が考えられるのか，お示しをいただきたいと思います。

最後になりますが，今回の補正による工事修繕の契約率は何パーセントであり，契約等がなされていないものがあれば具体的にお示しをいただきたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

財政課長（國分正大君）　おはようございます。それでは，答弁させていただきます。私のほうからは（１），（２），（４），３点説明させていただきます。

まず（１）です。単独事業，補助事業別の金額です。一般会計補正予算（第４号），３ページになりますが，第１表，歳入歳出予算補正歳出中，第１１款災害復旧費補正額８億１，１６０万９，０００円のうち，単独事業，補助事業の別の金額についてお答えします。

単独事業は４億６，６２０万９，０００円，補助事業は３億４，５４０万円となっております。

次に（２）です。一般財源，特定財源別に示せということです。同じく一般会計補正予算書７ページ，歳入歳出補正予算事項別明細書総括になります。歳出中，民生費を含めた歳出合計補正額８億１，２４９万７，０００円の財源についてお答えいたします。

８億１，２４９万７，０００円中，一般財源は３億２，６２９万９，０００円，特定財源は４億８，６１９万８，０００円となっております。

最後になりますが（４）です。財政調整基金についての御質問です。

まず，財政調整基金の総額についてでございますが，補正前の同基金の現在高は４２億１，８８４万２，０００円であり，今回補正額３億２，６２９万９，０００円を繰り入れしたことにより，補正後の同基金残高は３８億９，２５４万３，０００円となります。

なお，今回の補正額は同基金総額の約７．７パーセントに相当いたします。

次に，今後の同基金積立目標についてでございますが，まず，同基金の求めるものは，予期しない収入減や緊急的な歳出に備える財源であると考えております。このことを踏まえますと，一定額の基金確保は必要であり，これまでの災害時の経験から申し上げますと，これもですね，機会あるごとに説明していますが，一般会計予算額の１割程度は常時必要な額であろうと考えております。こちらにつきましては，特に全国的に幾らだというふうに具体的な数字とかが示されているわけではございませんが，経験値としてこれぐらい必要であろうと考えているところです。以上です。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，私のほうで（３）について答弁させていただきます。

御質問のふるさと納税災害寄附金とは，ふるさと納税サイトふるさとチョイスで緊急支援として行っている災害発生時に被災自治体等が復興のための寄附支援を募った寄附金でございます。御承知のとおり，平成３０年９月２９日及び１０月５日に襲来した台風２４号，２５号は，本市に大きな被害をもたらしました。今回，初めての取組となりますが，本市における災害の状況を全国の奄美ファンにお伝えするため，被災状況の写真などを本サイトに掲載するとともに，併せて台風災害への支援寄附を求めているところでございます。特徴といたしましては，通常のふるさと納税は寄附額の３割の返戻金を受け取ることができますが，災害寄附金においては返礼品を設けておりません。また，サイト運営に掛かる手数料も発生しないため，寄附金額がダイレクトに災害支援寄附金ということになります。ちなみに申し上げますと，補正予算作成時点では，２８件５２万６，０００円でありましたが，１２月６日，本日現在，寄附件数は４２件，寄附額は７３万６，０００円でございます。また，寄附の支援を募ることにできる期間の判断は各自治体に委ねられており，本案件につきましては現在も募集を継続しているところでございます。以上です。

総務課長（三原裕樹君）　それでは，５点目の全国市長会防災・減債費保険制度について，お答えをいたします。

この保険制度につきましては，市が行う避難所の設置費用や食料，飲料水，生活必需品等の供給，更には災害救助に当たる人件費等の一部が保険金として支払われるものでございます。全国市長会により平成２９年度に創設された保険制度でございます。保険金支払の要件といたしまして，避難勧告等の発令を条件としており，台風など自然災害の多い本市といたしましては，県内他市に先駆けて今年度，平成３０年度より新たに加入したところでございます。この制度の契約プランには３種類ございまして，本市の加入しているプランは１災害当たりの支払限度額が１５０万円，年間支払限度額５００万円というものであります。保険料の分担金としましては，基本額１２２万円と人口に３円を乗じた額の合計１３５万２，０００円を当初予算に計上しておりました。本年８月の台風１９号及び９月の台風２４号による災害が保険金支払の対象となり，１０月４日と１１月６日にそれぞれ１５０万円ずつ，計３００万円の保険金が収納されましたことから，今回，歳入として補正計上をさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても，市民の皆様の安心・安全が一番でございますが，当該保険等を活用し

た災害時の財源確保にも努めてまいりたいと考えております。以上です。

福祉政策課長（石神康郎君）　おはようございます。それでは，３款１項１目２０節扶助費，罹災者見舞金についてお答えいたします。

名瀬地区におきましては，４世帯５名へ６万５，０００円支給し，全壊が１世帯１名，半壊が３世帯４名でございます。住用地区におきましては，２５世帯４５名へ４４万円を支給し，全壊が５世帯７名，半壊が１２世帯２６名，床上浸水が８世帯１２名でございます。笠利地区につきましては，８世帯１４名に対し１９万円を支給し，全壊が３世帯７名，半壊が４世帯６名，床上浸水が１世帯１名となっております。以上でございます。

市民福祉課長（村田英樹君）　それでは，（７）どのような防疫を行ったのかについてお答えさせていただきます。

先般の台風２４号の浸水被害は，住用地区において床下浸水１７件，床上浸水１７件，計３４件となっております。建物の内訳としましては，一般家屋が４集落で１７件，公共施設が３件，商業施設が８件，市営住宅４件，教職員住宅２件となっております。これらの箇所に防疫処理として，環境衛生面や感染症の予防のため，床上浸水，若しくは床下浸水のあった建物への床面及び基礎部分への噴霧器による消毒液の散布を行っております。なお，行った消毒液につきましては，室内のほうがクレゾール石鹸液，室外が逆性石鹸であります。以上です。

高齢者福祉課長（永田孝一君）　それでは，御質問の福祉避難所の設置状況，利用状況についてお答えいたします。

まず，設置場所につきましてはあおぞら小規模多機能事業所，それから，なぎさ園の２か所の設置をいたしております。利用状況につきましては，あおぞら小規模多機能事業所につきましては，台風が直接的に影響しました９月２９日から３０日にかけて，１０２歳要介護２の独居高齢者及び認知症があり在宅酸素を利用しております７９歳要介護１の独居高齢者の２名が利用をしております。また，なぎさ園につきましては，１０月２日から６日の間，東が丘地区の土砂崩れの影響で帰宅が困難となった障害者手帳，身体障害者手帳保有の方の一時避難先として１名が利用をしております。以上でございます。

土木課長（保浦正博君）　おはようございます。それではお答えします。

土木課の管理しております市道，河川につきましては，道路陥没や河川の土砂対策などの状況も含め，過去に被災した箇所，また，道路が１本で通行止めの恐れのある箇所を重点的に通常パトロールと合わせ，台風の前後の巡回，点検を実施しております。御指摘の小浜２８号線につきましては，台風接近前の９月１８日の通常パトロールにおいても，災害につながるような土砂崩落などの兆候は確認できておりません。以上です。

スポーツ推進課長（大山茂雄君）　（９）サンドーム屋根について，答えさせていただきます。

名瀬運動公園多目的屋内運動場，通称サンドームは，平成９年，１０年の２か年にわたり，事業費約７億６，４００万円にて建設されており，建設から約２０年経過しております。さて，９月の台風２４号にて予測できないほどの風雨のため，サンドームの天井，トップ部分の排煙ハッチ装置，これは大きさにして縦横それぞれ２メーターです，が吹き飛ばされ，１か所でバウンドして幕に穴を開け，更にもう１か所の幕を突き破り，計２か所の被害が発生いたしました。横浜ＤｅＮＡベイスターズの秋季キャンプが１１月２日から１９日まで開催されましたが，キャンプ開始までにサンドームを使用できる状態にするために，急遽地元の仮設業者や本土の特殊な幕を取り扱う業者に依頼し，何とかキャンプに間に合わせることができました。この災害復旧費に約１，１００万円掛かります。議員御存知のとおり，サ

ンドームを含む名瀬運動公園施設全般につきましては，一般財団法人奄美市開発公社に指定管理しております。管理施設の危険な箇所の簡易な補修については，開発公社の責任において行います。また，管理施設の改造，増築，改築，または大規模修繕につきましては，奄美市が自己の責任において実施する区分けになっております。今回の災害につきましては，私どもの想定を超える暴風雨が原因と考えられますが，今後，災害防止のために施設の管理や不可抗力の事態にも備えるべく，指定管理者と協議しながら対策を進めてまいりますので，御理解のほどをお願いいたします。以上です。

学校給食センター所長（龍　和隆君）　（９）学校給食センターの被害について，御説明申し上げます。

今回の台風による被害について，市内でこれほどまでに被害が多く発生したことは，この台風の強さが想像をはるかに上回っていたと考えられます。給食センターにおいてはガラスの破損による被害があり，強化ガラスを採用しているということで強風でも耐えられると考えておりましたが，実際は飛散物が直接ガラスに当たり，破損して，室内へ風が入り込み，内部への被害が拡大してきたものと推測されております。今後，これ以上の強い台風などから被害を防止するための対策として，雨戸，戸袋，そういったものの設置を計画していきたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

契約・検査指導課参事（坂元久幸君）　御質問の（１０）について，御説明いたします。

御質問の工事修繕の契約率につきましては，今回，専決予算で２７課にまたがって配当されており，全体の契約率を算出するのに時間を要しますことから，現段階で回答できないことを御理解ください。工事契約のうち，補助事業分につきましては，土木施設現年災害及び農業施設現年災害ともに１２月５日，昨日ですが，１２月５日までに国の査定が終了しまして，現在，発注に向けて作業を進めているところであります。その他の市単独工事につきましても，各発注担当課におきまして設計作業を進めており，早期の発注に努めているところであります。また，修繕につきましては，主な課に問い合わせをいたしましたところ，ほぼ契約済み，あるいは契約締結の準備中との回答を得ております。主なものを申し上げますと，名瀬・住用学校給食センター関係は全て契約済み，サンドーム関係や住用の農林産物加工センター及び住用観光交流施設等に関しましても，全て契約は済んでいるとのことです。未契約部分につきましては，担当課じゃないと把握できませんが，早期の契約に努めるよう指導してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１５番（関　誠之君）　はい，御丁寧な答弁ありがとうございました。災害ですから，天災ということで，なかなか止めにくいこともありましょう，でしょうけれども，１から３の問題については，やはり災害が一旦起こると，こんなに金が掛かるんだよねと，金が掛かって，一般財源がこれだけ投入しないと原形復旧ができないんじゃないかなというようなことで，基本的はこれをどう防いでいくのかということも含めて質疑をしたつもりであります。ですから，７．７パーセントの災害のうち７．７パーセントが一般財源で出さなければいけないというようなことですが，民生費も含めて，ちょっと計算をしてみますと，やはり，起債の市の持ち分を含めますと，恐らく４０パーセント強の一般財源が使われるんではないかというふうに思います。そこで，今回は災害復旧費８億１，１６０万９，０００円のうち単独事業が，単独事業費だけで４億６，６２０万９，０００円と，５７．４４パーセントあるわけです。約３億円以上の負担を市の財政に与えることに，結果，なっておりますけれども，やはり，災害を防止することは市の財政を安全・安定して運営することになると考えますので，この災害をどのように事前に防ぐかということは，大変重要なことになると考えております。その対策について考えることは重要だと思いますが，この災害を事前に，非常に難しいことではありますが，このことについて当局の御見解があればお聞かせをいただきたいというのが一つ。

二つ目は，小浜の，後もって一般質問等でやりますから，詳しくはやりませんが，ただ，現場に行ってみますと，一度崩落して処置がなされているところで，その崩落したすぐ上の道路には，細かいクリ

ークが発していたように見えました。素人目からみますと，そういうふうに見えますけれども，そういったことを，やはり，専門家の立場，視点から見てですね，予防的な措置が取れるのか，そういったところに大きな木が生い茂って，非常に斜面が急でありますから，そういったところもどのような形で予防措置が取れるのか，取れないのかというようなことも重要ではないかなと，日頃の点検と対策が重要ではないかなと思ったところであります。これ，集約云々については，今，答弁がありましたから，是非，そういった視点で頑張っていただきたいというふうに思います。

専決の一番最後のことが，私が一番聞きたかったことですけれども，それぞれ多くて把握ができないということも，よく理解をしております。しかしながら，専決の理由は緊急を要するということで，１０月２日に専決が行われ，もう２か月以上も経っているわけですから，専決の趣旨からすれば，少なくとも入札が行われ，もちろん補助事業の手続もありますけれども，契約が完了し，また，その事業も完了しているのがあるのではないかと。また，逆に言えば，契約がなされてないというものがあるとすれば，それは少し問題だよなと，それは考えていただかなければいけないというような趣旨で質問をさせていただきました。現在の状況に対しての見解があれば，どちらがお答えになるか分かりませんが，先ほどの対策を含めた見解をお聞かせをいただきたいと思います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

総務課長（三原裕樹君）　災害全体の未然に防ぐ取組ということで御質問がございますので，私のほうから全体的な話として答弁をさせていただきます。

先ほど土木課のほうからもございましたが，事前にパトロール点検することが大事だろうと思っております。それぞれ各課，公共施設を所管しておりますので，日頃からそういった点検パトロールが大事だろうと思っています。その中で，庁内で情報を共有をして，事前に修繕が必要なものがあれば，財源も含めて事前に準備をしておくということが大事だと思いますので，そのあたりにつきましては情報を共有しながら庁内全体で対策をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

土木課長（保浦正博君）　まず一点，今回の被災の原因としましては，もちろん２４号の暴風雨による，議員も御指摘されました法面上部にあった樹木が落ちたということで表層滑りを起こして，前回，災害復旧をした法枠を巻き込んでの大規模な被災となりました。このようなことで，東が丘団地につきましては，法面に確かに樹木等が生い茂っております。今後につきましては，この法面も含めて道路等の強化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

契約・検査指導課参事（坂元久幸君）　契約率，それと契約できていないものについての原因と対策なんですが，現在，担当課へ報告を依頼しているところでございます。とりまとめ次第，御報告させていただきたいと思いますので，御理解，お願いします。

１５番（関　誠之君）　はい，ありがとうございました。忘れたころにやってくるというのが災害でありますから，緊張感をもってですね，私どもも含めて頑張ってまいりたいと思いますので，よろしく日頃の点検等，よろしくお願いをして質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第４号は，会議規則第３７条の規定によって委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，本件は，委員会付託を省略いたします。
これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，報告第４号について採決いたします。
お諮りいたします。
本件は，承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，報告第４号　専決第９号　専決処分の承認を求めることについては承認されました。

○

議長（師玉敏代君）　日程第４，議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）についてから，議案第１０６号　奄美体験交流館の指定管理者の指定についてまでの１４件を一括して議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第９３号から議案第１０６号までの提案理由を御説明いたします。
議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）の主な内容につきまして，御説明いたします。
第１表，歳入歳出予算補正につきまして，まず，歳出の主な内容を申し上げます。
今回の補正は，関係する費目に人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を計上いたしております。
総務費につきましては，総務管理費において教育施設冷房設備整備費の一般財源負担額を確保するため，減債基金積立金３億２，９８１万４，０００円を計上いたしております。
民生費につきましては，社会福祉費において介護給付等事業費などの障害者福祉費に要する経費として３億４，２７０万８，０００円を追加計上するほか，生活保護費において過年度分国庫支出金超過受入返還金３，５０３万８，０００円を計上いたしております。
教育費につきましては，教育総務費において各小・中学校及び公立幼稚園の冷房設備整備に要する経費として１１億１，１００万円を新たに計上いたしております。
次に，歳入の主な内容について御説明いたします。
市税につきましては，今年度の見込額に対する所要額を計上いたしております。
その他，歳出に要する財源として，国庫支出金５億１，７３８万円，県支出金が９，８４１万９，０００円，繰越金１，５４８万８，０００円などを追加計上いたしております。
以上が歳入歳出予算の主な内容でありますが，今回の補正で１９億４，６２８万３，０００円を追加することにより，平成３０年度奄美市一般会計予算の総額は３７７億７４７万６，０００円となります。
次に，第２表，債務負担行為の補正につきましては，廃棄物処理収集委託業務及び奄美体験交流館指定管理料の期間並びに限度額を設定するものでございます。

また，第３表，地方債補正につきましては，事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第９４号　平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして，御説明いたします。

歳出につきましては，人事院勧告等に伴う人件費を関係する費目において計上するとともに，総務費におきましては産休代替臨時職員賃金を追加計上いたしております。

歳入につきましては，人件費及び事務費の補正に係る一般会計繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１６７万２，０００円の増額となり，平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は５６億３，６０９万７，０００円となります。

次に，議案第９５号　平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費において臨時休業に係る人件費を減額計上するとともに，歳入につきましては，国庫支出金，県支出金及び繰入金において歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正により，歳入歳出それぞれ５７万円の減額となり，平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算の総額は４８億３，２４７万３，０００円となります。

議案第９６号　平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，人事院勧告に伴う人件費を計上するとともに，総務費の一般管理費におきまして消費税確定により公課費を減額計上いたしております。

次に，事業費の建設費におきまして，事業費の確定に伴い工事費を減額計上いたしております。

歳入につきましては，前年度剰余繰越金の確定により繰越金を増額計上し，一般会計からの繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正により，歳入歳出それぞれ３，３５０万３，０００円の減額となり，平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は２０億３，７２８万７，０００円となります。

議案第９７号　平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして説明いたします。

歳出につきましては，人事院勧告に伴う人件費を計上するとともに，事業費の建設費において笠利地区の事業費の確定に伴い委託料及び工事費を減額計上いたしております。

歳入につきましては，笠利地区の事業費の確定に伴い，県支出金及び市債を減額計上いたしております。

今回の補正により，歳入歳出それぞれ４，９６９万５，０００円の減額となり，平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は２億９，３２８万１，０００円となります。

次に，議案第９８号　平成３０年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，収益的支出において材料費３３１万８，０００円を増額計上し，修繕引当金１，０００万円を減額するなど，５８７万５，０００円を減額計上いたしております。

また，資本的支出につきましては，建設改良費において給与改定に伴う人件費や朝日地区簡易水道区域拡張事業の工事請負費の増額計上等に伴いまして２億６，１９９万３，０００円を増額計上いたしております。

歳入につきましては，資本的収入において自衛隊駐屯地水道施設整備に伴う負担金を含めまして２億７，３１０万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，資本的収入額が資本的支出額に対して不足する３億１５６万６，０００円は，損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第９９号　奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，選挙運動用ビラの作成に要する経費の公費負担に係る所要の規定を追加しようとするものでございます。

議案第１００号　奄美市地と知の交流拠点施設条例の制定につきましては，現在，安勝町撚糸工場跡地で整備を進めております奄美地区を中心とした世代間交流や，地元学生と各種団体との交流を促進する拠点施設について，所要の規定を定めるものでございます。

議案第１０１号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第１０２号　奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，平成３０年度の人事院勧告が公表されたことに伴い，給料表の見直し及び期末勤勉手当の率の改正など，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第１０３号　工事請負契約の変更契約の締結につきましては，奄美市本庁舎新築工事において間接費の設計変更に伴い変更契約を締結するため，議会の議決を求めるものでございます。

次に，議案第１０４号　奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定についてから，議案第１０６号　奄美市体験交流館の指定管理者の指定についてまでの３件につきましては，当該，各公の施設の指定管理者を指定することについて，地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上を持ちまして議案第９３号から議案第１０６号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決してくださいますようお願い申し上げます。

○

議長（師玉敏代君）　日程第５，議案第８１号　平成２９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算等審査特別委員長（橋口耕太郎君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。公明党の橋口耕太郎です。

平成２９年度一般会計決算等審査特別委員会報告を申し上げます。

平成２９年度一般会計等審査特別委員会は，去る１０月３日，４日，５日の計３日間開催し，本会議において付託されました議案第８１号　平成２９年度一般会計歳入歳出決算認定において，１件の審査を行いました。

審査の結果につきましては，お手元に配付した審査報告書のとおり，全会一致で原案のとおり認定すべきと決しました。

以下，審査の過程で出された主な質疑について御報告いたします。

審査の冒頭，財政当局より財政全般について説明があり，重複を除いた歳入歳出の予算額は５０５億９，５１９万１，８９６円，対する歳入決算額は４７３億６，８５１万２，８４４円，歳出決算額は４６６億４，０５８万９，６３２円，歳入歳出差引額は７億２，７９２万３，２１２円の黒字となっている。国保会計は３億９，９３８万９，９２０円の赤字となっている。普通会計決算分析表について，平成２９年度歳入決算額は３４７億２，３５８万８，０００円で，対前年度比１５億８，０４３万４，０００円の増となっている。主な要因として，地方税が９，４２３万１，０００円増額となったほか，基金繰入金が３億６，８９５万４，０００円の増額。大型事業等に要する財源として地方債が１３億９６０万円増となったもの。各種交付金は地方消費税交付金等の増額により４，６６１万９，０００円の増額，普通交付税は合併算定替による段階的縮減措置等の影響により１億９，３２２万９，０００円の減となった。特別交付税については，台風災害等が発生したこと等により３，３０３万３，０００円の増となり，地方交付税合計で１億６，０１９万６，０００円の減となった。国庫支出金，県支出金については，特段の増減はないとのこと。繰入金は主に地方創生関連事業等に係る地域振興基金からの取崩し

１億２６２万２，０００円，災害復旧事業に伴う取崩し３億２，１００万２，０００円の増など，合計で３億６，８９５万４，０００円の増となった。その他では，寄附金や財産収入などにより５，８１１万円の増となった。

歳出決算額は３３７億４，６０７万２，０００円で，対前年度比１５億６，７９４万１，０００円の増となっている。内訳として，義務的経費で対前年度比５，０８３万４，０００円の増，扶助費は７，７８０万３，０００円の増，公債費についても新たな元金償還開始に伴い７，７４０万７，０００円の増，義務的経費総額では対前年度比２億６０４万４，０００円，１．２パーセントの増となっている。投資的経費は本庁舎建設や学校給食センターなど，大型事業や単独災害が増えたことにより投資的経費総額は対前年度比１２億７，４８１万４，０００円，３１．４パーセントの増となった。その他の経費では，各費目で増減はあったものの総額では対前年度８，７０８万３，０００円，０．８パーセントの増となっている。それにより，形式収支は９億７，７５１万６，０００円となり，対前年度１，２４９万３，０００円の増，形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源１億４，４３３万６，０００円を除いた実質収支は８億３，３１８万円となり，対前年度実質収支との比較となる単年度収支は９，３３６万円の赤字となった。この単年度収支に財政調整基金積立金の２６２万１，０００円と繰上償還金を加え，財政調整基金の取崩し額４億２，９５５万６，０００円を除いた実質単年度収支は５億１，６６９万５，０００円の赤字となった。

財政力を示す指数について，経常収支比率は９１．５パーセントで，前年度より１．１ポイント悪化，財政力指数は０．２７で，前年度と同数値，実質公債費率は９．２パーセントと前年度より０．２ポイント悪化，将来負担比率は５１．５パーセントで前年度より０．４ポイント改善されたとのこと。積立金現在高は，対前年度７億４，５２６万１，０００円増の１４２億７，５９７万７，０００円，うち財政調整基金は同じく４，６６６万５，０００円増の３９億７，４７７万２，０００円，地方債現在高は同じく１６億７，７９２万４，０００円増の３９３億７，９１２万３，０００円となっている。実質公債費比率及び将来負担比率，いずれも早期健全化基準を下回っているとの決算概要の説明でありました。

財政全般についての説明の後，１款議会費から２款総務費，１項総務管理費，１４目庁舎建設事業費までについて，当局より補足説明がありました。

まず，財政全般について，委員より，２９年度経常収支は黒字だが単年度収支は赤字，また，財政力指数がかなり低い。財政力指数を高めるための考えについて質疑があり，当局より，相反する話になるが，財政力指数が良くなると普通交付税が落ちることになる。現実問題として３５パーセント普通交付税が占めているという中での，どの方向に行けば今の奄美市にとっていいのか，奄美市の地理的，社会的条件を含め，なかなか一概に１を目指すとはいえないとの答弁がありました。

また委員より，実質収支，単年度収支が２年連続の赤字となっている。どう改善していくのかとの質疑があり，当局より，毎年，実施計画に基づく財政計画を作って見通しを立て，それに近いものを目指しているが，災害があったり，想定外のことが起こるとそこに財源が行ってしまう。ただ，大型事業が終わると落ち着く時期がくるので，もう少し見守ってもらいたいとの答弁がありました。

１款議会費については，特段の質疑はありませんでした。

２款総務費について，委員より，ＦＭ回線設置費について質疑があり，当局より，ＦＭ回線設置費については，地域コミュニティＦＭは災害時において非常に細やかな災害情報を市民へ周知するのに役立っている。現在は有線１本しか担保がなく，断線すると放送が止まってしまうため無線による通信回線を設置して，どちらかが止まっても災害状況の放送ができるよう担保したものとの答弁でありました。

また委員より，奄美出身者がどれほどふるさと納税をされたかのデータはとの質疑があり，当局より，全体の出身者の割合は８パーセント，件数の割合も８パーセント，金額の割合は５パーセントとなっていて，前年との比較では横ばいが続いているとの答弁がありました。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，２款総務費，２項徴税費から６項監査事務局費までの補足説明があり，市税全体で徴税額４２億５８５万８，１９０円，収入済額は３９億４，６８７万２，５４９円となっており，それぞれ前年に比べ増額。また，収納率は現年度分は上昇，滞納繰越分は下降したが，全体では前年度を０．８ポイント上回り９３．８４パーセントになったとのこと。

委員より，市税が対前年度より増えているが，その要因は経済が浮揚していると考えてよいのかとの質疑に対し，当局より，世界自然遺産登録，西郷どん，ＬＣＣ効果等で交流人口が増加している点がプラス材料になっていると感じている。有効求人倍率，求人の状況でも平成２９年３月末時点で１．０４倍，本年４月も１．１２倍と好調で，併せて税の収入も大きく伸びていることから，景気も順調に回復していると考えているとの答弁がありました。

そのほか多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，３款民生費，１項社会福祉費について，当局より補足説明があり，委員より，社会福祉総務費の臨時福祉給付金の支給率について質疑があり，当局より，対象者は２８年度と同じで１万２，７１７名，その１万２，７１７名に対する支給率は９８．１パーセントとなっているとの答弁がありました。

また，社会福祉協議会への貸付金の現状について質疑があり，当局より，２９年度は一般貸付２件，特別貸付４２件，合計１０９万１，６００円，平成２７年度から件数，貸付額ともに伸びていて，平成３０年８月末で４４件，１１５万１，０００円との答弁がありました。

また委員より，お達者御長寿応援事業の成果について質疑があり，当局より，平成２８年度から実施している事業，支給は５，０００円で対象は市内交通機関，バス，タクシー，入浴施設や健康施設でも利用できる。発行率も年々上がっていて周知が図れていて，利用率も上がっているので成果は出ていると認識しているとの答弁がありました。

また委員より，介護給付事業費と障害児給付事業費について，全体の財政も考え，うまく統合して減らすことは考えられないかとの質疑に対し，当局より，障害児の福祉費で３３パーセント伸びていることは認識している。内容に関しては一つ一つ精査して給付している。その中で，他の社会的資源や介護保険事業の上乗せなど検証を行いながら新たな提案を行っているとの答弁でありました。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，３款２項児童福祉費から４項災害給付費について補足説明があり，委員より，生活保護費の不正受給の返還金について質疑があり，当局より，７８条の返還金ついては２９年度４０件，内訳は稼働収入の未申告，過少申告，各種年金や福祉各法に基づく無申告等で課税突合や福祉事務所の内部調査で判明したとの答弁がありました。

また委員より，母子家庭自立支援給付金事業の高等技能訓練促進事業で就職につながったケースについて，正規，非正規どちらが多いか質疑があり，当局より，２１年度からの事業で，これまで利用者が３８名，そのうち２６名が終了し，看護師２１名，介護福祉士，保育士が３名，小学校教諭が１名，正規，非正規までは把握できていないとの答弁でありました。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，４款衛生費について補足説明があり，名瀬崎原地区飲料水供給施設整備事業補助金の補助率などについて質疑があり，当局より，崎原地区の水道を管理する組合への貯留施設建替の補助金で２分の１補助となっている。水道課の管轄ではないので直接的な検査や指導をすることはないが，水源についての水質検査は年１回実施している。保健所や県が，報告も含め，組合に対して指導をしているとの答弁でありました。

その他，数件の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

２日目の質疑を続行し，１日目に保留していた２款１項１５目地方創生推進費について，委員より，大学等設立可能性調査事業について質疑があり，平成２８年度から大学設立等可能性調査という調査事業を実施，平成２９年度に有識者会議を実施し，意見具申がありました。大きく二つの提案があり，一つ目は，短期的な取組として複数の大学と自治体が連携して設置をする共同キャンパス，二つ目は，中

期的な取組として観光等に特化した国際大学を国・県・市町村が協力して設置すべきとの提言をいただいているとの答弁がありました。

委員より，着地型旅行商品造成事業について，具体的な内容と，どのような旅行商品が造成されたかについて質疑があり，当局より，大きく五つの事業を実施，一つ目がまち歩きの需要把握で三つのコースを造成，２番目に新たなまち歩きコースの素材の発掘，３番目に旅行エージェントを活用した笠利地区における体験ツアーの実施，４番目に外部講師を招いて商品づくりのポイントの講義やモニターツアーなどの実施，５番目にウエブページあまみっけでのＰＲなどを実施しているとの答弁でした。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，２款１項１６目ふるさと納税等活用事業費について，委員より，あやまる岬観光公園遊具整備事業の備品購入費について質疑があり，当局より，あやまる岬観光公園に配備しているファンシーサイクルの更新で，１０台の費用合計４００万円を支出している。１台当たりの値段が２２万円から３９万円と高額で，自転車というより遊具なので，１台当たりが高額となっているとの答弁でありました。

また委員より，飼い猫のマイクロチップ装着支援事業について質疑があり，当局より，平成２９年度飼い猫の登録数は２，６１０頭，マイクロチップを装着したのが５５９頭，装着率で２１．４パーセントとなっているとの答弁でありました。

また委員より，教育寄附金ＩＣＴ整備事業のうち書籍購入費がどの程度占めているかとの質疑があり，個人寄附者からの強い要望で名瀬地区の１４小・中学校へそれぞれ１００万円配分し，合計１，４００万円の書籍を購入しているとの答弁がありました。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，５款労働費について当局より補足説明があり，委員より，シルバー人材センター運営事業で会員１人当たりの受注件数について質疑があり，当局より，会員数に対して仕事に就いた率は７４．２パーセントで，受注件数は２，２６６件，延べ人数は１万９，３７３人で，同じ方が何度も仕事をしているケースがある。同じような仕事で慣れている方が受けるケースが多い現状にある。今後，講習会等でシルバーの方の活躍の場を広げていきたいとの答弁がありました。

その他，数件の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，８款１項土木管理費から６項住宅費について当局より補足説明があり，委員より，緊急地方道路整備事業の伊津部勝・名瀬勝・小湊線について質疑があり，当局より，平成３３年完成を予定しているが，用地取得が難航しており，こちらがスムーズにいけば可能と考えているとの答弁でありました。

また委員より，都市計画マスタープランについて質疑があり，当局より，都市計画マスタープラン策定委員会を１７名の委員で構成し，平成２８年，２９年度の２か年にかけて議論し，都市計画マスタープランを作成，４月１０日に市長に対して報告答申を行ったもの。この都市計画マスタープランは平成３０年度から４９年までの２０年間と長期にわたる計画で，時代の変遷もあると思うが，都度，見直しを図りながら教科書的なものでこの指針に沿って努めさせていただきたいとの答弁でありました。

また委員より，河川管理費の施設管理運営等業務の委託料１，７７７万１，０００円について質疑があり，当局より，これは河川の伐採等について奄美市開発公社へ業務を委託しているもので，土木課が管理する名瀬地区の７５本の河川と８７３本の水路を開発公社へ業務委託で管理をお願いしているものとの答弁でありました。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，６款１項農業費から３項林業費までについて当局より補足説明があり，委員より，里山林機能回復事業業務及び松危険木除去についての質疑があり，当局より，大島本島内においては松くい虫の被害量が減少しており，終息に向かっていると認識している。枯損木の状況については，２９年度に名瀬地区で１８３立法メートル，住用地区で１０３立方メートル，笠利地区で８０立方メートル事業を行っている。新たな松くい虫の発生は見られず，名瀬，住用地区では若い松が生えつつあるとの答弁がありました。

また委員より，農業共済の加入率についての質疑があり，当局より，共済の加入率は本年度２２．１パーセント，昨年度が２５．６パーセント，その前が２８．４パーセントと若干の落ち込みがある。今，国のほうで保険制度をやっていて，平成３１年１月から加入が開始される。これは収入保険制度ということで，単独の作物だけではなく，一人の全体的な経営の中での保険制度が新しくできたので，果樹の振興，サトウキビの共済加入も含め新制度を推進し，広報や研修会等で周知を図りたいとの答弁がありました。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，６款４項水産業費から７款商工費までについて，当局より補足説明があり，委員より，タラソ奄美の収支状況について質疑があり，当局より，平成２９年度の収支については，収入合計が５，８１２万６，１８１円，支出が６，９４６万８，９３５円で１，１５２万２，７５４円の赤字となっている。原因は会員数の減少，会費，入館料などだが，施設利用料の収入減が大きな要因。また，自主事業のレストランが休業し，自主事業も前年比マイナス３０３万３，４８７円の減少も要因となった。支出については，水道光熱費が１６６万５，４４９円と大幅に増えたことが要因との答弁がありました。

続けて委員より，この施設は市民にも好評で喜ばれる施設だが，指定管理料という税金を投入し赤字を計上し続けるというのはどうかと思うが，当局の考え方はという質疑に対し，当局より，実際，今現在において赤字を計上しているが，本社が東京にあり，全国の似たような施設の管理をしている会社なので，会社全体として考えているものと思っている。もし，このままでは運営ができないということであれば，再度，プロポーザルあるいは市直営などを考えていかなければならないと思うとの答弁でありました。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

三日目の質疑を続行し，９款消防費について当局より補足説明があり，委員より，消防困難活動地域の改善について質疑があり，当局より，名瀬市時代に１４町２６か所の危険地域を指定。道路の拡張工事が図られ，平成２４年から１３町２２か所の指定地域なっている。老朽化した家屋の撤去等で困難地域も改善しつつあるとの答弁がありました。

また委員より，各家庭の火災報知機の設置率について質疑があり，当局より，大島地区消防組合管内で８１．７パーセントとの答弁がありました。

その他，数件の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，１０款１項教育総務費から４項幼稚園費について当局より補足説明があり，委員より，スクールカウンセラー配置事業について質疑があり，当局より，市のカウンセラーが１名，県からの派遣が５名で，名瀬地区を中心に年間２００回ほど訪問している。悩みのある生徒の相談や，どうしても教室に入れない生徒について，ふれあい教室などを通じて手厚い対応を行っている。また，スクールソーシャルワーカーも名瀬地区を中心に９名配置，１名を統括コーディネーターとして配置。奄美市は他市に比べ多い人員の配置となっているとの答弁がありました。

また委員より，幼稚園の市内各地の保育料について質疑があり，当局より，合併前の保育料がそのまま反映している。平成２９年度に公立幼稚園あり方検討委員会を立ち上げ，笠利地区の赤木名幼稚園と保育所が統合して認定こども園に移行する時に，保育料の一元化の方針を出しているとの答弁がありました。

その他，多くの質疑がありましがが，この際，省略いたします。

次に，１０款５項社会教育費から６項保健体育費について当局より補足説明があり，委員より，奄美市総合体育館，太陽が丘・体験交流館ともに利用者数が減少しているが，原因はとの質疑があり，当局より，若年層の人口が減少していることが大きな要因。今後，高齢者が増える傾向にあり，そこに対する施策を行い，利用増につなげたいとの答弁がありました。

また委員より，給食センターの納入業者の選定等の在り方，評議会の役割，納入業者協議会の性格等について，奄美市が協議会へ丸投げしている疑惑があるとの質疑があり，当局より，納入業者について

は公募し，センターで添付書類を確認し，学校給食運営委員会で諮り，決定している。質問の丸投げしているという疑いについては，どこから出てきたかは疑問。今回の納入業者については，広く公募し，それにより登録された業者を採用しているので，問題ないとの認識をしているとの答弁でありました。

その他，多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，１１款災害復旧費について当局より補足説明があり，数件の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，１２款公債費と１３款予備費について当局より補足説明があり，委員より，地方債の現在高について４００億円に近付いているが今後の推移についてとの質疑があり，当局より，現時点でのピークは平成３８年度を見込んでいる。委員会の冒頭でも議論したが，標準財政規模が約１６０億円，これに対し決算が約３００億円を超えている。今現在，多くの事業を必要であるから実施をしている。もし今後，締めていくとなれば事業の見直し，単独事業を減らすなどで即効性はあるが，その時々を見て判断していくということを本委員会の冒頭申し上げたところとの答弁がありました。

そのほか数件の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

最後に，実質収支に関する調書並びに財産に関する調書，基金の運用状況調書について当局より補足説明があり，委員より，実質収支に関する調書について，少し残高が多いのではないかとの質疑があり，当局より，標準財政規模を実質収支で割った数字は，おおむね３パーセントから５パーセントが望ましいとなっており，今回は４．９パーセントでその範囲内になっている。歳入を厳しく見ている部分も大きいと思う。また，事業を執行する中で，災害や国の制度の変更等で事業の執行が遅れる場合もある。３月議会の補正予算の期限が１月の第１週ということもあり，その後の調整ができないので，財政課としても３月の補正予算には不用額を出さない，無駄な予算は組まないと調整をお願いしているとの答弁がありました。

その他，数件の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

以上で平成２９年度一般会計等審査特別委員会の報告を終わります。御質疑がございましたら他の委員の協力を得て答弁しますので，よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は，認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第８１号　平成２９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については，認定されました。

暫時休憩いたします。（午前１０時４６分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１１時０５分）

日程第６，議案第８２号　平成２９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから，議案第９２号　平成２９年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの１１件を一括して議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計決算等審査特別委員長（多田義一君）　おはようございます。御報告申し上げます。

特別会計決算等審査特別委員会は，１０月の３日，４日の２日間開会し，慎重に審査を行いました。

本委員会に付託された議案第８２号　平成２９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから，議案第９２号　平成２９年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの１１件は，お手元に配付してあります報告書のとおり，全て認定及び可決すべきものと決しております。

主な質疑を御報告いたします。

初めに，議案第８９号　平成２９年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，現年度分と過年度分と合わせて未収金３，７００万円とあるが，何名分なのか，返済はどうなっているかとの質疑があり，当局より，起業奨学生分で４名，滞納金額で１８９万５，０００円，教育奨学金で１１７名が滞納となっており，電話での呼び掛けや文書の発送，今年からは滞納に力を入れていくということで，訪問等を３支所で取り組んでいる。相手に現状を把握してもらい，共通理解を図り，スムーズな償還につなげたい。また，収入の不安定な部分もあるので，柔軟に対応し，時間をかけても償還してほしいとのこと。

委員より，毎年不用額が生じているが，課題があるのか。また，周知方法についての質疑があり，当局より，その都度補正を組むのではなく，ある程度枠を持った上でいつでも対応できる状態であるため，これが予算に表れている。至急，審査をするため，今までは審査会を各学校の校長先生が３名，全体で１４名の委員構成であったが，すぐに対応できるように教育委員会の委員と福祉部長と事務局長などの７名の構成にしてスムーズな借入に対応している。周知についてはホームページと広報紙，中学校と高校に直接話をしているとのこと。

そのほかにも保証人が返済をしているケースについて，また，島外の徴収について，起業奨学生についてなどの質疑がありましたが，省略をさせていただいます。

次に，議案第８７号　平成２９年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，４０年という歳月が経ち管路の劣化が進んでいるが，清掃の委託業者は何社なのか。２９年度は７．５キロとなっているが，何年を想定しているかとの質疑があり，当局より，清掃業者は笠利で１社，名瀬で２社となっており，７．５キロのうち名瀬で６．５キロ，笠利で１キロとなっている。笠利は６年で回れるが，名瀬は１０年で回れないような現状であるとのこと。

委員より，下水管の耐震化率はとの質疑があり，当局より，耐震化の工事を２４年度から行っており，名瀬の下水道管は約１３９キロあり，現在まで行っている耐震延長は８９３メーターで，耐震化率は０．６パーセントとなっている。現在は長寿命化に代わるストックマネジメント事業を導入し，３０年度に調査をしているのでその結果を踏まえ，年次的に計画していくとのこと。

委員より，ほかにも笠利の水洗化率の件，下水道接続に対しての補助金の件など質疑がなされました。

最後に，会計検査院の指摘により杭工事に関する負担４，０００万円に対して，今後，このようなことがないようにしてほしいとの意見があったことも報告しておきます。

次に，議案第８８号　平成２９年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，最適整備構想作成業務の内容はとの質疑があり，当局より，内容としては機能診断の結果を基に施設の劣化予測を立て，維持管理を含めた改築更新計画を作成し，コスト低減のストックマネジメント計画を立てる業務で，平成２９年度は６か所行い，処理施設の用，名瀬勝，山間，知名瀬，宇宿，大川の機能診断を基に各施設の老朽化の度合いによって適切な整備構想を作成したとのこと。

そのほか，特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第９２号　平成２９年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，施設の改良更新に多額の経費が見込まれるが，更新事業はどの程度あるのか。また，予算はとの質疑があり，当局より，昨年度策定が終わったが，工事はまだ行っておらず，末広・港区画整理事業とか，マリンタウン事業と連携しながら一部の基幹路については更新に着手しており，割合としては少ない状況で，更新計画の報告では全延長を更新すると，約１９１億円という数字が出てきており，一緒にはできないので優先度を決めて，年次的に対応する方向で検討しているとのこと。

委員より，今後は償還が発生し，合わせて人口が減っていく中，必然的に値上げなど考えられるか。公債費のピークは何年後かとの質疑があり，当局より，現在，企業債で２６億円ほどあり，平田浄水場で約３０億円の事業費でしたが，補助金，出資金，自己資金を使って起債を約６億円に抑え，できる限り起債を抑えていこうと考えていますが，１０年後ぐらいがピークで３０億円を超えるのではないかと考えている。給水人口の減ということで，外に攻めていかないといけないということで，船舶給水など，奄美の水がより安全ですというＰＲ活動をしていきたいと考えているとのこと。

また委員より，水道料金はまだコンビニ収納はできないが，今後の見通しはとの質疑があり，当局より，市税等は既にコンビニ収納に対応しており，その際，水道料金も検討したが，費用対効果の面で見送った経緯がある。しかし，時代の流れや他の自治体も導入しているところが多いことで，来年度以降導入する方向で，できるだけ早い時期になるよう行っていくとのこと。

そのほかにも資産減耗費の件，福祉減免の件など多くの質疑がなされましたが，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第９１号　平成２９年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，減少するのは理解できるが，加入率も低下している。要因はとの質疑があり，当局より，単なる人口減が要因ではないと考えており，年代別に分析をすると，２０代から６０代の加入率が低いという結果が出ており，民間の保険に入っているので加入されていないという見方もしているが，市民の相互の助け合いの制度ですので，広報活動を続けていきたい。名瀬地区が７，２２５名で加入率２０．１パーセント，住用地区が４２７名で加入率が３３．６パーセント，笠利地区が１，９５９名で加入率が３４．５パーセントとなっているとのこと。

そのほかにも質疑がありましたが，省略をさせていただきます。

次に，議案第８２号　平成２９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，多受診者の訪問指導とあるがとの質疑に対し，当局より，１か月のうち１０日以上，レセプトの枚数が３枚以上，多くの医療機関にかかっていたり，日数が多かったりする方を対象に，２９年度は４８名に延べ回数で４０７回訪問を行った。

委員より，１人当たりの医療費の中の疾病において，どのような病気が多いのかとの質疑に対して，２９年度で入院，外来のみの内訳になるが，全体で３９億円の医療費に対し，多いものが循環器系の疾患，高血圧とかも含め５億６，０００万円を占めており，次に，精神及び行動の障害が５億２，０００万円，次に新生物，がんが５億４，０００万円，この三つで約１６億円程度を占めている。次に，人工透析を含めた疾患が４億円，整形外科関係が４億円となっており，近年の現状としてがんの医療費が伸びており，５年前と比べて２億円ほど増加。循環器系の疾患，精神及び行動の障害は若干減少傾向にあ

るが，がんとともに整形外科関係も伸びてきている。

委員より，累積赤字が減っているようだが，要因はとの質疑に対して，２７年度から２９年度は減っている。主な要因としては，２７年度から国が公債費負担の充実を図って，この影響が奄美市でも５，０００万円から６，０００万円程度あったものと考えている。また，収納率が低いときと比べて５パーセント以上改善していることで，財政効果があることが要因と考えているとのこと。

委員より，被保険者数が年々減ってきているがその要因はとの質疑に対して，ここ数年は毎年５００から６００名ほど減っていますが，転入転出に伴う増減は転入が上回っており，約１３０名転入が多い。社会保険の加入と離脱は，加入が２４０名ほど上回っている。生活保護の開始については，開始が６０名ほど上回っている。出生と死亡については死亡が１０名ほど上回っている。原因として大きいのは，７５歳到達の後期高齢者への移行で３９７名が制度に移っているとのこと。

その他，多くの質疑がなされましたが，省略をさせていただきます。

次に，議案第８３号　平成２９年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，市が医師を雇用するということができるのかという質疑に対して，現在，委託契約を結んでいる医者は市の職員で，定年退職の時点で新しい人を探すのが難しい現状の中，本人が委託として給与同等の額であれば継続していいということで，委託契約という形になっている。市が直接医師を雇用するのは可能だが，どれだけの需要があるかの総合的な判断で考えるべき問題であると考えているとのこと。

委員より，笠利診療所は公設民営だが，運営状況はとの質疑に対して，２８年度は外来数が１万７，６１２名，訪問で２，９５２名，２９年度は外来数で１万７，７３０名，訪問が２，６１７名となっており，外来患者数が増えている現状であるとのこと。

そのほかにも質疑がなされましたが，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第８４号　平成２９年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，被保険者が６，１５５名ということだが，この推移についてはどのように推計しているのかとの質疑に対して，奄美市は昭和２８年の復帰世代前後が一番多い人数となり，この方々が今年６５歳，１０年後には７５歳に，この先１０年間は７５歳以上が増えていく見込みで，平成３７年２０２５年問題といわれる時代には，総人口３万８，２５８名，６５歳以上は１万４，０６９名，割合にして３６．８パーセント，そのうち７５歳以上が７，６８６名という見込みで，これからは後期高齢者が増えていく構造となっていくとのこと。

その他には質疑はございませんでした。

次に，議案第８５号　平成２９年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，総合事業の移行期間ということだが，体制づくりは進んでいるかとの質疑に対して，運動会の地区ごとに分けて，地域支え合い体制づくりを行っており，市全体で第１層の方のコーディネーターのほうを配置しまして，地区ごとに生活支援コーディネーターと，それを担う協議体のメンバー，それを下支えする各事務局を地域ごとに配置して，支え合い体制地域づくりを行っている。上方地区においては地域の子供たちを見守りする活動を取り組み始め，金久地区においては防災の観点から早朝に住民とコーディネーターが集まって確認を行ったり，上方地区ではごみ出しの支援を小学生が行うなどの地域地区ごとに工夫をこらして行っているとのこと。

委員より，不納欠損に至った理由について質疑があり，当局より，２５年度の保険料で１，１６３万６，５００円，２６年度が１，０６９万８，２００円，２７年度が１，１４０万１，４００円で，処分理由で一番多いのが支払い能力がないということで，この方々が２５２名，他には転出をしたまま未払いであること，あとは死亡などの理由となっているとのこと。

委員より，特養，老健などの慢性的な待機があると思うが，ベッド数を増やすとかの予定は，第７期ではなかったのかとの質疑に対して，第７期の策定委員会でも話をしておりますが，施設は保険料の高

騰を呼ぶものと思っていますので，そこは慎重な議論が必要と考えている。ただし，待機者が毎年，県の調査で全ての施設，大体２００名，重複したのを除いて純粋な数でいまして，医療リスクの高い方はなかなか入所できない。病院のほうに入院するといったこともありますので，それらを含めて全て介護施設で見るべきかの議論の余地があると思うが，３年間は施設を増やさないという方向で決まったので，第８期計画の中で議論をしていきたいとのこと。

そのほかにも質疑がありましたが，省略をさせていただきます。

次に，議案第８６号　平成２９年度奄美市訪問介護特別会計歳入歳出決算認定については質疑がございませんでした。

次に，議案第９０号　平成２９年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について。

当局より補足説明があり，委員より，２９年度にと畜場を利用した業者とその数はとの質疑に対して，主に利用しているのは市内の精肉店で６店舗ほどあり，その精肉店が主な利用者となっている。あとは法人として２法人が利用しているとのこと。

その他，特段の質疑はございませんでした。

以上で報告を終わりますが，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので，よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

通告のありました日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　こんにちはの時間になりましたけれども，日本共産党の﨑田信正です。

私は特別会計のうち議案第８５号　平成２９年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について，及び議案第９２号　平成２９年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についての２件について，反対の立場で討論を行います。

この２件については，これまでの予算委員会及び決算委員会でも，住民の生活を守り，支えるために行政として行うべきとの立場で討論を行ってまいりました。今回も，住民生活を鑑みたとき，ますますこの必要性を痛感しているところです。

まず，議案第８５号の介護保険特別会計ですが，これは３年ごとの見直しで保険料は上がり続けております。特に低所得者の保険料の負担が大変重い，このことが大問題です。第６期の基準額では県内１９市で最も高い６，４００円になっております。県内全ての自治体の中でも２番目という高さです。ちなみに一番高いのはお隣の瀬戸内町６，３００円でした。ちなみに平成３０年度からの今ですが，第７期ではこれが更に負担額が増すという状況です。この実態を見ただけでも少ない年金から多額の保険料天引きをする介護保険制度の欠陥というものが浮き彫りとなっていると思います。介護保険料は月額１万５，０００円以上の年金があれば，生活状況がどうであっても天引きをされます。平成１２年度の介護保険制度発足当時の国民年金の満額受給額は８０万円を超えていたんです。８０万４，２００円。現在は，７７万９，３００円に引き下げられており，しかもこの間，平成２６年に消費税が５パーセントから８パーセントに増税されている。利用できるサービスも特別養護老人ホームへの入所条件が要介護で１から３に引き上げられるなど，サービス制限ともいえる状況が広がっております。奄美市の保険料区分は標準９段階ですけれども，もっと区分を多段階に増やして，低所得者対策に取り組んでいる自治体も少なくありません。また，独自減免に取り組んでいる自治体もあります。市民の生活状況を考えた

とき，これらのことに積極的に取り組むことが必要だと申し上げ，この決算認定に反対をいたします。

次に，議案第９２号，水道事業会計です。これも繰り返し生計費非課税の原則に照らせば，水道料金への消費税課税は認められない。市民の生活実態から他の自治体などが実施をしている福祉減免の必要性を明らかにし，実施を求めてまいりましたが，これも介護保険同様，何ら改善されないまま現在に至っております。一方，決算を見ますと，利益剰余金は過去の利益剰余金と比較すれば若干減少はしております。それでも１億円近い９，８３７万４，７２３円を計上いたしました。剰余を減少させた一番の要因というのは，平成２７年度の決算では２４９万１，５１３円だった資産減耗損が，実に４３倍以上の１億８００万６，６３２円計上されていることにあります。この資産減耗損というのは一時的なものであり，継続してこのような額が計上されることはありません。将来的な水道会計の見通しを立てることももちろん必要でありますけれども，年金受給額の引き下げや保護費の切り下げ，消費税が５パーセントから８パーセントに増税をされ，更に来年１０月には１０パーセントへの増税が計画をされております。収入の増加が見込まれない年金生活者や，生活保護受給者たちの市民生活を考えたとき，福祉の向上が自治体の取り組むべき第一義的な課題です。だからこそ，福祉減免制度の創設など，改善がなされていない状況で，本決算を認定することはできないと申し上げ，反対の討論をいたします。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって，討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

採決は，これを分割して行います。

まず，議案第８５号　平成２９年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は，認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第８５号は認定されました。

次に，議案第９２号　平成２９年度奄美水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを採決いたしますが，本案については利益処分と決算認定の二つの表決が必要となる案件であります。

よって，まず本案のうち平成２９年度奄美市水道事業剰余金処分について採決いたします。

剰余金の処分に対する委員長の報告は，原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本剰余金処分については，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，本剰余金処分については原案のとおり可決されました。

次に，平成２９年度奄美市水道会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は，認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，本決算認定については，認定されました。

次に，議案第８２号　平成２９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから，議案第８４号　平成２９年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで及び議案第８６号　平成２９年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定についてから，議案第９１号　平成２９年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上９件を一括して採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は，いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの９件は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第８２号から議案第８４号まで及び議案第８６号から議案第９１号までの以上９件は，いずれも認定されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日７日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前１１時３４分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎君	2番　林山　克巳君
3番　松山　さおり君	4番　津畑　誠君
5番　栄　ヤスエ君	6番　大迫　勝史君
7番　与　勝広君	8番　渡　雅之君
9番　戸内　恭次君	10番　元野　景一君
11番　川口　幸義君	12番　竹山　耕平君
13番　安田　壮平君	14番　西　公郎君
15番　関　誠之君	16番　三島　照君
17番　﨑田　信正君	18番　師玉　敏代君
19番　多田　義一君	20番　橋口　和仁君
21番　奥　輝人君	22番　平川　久嘉君
23番　里　秀和君	24番　伊東　隆吉君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	東　美佐夫君
教育長	要田　憲雄君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文君
笠利総合支所事務所長	髙　一也君	総務部長	菊田　和仁君
総務課長	三原　裕樹君	企画調整課長	山下　能久君
財政課長	國分　正大君	プロジェクト推進監	満永　亮一君
市民部長	前田　和男君	市民協働推進課長	佐野　早苗君
国保年金課長	井上　裕之君	市民課長（笠利）	西　幸一郎君
保健福祉部長	奥田　敏文君	福祉事務所長	中村　博光君
福祉政策課長	石神　康郎君	健康増進課長	吉　郁也君
高齢者福祉課長	永田　孝一君	保護課長	濱田　洋一郎君
商工観光部長	武下　義広君	商水情報課長	麻井　庄二君

紬観光課長	島袋　修君	産業建設課長	茂木　幸生君
産業振興課長	長井　和揮君	農政部長	山下　仁司君
地域農政課長	山野　明人君	建設部長	本山　末男君
都市整備課長	竹元　康晴君	建築住宅課技術調整監	備　孝朗君
上下水道部長	橋口　義仁君	水道課長	藤山　浩俊君
下水道課技術調整監	里　則人君	教育委員会事務局長	山田　春輝君
教育委員会総務課長	徳永　恵三君	学校教育課長	元野　弘君
地域教育課長（笠利）	南　三知子君	学校給食センター所長	龍　和隆君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２３名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時１０分）

○

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔，明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，自由民主党　元野景一君の発言を許可いたします。

１０番（元野景一君）　市民の皆様，本会議場の皆様，またＦＭ放送，ケーブルテレビ，そしてインターネット，各種中継等で御覧の皆様，おはようございます。平成３０年第４回奄美市議会定例会において一般質問をいたします。自由民主党の元野景一です。

質問に入ります前に少々意見，所見を述べさせてもらいたいと思います。その前に，通告の訂正をお願いしたいと思います。通告の①，市長の政治姿勢についての中の（１），そして，中の④です。④の商工会議所と書いてありますが，これを奄美大島商工会議所，そして商店街ってありますがこれをひらがなのあまみ商工会に変えてください。よろしくお願いいたします。

それでは，質問に入ります。入ります前に，所見を述べさせてもらいます。今，世界が大きく変わりつつあることを強く感じます。連日，テレビから報道される世界の動きは私のような戦後生まれの団塊の世代と呼ばれる者にとって，第２次世界大戦後築かれた，いわゆる戦勝国主導で整えられた国連という枠組みの中の安全保障理事会ですら揺るがしかねない混沌とした状態を表し始めました。ここで，世界のこの混沌とした情勢を一つ一つ述べるつもりは毛頭ありませんが，アメリカのトランプ政権，アメリカンファーストの先行き不透明な動きは米中貿易戦争へとつながり，ＥＵ，ヨーロッパ全体の動きがどんな世界の動きを呼び起こすのか不安は拡大を続ける様相を見せております。イギリスのＥＵ離脱を見せる民衆の動き，フランスのマクロン大統領の判断，そんな激動の世界の中で我が国はあの混乱な６年前の政治の混迷を乗り越えて，やっと真っ当な経済を取り戻すことができて，国際社会の中でも日本は大きな存在感を取り戻すことができたと私は思います。今こそ少子高齢化，この激動の国際情勢に真正面から立ち向かい，新しい日本の国づくりを前進させてこれからの数々の荒波を国民の総力で力を合わせて乗り越えていかなければなりません。皇位継承。来年度，我が国が議長国となるＧ２０サミット開催，そしてその先に来る日本，東京オリンピック・パラリンピック。そして，大阪万博。私たちの日本という国はまさに大きな歴史の転換点に差し掛かっていると言っても過言ではありません。こんな時代に敢えて私たちの奄美大島も国の変化と歩調を合わせるかのように，まさに大きな飛躍をする大変革の時代がやってきました。先般，１１月の１８日，文化センターにおいて明治１５０周年記念の山畑馨・交響譚詩ベルスーズ奄美２０１８，これは奄美の子守唄という日本名ですが，それが上演されました。文化センターに溢れる島人の魂を揺さぶる，共鳴する感動がありました。子どもたちがすばらしい，私たちの年代を超えたこの２０代，３０代のこの若者たちが見せる奄美の姿は，私はそれに感動して仕方がありませんでした。また，Ｎ響，新日本フィル，日本センチュリーなど各地で活躍する主力のメンバーが集まりました。そして，名瀬・龍郷・笠利・住用，そして山畑先生のふるさとの宇検からも呼び集められた，賛同して駆けつけた大合唱団。指揮者の奥村伸樹氏が私に話してくれた言葉が今でも耳に残っております。元野さん，この音楽は世界を驚嘆させる音楽ですよ。是非，ヨーロッパに持って

行ってやりましょう。奄美をヨーロッパで，これが奄美だと示すんですということを奥村氏が言いました。私はこの言葉が忘れられません。いつの日か，みんなで力を合わせてヨーロッパに持って行って，この世界自然遺産のある奄美というところはこういうところですよ，示そうと，みんなの夢を持ちたいと思います。美しく，伝統に溢れたふるさと奄美島です。そして，誇り溢れた数々の自慢の奄美大島です。島を誇らしく，島唄で唄える若い世代，こんな子や孫に力強く引き渡していくために，私たち市民の付託を受けた議会の一人ひとりが先頭に立って新しい島づくりに力を合わせていこうではありませんか。そういう決心をしつつ，通告に従いまして一般質問に入りたいと思います。

それでは，通告に従いまして一般質問に入りたいと思います。

１，市長の政治姿勢についてであります。（１），奄美市市街地活性化基本計画についてです。市は平成２３年度，３年，市の将来像を自然，ひと，文化がともにつくるきょらの郷と定め，その実施に向け，実現に向けて奄美市総合計画を策定し，基本構想，基本計画，前期，後期の実施計画を構築，構成し平成２３年度から平成２７年度までの前期５年の施策の方向を掲げて推進を図り，そしていよいよ平成２８年度から平成３２年度を奄美市総合計画の基本構想及び基本計画の数々を達成するために，残り２年，残り２年です，平成３２年を後期計画の完成とするとこれまでの資料で説明をされていますが，奄美市，市庁舎もその全容を現し始めました。市民の期待感も高まっております。これらの質問をそうした思いを込めて進めていきたいと思います。

まず，（１）です。奄美市市街地活性化計画です。私はこの一般質問において，奄美市，奄美市街地活性化基本計画についてのテーマを一つに絞り，当局の見解をお聞きし，市民の付託をいただいて議会に送っていただいている者として私の考えを当局のほうにお伝えしたいと思います。①です。後期基本計画が平成２８年度から平成３２年度とした１０年計画が目前に迫りました。このときを迎えた市当局はこれまでの取組，また及び奄美市市街地活性化基本計画等全体を見据えて，その検証をどのように考えておられ，どのように受け止めておられるのか。まず，お聞きをしたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは，元野議員にさっそく答弁させていただきます。

奄美市総合計画の後期基本計画の取組と検証についてお答えいたします。議員御案内のとおり，奄美市総合基本構想は平成２３年度から平成３２年度までの１０年間を計画期間といたしまして，本市のまちづくりの基本理念と将来都市像，これを実現していくための施策の大綱及び達成目標としての将来目標を明らかにした本市の最上位計画でもございます。この基本構想のもと，平成２３年度から平成２７年度までの５年間を前期基本計画，そして平成２８年度から平成３２年度までの５年間を後期基本計画として策定いたしました。議員お話のとおり，平成２７年度の前期基本計画終了時には各施策の検証を行い，後期基本計画に反映したところであります。御質問の中心市街地の活性化に関しましては前期基本計画の第２章，観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの第２節に商工業の振興の中に位置付けており，検証の結果については評価としてＣ評価，やや不良でございました。このことから，後期基本計画においては課題解決のために奄美市市街地活性化基本計画の見直しや末広・港土地区画整理事業と連動した魅力ある商業施設の集積促進等についての取組を盛り込んだところであります。その後，平成２９年３月に策定いたしました，新たな中心市街地活性化基本計画が中心市街地活性化法に基づく国の認定を受けました。現在，この計画に基づき各種事業に取り組んでいるところでございますので，御理解をいただきたいと存じます。

１０番（元野景一君）　ありがとうございます。市長がおっしゃいましたように，この計画の難しさって言うか重要さというようなのは，国のほうが計画をして示されて，それに準じて少しずつ動き始める

と，また変更する，また変更する，立て続けに出てきた変更でした。それに，どう対応するかは市当局ももちろんですが，商店街そのものもそれに翻弄されて，そして動いてここまできたような，私は感が非常にします。それで，もういよいよ②に進みます。辛口になると思いますけども，どうかお許しください。私はあの商店街で生まれて，育って，結婚をして子どもを作って親を育てて，そして生きてきた人間の１人として，どうしてもこれだけは，この質問だけは議会に籍を置いている者としてどうしてもやりたくて，私は今回この質問に，１本に絞りました。どうぞよろしくお願いします。

それでは，②に進みます。まず，商店街の再生についてどう考えるのか，お尋ねをします。店舗の数についてお尋ねをします。ここで，私は持ち時間内でよりはっきりさせるためにも，中心市街地活性化の中で，その中でも中央通り，奄美本通り，銀座通り，末広本通りの四つの通りに絞って店舗数の推移をお示しください。よろしくお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。その中で，奄美本通り，末広通り，中央通り，銀座通りの４通りについての店舗の経緯ということで，４通りの店舗についてお答えいたします。４通りごとの店舗数についてですが，今年の３月に実施した調査では中央通り６２店舗，奄美本通り４０店舗，末広本通り２０店舗，銀座通り３５店舗の合計１５７店舗となっております。また，５年前の平成２５年３月に実施した調査では，中央通り６１店舗，奄美本通り４８店舗，末広本通り２２店舗，銀座通り４３店舗の合計１７４舗となっております。以上です。

１０番（元野景一君）　ちょっと確認しますが，各通りともみんな増えているんですか。

商工観光部長（武下義広君）　５年前との比較で，今答弁させていただきましたが，まず中央通り，５年前が６１店舗に対しまして，今が６２店舗ですね。そして，奄美本通りが４８店舗に対して，現在は４０店舗と。そして，末広本通り，２２店舗に対して，末広本通りが現在は２０店舗ということで，銀座通り４３店舗に対して，現在は３５店舗ということで，合計１７４と，現在１５７店舗となっておりますが，５年前について１７４店舗ですので１７店舗の減となっているということでございます。

１０番（元野景一君）　もう，そんなふうなお答えで，イエスです。今の現状を見て，その現状で私たち，また市民が今どのようになっているのかな。先ほどの数字だけ言って，何パーセントです，何パーセントですって言われてもですね，だったらその数字だけ見たら何か増えてるのかな，大きくなっているのかなって思いますので，そうじゃなくて，そう，こうこういう形で各４通りともこうこうして減っております，でしょ。そうならという形の次の課題が出てきますので，是非そのような形でお答えしてくれればありがたいんだがなと私は思いました。

そこで，私は引き続き，続きます。私たちの商店街の活性化は賑わいのあるまちづくりに向け，旧名瀬市街地，名瀬市時代から２０年近く各種の計画策定，多額の予算を費やして事業を行ってまいりました。中央通り，奄美本通り，銀座通り，末広本通りについて，率直に私の感じ方を申し上げますが，賑わいに満ちた中心商店街の形成は図られていないのではないかと，今思います。これまで実施してきた中心商店街の活性のための各種事業を検証して，どのような見解を今部長がお持ちか，そのお答えをお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。４通りに特化しての御質問ですが，４通りで実施する事業といたしましては奄美本通りと銀座通りにおいて道路の修景整備と街灯の整備を今後予定しているところでございます。また，末広本通りにつきましては区画整理事業に伴う道路の整備と音響設備の整備が終了したところです。ソフト事業といたしましては通り会連合会や各通り会で実施するイベントや販売促進の活動，人材育成の取組について現在支援や協力を行っているところです。今現在

の各通りの状況ということでございますが，先ほど申し上げましたように各店舗数としては５年前と比べると減っているという状況ではございますが，今各通りにおいてですね，通り会の若手の役員とかですね，一生懸命イベントとかいう形の集客活動も行っておりますし，またうちのほう，市のほうでですね，出店支援，家賃の補助などを今行ってまして，それが数字的に段々上がってきている状況になっていますので，今の状況は確かに先ほど言った店舗数が減ったということもございますが，今後またそれが増えていくという形で考え，増えていくんじゃないかということで期待を今しているところです。以上です。

１０番（元野景一君）　はい，ありがとうございます。部長，落ち着いてはっきり，はっきりと言葉をしてください。別に慌てる必要もありませんし，あなたを責めてるわけじゃないんです。この事業の本質を質問するためにはどうしてもこの商店街の問題が私は一番問題としてかかると思います。私が前回も前々回も，特に総務部長に対してどんどん質問していったのはそのための，つまりこの計画，概要の中心計画はどなたが計画したのかという思いがあってですね，そしてやっぱり市の上層幹部たちがやっぱり原案を最終的につくって，今度は決定していくのはそこですから，そしてそれに対して私たち，付託を受けた議員がイエスなのかノーなのかという形をするのが議会だと思いますので，辛くても私たちはその話をしなくちゃいけないと思いますのでよろしくお願いしますね。

私は奄美市が中心市街地活性化のテーマとして掲げるゆらうまちづくりの表現には歩行者を主体としたまちづくりを全面に押し出すまちづくりを推進する必要があると考えます。来街者，特に観光船にて訪れる観光客に奄美市の中心商店街を歩くことの楽しさを提供していくような何らかの施策が必要であると考えます。歩行者が中心商店街の通りをゆっくり歩いて回れることにより，回遊性を高め賑わいが中心商店街全体へ波及し，奄美市中心商店街のブランドも向上され，誰もが愛着と誇りが持ててはじめて奄美市中心商店街の実現につながるものと思うのです。現在，末広本通りにバスが通行開始されていますが，私にはこの道路が中心商店街が分断され，歩行者の回遊性を阻害し２分化されているようにしか見えないのです。中心商店街活性化のために，魅力ある個店の誘致，あなた方が言った個店の誘致，観光客やタクシー，個人乗用車のある程度の乗降することのできるゾーンや大型店が所有する程度の無料である程度自由な駐車場がどうしても必要不可欠になってきました。ここで質問しますが，このバス供用開始された末広本通りを含め，中心商店街の歩行者及び来街者，観光船などが来訪して，かつ各商店街への回遊性を向上させるような具体的な歩行者優先の計画，施策はないのか，お尋ねをします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。まず，今クルーズ船のお話も出ましたので，まずクルーズ船が今，その名瀬の港にどっと入ってきてまして，台湾からの方を運ぶクルーズ船も大分入ってきております。そのクルーズ船のですね，ピストンという形でシャトルバスを出しまして，今中心市街地のほうにまず誘導しながら，中心市街地に連れて来てですね，そこで買い物などしてもらうという取組が今やっているところです。それと，それとじゃ歩行者を中心の歩き方，歩道と，道路の造り方という御質問もありましたが，これにつきましても道路修景整備などでですね，道路をですね，整備しまして，歩行者が歩きやすい形での整備も取り組んでおりますので，そういう形で歩行者の優先的な道路を造っていくということで修景整備も今行っているということでございます。それと，そういう形で回遊性を高めるような形でですね，いう形で道路整備についても今取り組んでいるということでございますので，御理解をよろしくお願いします。

１０番（元野景一君）　部長，大変だけど，辛抱して答えてくださいね。

中心商店街の正に中心とも言える中央通りの真ん中に，１２月１日，ついにぽっかりと空白ができました。中央通りと奄美本通りの交差点，老舗の電気店，ＣＤ屋，各種音源が発売される有名店が閉店を余儀なくとされました。あまりにも市が進める商店街活性化を掲げる奄美市にとってこれはもう衝撃と

も言える老舗有名店の消滅だと私は思いますが，どう思われますか。部長，まずあなたの感想を聞きましょう。

商工観光部長（武下義広君）　はい，今議員が御案内をした件についても，私のほうにも耳に入ってきております。その件についてはですね，当然店舗がやっぱり減るという形でいけばですね，非常に残念なことであるかなと思ってます。ただ，先ほどから申し上げたようにですね，また出店，出店補助，出店に対する家賃補助，またリフォーム補助，そういう形で対応して一応環境をつくってですね，そのようなお店が，代わりのお店がですね，入りやすい環境はつくっておりますので，そのような形でまた御理解をいただければと思います。

１０番（元野景一君）　もう，あなたの答えはそういった形でいいと思います。多分，そうだろうと思います。

そこでですね，私はまた続けますが，そのこの有名，老舗のですよ，音楽店のその有名店の閉店はその余波があります。隣の小ぎれいな評判のいいレディースのブティックも閉店しました。その隣の貸店舗が，もう売却するという話が持ち上がりました。私はずっとそこ，歩いております。ずっと歩いて，その一人ひとり聞いております。その影響か否か定かではありませんが，もうその老舗，ＣＤなど売ってる店舗の向かいは貸店舗をもう返しました。そこも，閉店をしました。このような状況下で，当局におかれましては少し耳の痛くなる辛口に聞こえるかもしれませんが，私の意見として聞いてください。いいですか。この商店街の活性化が奄美の重大な課題に持ち上がり，先ほど申しましたとおり中央通り，奄美本通り交差点の老舗店舗の一連の閉店は単にですね，単に奄美市市街地活性化基本計画の躓きと一緒くたに私は片付けようとは思いません。幹部の皆さん，聞いてください。私はいつも何か，私がその躓きじゃないかというふうに責めているように聞こえるかもしれませんが，決してそうではありません。それだけに難しい問題だと私は思います。時代の急激な変化に対応できなかった商業を職業とする商店街そのものの体質的，運命的な時代の訪れと言えば言えるかもしれないと思います。私はもう，正直もっと，もっと重ねて言いますが，私自身もその１人だと思います。ですが，ただ一つ言えるとすれば，この計画が持ち上がったとき，いいですか，よく聞いてください，その当事者の私が言いますから。この計画が持ち上がったとき，中央通りの一部と末広本通りが都市計画に入ったとき，都市計画に入ったときですよ，都市計画，部長，課長，どうも今聞いている方が，もう聞いていると思います。もう，自分はそのときにはいなかったという形，あるかもしれませんが，全体として私たちはそのことを思わなくちゃいけません。このときにですね，誰が名付けたか分かりませんが，堂々と市当局から何度も聞かされたのは，この中央通りを含む都市計画はところてん方式で通りの通行には迷惑は掛かりませんし，商店街の皆様にはできるだけお仕事，商売の影響がでないように工事を進めたいという内容の説明がございました。私自身も聞いております。そういう方法でやりますので，安心ですよ。ここで，詳細をくどくど申し上げる，もうことはもうしません。皆さん，先に閉店したお店は中央通りの中で一番工事に影響のなかった，言い方を変えれば都市計画そのものに何らの恩恵にあずからなかった，通行人と通常のお客さんの足を止められ，売り上げの極端の落ち込みの日々の売り上げを，日々の売り上げの低下を金融機関に指摘され，挙句の果ては借入金救済の何らかの方策はそのとき国も県も市も当初は何らの計画，方法も示されず，運転資金の大きな対応策の間に合わない店舗から次々に閉店は余儀なくとされました。これが実情の本質です。皆さん，奄美は，奄美市は，奄美大島は開発基金も持っております。そこにも，恐らく発送，物が言えるし，当然皆さん方の声も聞こえていると思います。その基金ですら動かなかった。この状況の末路がこの大悲劇であるということを，市当局の皆さん方，みんな痛切に考えてこれからの中心市街地にかかる，どうしたらいいかを英知を集めてもらいたいと，こう私は思います。ともあれ，中心商店街への人を増やすためには，魅力ある個店，あなた方が書いております，小さな個店の，また小さな個店の集合体，いろんなアイディアを発想して，特に当局はどのような，い

ろんな施策を，沖縄に行ったり，いろんなところ，視察をして，どうしたら一番その，このような状況下のある難しい商店街をどうしたらいいのか，これを是非考えてほしいと思います。この商店街の関する質問は，もうこれ以上続けて，今後もしたってしょうがありませんのでしませんが，中央通り，奄美本通り，銀座通り，末広本通りの中心商店街はかつて奄美の顔としてその役割を担ってまいりました。当然，固定資産税，その他の自主財源の宝庫でありました。市民はそのかつての賑わいが復活すると信じております。ここで，一言だけ聞きますが，市長，どうでしょうか。そういう市民が信じてもいいんですか。この通りはきっと元のあの活性化が取り戻す，そういう町になりますでしょうか，お答えをお願いします。

市長（朝山　毅君）　元野議員におかれましても，私もほぼ同年代でありますし，中央通り界隈については地権者並びに権利者の所有であると同時に，市民，ひいては郡民共有の空間であると私は申し上げてまいりました。そこに大きな歴史や思い入れが詰まっているものである。私の少年時代，田舎から出てくる，また名瀬に住んだときの思いがいっぱいある空間であります。その空間が旧名瀬市時代から，平成１０年来からおがみ山トンネル，末広・港区画整理事業，マリンタウン事業，この３点セットが中心市街地を含め郡都としての機能を果たせる賑わいのある町になるという高邁な理念と高い理想を掲げて，旧名瀬市時代から今日に至っていると思います。それらの二つの事業については少しばかり形が見えてまいりました。おがみ山についてはこれからということでありますが，これらの事業を３点ほど通りますと，またある面においては事業が遅れたこともありますが，途上にあると。従って，その中心市街地で集中してまいりました事業の中において，今部長が話しましたように店舗数が１７店舗相当も減っていると。こういうことをどう考えるかということについて，本当に胸の痛い気がいたします。そのために，少しでも誘導して家賃補助をして，その地域にお帰りいただくような環境づくりのためにと鋭意工夫をしておりますものの，それがまだ一向に思い半ばであるということ自体は私も胸が痛い気がいたします。それらのことを踏まえ，この３点のセットと言いますか，言葉，適切でないかもしれませんが，形が整えたときには必ずそのような夢が成就，若しくは近づく環境ができるであろうと，私自身今鋭意努めているところであります。議員がおっしゃったように，あの地域にバスターミナル並びにそれに連動した公共施設，そして福祉施設等々が今計画されております。このエリアは，この空間は必ずや市民共有の空間として，時代と形は違ったとしても，私はなるであろう，そういう夢を持ちながらこの事業を完成に向けて努力していかなければと今思うところであります。その界隈にいらっしゃる皆さんの２店舗が廃業，若しくは営業をお辞めになったということは，そのお店も私も通ったことがあります。ドーナツ盤を買いに行きました。あの時代の電気屋で，やはり中心のお店でありましたことを考えるときに，やや胸の痛い気もいたしますが，これらが一つの歴史の流れかなと思いながら，その歴史をしっかりした構想に基づく，計画に基づいた夢が成就できるような環境づくりのために頑張らなければいけない。今，その過渡期であり，もう終盤に近付いてきつつあるという思いで努めているつもりでありますので，今後とも大所，高所から御指摘いただきながら進めてまいりたいと思いますので，よろしくお願いします。

１０番（元野景一君）　市長，ありがとうございました。市長と僕は２２年の同じ年ですが，１級早生まれですので先輩で，その市長が思い，万感込めて言う話，あなたの青春時代に通ったその中央通りの話，胸に迫ります。その姿を見ながら，今の現状を見ながら，私がこれ以上厳しく，辛口で言うより，もうあなたはもうきっとそれが胸に迫っていると思いますので，もうこれぐらいにして，もう次の質問に移ります。時間もありませんので。

③に行きます。続いて，③に進みますが，基本計画満了時，特に中心商店街の検証，事業の評価を引き続き効果的な推進が必要と私は思いますし，今市長そのものがそういったふうなニュアンスのことを答弁してありますが，この当局はもう一度お願いします。当局はどう考えているのか，お聞かせくださ

い。

総務部長（菊田和仁君）　まず，後期基本計画終了時の検証とその後の中心商店街の活性化に向けた施策については，前期基本計画の終了時と同様に検証を行う必要があると考えております。中心市街地活性化に関する項目につきましても，先ほど申し上げましたとおり，商工業の振興という項目の中で各施策の評価や計画目標に掲げた指標の達成状況などを含めて検証いたしたいと思います。計画期間終了後も議員御承知のとおり，子育て・保健・福祉複合施設やバスセンター構想などの計画も予定いたしておりますので，中心市街地活性化基本計画の取組を含め，必要な施策を検討してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。以上です。

１０番（元野景一君）　総務部長にお願いがあります。確かにそうなんです。今，市の全体像として子育て云々のあの館ももうできます，あそこに計画してあります。これも，私たち議員ですのでちゃんと承っておりますが，それがいかに中心市街地の商店街の皆さん方にどんなふうに，どんなふうに，具体的に本当にその生業として影響してくるのか，ここら辺りをもっともっと噛み砕いて，そして説明して，そういう計画，立てていかなければ，この計画の苦い思い出が払拭できないと思います。どうか，総務部長，大変でしょうけどね，今までこうこうして決めてきているからもうこれで大丈夫ですよって思わないで，これでも大体，逆に不安です。これで大丈夫か，中心市街地に本当に人が活性化するか，観光客が来た，この観光客がはっきり言いまして中心市街地じゃなくてほかのところに行って，たくさんもうもう市を済ませて帰られるという姿をあなたも見ていると思います。なぜ，そういうなっているのかという，一つ一つの現象をお店の立場として，こんなふうなこと，こんなふうな，こんなのがあればなというのが数々ありますので，それをどうぞ頭に入れて頑張っていただきたいと思います。もう，時間がありませんので先に進みます。

④です。先に奄美大島商工会議所創立６０周年記念式典がはじめ，記念公演等が華々しく開催されました。商工会議所役員，そして職員全員，関係者の御苦労が伝わって来る思いがしました。重ねて言いますが，そのときを同じくしてですね，あまみ商工会の東京吉祥寺ハモニカ横丁におけるアンテナショップの開催のニュースは久々に聞く活力の出る話題と受け取りました。詳細はまとめてお聞きするとして，まず先にお尋ねします。奄美商工会議所，あまみ商工会の機能強化に向けた支援対策が必要と考えますが，当局はこの状態をどうお考えか，お答えをお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。商工会議所，商工会に対しての支援が必要じゃないかという御質問だったと思いますので，その点関しましてお答えいたします。これまで，商工会議所，商工会に対し支援を行ってきたところでございますが，本年度から中小企業者への相談業務もより強化するため，これまでの補助金を見直しを行ったところです。昨年度までの低額補助，これにつきましては商工会議所９３万８，０００円。それと，商工会につきましては２３５万１，０００円ということがありましたが，それを廃止しまして新たに小規模事業所への巡回指導，窓口指導，金融の斡旋等の経済改善普及事業の実績に対し補助金を交付するもので，補助限度額はそれぞれ３００万円ということでしております。このことで，商工会議所，商工会の組織の強化とより一層相談業務の充実が図られるものと考えているところです。以上です。

１０番（元野景一君）　はい，商工会，商工会議所，商工会の件に関してはまだまだ質問することがいっぱいありますけれども，もう時間が迫っておりますのでこのぐらいにしますが，ただ一つ，ちょっとお聞きしたいことがあります。私が残念なのは，これだけ市が観光をあげて外から人口を呼んで賑わう町をつくるという発想がある中でですよ，一番中心にならなくっちゃいけない，一番先頭で力を出さなくっちゃいけない商工会議所の桜マラソンが取り止めになりました。これはほかの，ほかの市町村から来

たらですね，なぜ止めるのかな，お金を幾ら，予算をつぎ込んででも商工会議所はその，あれほど人気のあった桜マラソンを止めるという方向じゃなくてやるという方向にするのかって言ったら話は別で，止める。これに対して，市はいやもう商工会議所が止めるんだったら，市の総力を挙げてでもやらなくっちゃいけないかなという発想が持てなかったのか，ここら辺りの返事だけをお聞かせしていただければありがたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それじゃ，経緯を含めまして御回答いたします。

商工会議所が実施しておりました桜マラソンの参加者数の推移につきましては，平成２０年の第１回大会９６９人から年々増加し，平成２６年度の第７回大会には１，９０６人まで増加しておりました。その後，第８回大会は１，７５９人，第９回大会は１，６４０人と減少傾向にございましたが，昨年度の第１０回大会は１，８５０人の参加者数と増えてきております。今年の大会が中止になった理由といたしましては，本年３月に商工会議所の役割を軽減した上で各種民間団体の協力をいただき，オール奄美的な新たな実行委員会の設立に努力するとの方向性を決定したとの報告を受けております。しかしながら，新たな実行委員会の設立に関し意見がまとまらず，開催することができなくなったと伺っているところです。このように，商工会を中心として各種のボランティアが集まってですね，民間で盛り上がってきた大会で，また民間の中ではまだ実施するべきだという意見なども聞いておるところです。そのような民間の中で実施して，中心にですね，その実施していくという話であればですね，これまで同様に市としましては補助金とか人的支援とか，その付近については検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

１０番（元野景一君）　今のお答えで，時間がありませんのでいいとします。

それでは，それも重なってきますので，次に進みます。２の魅力ある地域づくりについてという表題にして，（１）です。市職員の適正定員計画についてとありますが，その中の①です。市職員の適正定員はどのようにして決定されるのか。これに準じて質問したいと思いますので，お答えをまずお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　まず，現在の職員数についてお答えいたします。平成３０年４月１日現在の職員数は５８９名でございます。また，臨時職員の数につきましては，平成３０年１０月３１日現在で一般非常勤職員が２８２名，臨時的任用職員が１４０名の合計４２２名となっております。市職員の適正定員についての，どのようにして決定されるかということでございますが，平成２２年度に第１次奄美市定員適正化計画，これは２３年度から平成３２年度までの１０年計画を策定しておりますが，平成２７年度に中間見直しを行ったうえで現在に至っております。この中間見直しにおいて，奄美市定員適正規模の見直しも行っており，定員適正規模の算出にあたっては平成２５年度における類似団体との比較などにより算出した必要職員数６５５名から，当時行革目標として集中改革プランで今度は職員の削減目標も定めておりましたが，この３８名を差し引いた６１７名を平成３２年度時点での職員定数としているところです。以上です。

１０番（元野景一君）　ありがとうございます。市当局がですね，非常に御苦労されてるのはよく分かります。それとね，あと一つは恐らく僕自身もこういろいろ考えながら思うんですが，やっぱり市職員，正職員の給与の算定の仕方というのはやっぱり自主財源と，それから地方交付税，そのいろんな仕事においてですね，入って来る地方交付税，それでもって形成されると思いますので，私はそういったことを考えたら市職員の絶対数というのは，市民とかほかの人たちもあんまり，あんまり気付かないんですが，これも大切な大切な奄美の，奄美の働く職場に遭遇している大切な市の財源の一つにも，一つにもあたると思います。分かりますかね。ということは，税金をその人たちも払いますので，それに対して

の市の自主財源の大きなその一角にもあるんですよという思いがいつもしておるわけです。私は特に商売をやっていましたので，特に奄美市のこう給料を貰って稼いでおる人たちがどれだけ増えるかというなのは，その商店街に大きく左右しているものの一番しみじみに感じておりましたのでこのことを言うんですが，そこでお尋ねするんですが，私は市職員，できれば，できればだけです，市長，私の思いですが，できればめいいっぱい，つまり財源，その他の計画の許す限りにおいては国との調整をしながらめいいっぱい職員は抱えるべきと，本当，逆に思っておるんです。ほかの我々のようなチェックをする機関の我々議員にとってみたら，人間が多すぎる，削りなさい，削りなさいというなのがこれまででした。私もそのほうの１人でした。もう，何かって言うと人間が多いんじゃないか，削れ，削れ，削れという形でどんどん，その果てに指定管理も国のせい，指導でそういう形ができたでしょう。それから，ほかのいろんな校舎を造ったり何を造ったりこうするって形もつくったです。それは分かりますが，やっぱり適量，市，この役所の力にある応分の職員は抱えるべき。私はそのように思うんですが，これに対してちょっと御意見が聞かせてもらいたいです。総務部長，どうですか。

総務部長（菊田和仁君）　先ほど申し上げました定員適正の規模でございますが，類似団体も比較いたしておりますが，普通交付税のですね，基準財政需要額というのも実はその算出にあたって使っておりまして，要するに基準財政需要額が奄美市の行政ニーズだということで類似団体と比べると奄美市の数は，職員数は多いほうです。しかしながら，そういった比較を用いた中で６１７名という数字を出しておりますし，それから国においてはやっぱりまだいろんな行政改革の方針は持っておりまして，指定管理もそうかもしれません。どちらかと言うと民間活力の方向に傾いている状況は今でも続いておりますので，その両方を使ったうえでですね，現在６１７名という定数を定めているということで，どちらも大事なことじゃないかと思っている中での私どもの定数だと考えているところです。以上です。

１０番（元野景一君）　はい，了解しました。

それではですね，もう時間が迫っておりますので，②と③を一緒に質問しますので，一緒に答えてもいいと思いますので，よろしくお願いします。いいですか。市民サービスについて新たな行政課題があります。それについてと，指定管理について。これ，これも一緒にしてもいいですのでお答え，どこでやっていただけますか。

総務部長（菊田和仁君）　それでは，聞き取りの中で内容を把握している範囲内でお答えいたします。

まず，奄美市の職員数の御質問がありまして，一番職員数が多かったときは何名かという御質問もありましたので，合併直後の平成１８年４月１日の７１４名が最大でございます。平成３０年４月１日が先ほど申し上げましたとおり５８９名となっており，この間１１７名減少しているということでございます。この最も大きい要因はいわゆる団塊世代の職員の大量退職が挙げられるということでございます。

それからですね，新たな行政課題ということでございますが，先ほど質問等にもありましたが職員が少ないという御指摘もありましたが，私どもとしましては限られた人的資源や予算の中で本市ではこれまでも民間団体等の自立的な活動に対する支援や，市民や各種団体との協働を積極的に推進し，地域の活性化に資するべく取り組んできたところでございます。職員数には限りがございますので，民間活力を推進していくことや民間との連携，協働を図ることにより市民サービスを確保してまいりたいと考えております。

それから，指定管理の御質問でございますが，現在本市において指定管理者制度を導入している施設は合計で７７施設ございます。それから，指定管理者の決定方法という御質問もございましたので，指定管理者の選定には公募と指名による二通りがございます。公募については指定管理者を募集し，応募団体の提案に基づいて書類選考による１次審査，選定委員会による２次審査を行い，選定委員の審査結

果をもとに幹部会において総合的に判断し候補者を選定しております。候補者は議会の承認を経て指定管理者として決定されます。指名につきましては，専門性，地域性など管理者が特定される施設について，行政改革推進委員会の承諾を得たのち，幹部会において候補者を選定いたしております。また，公募と同じく候補者は議会の承認を経て指定管理者として決定されるということでございます。

最後に，指定管理料の算定方法についてでございますが，まず市において近年の収支状況をもとに施設使用料等の収入見込み額から施設の維持管理にかかる人件費や水道光熱費などの必要経費を差し引いた不足額を算出いたします。指名の場合は算出した額をもとに指定管理料として決定いたします。また，公募の場合は算出した不足額を指定管理料の上限として公募要領に明記し，原則として申請者から提案された金額を指定管理料として決定しているというところでございます。以上です。

１０番（元野景一君）　もう，時間が来ましたので，もっと質問したかったんですが，これで私の質問を一応終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，自由民主党　元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。１０時４５分，再開いたします。（午前１０時３１分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

公明党　橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

１番（橋口耕太郎君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネット中継を御覧の日本中，世界中の皆様，おはようございます。初日，２番手を務めます公明党の橋口耕太郎でございます。

質問に入る前に少々所見を述べたいと思います。３年前，平成２７年１２月１０日木曜日，一般質問３日目の同じ２番手で初めて登壇をし，質問を行ったことを昨日のことのように思い出します。それから３年が経つわけでありますが，この３年間，奄美市議会は同僚議員の皆様とともに数々の改革を行ってまいりました。奄美市議会基本条例に基づく議会報告会，市民との意見交換会を年１回から２回へ。そして，場所も３か所から４か所へ。議会活性化ワーキンググループを立ち上げ，現在の議会活性化検討委員会を設置，本年４月には政策立案推進会議の新設。特別委員会はこの３年間の間にミカンコミバエ問題に関する特別委員会，奄振延長提言特別委員会，また現在も継続中ですが議員定数等調査特別委員会も開催されました。この各会議や委員会は毎回地元の新聞社の方にも来ていただき，翌日にはどのような議論がなされたか広く市民の皆様へ伝えていただいてもいます。また，年４回発行しております奄美市議会だよりも編集委員の皆様と事務局のお力添えで読みやすく，伝えやすい工夫もされております。このようにさまざまな改革を行ってきましたが，まだまだ道半ばであります。いよいよ私たち市議会議員の任期もあと１年を切りました。市民の皆様からいただいた任期の集大成を，そして結果を残す１年にしたいと改めて決意をしております。また，本会議場で開催される定例会も最後となり，来年３月の定例会は新庁舎の議場にて行われます。少し寂しい気もいたしますが，５１年間の歴史と先輩方が議論を戦わせてきた，また見守ってきたこの本会議場に感謝と敬意を表し，通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に字句の訂正をお願いいたします。質問３，世界自然遺産についての（１）の中で，１１月２日，閣議にてという文字がありますが，そこを削除していただいて，政府が，に訂正をお願いいたします。

それでは，質問の１，教育行政について。（１），小・中学校の普通教室及び幼稚園にクーラーを設置するよう国が補正予算を組みましたが，本市の今後の各校への設置スケジュールについてお伺いいたします。皆様御承知のとおり，２０１８年度補正予算が１１月７日，参議院本会議において全会一致で

可決され成立をいたしました。補正予算の総額は９，３５６億円で我が党の強い要望を受け，被災者の生活・なりわい再建や公立小・中学校の普通教室にエアコンを設置するための費用などが計上されました。この補正予算では学校の緊急安全確保対策に１，０８１億円を計上，このうち熱中症対策として公立小・中学校などの普通教室すべてにエアコンを設置するため，８２２億円が充てられました。対象は未設置の約１７万教室となっています。我が党の石田政務調査会長は１１月７日，国会内の記者会見で１８年度補正予算に学校施設へのエアコン費用が盛り込まれたことに触れ，今後は市町村で補正予算を組んでもらい対応していかなければならない。来年の夏休み前までにはしっかりと体制が整えられるようにしたいと訴えておりました。私は今回でこのエアコン設置の質問は５回目になります。直近で言うと３回連続質問しております。いよいよ国が補正予算を組んでエアコンの設置が前に進むことに大変嬉しく思っております。さっそく，本定例会で約１１億円の補正予算が上程されました。しかし，国が進める来年の夏休み前までに体制を整備というお話ですが，設計，管理，施工等それぞれ入札などのステップを踏んで進めていかなければならないと思います。そこで，本市の導入の全体像と言いますか，スケジュールについてお示しをいただきたいと思います。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

教育長（要田憲雄君）　申し上げます。クーラー設置につきましては，前回の第３回定例会で国の施策の動向を見極めながら計画的に進めてまいりたいという答弁を申し上げましたとおりでございます。その後の経過といたしましては，今議員もおっしゃられたように，１０月１８日に国から補助内容が示されました。それを受けて，１１月７日に国において補正予算が可決，成立したことから，本市においても国が示す熱中症対策，あるいは小学校及び幼稚園のクーラー設置を検討し，今回の補正予算に計上させていただいたとおりでございます。クーラーを設置することにより，児童・生徒の学力向上，もとより教職員の労務環境改善などにつながるのではないかと考えているところでございまして，詳細につきましては事務局長から答弁させていただきます。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　おはようございます。それでは，スケジュールについて私のほうで答弁させていただきます。クーラー設置につきましては，普通教室，特別教室などの全教室合わせて４７５教室を予定しております。今後のスケジュールにつきましては，本議会において補正予算が承認されましたら早期に各学校の調査設計業務を発注する予定でございます。設計完了は４月末を予定しており，そののち速やかに設置工事の発注を行いたいと考えておりますが，地元業者の数や製品の納入時期，また授業中の作業ができないことによる休日などの作業を総合的に考慮した場合，最終的に整備が完了するのは平成３１年度末を見込んでおります。よろしくお願いします。

１番（橋口耕太郎君）　今会議で補正予算可決後，速やかに調査，発注を行って，来年度の３月３１日までには完了というスケジュールでよろしいですね，はい。４７５教室ということで，２８校，確かあると思いますので，なかなか知恵を絞らないと先ほど言われたメーカーの関係，業者の関係，多々あると思いますので。ちょっと国もですね，全国一斉に１７万教室付けなさいと，お金を出すからという話もちょっと少し無理があるのかなという気はするんですけど，このチャンスを逃すとできないと思いますので，すぐさま補正を組んでいただいたことには大変ありがたいなというふうに思います。一応そのこちらからですね，国のほうにはこれぐらいかかるという投げかけはされていると思いますが，それに対するですね，国のバックと言いますか，内示と言いますか，そういうのは返ってきてないんでしょうか。もし分かりましたら教えていただきたいと思いますが。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　今，４７５教室ということで申請しているんですが，正式，内示，今議員が言った内示としましてはもしかしたら改修とか，普通教室等，特別教室以外は対象にならないかもしれないという内示はいただいております。

１番（橋口耕太郎君）　正式にはまだですけど，あらかたこういうような意見が来ているという考えでよろしいですね。そこら辺はまたしっかり精査をしていただいて，来年度に全学校にですね，設置できるように。また，もし予算が足りなくなったら，改めてまた検討していただいてという形で進めていっていただきたいと思います。

それと，これは要望なんですけど，名瀬小学校，公民館を壊すときにですね，ちょっと騒音で窓が開けられなくて苦慮，苦労したというお話を私もここでさせていただいたことがありますが，今回はまたこの本庁舎が４月から解体に入るというところで，そこら辺の配慮も少ししていただきたいなと思うんですが，それについてはいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　今，議員がおっしゃったことについても，一応最終的に３１年度末で全部の完了ですが，４月，設計が終わりましたら，今と優先順位を再度関係課と協議しまして，今おっしゃったこの庁舎を壊すために，暑いときに窓が開けられないとかいうことも考慮できれば，考えられますので，そこは優先的にできたらしたいと考えてます。

１番（橋口耕太郎君）　是非，よろしくお願いしたいと思います。

次に，質問の（２）に入ります。通学かばんを軽くするように配慮という文部科学省事務連絡について，本市の指導方法を伺いたいと思います。我々公明党の機関誌の公明新聞に次のような記事がありました。児童・生徒の通学かばんを軽くするため，愛知県犬山市の教育委員会は全小・中学校に教科書，副教材，ノートなどを原則として学校保管とするとの通達を６月に出した。これを受け，各学校は趣旨を子どもたちに伝えるとともに，対策の前後にランドセルやかばんの重さを調査した。その結果，中学生は１人約２．４キログラム軽くなった。文部科学省は９月，都道府県に対し児童・生徒が運ぶ，持ち運ぶ教科書などの重量に配慮するよう事務連絡を出したが，犬山市の通達や対策はこれに先駆けての実施，これは公明党の三浦市議と市民の訴えが実現したと載っておりました。私が学校に通っているころはですね，このような問題はあまり聞いたことがありませんが，これは脱ゆとり教育ということで教材のページ数の増加やＡ４サイズへの変更などで１冊１冊の教材が昔と比べると重くなっていることが背景にあると言われております。９月の文部科学省からの事務連絡につきましては，恐らく県教育委員会を通じて本市にも指針と言いますか指導方法等について示されていると思いますが，本市の現状についてお示しいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　お答え申し上げます。まず教材のページ数の増加やサイズの変更などにより重くなったことは確かにあると考えております。そのうえで，児童・生徒の携行品，通学かばんなどへの配慮はこれまでも各学校で取り組まれているというふうに理解しております。例えば，主要教科以外の週に１時間程度の教科となる習字の道具ですとか，あるいは道徳の副読本ですとか，あるいは体育科の参考資料，あるいは学級活動のファイルなど，こういうのは週に１回使うか使わないかになるわけですから，こういうのは教室で場所を決めてですね，適切に利用ができるように配慮をしておりますし，学期末などには計画的に少しずつ持ち帰らせているというふうにしているところです。また，家庭学習との関係性も考慮しながら持ち帰るべきものと学校に置いてもいいものと，各学校でそれぞれ考えまして取り組んできているという実情がございます。このような中，文科省より９月９日付け，児童・生徒の携行品にかかる配慮についての事務連絡文書が届きましたので，既に各学校に指導を済ませているところです。これは学用品や体育用品などが過重になることで身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと

を考慮したということであります。その後，私ども学校に調査を行ったところですね，すべての学校で配慮しているという回答がありました。その内容としましては，家庭学習に不要な練習帳や教材を教室保管にしている。時間数の少ない教科は学校で保管している。持ち帰りの原因となる家庭学習の出し方の工夫している。保管してもよい教材を検討したなどが各学校から報告としてあがってきたところでございます。各学校でよく検討して取り組んでいるということはよく理解できました。今後は事務連絡の中にあります工夫例の日常的な教材や学用品の取り扱い，学期末などにおける教材や学習用具の取り扱いの２点を再度確認して，継続して指導してまいりたいと考えております。また，議員御指摘のとおり，児童・生徒一人ひとりに細やかな丁寧な対応を行っていくことは，教育の場において最も大切なことだと考えているところです。

１番（橋口耕太郎君）　はい，安心をいたしました。しっかり各学校でですね，児童・生徒への配慮をされているということが伺われました。同僚議員からちょっといただいた資料で，日本経済新聞の９月７日版ですが，ここにも通学時の荷物，小学生にずっしりという大きな記事が載っておりまして，小１でも５キロ，ランドセルの重さ，かばんの重さも含めて５キロで，体重の２割。小学１年生がですね，平均２０キロとして５キロのランドセルを背負って歩いているという，という記事が載っていました。今年は全国的にこの件も注目されて，それで文部科学省も素早い対応をされたのではないかと思いますが，奄美市では各校でしっかりとできているということですので安心をいたしました。これと似たような問題と言ったらあれですが，給食のですね，完食の問題についても私が子どものころには聞いたことがないという話が新聞にちょっと載っておりましたので紹介をしたいと思います。小・中学校で教職員に給食の完食，全部食べるということですね，完食を指導されたことがきっかけで不登校や体調不良になったなどの相談が昨年５月から９月，支援団体に延べ１，０００人以上から寄せられていたことが分かったと。完食指導が訴訟に発展した例もあったと。支援団体は給食は本来楽しく食べて，食事の大切さを学ぶ場。強制は絶対に止めてと訴えていると。相談内容は完食指導に我慢できず，小学３年生から不登校になり対人恐怖症になった。幼稚園登園を渋るようになった。野球部での食事指導で１年間吐き続けたなどがそうであります。私が子どものころは給食は全部残さず食べて，食べ終わるまで昼休みに入ってはいけないというような指導ではなかったかなと思いますが，今は全部食べることが望ましいんだけれども決して無理強いをしてはならないということで，個人によって食べる量も食べる速さも違うからということです。先ほど，教育長も言われたように指導，生徒一人ひとりにですね，細やかなというか丁寧な対応が望まれるということで，かばんの件とはちょっと違いますけど，似たような話なのかなというふうな気がしたので紹介しました。かばんの重さにつきましては学校にある程度教材を置けるようになって，かばんが軽くなったからといって学力まで低下をしては本末転倒だと思いますので，現場に合った適切な指導方法を今後ともお願いしたいと思います。

次に（３）に行きます。１０月２５日に文部科学省が公表しました問題行動，不登校調査について現状を伺いたいと思います。報道によりますと全国でいじめに認知件数は４１万件超，小学校が約３１万７，０００人で約８万件増，中学校が約８万４，０００件で９，０００件増。また，いじめを１件も把握してない学校が全体の２５．６パーセントだったと。一方，鹿児島県では全体で５，４７３件，前年より５８７件減少しており，すべての小・中・高，特別支援学校で減少している。小学校が３，５３８件，前年度比４２９件減。中学校が１，２２８件，同１４３件減。いじめの内容については，冷やかしや悪口を言われるが約６割，遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりするが約２割。発見のきっかけはアンケート調査などの学校の取組が最多の５７．１パーセント。本人からの訴えが１７．９パーセントで解消率は８８．５パーセント。県教育委員会は１７年度にいじめを把握していない小学校が全国で約２割だったのに対し，県内は約６割と高いことを指摘と。見逃さない姿勢が重要とした。また，公立小・中・高の不登校は２，３８１人で対前年９人増とありました。全国でいじめの認知件数は増加をしていますが，鹿児島県では減少しているという結果です。以前，平成２９年１２月の定例会で同様の質問を

した際に，要田教育長からはいじめは必ずあるんだという視点に立って，どんな些細でもいじめの事案だというふうに認めるとしてカウントしていくよう指導しているとおっしゃられました。恐らく，奄美市では見逃さない姿勢で取り組んでおられると思いますが，今回の公表は全国と県内しか報道に出ておりませんでしたので，奄美市の前年度との本公表に対する比較や分析ができていればお示しいただきたいと思いますが，もしお示しできなければ直近のいじめ認知件数，不登校児童・生徒数の動向や対策についてお示しいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　お答え申し上げます。平成２９年度の問題行動など，調査の概要につきましては次のとおりでございます。いじめの認知件数につきましては，小学校３３３件，中学校６４件で合計３９７件となり，前年度比１５６件の増加となっています。また，不登校につきましては小学校１件，中学校２１件で合計２２件で，前年比６２件と減少となっています。いじめの認知件数に関しましては，前年度よりも増加傾向にありますが，以前お答えいたしましたようにいじめは必ずあるという視点に立った積極的な認知という方針のもとで教職員がいじめに対して意識的に関わり，解決していこうという姿勢で取り組んだことですとか，いじめに関するアンケートなどを計画的に行い，児童・生徒の状況を把握しようと努めたものだというふうに考えているところです。今後もいじめに関しましては積極的な認知を行うとともに，児童・生徒の心に寄り添う指導を推進してまいりたいというふうに考えております。また，不登校につきましては前年度よりも減少傾向にあり，これらにつきましてはスクールソーシャルワーカー，あるいはスクールカウンセラーの事業の浸透ですとか市が開設しているふれあい相談室ですとか，各学校での居場所づくりの配慮などがその成果につながっているというふうに考えております。そして，これらの生徒指導上の諸問題に関しましては，各校で担任が１人で抱え込むことがないように事務での対応を行い，問題の解消に向けて学校全体で取り組んでいくという，そういう体制をつくることを引き続き指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

１番（橋口耕太郎君）　２９年度，いじめは１５０，小・中で１５６件増。不登校は６２名減という結果でありました。教育長も言われました，積極的に認知して関わっていくという姿勢は奄美市の中ではしっかりできて，それが認知件数は多いけども小さな事案から見逃さないということでやられているとかよく分かりました。また，１人で抱えるのではなくて，チーム，そして学校全体で取り組んでいくということですので，これはなかなかなくなるというか，ことは難しいかも分かりませんけども，早期発見をして早期の関わりでいじめに関しても不登校に関しても少なくなっていくものと思いますので，引き続き適切な御指導をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。（４）小・中学校及び高校におけるがん教育の推進について伺います。私ども公明党はがん対策の強化に総力を挙げて取り組み，２００６年にがん対策基本法を成立させてから１２年が経過をしております。以降，がん対策基本計画によって本格化し，２０１２年にがん対策第２期基本計画等を推し進めて，がん検診受診率の向上や専門的拠点病院などの充実を図っているところであります。２０１６年１２月に施行された改正がん対策基本法にがん教育に関する条文が新たに盛り込まれました。改正法に基づく第３期がん対策推進基本計画に国は全国での実施状況を把握すると明記されたことを受けまして，この度文科省ががん教育に関する実施状況を調査し，１０月２３日に公表をいたしました。全国３万７，４０１校から回答を得て，その調査結果によりますとがん教育を実施しているのは全体の５６．８パーセントにあたる２万１，２３９校，このうち１２．６パーセントにあたる２，６７６校が外部講師を活用していたそうであります。外部講師の職種はがん経験者，がん専門医，薬剤師，学校医などであります。活用の効果につきまして，健康と命の大切さについて主体的に考えることができたと。がんに関する知識，理解が深まったなどの回答があった。また，課題としては講師との打ち合わせを事前に行わないと話す内容と学校の要望にギャップが生じる。年間計画に位置づけないと指導時間の確保が難しいなどが挙げられております。文部科学省は今後学習指導要領，中学校では２１年

度から全面実施することが決まっておりますが，がん教育が盛り込まれることを念頭に今回の調査も踏まえ，教材の普及や外部講師選びのサポートを進める方針としております。今や，がんは３人に１人から２人に１人と言われる時代に突入してきました。そこで，奄美市でのがん教育に関する推進状況をお聞かせいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　お答え申し上げます。平成２７年３月，文科省はがん教育のあり方に関する検討会の報告の中で，生涯のうち国民の２人に１人がかかると推測されるが，がんは重要な課題であり健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつあるというふうにされております。また，学校における健康教育においてがんを取り上げた教育を推進することは健康教育を推進するうえで意義のあることだというふうに考えられると述べております。現在，文科省ではがん教育を推進するために，平成２８年４月にがん教育推進のための教材や，平成２８年４月に外部講師を招聘したがん教育ガイドラインを作成し活用を促しているところです。本市におきましても，各学校においてこれらの教材やガイドラインの活用を促し，がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を進めているところでございます。具体的に申し上げますと，小学校では保健学習，あるいは道徳などにおいて，中学校では主に保健の授業においてがん教育を実施しているところです。今後は専門的知識を持った方やがん患者，あるいはがん経験者などの外部講師を招聘することも大切だと思いますし，具体的な体験などをもとにした指導を推進してまいることが大変大事だろうというふうに思っているところです。平成３３年度から完全実施される中学校の新指導要領にがんについても取り扱うものとすると明記されております。これは，平成３３年度から新しく教科書が変わる中でそうなっているわけでございますが，各学校においてもがん教育を更に進める，推進していくように教育課程の中に位置付けて，研修計画やその作成を進めるように指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

１番（橋口耕太郎君）　はい，よく分かりました。小学校では今のところ保健，道徳の中で。そしてまた，中学校でも保健体育の中で実施をしていると。これから，外部講師を招いての教育だとかそういうのを取り入れていくということですね。とにかく，小学生のころからがんに対してしっかりこう理解を深めるということが国の方針として打ち出されておりますので，引き続き今教育長がおっしゃったことを各学校でですね，しっかりと実施していただきたいというふうに思います。

はい，じゃ次の質問に入りたいと思います。質問の２，経済施策についてであります。（１）奄美市プレミアム商品券，ほーらしゃ券についてお伺いいたします。この時期恒例の奄美市プレミアム商品券，ほーらしゃ券の１回目の販売が終わりました。次回は来週１２月１４日の金曜日に販売予定で，１回目に買えなかった方も心待ちにしている方も多いのではないかと思います。数年前までは１１月に１回の販売で終了をしていたようでありますが，同僚議員からの提案や実行委員会で検討，協議を行った結果，年金受給者等に配慮して１０月，１２月の１５日以降で２回の販売に変更して，現在は運用され，高齢者も大変喜んでいると聞いております。この制度も平成２０年から事業を開始して，今年で１１年目と伺っております。そこで，制度自体は非常に好評で市民の皆様からも毎年の楽しみの一つとお伺いしていますが，まずは基本的なことから質問させていただきます。①，これまでの奄美市プレミアム商品券，ほーらしゃ券の取り扱い事業所の推移についてお伺いいたします。２０年からですから１１年全部ではなくて事業当初と５年後，直近と３年度についてお示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。奄美市プレミアム商品券，通称ほーらしゃ券と申しますが，はプレミアム付き商品券を発行することにより本市における消費行動を刺激し，中小小売店等の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として平成２０年度よりスタートしております。登録加盟店につきましては，市内に本社を置く事業所，または実行委員会が地域経済活性化のため必要と認められる事業所であれば登録加盟店として登録が可能となり，平成２０年度は３９１店舗，内訳とし

ましては名瀬３４６，住用９，笠利３６の登録がございました。平成２５年度は２７３店舗，名瀬２４６，住用４，笠利２３の登録となり，平成２９年度におきましては２８０店舗，名瀬２４７，住用５，笠利２８の登録となっております。初年度は多くの事業所に加盟店登録いただきましたが，実際に商品券が使用されてない店舗もあり，そのような事業所の登録が減少したため２年目以降は登録店舗数が２７０から３００店舗前後で推移している状況でございます。これまでも登録店店舗数の増加に努めてまいりましたが，今後も市内中小小売店等の更なる活性化や市民の多様なニーズに対応すべく，更なる登録店舗数の増加に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いします。

１番（橋口耕太郎君）　事業当初はいわゆる皆さんががっと登録をしたけども，全然使われなかったということもあって，５年後は２７３，現在が２８０と，大体これぐらいの数で推移をしているということでありますね。分かりました。

次に，次の質問に移ります。今年の使用期限は来年の平成３１年３月１８日月曜日となっております。事業所は地元金融機関にほーらしゃ券を持参し換金することになっていて，これはちょっと，事業所に関しては少し遅いんでしょうけれども，消費者は同日まで，３月１８日までに使用しなければ，３月１９日からは使用できないというルールになっております。そこで，質問の②ですが，期限までに換金できなかった事業所，それからまた使用しなかった消費者への対応についてお伺いします。実際に事業所からの問い合わせがあったのかなかったのか，また消費者からの問い合わせがあったのかなかったなど，例年あるのかないのか，あるとすればどのような対応をされているのかをお伺いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。ほーらしゃ券につきましては，奄美市の補助を受け奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会が発行しているため，３月末までに精算を行う必要がございます。そのため，３月中旬から下旬にかけて使用期限，換金期限が設定されており，その期日を過ぎた券の使用及び換金はできないこととなっております。この件に関するお問い合わせについてですが，事業所，消費者ともに年に１件，あるかないかという程度でございます。対応といたしましては，事業所に関しましては毎年３月上旬ごろに換金期限のお知らせを葉書にて個別に送付をしているところでございます。また，消費者に関しましても毎年３月上旬ごろに地元紙２社への新聞広告や奄美市だより，地元ＦＭなどを通して使用期限のお知らせを行い，周知を図っておりますので，今後とも周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

１番（橋口耕太郎君）　はい，分かりました。３月末，３月いっぱいで精算をしなければならないので，中旬から下旬でしっかりそれを精算するため期限を切っているということですね。１件，あるかないかというのがちょっと意外だったんですけど，もう少し，消費者のほうに関してはお金と同じですから使わないといけないという意識が多分あると思うんですけども，事業所については，登録事業所についてはうっかりとかですね，しまったとか，そういうこう感じで忘れられる方もいらっしゃるので，もう少し件数が多いのかなというイメージなんですけど，１件あるかないかということですので，ほとんどそういう問い合わせはないと。私のところに１度ですね，ある事業所から４月に入ってですね，何とかならないかというお電話がありまして，お電話を，係にお電話をしたら当然何とかならないわけでありまして，その方も残念がっておられましたけど，それはルールですから，先ほど部長がおっしゃった３月上旬にしっかり事業所さんには期限はいつまでですよというふうなことは謳ってありますので，そこら辺は今後も引き続きやっていただきたいというふうに思います。

それでは，次の質問に入ります。質問の③，消費動向の分析と事業者や消費者向けアンケート等の実施についてお伺いします。恐らく，事業所が換金をするのでどの事業所が幾ら使ったかとか，幾らその換金をしたかというのが掴めているので，しっかりと掴んでいると思いますけれども，その内容と今後

両者，登録事業所，それから消費者向けのアンケート等を実施する予定があるのかないのかをお伺いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　はい，お答えいたします。平成２９年度のほーらしゃ券使用状況はスーパーなどの各種商品，小売店での使用が２４パーセントと最も高く，次いで衣料品などの織物，衣類，身の回り小売業での使用が１８パーセント，ガソリンスタンドなどのその他の小売業での使用が１７パーセントとなっております。アンケートに関しましては，平成２６年度まで実施しており，事業所につきましては商品券発行に合わせて独自の販売促進，催事等の実施の有無や使用期限，今後も取り扱い店として参加するかなどを調査しております。消費者につきましては商品券購入の有無や消費支出の変化，今後の購入見込み等を調査しておりました。いずれの調査結果とも毎年同じ内容となっておりましたので，平成２７年度以降は郵送でのアンケートは実施しておりません。また，今年度は事業所には加盟店登録申込書内に，消費者には購入申込書内にでアンケート欄を設け，ほーらしゃ券１枚当たりの金額，５００円，１，０００円，どちらがよろしいのかというような形で調査を実施しているところでございます。今後につきましても必要に応じてアンケートを実施してまいりたいと考えています。

１番（橋口耕太郎君）　やっぱり身の回りのスーパー，食料品の小売店が２４パーセント，衣類関係，小物が１８，スタンドが１７ということですので，身近なところで皆さんお使いになられているというところですね。アンケートに関しては同様な内容が続いたというところで，今はしていないということですね。分かりました。これは中央通り商店街の抽選券も，１回分の抽選券も付いていて，今年から上限がちょっとね，１０万円から５万円に下がって，より広く皆様に買っていただきたいということだと思いますけど，例年楽しみにされていて，高齢者の方なんか特に，１冊買えば５００円お得な券ですので，それを１万円とか２万円とか買われて，それで買い物される方が多くいらっしゃると聞いています。引き続き，先ほど部長がおっしゃった５００円がいいのか１，０００円がいいのか，そういったところも今後検討していっていただいて，私はこの制度はすごくいい制度だと思いますので，地元のお店でしか使えないと，大手量販店では使えませんので，そういった意味では需要喚起に貢献していると思いますから，今後もいろいろ分析をしていただいて，よりよいプレミアム商品券として引き続き事業を続けていただきたいとお願いをして，次の質問に終わります。

はい，（２）中心市街地活性化の目標値のうち，営業店舗数の現状と課題についてお伺いします。先ほどの元野議員の質問と少し重複をいたしますが，角度を変えて質問をさせていただきます。中心市街地の活性化の目標値は三つの指標が定められております。営業店舗数，中心市街地内の宿泊者数，交流施設の利用者数であります。具体的な試算をもとにそれぞれ目標値を定めておりますが，今回はその中の営業店舗数についてお伺いをしたいと思います。営業店舗数は中心市街地へ「来る人を増やすいもーれ」のテーマで期間内の目標値を定めております。数値目標は平成２８年８月を基準値として，閉店店舗数の予測と新規出店店舗数の予測の合計で５年間で２４７店舗から２８０店舗へとして，中心市街地における主要９通りに面する店舗が対象となっていますと。現在，中心市街地では新規出店のお店もですね，目立つようになってきております。着実に出店数が増えてきているのではないかなと推察をされますが，まずは直近の状況，閉店，新規出店をお示しいただきたいと思います。また，業種ごとに分かれば併せてお示しいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えします。中心市街地における主要９通り，９通りの営業店舗数ですが，本年８月に実施した調査では２５９店舗となっております。平成２８年８月時点での基準値が２４７店舗ですので１２店舗増加しているという状況になっております。この２年間で出店，新規出店は１５店舗，閉店は３店舗となっており，新規出店の業種といたしましては小売業が７店舗，飲食業が３店舗，サービス業が５店舗となっております。また，中心市街地全域で実施しております出店

支援制度につきましては，ここ１年申請が非常に増えている状況です。件数といたしましては平成２８年度が８店舗，平成２９年度が１３店舗でございましたが，本年度は既に１９店舗が出店しており，新たな相談も来ている状況です。多くの新規出店がございますが，補助金終了後いかに継続して営業できるかが課題ではないかと考えております。そのため，平成２９年度から制度を改正し，新たな出店者が事業を継続できるよう，商工会議所への加入を条件とし経営指導等を含めた支援を行っているところです。また，通り会への加入も義務付け，通り会活動などへの積極的な参加を行うよう呼び掛けておりますので，商店街が一体化することで継続的な営業につながるものと考えております。

１番（橋口耕太郎君）　はい。基準値，基準の年，２８年８月よりも１５店増えて，２５９店舗。１２店舗増えて２５９店舗になっていると。内訳が小売７点，飲食３点，サービス５点というところですね。さっき，続けて出店支援制度のこともお話されましたけど，これは家賃補助制度のことだと思いますが，ちょっと途中聞こえなかった，今年度が，平成３０年度がもう既に１９店，出店支援制度の申し込みがあって，今後もそのお話が何件かいただいているということですか。もう１回，そこだけいいですか。

商工観光部長（武下義広君）　はい。出店支援については本年度は既に１９店舗が出店しておりまして，新たな相談も今現在来ているという状況になっているところです。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　営業店舗数，要するにお店が集まっているところに人も集まってくるという，こう密度の関係でそういうふうな政策も打って，できる限り集客できるような取組だと思います。先ほど，元野議員のときの市長の答弁のもありましたように，今現在，土地区画整備も進行中の中でグランドデザインとして３３年，３４年ぐらいに全部完成したときに，最終的な形が見えてくるということでありますので，引き続きこの出店支援事業もですね，商売を始めるにあたっては２年間，確か２年間だったと思いますが，１年分の家賃が補助されるという形になると思いますので，上限が半分ですから，そういう意味では喚起を促していると思いますが，私のところにあった意見がですね，老舗のお店屋さんからですね，今開けている人はいいなと，家賃の補助があってと。私たちは自力で何１０年もやっているというようはお話もあったりして，タイミングにもよるんでしょうけれども，そういった声も老舗の地元の長くからやられている方々の声もあるということをお伝えしておきたいと思います。

はい，次に質問（３）に入りたいと思います。（３）高卒ルーキー雇用奨励補助事業，新卒ルーキー家賃補助事業についてお伺いします。地元の報道によりますと，名瀬職業安定所は１０月２５日，来春の高卒予定者の求人は管内，県内，県外とも前年度を上回り過去最高となっておると。求職者，高校生の管内地元希望は前年より若干減って２２人と発表されておりました。現在，奄美市では主に進学に伴う高校生の人口流出を想定をしまして，大学設立等の検討に入っているわけでありますが，就職も人生の選択肢も一つであり，私は奄美，個人的には奄美の事業者さんはここに力を入れていただきたいなと常日頃から考えております。福利厚生であるとか，人材育成であるとか，事業主の経営者の皆さんがそこをしっかり考えて高校生にも入ってきてほしいというような取組をしてほしいと思っております。そこで，現在高卒ルーキー雇用奨励補助事業，また少しニュアンスは違いますけども，新卒ルーキー家賃補助事業の執行状況について，直近３年間程度お示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　はい，それではお答えいたします。まず，高卒ルーキー雇用奨励補助事業についてお答えいたします。本事業は新規高卒者を卒業直後から正規雇用した事業所に奨励金を支給するもので，平成２７年度は４事業所６名に対し１２０万円，平成２８年度は８事業所９名に対し１８０万円，平成２９年度は５事業所８名に対し１６０万円の奨励金を支給したところでございます。奨励金対象者，新規高卒者ですが，２３名に対し今年９月に実態調査を行ったところ，１５名，約６５パーセ

ントが雇用を継続しており，高卒者の定着率，全国平均５０パーセントを上回っている状況となっております。

次に，新卒ルーキー家賃補助事業についてお答えいたします。本事業は中学校，高校，大学などの新卒者で正規雇用された者に対し，各月の家賃の２分の１を１年間補助し，家賃負担を軽減するもので，平成２７年度は１名に対し１０万５，０００円，平成２８年度は４名に対し４４万円，平成２９年度は３名に対し２８万円の家賃補助を行いました。補助対象者８名に対し，今年９月に実態調査を行ったところ，５名，約６３パーセントが雇用を継続しております。また，新規高卒者の地元就職促進を目的に，今年７月に初めての試みとしてハローワーク名瀬との共催による高校生向け合同企業説明会を開催したところです。説明会には事業所３２社，高校生８２名が参加いたしました。その後，９月１６日の面接解禁日以降，１１名の新卒高校生の地元就職内定が決まり，非常に有益な説明会だったと考えております。今後も高校生向け合同企業説明会を開催するとともに補助制度の周知を引き続き強化してまいりたいと思っております。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　平成２９年直近で高卒ルーキー雇用奨励補助事業は５事業所８名で，新卒ルーキー家賃補助事業は３名の２８万円というところで，実際僕もっと少ないんじゃないかなと思ってたんですけど，そこそこの数字が出てるんだなというふうに思ってちょっと安心したところです。最後におっしゃった，７月に行われた合同企業の面接会では３２社で高校生８２名参加されたということで，その中から１１名の内定も出たというところですので，引き続きこの合同企業面接会ですか，来年も是非，ハローワークと共催かも分かりませんが合同で行っていただきたいと思います。やっぱり高校生でもですね，私の友人のお子さんも地元の金融機関に就職をしたりして頑張っておられる方もいっぱいおられます。ただ，最初に申し上げましたとおり，やっぱり事業所の皆さんの考え方と言いますか，社員教育のあり方と言いますか，会社の方針と言いますか，そういうところがやっぱりまだまだもう少し頑張っていただきたいなという思いがありまして，こういったこの奨励制度もうまく利用しながらですね，私たちの未来の宝であります高校生，子どもたちがですね，しっかり地元に就職をできて安定した生活が送れることをまた希望したいと思っておりますので，引き続きよろしくお願いいたします。

最後の質問に入りたいと思います。質問の３，世界自然遺産についてお伺いします。（１）１１月２日に政府が世界自然遺産の推薦書の再提出を決定，来年２月に正式にユネスコへ再提出をするわけですが，ＩＵＣＮからの勧告事項への取組と今後のスケジュールについてお伺いいたします。御存知のとおり，５月にＩＵＣＮから記載延期の評価結果を受けて，６月に一旦推薦書を取り下げ断念をして，再度世界自然遺産登録に向けチャレンジすることになったわけであります。心配しておりました１か国１案件ということについて，日本としての候補地の選定が関係各位で調整をして決まるということでありましたが，結果は１１月２日の政府において私たちの奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島が日本としての候補地に再度選定されて大変嬉しく思っております。また，先月１１月２６日に世界自然遺産候補地科学委員会が開かれ，まさに今具体的な修正協議が行われ，２月１日再提出へ向けた詰めの段階に入ってきていると思います。そこで，勧告事項についての取組について簡潔にお示しいただきたいと思います。また，提出後のスケジュールについては来年の秋ごろＩＵＣＮの視察，そして再来年，同じくゴールデンウイーク頃に評価結果が出て最短で２０年の夏という流れになるのか，お示しいただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　それでは，橋口議員に私のほうから前段の部分を御答弁させていただきます。議員のお話のとおり，２０２０年からは世界遺産委員会での登録審査が各国１件に制限され，世界文化遺産候補の候補地であります北海道，北東北の縄文遺跡群などと競合することから市といたしましても大変心配をいたしておりましたが，登録の推薦取り下げが決まって以来，関係団体と確実かつ早期の登録に向け，国・県，地元市町村などの関係機関と連携して課題の解決に向けて取り組むとともに要望活動を

行ってまいりました。１１月に入りまして，政府として奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島を今年度の世界自然遺産候補とすることが示されましたことは，奄美・沖縄に対する期待の表れであり私どもも大変喜んだところであります。世界自然遺産登録に向けて一歩踏み出したわけでありますが，同時にこれからのほうがむしろ責任を持ってしっかりやらなければいけないと改めて身の引き締まる思いでもございます。今後も引き続き国・県，地元市町村をはじめとした関係機関と連携を密にしながら努めてまいりたいと存じますので，よろしくお願いいたします。なお，スケジュール等については担当部長に委ねますので，よろしく。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，御質問にお答えさせていただきます。ＩＵＣＮからの勧告事項についてですが，延期勧告の主な理由であります推薦地の連続性に欠け遺産の価値の証明には不必要な分断された小規模な区域が複数含まれていることにつきましては，９月に開催されました世界自然遺産候補地科学委員会において推薦地４島全体で２４あった推薦区域を五つに修正し，そのうち奄美大島については九つあった推薦区域を一つの区域とするよう調整していることが示されたとおりであります。また，推薦地の連続性の観点で沖縄の北部訓練場返還地が重要な位置付けにあるが現段階では推薦地に含まれてないことについても，返還地の９割に当たる３，７００ヘクタールがやんばる公園へ編入されたことから，推薦区域の修正を行うことが示されております。また，その他もいろんな項目がありましたが，環境省と国・県，一緒になってやっております。それと，スケジュールについてですが，来年２０１９年夏頃にＩＵＣＮによる現地調査が行われ，翌２０２０年の５月ごろにＩＵＣＮによる勧告の公表のあと，同年夏頃開催の世界遺産委員会で登録の可否が決定されるという見込みでございます。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　はい，もうしっかりと勧告事項については取組が進んでいて，スケジュール等も今示されました。必ずや世界自然遺産登録につながると思っておりますので，引き続きよろしくお願いしたいと思います。

次，最後の質問，（２）です。世界自然遺産への取組に対する市民，あるいは島民向けの啓発，周知活動の今後の予定についてお伺いします。これまで様々ＰＲ活動，行ってきていると思いますが，お示しできる範囲でお示しいただきたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　これまで普及，啓発活動については環境省，鹿児島県，また５市町村で連携して実施しておりますが，主なものを３点ほどございます。まず１点目は，７月に開催しました世界自然遺産フォーラムでございます。２点目は，８月，また１１月に実施し１２月にまた予定の子ども世界自然遺産講座でございます。また，３点目は１０月の２７・２８日に開催いたしました世界自然遺産唄島プロジェクト，そういったものもやっております。また，来年度に向けてもですね，市民の出前講座，シンポジウム，イベントなどさまざまな普及活動に努めたいと考えておりますので，御指導よろしくお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　最後にもう，５市町村ありますので，５市町村共同の啓発とか，あるいは徳之島と合同，沖縄と合同，そういったものも是非企画していただきたいと思います。

以上で，私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，公明党　橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。午後１時３０分，再開いたします。（午前１１時４５分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。
日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１６番（三島　照君）　こんにちは。市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。日本共産党の三島　照です。今日は昼一番の質問となりました。当局の皆さんには限られた時間ですので，簡潔な答弁で時間配分に御協力をよろしくお願いします。

まず，若干所見を述べます。今月，９月の３０日未明からの台風２４号は近年にない大変な被害をもたらしました。被害に遭われた皆さんに心からお見舞い申し上げます。さて，９月の２９日，３０日に日本世論調査会が暮らしの経済感覚に関する全国面接の世論調査が発表されました。結果は６０代以上の高年層では生活に不安，生活に経済的不安が６８パーセント，若年層の３０代以下では教育や子育ての負担が３６パーセントと切実な声が挙がっています。そういう国民の暮らしが大変なときに，今安倍自公内閣によって来年１０月からの消費税１０パーセント引き上げに何が何でもという姿勢を取っています。絶対に許さない戦いが来年７月の参議院選挙です。日本共産党は本気の野党と市民の共闘のために全力を尽くします。市民の皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

質問に入ります。まず，市長の政治姿勢について。今，来年３月完成に向けて自衛隊駐屯基地建設が進められています。まず，この進捗状況を示してください。

次からは発言席で行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，三島議員に簡潔に申し上げます。駐屯地の進捗状況について，発注元であります熊本防衛支局へ確認いたしましたところ，平成３１年春の開設に向けおおむね順調に事業が進捗しているということでございます。また，隊員用宿舎につきましても名瀬朝日町，名瀬佐大熊町の宿舎につきましては今年度末完成の見込みと伺っております。加えて，名瀬浜里町の宿舎につきましても，現在本体工事に着手しておりますので，平成３１年度中に完成見込みと伺っているところであります。以上です。

１６番（三島　照君）　順調に進んでいるということなんですけど，この建設工事に関わっては，元請けは鹿児島の業者が元請けとなっていると思うんですけど，いつも言われている奄美への経済効果など考えたときに，例えば下請けやそこらへん含めて，奄美の業者がどの程度，建設だけじゃなくて設備やいろんなその関係するところで関わっているのか，分かれば示してください。

総務部長（菊田和仁君）　これまでもですね，申し上げてきておりますが，２７年度から平成３０年度まで４年間事業が続くわけですが，直接工事費で大体６７０億円というふうになっております。この数字はですね，瀬戸内の分屯地，あるいは島外事業者の受注を含む全体の総額となっておりまして，ＪＶもありますので，これをこう細かく分けることができませんが，奄美と瀬戸内合わせて６７０億円の工事費があって，そのうちまた奄美市のそれぞれ事業者の方にも工事が発注されていると，受注されているということでございます。以上です。

１６番（三島　照君）　６７０億円は分かるけど，島の業者が何社ぐらいがおおよそその建設，土木，設備，そういったもんに関わっているかいうのは検討つきませんか。おおよそでいいですけど。その人たちが関わらなければ島へ金が落ちないんやから。はい。

総務部長（菊田和仁君）　すいません，今ちょっと詳細の資料を持ち合わせておりませんので，また後ほ

ど報告させていただきます。

１６番（三島　照君）　突然，予想外の質問で。
　はい，それでは（２）に行きます。この間の自衛隊の説明やそういう中で，具体的にこのミサイル，迎撃部隊という部隊はまずどういう部隊なんか，市民に分かるように示してください。

総務部長（菊田和仁君）　陸上自衛隊奄美駐屯地に配備される部隊につきましては，平成２８年６月に開催されました防衛省と本市合同による地元説明会でも説明がありましたとおり，普通科を主体とした警備部隊と中距離地対空誘導弾を装備する高射特科部隊となっております。この高射特科部隊についてでございますが，対空戦闘部隊として侵攻する航空機を迎撃するとともに，広範囲にわたり迅速かつ組織的な対空情報活動を行うとされており，奄美大島を含む南西地域はもとより，国民の生命，財産を守ることを任務とする自衛隊の１部隊と認識しているところでございます。以上です。

１６番（三島　照君）　対空ミサイルというふうになっているんですけど，しかしそのときの説明書ではどういうものですかということに対して説明書には重要地域の防空を行うために使用されます，だけなんですよね。当日の説明のこの資料では。そうして，地対艦誘導弾は島嶼部の進行を可能な限り洋上に置いて阻止する。この防空を行うということと，洋上において阻止するとは，その具体的にどういうことか聞いてますか。

総務部長（菊田和仁君）　私どももですね，現在今三島議員と同じ資料を広げているところですが，この説明資料に書いてあること以上のですね，細かいことは今伺っておりません。なお，地対艦誘導弾につきましては，これ瀬戸内に配備されるということで，奄美市のほうでは中距離地対空誘導弾ということでございます。以上です。

１６番（三島　照君）　あとでいいですけど，いつも何か言ったら大熊のときの説明会をやったから説明はしたというのがこの間，毎回の議会での答弁になっています。それじゃ，このミサイル部隊の配備いうのはいつ知ったんですか。

総務部長（菊田和仁君）　陸上自衛隊奄美駐屯地の整備の計画につきましては，平成２６年の５月，６月，８月に当時の小野寺防衛大臣や武田防衛副大臣が来庁され，説明を受けております。その中で，奄美駐屯地に配備される部隊につきましては，平成２６年８月，当時の武田防衛副大臣来庁時に普通科を主体とした警備部隊と中距離地対空誘導弾を装備する部隊との説明がございました。また，平成２８年６月の，先ほど申し上げました地元説明会におきましても，防衛省のほうから資料を用いて配備される部隊などについても説明がなされているところでございます。以上です。

１６番（三島　照君）　ほいじゃ，２６年の８月に，その大熊の説明会はあくまでもこの資料ですからね，ここに書いてある空対空誘導弾，ＡＡＭ，対地対艦誘導，ＳＳＭ。これだけを見て，一般の市民がミサイル弾やというのを分かってたと思いますか。ミサイルという言葉は，私はあのときも言ってますけど，この部隊はミサイルの発射部隊ですということは一度も聞いてないと思うんですよ。説明会ではミサイルいう言い方してませんから。それ，分かってたんですか，ミサイルやいうの。

総務部長（菊田和仁君）　その説明会にですね，私も出席は当時いたしておりませんが，翌日の新聞，そのあとの新聞にもですね，ミサイル部隊と，私どもは正式に先ほど別の名称で申し上げましたが，ミサイル部隊ということで新聞等にも掲載されておりますので，その旨の説明があったものと理解しており

ます。以上です。

１６番（三島　照君）　当日は自衛隊の皆さんも一度たりともこの部隊ははっきり言ったらミサイル部隊ですよと，ミサイル部隊の配置ですよという言葉は私は聞いてないと思うし，言ってない。それじゃ，この２６年８月にこの地対空誘導弾という，ＳＡＭいうのは，言うたら分かりやすく言えればミサイルのことですよというふうにちゃんと細かく聞いたんですか，このとき。

総務部長（菊田和仁君）　先ほども申し上げましたが，先ほどの地元説明会の翌日ではございませんが，地元紙のほうでは既に見出しとして最新鋭のミサイル部隊という記事が出ておりますので。

１６番（三島　照君）　記事じゃなくて，皆さんはそういうふうに聞いたんですか。それを聞いて，ミサイルって新聞は報道したんですかということです。

総務部長（菊田和仁君）　先ほども申し上げましたが，私どもは武田防衛副大臣が来庁されたときに，そのお話は，正式な言葉で言いますと中距離地対空誘導弾を装備する部隊ということで説明を受けております。以上です。

１６番（三島　照君）　皆さんね，今の質疑でも分かりますように，単純に議員の皆さんはどう思って聞いているか知らんけど，地対空誘導弾だけ言われて，これがミサイル弾だと，ミサイル訓練だというふうに理解する人いうのは，本当にどんだけいたんだろうかと。私もこの説明会行って帰りしなでも，ミサイルが配備されるとは思ってませんでしたから。それこそ，次の新聞見てミサイルかとこれは，いうふうに思ったぐらいなんですよ。だからね，いろいろあのときの説明会がまるですべて説明したように皆さん思ってるけど，全く肝心なところでは説明も質問も出てないんですよ。それだけにね，市民の中ではそういうのが具体的に，あれから工事始まって１・２年経って危機感を感じているんですよ。それで，私はそういう市民の不安を解消するためには，（４）ですけど，市民への説明責任が防衛省にはあると思っているんですよ。それぐらいのことは，せめて１回造ったら１００年続くんですから。やっぱりそういう市民の不安を解消するためには，一つずつその市民の不安を解消していくのが当局や，私は議会の役割だと思っているんです。そういう点で，市長，私はそう思っているんですけど，市長は改めて防衛省にこの問題での説明会，心配しなくていいですよという説明会を開くように，やるかやらんかは向こうがやることですから，市長が判断する問題じゃない。要望すべきだと思うんです。もう一つ，続けて言いますとね，このこれも本当にええ加減だと思うんです，私。このミサイル訓練は奄美では訓練はしませんと。この訓練は，あのときもこんな説明はなかったと思うんですけど，奄美でやるんじゃなくて，ミサイルの発射訓練はアメリカでやるんですって書いてあるんですよね。奄美でやってることを，自衛隊がアメリカまで行ってこれ訓練に参加するんですか。その辺も話は聞いておられるんですか。ほいじゃ，あっこに配置しただけでずっと止めとくんか。この台風や雨風の多いこの奄美で，何年かしたら錆びてしまいますよ。ここにも，訓練は警備部隊の隊員は奄美大島でどのような訓練をするのですかという質問に対して，ページ５ページね，奄美では整備予定の覆道式射場では照準，拳銃，小銃等を使用した射撃訓練を実施すると。覆道式射場ってどういうところか分かれば説明してください，続きに。そして，地対空誘導弾や地対艦誘導弾の射撃訓練は行いません。訓練は米国において説明しますと書いてあるんですよ，これ。５ページや５ページ。米国において説明すると書いてあるんです。これ，本気でそう思っているんですか。市長の答弁，後でいいですわ。先，それ。

総務部長（菊田和仁君）　三島議員，すいませんが私の持ってる資料に，ちょっと５ページ，すべての資料を持ち合わせてないもんですから。

（発言する者あり）

ちょっと抜粋のほう準備していて，ちょっと手元になくてですね，また併せまして今申し上げた内容をちょっと今すぐにはちょっと私どもも確認できませんので，ちょっと勉強，改めて勉強させていただきたいと思います。

１６番（三島　照君）　書いてあるやろここに，５ページ。こんな親切に言うてあげてんのに。どうせ私これ使わんと思ってたろ。そういう意味で，市長ね，ごめんなさい，市長ね，そのように皆さんすら細かい，この内容ですらなかなか説明できないんですよ。誰が考えたって，日本の自衛隊がアメリカ連れてって訓練させるのかというのが，これ不思議でならないんです。それだけ，市民も非常にこの問題が出て不安を感じているんです。市長，このことについて防衛省に意見書なり，再度この，こういうことについての説明はやってほしいという要望をしてほしいんですけど。市長の見解を求めます。

市長（朝山　毅君）　この件については，私以上に三島さんがよく詳しいようでございますが。

（発言する者あり）

いやいや，詳しいようですので，一概に私がその防衛装備内容について，等についてはお答えしかねますけれども，ただこれらの装備についてはほとんどアメリカで作られているものを自衛隊が導入しているというのが日本の防衛機材の現状だと思うんです。そういう意味において，作った以上は試射もするでしょう。そういうものを含めて正確な機材であるかということは，製造元がちゃんとやるべきものだと，これは当然のことです。そういう中においてミサイルとはと問われましたら，あのときの写真では移動用のトラック，極端に言いますとトラックに大砲が載っているような，これを総称してミサイルというふうな位置付けで私は思います。その概念としてミサイルがどういうもんだということについて，その知識そのものは私自身も存じ上げませんが，一般の方もそういう方がいらっしゃると思います。従って，今，三島議員がそれほど市民がという代弁者であられるのであれば，そういう議会の皆さんの御意見なども受けて，まずそういうことができるのか，問い合わせはしてみたいと思います。但し，外交，防衛，治安というのは国家の中における最高の極秘でなければいけない部分もございますので，どの地域にどういう装備がされているということは国家機密かもしれません。これは，全部出てくるわけですから，こういう情報社会の国際社会でありますので，そういう諸々のことを含めて，尋ねてみることはしてみたいと思っておりますが，その開催されるという約束については，議員がおっしゃるように相手様の防衛省の意見を尊重すべきだと思っていますので，御理解ください。

１６番（三島　照君）　市長，私は国家機密まで取り上げてどうやこうや言うてるわけじゃない。向こうが作った説明書にちゃんとこれ写真入りで，このことを言うてる。しかし，このことがしっかり，言うたら議会も当局も説明できないんやから，やっぱり防衛省にね，それを不安を持ってる人が多いという声はあげてほしいんです。

もう一つは，私市長は多くの皆さんから要望いただいて，だから市民の合意を得てると言ってます，言いますね，毎回，議会のたんびにね。しかし，この議会，私は参加してませんけど，議員連盟や各団体が出したこのすべての要望書，どれを見ても一言も１行もミサイル部隊やこういう高射，地対艦部隊の配置とは書いてないんです。自衛隊誘致をお願いするという申し入れを皆さんやってるだけなんです。ここに，このミサイルが来るということは，恐らくその要望には考えもしてないやろうから，出してないんですよ。けど，説明会ではこういう説明文を使ってやりましたけど，具体的な今言うてる質問や向こうの説明もなかったんです。けど，実際に今言われるように，この説明書をよくよく見れば，訓練はアメリカでやるということまで出されてね，きているんですよ。どんなしてやるのと，自衛隊員を連れてってやるのかと言わんならん。そういう説明については，やっぱり十分な市民の，それこそ市長がいつも言う安全・安心を守るのが行政の仕事だと，その一環として災害やいろんなときに自衛隊があ

れば助かるんだと。さっき言われているように，ほぼ来年３月に向けて完成予定で順調に進んでるというならね，やっぱりこれが動き出す前にそういう説明ぐらいは私はやるべきだというふうに思っていますので，強く防衛省にはお願いすることを要望しておきます。

次に，観光行政です。それについて何かありますか。何かありますか。いいですよ，どうぞ。

総務部長（菊田和仁君）　特にございませんが，市長が申し上げたとおり，向こうのですね，意向を確認をしてみたいと思います。以上です。

１６番（三島　照君）　はい，市長と総務部長がそこまで言うんですから，何とかそっぽを抜かすことはないだろうと思いますので，よろしくお願いします。

次に，観光行政についてです。この間，前回の第３回定例会でもうちの﨑田議員も質問されたと思うんですけど，９月にはクルーズ船が毎週入港し，相当な人が奄美に参加してきてます。改めて，この時の経済効果，何回かこれは出てますけど，改めて経済効果をどういうふうに考えてたんか，いてんのか，また課題として何か残ったことがあると思うんですけど，課題として出てきてんのがあれば示してください。

商工観光部長（武下義広君）　はい，それではお答えいたします。９月は台湾発着のクルーズ船，サン・プリンセスが３回寄港しております。また，このサン・プリンセスは７月から合計しますと８回の寄港となりました。乗船客数は延べ約１万７，２００人で，１寄港当たり平均２，１５０人の乗客が奄美を訪れており，経済効果は１回当たり５，８００万円，８回全体で４億６，４００万円と試算しております。クルーズ受け入れに対する課題としましては，到着後の２次交通不足，バース内でのオペレーション不足，通訳案内士の不足，Ｗｉ－Ｆｉ未対応等がございましたが，週１回の寄港が２か月間定期的に続いたことで寄港ごとに受け入れを行っている関係機関と課題の共有を行い，その対応策を次回の寄港時に導入し，受入体制構築に対し，大きな成果が出たと認識しております。しかしながら，観光消費額を増加させるためのキャッシュレス化，免税店及び観光看板の多言語化等の課題もありますので，今後も関係機関と連携を図り，来年度以降も寄港が検討されている外国船クルーズ等の受入態勢構築並びに来島者の観光満足度向上につながるように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

１６番（三島　照君）　今言われた課題については第３回定例会でも何人かの議員が質問され，看板の問題やその中心，朝も元野議員から出た中心市街地への人の流れとかいうことで，シャトルバスで運んだとしてもね，私はやっぱりあの名瀬の市街地でそういう人たちが本当にどんだけ買い物してんのか。人の聞く話によればビッグⅡや龍郷の大型店舗にほとんど流れて行ってるというような話も出てる，聞くんですけど，その今の課題を幾らか言われたんですけど，その課題解決に向けてどういう議論をされているんですか。

商工観光部長（武下義広君）　今，議員から御指摘ありましたように，その大型店舗のほうにですね，買い物客が行くとかいう話があります。その中で，やっぱり免税店ということもあるかと思います。その中で，商店街の中でもやはり買い物する方が増えてきているということも通り会の方からもお話は聞いているところであります。その中で，キャッシュレス化とかですね，インバウンド対策，その付近，観光看板の取り付け，これについては来年度に向けてですね，計画していこうということを取り組んでいます。そして，インバウンド対策とかキャッシュレス化のお話などについては，今年度の研修の，検証って言うんですかね，中でこれを研修会として取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

１６番（三島　照君）　せっかくね，来てくれているんですから，やっぱり奄美に来てよかったと，また行きたいと思うような環境づくりいうのは大事だと思いますから，その辺はやっぱり真剣にいろんなところの参考にしながらですね，取り組んでいくべきだと思うんですよ。是非。

それと，今後この台湾からこんだけの観光客がやって来てます。単に観光客を受け入れて，その僅かな経済効果に甘えてたって奄美の交流人口や定住人口を増やすことにはつながらないと思うんですよ。そういったことを考えたとき，今後台湾との人的な交流や図っていくべきだと私は思っています。その辺をどういうふうに考えてんのか，またそういう人的交流，これ行政としてのね，やっていくためにどういう課題が残ってんのか。また，この間の台湾からの観光客を振り返ってみて，これを今後，今後の方向性，どういう方向で持って行こうとしているのか，そこら辺の見解も示してください。

商工観光部長（武下義広君）　はい，お答えいたします。まず台湾でのＰＲ活動といたしましては，平成２７年度にクルーズ船誘致並びに航空会社との連携，現地旅行会社とのパイプ作りを目的に市長のトップセールスを実施しております。台湾発着のクルーズ船の増加はこのトップセールスも少なからず影響しているものと考えております。議員御案内の人的交流につきましては，台湾についての現状を理解しニーズをしっかりと分析した上で実施していくことが必要であると考えておりますが，現状ではまずは先ほど答弁いたしましたように受け入れに対する課題がございますので，課題をクリアし奄美の魅力を満喫してもらうための受入態勢を構築し，リピーターを創出につなげていく取組をまずは進めてまいりたいと考えております。また，台湾の現状理解や交流人口拡大に向け，県や県観光連盟とも連携しながら共同プロモーションの検討を行い，そのうえで観光や物産についての展開にもつなげていきたいと考えております。以上です。

１６番（三島　照君）　今回，これを出してきたのは，今課題をちゃんと分析してどういう方向で行けるかいうのを今後検討していくということを言われましたけど，けどやっぱりこのクルーズ船の受け入れいうのは市長の大きな政治方針でもあるし，ただ受け入れているだけじゃなくて，やっぱりもっと言えば具体的に役所から台湾に派遣してですね，現地で目で見て現地のそういう行政関係やとか旅行業者とか，いろんなそういったところとのつながりをもっと深めていくべきだと私思うんですよ。それは，例えば龍郷町では西郷どんの問題もありますけど，さっそく行政が市長や議会も含めて一緒にグループ組んで，台湾行ったり，台湾からも来たり，こういう具体的な動きしているんですね。この前も新聞載ってましたけど，徳之島でも台湾の旅行会社や責任者を呼んで，こういう取組を，島の景観などロードコースを入れたプロモーションツアーいうことで自転車で徳之島１周するコース作って，具体的な客を，そのクルーズ船で来た客だけじゃなくて交流しようという取組を，もうそういうところではやっているんですよ。ところが今言ってる内容では，まだこれから分析して，そういう課題を分析し解決を図りながらも具体的に動いて行かなければ私は変わらないと思うんですけど，その辺どう思いますか。市長，なんかあります。

市長（朝山　毅君）　先ほど部長が答弁しましたように，３年前になりますか，私も台湾に行ってまいりました。町の形状，そして自然風景等については非常に奄美と似ているなと，気候的にも感じました。同時に，私の周りにも台湾で入学をして，戦後奄美に引き上げて来たという方も数名いらっしゃいます。そのように台湾と奄美とは非常に近い地域でありましたので，そういう縁のある方がたくさんいらっしゃいます。そういう中において，ただ奄美大島，奄美市を含めてとなりますとこの交流人口を更に促進させるための体制づくり，例えば入国管理体制，ＣＩＱと言いますか，それらのことがまだ整っていないと。従って，沖縄を第一義的に入港して奄美に，鹿児島，福岡をして２次的，３次的に奄美に来るというふうなまだまだ実態でございます。今後，そのような環境づくりのためには港の整備，クルーズ船は特に，空港の整備についても今後更なる充実を図っていかなければいけないというふうな思いが

いたしております。いずれにいたしましても，特に沖縄のほうには約もう１，０００万人近いという観光客が訪れている。しかも，その大半は台湾，若しくは韓国，中国，東南アジアだと言われております。そういう中の１割でもというふうなことは誰もが申し上げておりますが，そういう管理体制というのが，この五つの奄美大島の島々において，まだ足り得ない，体制として，インフラとしてあることも事実でございますが，今後それらのことも念頭に置きながら，そして社会環境も自然遺産という形で整ってまいりますれば，外的，内的条件を揃えて行けばもっとこれは自然発生的に交流が深まると思っております。そのためにも，今我々がすべきことを，やはり対内的に，対外的な環境整備に努めていきながら，その交流の促進のための土台作りをしていく時期ではないかと思っておりますので，議員のおっしゃったことは参考にさせていただきながら努めていきたいと思いますので御理解ください。

１６番（三島　照君）　いろんな制度のあれもあると思うけど，沖縄，鹿児島は航空便も出てきていることですし，そういうところからまたその続きに沖縄から奄美へとかね，いろんな具体的なもう，大きなところでの取り巻きを巻いていけたらと。本当言えば，一度議会としても沖縄行きたい，台湾行きたいんですけどね。それはあとの問題として。そういう取組をね，本当に目先のことに拘らずに大きく網を打っていくことが１０年，１５年先のあれにつながっていくと思いますので，そう思ってこのテーマを入れました。

次に，産業振興についてです。住用サン奄美の現状，取り敢えず現状はどうなってんのか示してください。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君）　三島議員にお答えします。まず，現在地に販売所を建設するに至った経緯を御説明いたします。度重なる災害を受けて何度も浸水している状況で，これを解決するためにサン奄美と協議を重ねまして安全な場所に建設するということで現在に至っております。現在の三太郎の里の現状ですが，台風２４号の災害により入り口のシャッター，ポーチ，外壁，眺望デッキのタイルなどの被害を受けております。以上です。

１６番（三島　照君）　台風のあと，こういう施設の暴風対策や改善が進んでいるのは見ています。しかし，サン奄美観光センターの状況はまだそのままですよね。補正組んでますから，そのあとになると思うんですけど。あの施設が，いつやな，平成２０何年できて以降ね，たびたび台風や集中豪雨やらの被害を受けてますけど，ちょっと設立以来投じた費用，できれば年度ごとに金額と示してもらえますか。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君）　建設費用については資料が手元にございませんので，今お答えできません。

１６番（三島　照君）　集中豪雨やらで被害を受けるたびに改修してきたやんか。その費用ですよ。何回改修して，その改修費用がどんだけ付いているかですよ。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君）　平成２２年の豪雨災害から現在までの災害復旧費につきましては，９年間で６回被災しております。今回の災害復旧費用を除く三太郎の里建設以前の旧施設，農林産物販売所と加工センターの復旧費用を申し上げますと約４，２７０万円との費用となっております。その主な内容は台風時の大雨による施設の浸水などで備品の購入費が３，１４７万６，０００円，施設補修や機械器具の補修等の費用が１，１２９万８，０００円となっております。今回の復旧費を合わせますと約５，８４０万３，０００円となります。年度ごとに申しますと，平成２２年度が３，４９１万

円。平成２３年度が５９万円。先ほど平成２３年度が５９万円です。平成２４年度が５９５万３，０００円。平成２６年度が１３万５，０００円。平成２７年度が１１８万４，０００円となっております。以上です。

１６番（三島　照君）　度重なる災害によっての一応，改修費，備品の補強のための金額。しかし，プラス建設費も入っています。そして，今回，今のところに移りましたよね。あの移った三太郎の里，ほんで物品販売のサン奄美のセンター，ほんで加工施設，加工施設は県の事業ですから。この三太郎の里，サン奄美の建築費は幾ら付いたんですか。総額。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君）　観光交流施設三太郎の里の整備費の総額は１億３，１６７万５，０００円でございます。本体工事につきましては，８，９８６万３，０００円となっております。以上です。

１６番（三島　照君）　結局，この間改修費やら何やら入れると約２億円近い金が使われているんですよ。ほんで，今回改めて建物だけで８，９００万円。そして，今回のその８，９００万円に絡んでですけど，今回のこの台風の被害状況，私は改修費として一千何百万円予算付きましたけど，これについては業者責任が当然問うべきだと思うんですけど。言うのは，例えば私が家建てて，半年も経たんうちにね，あの屋根の漏り方，それが染みていって壁のあの現状，こんなんね，普通にその見積もりして，最後，最終の検査やら誰がどうしたんか分かりませんけど，当然建築に基づいた瑕疵担保責任は発生すべきだと思うんですけど，それも含めた見解はどうですか。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君）　今回の三太郎の里の本体工事につきましては，完成検査時におきましても設計書及び市の指示のとおりに施工されておりまして，瑕疵があったとの報告は受けておりません。また，平成２９年９月に施設の引き渡しを受けておりますが，引き渡し後そのような報告も受けておりません。市としては瑕疵担保責任が補償をできないものと思っております。以上です。

１６番（三島　照君）　これ，引き渡し時の最終検査，どこがやんの。建設部長。建設部，やってるんとちゃうの。

建設部長（本山末男君）　建築物，その他土木施設につきましては契約検査指導課のほうで検査を行っております。

１６番（三島　照君）　それで，あれでええということなん。そのときの検査，それでよかったか知らんけど，今の現状見てね，現状見て，瑕疵担保保証が私はこの，例えば今回の改修費，当然相談すべきだと思うんですけど，どうですか。

（発言する者あり）

建設部長に答弁せえ，建設部長。

建設部長（本山末男君）　先ほど，所長が説明したとおり，建築物につきましては通常４６メーターで設計しておりますが，奄美地区は台風常襲地帯ということでその１．３倍の６０メーターで計算してます。今回はそれを超える風が吹いたということで，民間にも大きな被害が出ております。また，飛散物等の被害から拡大するのもありますので，今回に関しては瑕疵はないものと考えております。

１６番（三島　照君）　給食センターも一緒ですし，今回の問題でも想像を超える風が来たから計算どお

りいかなかってあの結果だと言いますけど，奄美はほっといても台風常襲地帯でそんなことは業者も役所も分かり切ったこと。やっぱり災害，どんなときでも対応できる，しかも引き渡し済んで１年も経たん状況であの屋根の状況，天井裏，壁，普通では考えられない。おまけに三太郎の里の入り口のあのタイルまでが跳ねていってるわけでしょ。あんなん，タイルがあんな形で風で吹き飛ぶってなもんは見たことないし，聞いたこともない。それに，瑕疵がなかったということのほうが私はおかしいと思います。

時間ないから，もう。その後，今後の見通し，どうするんですか。サン奄美などの見通し。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君）　店舗再開の見通しにつきましては，台風の改修工事もあり当面の間は観光案内エリアにおきまして，サン奄美の加工商品と住用の農産物の展示販売を行ってまいります。また，その運営に観光案内を委託しているＮＰＯ法人すみようヤムラランドや農産物出荷協議会へ協力をいただき運営するようになっているところでございます。その後の運営につきましては，施設の委託業者などと協議を行い進めてまいりたいと考えております。また，農林産物加工センターの修繕におきましては，被災した窓ガラスの修繕や雨戸設置などが既に完了しておりまして，加工作業も再開しております。今後としましては，度重なる水害を受けまして安全な場所に建設したという経緯がございます。今年度工事終了と併せまして，販売所の位置の分かりやすい看板を国道沿いに設置する計画をしておりますので，御理解いただきたいと存じます。以上です。

１６番（三島　照君）　やっぱりサン奄美自体ももう解散すると。あそこで働いてた人なんか分かりませんけど，こういうね，投書が来たんですよ。ちょっと読みます。販売店をもう閉めるしかないと。店は散々やから。市職員の対応も真剣に考えてくれないと涙声で話していた。しかし，サン奄美は私たち住用農家が作った農産物を快く引き受け，女性の働く場でもあり，大変楽しみな女性の企業ですと。何とか継続できるように検討していただきたいというお手紙なんですよ。誰がどうして出したか，何で私ところに来たかも私分かりませんけど。だから，やっぱり住用の作った地産地消にとってはかけがえのない施設なんですよ。簡単にＮＰＯに渡してとか，この地元のこの人たちのこの声を受け止められる施設に改善してもらわんと私は困ると思っているんです。是非，そういう思いで，あとちゃんとやってください。

もう時間ありません。これも，私はもう悲しい出来事です。初めて知ったんですけど，教育行政に行きます。なぜ小学校の遠足などのバス代を子ども一人ひとり出さんならんかと，これも言うて来た人は子ども２人いますと。１回行くのに１，０００円払わなならんと。持って行かしきれませんでしたと。だから，うちの子は遠足休みましたという話なんですよ。こんなことを，子どもの心に傷つけるようなことはやめてほしい。本当にこういう状況があったのかどうか，答弁求めます。

教育長（要田憲雄君）　お答え申し上げます。遠足でバスを利用している学校が小学校で１９校，中学校で７校ございます。その中で，バス代を個人負担で徴収している学校が小学校で１６校，中学校で６校ございます。小学校の金額の平均は１，０６０円，中学校の金額の平均は１，１７０円になっております。なお，バス代を徴収していない学校につきましては，ふるさと体験学習と位置付けて補助金を出しておりますので，このあまみっ子ふるさと学習支援事業の助成金を活用して支払いをしていると。これは小規模校に限るんですけどね，私どもとしては私が実際に現職のときもそういうのありました。ただ，以前から個人負担でずっとやってきているという経緯がございます。バス代は今後も個人負担で徴収することになるだろうと思うんですが，ただですね，他に方法はないのかどうか，校長会辺りでまた先生，校長さん方と相談してみたいと思います。以上です。

１６番（三島　照君）　駄目です。義務教育で子どもがその教育に参加できんような現状を１人でもつく

るいうことは駄目なんです。さっきのサン奄美も一緒で，声あげる人は１人であっても，その後ろには何１０人という人が同じ思いをしているんです。子どもにそういう思いをさせてもらいたくない。是非見直してください。終わります。

議長（師玉敏代君）　以上で，日本共産党　三島　照君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。１４時４５分，再開いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。２０１３年1月に２０１６年の登録を目指し政府が奄美・琉球のユネスコ暫定リスト掲載を決定いたしましたが，南北約８５０キロとした遺産の対象が広すぎるとして同年１２月に登録目標を２０１７年に延期，２０１４年の９月に再延期を決定しております。また，２０１５年9月，ようやくユネスコ暫定リストに追加をされました。その後は順調に西表島全域，沖縄島北部やんばる，奄美群島国立公園の指定と推移し登録は間違いないものとの雰囲気の中，２０１７年１０月の国際自然保護連合ＩＵＣＮ現地調査のあと，２０１８年5月３日に出されたＩＵＣＮの評価報告書は登録延期でありました。登録を期待していた関係者には少なからず衝撃を与えました。しかし，そのことを乗り越え自然保護に宿題をもらったとか，登録延期は準備への好機などと前向きな意見が多くなり，現在は官・民一体となった固有種保護の取組等が芽生えつつあります。政府はＩＵＣＮの登録延期の評価報告から約６か月経過した１１月２日に奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産への再挑戦を決定をいたしました。今回の挑戦は３度目であり，もう後がない，時間もない，今度がラストチャンス，失敗は許されない状況を認識し，緊張感を持ってそれぞれの推薦地が頑張っていただければ必ずや世界遺産登録が実現できると思います。来年２月にユネスコに提出しなければいけないＩＵＣＮからの指摘された課題は多く残っております。未だ解決していない課題も多く，一時の余裕もない状況であると考えられます。そこで，世界自然遺産再推薦について市長の姿勢を質問いたしたいと思います。

今回，奄美市として再推薦にあたりＩＵＣＮの延期勧告を分析して，奄美市として不十分であった課題はどのような事柄であったのか，把握していることについてすべてお答えください。また，その課題についての対応はどのように図られたのか，図られているのか，お答えいただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行わさせていただきます。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　関議員にお答えいたします。奄美市としての見解ということでございますが，これについては５市町村，県・国，一丸となってやっていることでございますので，そのようなことを御理解いただいたうえで答弁させていただきたいと思います。御質問のＩＵＣＮ記載延期勧告の主な理由につきましては，前の定例議会，また午前中の橋口議員にも答弁させていただいておりますが，課題といたしまして２点ございます。まず１点，推薦地の連続性の観点から沖縄の北部訓練場返還地が重要な位置付けにあるが，現段階では推薦地に含まれていないこと。２点目が，推薦地の連続性に欠け，遺産の価値の証明に不必要な分断された小規模な区域が複数含まれていることの２点がございます。まず，１点目の北部訓練場の返還地につきましては，今年７月に返還地の約９割がやんばる国立公園に編入され

ました。当該編入地域の主要なエリアを推薦区域へ編入することで調整が行われております。２点目の４島で２４区域に分断されていた遺産候補地については奄美大島，沖縄島北部，西表島の各島で１区域，徳之島で２区域の全体で５区域で再編する方向で調整が行われております。その中で，奄美大島については推薦区域の連結及び再編困難な小規模区域の除外などで９つの区域を１区域に統合することで調整が行われております。そのほか，勧告事項の絶滅危惧種の状態，動向，人為的影響及び気候変動による影響に焦点を当てた総合的モニタリングシステムを完成し，採択することにつきましては，先月開催の世界自然遺産候補地科学委員会奄美ワーキンググループにおきましてモニタリング計画の基本方針や作業スケジュール案が示されるなど，それぞれの勧告事項に対し取組を行っております。今後，１２月，今月になりますが，開催予定の科学委員会及び地域連絡会議で推薦書，包括的管理計画等の推薦書類の修正について御意見をいただいたうえで，来年２月の推薦書再提出が行われていくものと認識をいたしておりますので，御理解をいただきたいと思います。以上です。

１５番（関　誠之君）　ちょっとよく，全体的なことは理解をしましたけれども，その辺については新聞等で報道されておりましたので認識をしているつもりであります。そこで，少し具体的にですね，例えば奄美大島再編困難な小規模区域の除外ということで，今市長おっしゃられましたけれども，修正前の９区域を１区域に統合するというようなことですが，これ具体的に言えばどういうことなのか，地域的にどういうふうになるのか，それまでお答えいただけますか。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　推薦区域を奄美大島本島で９つございました。それを，小さいところは除外して，また離れてるところをつないで一つにまとめるということでございます。場所についてはですね，今まさしく科学委員会，環境省のほうで詰めの段階に入っておりまして，１２月，今月の後半に行われる地域協議会の中で，それは，場所的なものはですね，示されるものと，ということでございます。以上です。

１５番（関　誠之君）　１２月の会を受けてということで理解をいたしました。

そこで，もう一つは少し踏み込んで質問をしたいと思います。その中に適切な観光管理メカニズムや観光管理施設等，観光開発計画及び訪問者管理計画の実施についてということで，各推薦地域との連帯や整合性はということで，この辺はどう図られているのか。奄美市としての今言ったことに対しての具体的な議論はどうなされておるかという点が１点と，二つ目は奄美市の金作原，もっと点で言いますと，における利用ルールの運用に向けた取組。世界自然遺産奄美トレイルのルート選定についてはどうなっているのかについてお伺いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，議員から御指摘のありました奄美トレイルの現状についてお答えいたします。県において，奄美群島をつなぐ長距離の自然歩道として世界自然遺産奄美トレイルを順次選定しております。本市においては，平成２８年度に住用地区の古道三太郎峠などのコースが開通し，今年度は名瀬地区のコースを選定中です。笠利地区につきましては，平成３１年度にコースを選定予定でございます。この世界自然遺産奄美トレイルは亜熱帯の森や白い砂浜，サンゴの石垣など奄美ならではの自然や文化に触れ合うことのできる各地域１０キロ程度のコースで，地域の方々と一緒に選定し最終的にそれらをつなぎ奄美群島１本のルートを作る計画で，平成３３年度に全線開通を目指しているということでございます。以上です。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　ただいま議員おっしゃった，主要な観光地域において適切な観光メカニズム云々という部分でございますが，これにつきましては各フィールドごとの利用ルールや人数制限，そういったものを決めようということで進めております。議員がおっしゃった金作原の利用ルール

の適正化というのも，まさしくその中で協議されております。その金作原についても，金作原だけではなくて，また住用の三太郎線，またスタルマタ線のナイトウォッチング，そういったものの観察ルールの作成，そういったものを今順次協議をしながらルールを決めているところでございます。以上です。

１５番（関　誠之君）　取組を一所懸命やっていることについては敬意を表したいと思いますが，かなりもう時間が経って，先ほども述べましたとおり２月１日にはもう推薦書を提出しなきゃいけないと，もう本当に時間がない。そういう中で，今金作原，もう入りたい放題って言ったら失礼ですけど，何の制限もない。本当にキャパが異常になっているんではないかという心配もされる中，やはりフィールドごとの利用ルールとかですね，人間，人数の制限とか，認定登録ガイドの育成計画，ないしはそういったものを付けて入れるとか，こういうのはもうすぐやっていただいて，まずは仮に実施をして，計画は計画としてあげるものはあげるというようなことでなければ，これなかなかこれ２月１日含めて，今の金作原の状況を守っていけない可能性もあるよねという人もおられますので，それについては迅速の取組方をお願いをしたいと思います。

このことの最後になりますけども，やはり新聞紙上を見ますと盗掘とか出ておりますので，その辺が警察との連携，協力とか，希少種の違法採取の防止をどうしていくかと，具体的にこのことを進めていかなければＩＵＣＮのほうにの推薦書もですね，なかなか難しいものではないかというふうに思っております。先ほど述べましたとおり，住民の中には私たちの先輩の方々もそういった外来種の駆除の，一生懸命やったと新聞に出ておりましたけども，そういう情勢はできてもですね，結果としてほかから来てこういった盗掘をしていく，非常に残念でたまりません。そういったものの住民に対する意識向上や外来植物問題，希少動物，植物の盗掘問題の具体的対応について，どのようになっているのか，お答えいただきたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　議員が前段におっしゃった金作原の話ですが，やはり遺産に登録されてのそういう観光スポットに観光客が集中して生態系に影響を与えるようなことがあってはならないということはもう非常に認識しておりますので，今後その付近はみんなで力を合わせてやっていきたいというふうに思います。

盗掘，盗採の件ですが，今奄美大島の５市町村で構成しております奄美大島自然保護協議会において，盗掘，盗採防止のパトロール員を４人雇用いたしまして，希少種の生息場所の確認，巡回等をやって希少種の保護には取り組んでいるところでございます。以上です。

１５番（関　誠之君）　もうちょっと踏み込んでいただきたいんですよ。やはり，実際盗掘が行われておるわけですから，これに対しての追跡なり，警察との先ほど言いました連携，協力，そういう中でやっぱり罪になるんだよなと，目に見えて分かるようなことを，また監視員がしょっちゅう回ってですね，いるにも関わらずやはり目を盗んでこういったことが行われると。この地域住民，また民間企業，ＮＰＯ法人など，そういった人たちの協力もどう結集していくか，そういったところも含めてこの外来種の対策，また希少種の対策に臨んでいただきたいというふうに思いますが，見解があればお聞かせください。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　おっしゃるように，警察機関ともですね，連携しまして，また市民にも希少種，また盗掘，盗採の件については広く普及，啓発をしまして，市民一丸となって頑張っていきたいと思います。以上です。

１５番（関　誠之君）　この問題はここで終わりますが，更なる迅速性とまた具体性を持ってですね，取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に，陸上自衛隊部隊配備計画等についてということで，先ほど三島委員から，議員からありましたのでくどくどは申しません。市長，もう少し頑張っていただきたいと思うんで質問をさせていただきますが，今私の趣旨は市民が，やはり具体的な内容を自衛隊の配備について知らされていない状況だと。一度しか説明会もしていない。石垣とか宮古とか，そういうところではもう何遍も説明会をし，逆に自衛隊さんのほうから，防衛省のほうから説明会をしようじゃないかという提案もあるように聞いておりますが，そういう中で是非市長は防衛省，防衛局に説明会を開催するよう要請はできないのか。先ほどの答弁ではできるのか問い合わせをするという言い方をしておりましたが，そうでなくて，こういったことで自衛隊の説明会を開いていただきたいということには相成らないのかどうかということが１点。

もう１点は，先ほどの議論の中で市長はミサイルのことについては２６年の８月に報道で知ったというような趣旨の議論がされておりましたけども，このミサイルの２６年の８月というのは市長が受け入れを声明をした前なのか後なのかということについて，２点目をお聞き，伺いしたいと思いますので，よろしくお願いをしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　まず，再度の説明会開催の要請についてでございますが，三島議員の質問にもお答えいたしましたとおり，奄美駐屯地における部隊の活動や訓練内容等について説明会の開催が可能か，防衛省に確認をさせていただきたいと考えております。

それと，まずですね，これも三島議員のときにお答えしましたが，武田防衛副大臣が来庁した際に説明を受けた，その日，同時にですね，市長は受入の表明をしているということでございます。以上です。

１５番（関　誠之君）　よく分かりませんけれども，要するにこの２６年の８月，新聞紙上で知ったというような話ですよね。当時の武田副大臣が来て説明をして，そういうことを，いろいろ今言われましたけども，ただ１点聞きたいのは，市長はミサイル部隊が，いわゆる高射砲部隊があるということを分かってその受け入れの声明をやったのか，いやいや受入声明やったあとにそういったのは分かったのか，この前後をはっきりさせていただきたいということです。

市長（朝山　毅君）　この間の時系列なことについての言質について，私も記憶曖昧なところがございますので確定した話については後ほどの時間があれば申し上げたいと思いますが，いずれにしろ現況の防衛上における自衛隊の駐屯地配備については，当然それらのことはあるだろうと私なりには思っております。自衛のための防衛力についてはそれ相当の機材が必要であろうということは私なりに想定しております。どれらの，どういう規模でどういうものという技術的なことは分かりませんが，それ相当の機材等が配備されるということは私なりに，素人ながらの認識はございます。

１５番（関　誠之君）　市長，それは私どもも市長と同じぐらいの感じでおりましたが，ただ受け入れにあたって自衛隊の議員の連盟もですね，いわゆる対馬の警備部隊，いわゆるそういった部隊が３５０人程度配置を，最初は３００人ぐらいだったんじゃないかと思いますが，されるんではないかというようなイメージでしたから，そこにいわゆるミサイル部隊というのが付いて来るとは全く思ってなかったんですよね。いった，その武田防衛大臣が会見をして，新聞に出て初めて奄美にもそういうものが配置されるんだなというのが分かったわけですよ。これはなぜ今日話題にしているかと言いますと，市議会議員有志によってこの間市民との語る会が開催をされました。その中で，その有志の中にも自分たちが要請行ったときにはそういうことは思ってなかったと，いわゆるミサイル部隊を，いわゆる対馬の警備部隊，ああいった普通の警備部隊が来るんであろうというふうに思っていたということでありますから，要請をいってお願いしますと言ったときにはそういったことは分からなかったというのがそのときにはっきりしたわけですよ。ミサイル部隊を自分たちは想定をして要請をしたんではないということがはっ

きり分かったわけですよね。ですから，ちょっと待ってください，そういうことですから，何もミサイル部隊持って来たのがいいとか悪いとかいう議論じゃないんですよ。そういう想定のもとになければ，我々も説明を市民にするときに，結果後で分かったというのと，いや分かってて要請しましたというのは，これはかなりの差があると思いますので，そういう意味で聞いているんでありまして，その辺ははっきりさせていただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　ちょっと禅問答のような質問で，ちょっと私もこんがらってまいりましたが，私が申し上げたのは議員も記憶にあろうかと思いますが，北朝鮮が人工衛星というものを打ち上げると言われたときに，奄美群島にもミサイルが，迎撃用のミサイルが配備されたこと，記憶ございませんか。トラックの上に付いているような迎撃用の，もしということでグアムに飛ぶと，ありましたよね。そのときには，この奄美群島にもミサイルが，迎撃用のミサイルが配備された，トラックにあれを積んだような。だから，先ほど三島さんにもミサイルと言えばそのトラックにあれを積んだようなと，そういうイメージであったということを私は知り，だから，ミサイルが配備されるということは，当時北朝鮮の県本土にも奄美群島にも沖縄にもそれが配備されましたよね。それだけ詳しいんですから，記憶にありますでしょう。それと同じようなイメージとして，この南西諸島の不安な環境の中においてそれが配備されるんだなという意味での私なりのミサイルという記憶はございますが，ミサイルを配備するからそれが是，配備されないから否，また逆のほうということではなかったと。自衛隊が配備される以上は安全，防衛のためにはそれらの機材というのはある程度配備されるであろうと，そして私のイメージの中において，その前に北朝鮮が人工衛星というものを発射したときにこのエリア，この地域においてもそのミサイルが迎撃用のものが配備された。そういうイメージの中において，私は記憶があるということでありますので，その禅問答のどうのこうのではよく分かりませんから，以上です。

１５番（関　誠之君）　すいません，市長の思いはそうだと思うし，そのことはよく理解をしております。ただ，具体的にね，例えば防衛省が提案するときには警備部隊ないしミサイル部隊とわざわざそこに付けるということは，その部隊の性質が違うんですよねというふうに私は取っておりますので，私どもが，私どもというより議会の方々が要請したときには警備部隊というのはあくまで，ミサイルないんですよ，島のほうには，対馬のほうには。だから，そういうことは少し大事なことだからしっかり事実関係は把握をする必要があるよな，そういう質問ですから。問答になるといけませんので，時間ございませんから自衛隊の問題はこの辺で終わりたいと思いますが，是非市民のためにもですね，防衛省，防衛局のほうに説明会を再度，やはりもう大体形が見えてきましたから，三島さんのほうにも，三島議員にも言われたように，そういう意味から少し，私たちの浜里町はですね，あれ何が建つんですかってまだ分からん人いっぱいですよ。だから，そういうことも含めて丁寧にやって，市民には丁寧にやっぱり知らせる義務があると思いますのでお願いをしたいと思います。

次に，３番目の会計年度任用職員制度の導入についてをお伺いしたいと思います。先ほど職員数と臨時職員数は確認をいたしましたが，この会計年度任用職員制度の導入にあたって，もう一度臨時，非常勤の実態把握について問いたいと思います。

二つ目は，任用勤務条件等についての検討確定について，どのような検討がなされ，確定する時期があると思いますが，この時期はいつごろになりそうなのか。

三つ目は，そしてそういったものが片付いて，国の方向，方針もありますでしょうから，そういったのを精査をして，関係条例の議会への提案，上程と募集開始，条例が定まればこれに従って募集を開始をして，会計年度任用職員を採用するということになると思いますが，採用の時期はいつになるのか，３点についてお伺いをしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　議員御案内のとおり，地方公務員法の改正に伴い平成３２年度から臨時職員は

会計年度任用職員制度へと移行いたします。平成３０年１０月３１日現在，奄美市の臨時職員は一般職非常勤職員２８２名，臨時的任用職員が１４０名の合計４２２名となっております。現在，国から示された事務処理マニュアルに基づき導入に向けた準備を進めているところでございます。この一般職非常勤職員，臨時的任用職員に加え，一部報酬等の特別職につきましても今回の法改正に伴い会計年度任用職員に該当する職種も想定されることから，先ほどの４２２名を超える人数が会計年度任用職員へ移行することが見込まれます。なお，この一部特別職につきましては，並行して業務内容の実態把握をしているところでございます。いずれにいたしましても新たな制度のスタートになりますので，現在定数査定の各課ヒアリングを実施している最中ではございますが，国・県をはじめ庁内関係部署と十分連携を図りながら円滑な導入に努めてまいりたいと思います。

２点目でございますが，どのような検討か，あるいは確定内容の公表はということでございますが，会計年度任用職員制度における検討事項につきましては，まず勤務時間がございます。勤務時間が職員と同等となるフルタイム勤務，あるいは職員より少ないパートタイム勤務によって条件などが変わってまいります。また，会計年度任用職員制度においては期末手当の支給が可能となりますことから，期末手当支給条件や各種手当の支給に関する検討課題がございます。更に，休暇や賃金，報酬に関すること，社会保険の取り扱いに関することなど，検討事項は数多くございます。これらの検討事項につきましては，各課と十分なヒアリングを実施し，国の事務処理マニュアルや他市の状況も踏まえながら判断してまいりたいと考えております。現在，関係条例を平成３１年９月議会を目途に上程したいと考えておりますことから，それまでには検討事項を整理してまいりたいと考えております。

３点目でございますが，先ほども申し上げましたとおり関係条例の上程につきましては平成３１年９月議会を目途に考えております。その後，議会で可決をいただいたのち，会計年度任用職員の募集，選考を行い，平成３２年４月の年度開始に遺漏のないよう採用してまいりたいと考えております。以上です。

１５番（関　誠之君）　はい，ありがとうございました。詳しいことはまたあともっていろいろお伺いをしたいと思いますので，この辺でこの件については終わりたいと思います。

議長にお願いでありますが，教育行政についてということになりますけど，その他の施策について先にやって，次，教育行政についてさせていただきたいと思います。よろしくお取り扱いください。

それでは，その他の施策についてであります。台風２４号による住用町西仲間の冠水についてについて御質問をさせていただきます。住用道路冠水対策事業が当初事業費が５億円とされていましたけれども，現在事業費が約８億円に増額をされていますけれども，根拠があればお示しをいただきたい。

二つ目が，現在の工事の進捗状況と事業終了の日をお示しをいただきたいと思います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。大きな３の項目のその他の。

建設部長（本山末男君）　住用冠水対策事業は平成２７年度から３２年度の予定でありましたが，９月議会で補正，１億２，０００万円を補正しており，平成３１年度完成となっております。現在，土地造成に係る工事，杭工事などを進めておりまして，ちょっと進捗率については，ちょっと今手元にありませんので，後ほど答弁させていただきます。

失礼しました。進捗率につきましては１４．７パーセントとなっております。

１５番（関　誠之君）　次に，住用道路冠水，今３１年度完成ということで，ですけれども，３１年度までかなり時間がありますが，住用道路冠水事業が終了するまでの間，西仲間，石原地区等の当面の緊急的冠水対策をどのように考えておられるのか。この間の新聞もありましたけれども，台風によって道路，駐車場が冠水というような見出しもありますし，かなりそういったことで庁舎のエレベータールー

ムまで水は入ってきたとかいう報道もなされておりますが，この間こういったことがないということはなかなか言えないことでありますから，先ほど言いました緊急的な冠水対策事業なり対策についてお伺いをしたいと思います。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君）　関議員にお答えします。聞き取りの中で，台風後の西仲間，石原地区が冠水後の住用総合支所の対応ということでしたので，議員お尋ねのありました台風２４号被害につきましては西仲間，石原地区で公共施設などが１４件，民間住宅２件に床上浸水の被害がありました。また，台風通過後の緊急対策としましては，市は県に対しまして大島支庁建設課へ既設樋門の排水対策としての既設仮排水管６００ミリに加え，仮排水管１，０００ミリを設置していただくよう強く要望し，工事が完了しております。市も危険箇所などの点検を行い，農地の排水路の流末部分の土砂除去を行いました。併せて住用川と冷川の合流地点の拡幅工事を早期にしていただくよう要望し，現在河川の拡幅及び石積護岸整備などを県において，今年度完成に向けて整備中とのことでございます。また，石原地区では大島支庁農村整備課が県営中山間総合整備事業を導入し，土地改良地区内の用水路を住用公民館から石原排水機場にある溜池までの延長約６３０メートルを一部拡幅工事及び法面への張りコンクリート工事を行い，完了したところであります。本市といたしましては，県，大島支庁との協議を重ねまして上流部の寄り洲除去などや改修工事の早期完成に向けて注視しまして，地域住民の安全対策に取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

１５番（関　誠之君）　この間は何度か質疑をさせていただきましたけども，着々とそういったことが進んでいるということで，もう２度とはこのような冠水がないだろうと推測をされますが，気を緩めずに頑張っていただきたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

それでは，（２）番，台風２４号の名瀬港沖防波堤の破損についてお伺いをいたしたいと思います。率直に言って，今あの沖防波堤がかなり大型船の入港を妨げているということは言えると思いますが，そういう中でこの沖防波堤の破損についてはどのようなことで修繕と言いますか，復旧をされるのかということをまずお聞きをしたいと思います。

建設部長（本山末男君）　名瀬港の沖防波堤の災害につきましては，管理しております国土交通省九州地方整備局鹿児島港湾空港整備事務所名瀬出張所にお尋ねしましたところ，災害調査等を終え，復旧工事など今後対応を協議しているところでございます，と聞いております。この詳細につきましては，災害査定等が終わりましたら，また国のほうにお伺いしたいと思います。この沖防波堤の目的としましては，港内の静穏度の向上と船舶航行の安全度を図るため，施設延長７００メーターで整備されたものであります。

１５番（関　誠之君）　それではですね，通告はしておりますから三つほどお聞きをしたいと思います。沖防波堤が，ほかの港湾計画というのは県が国から委託を受けてやっていると。ところが，この沖防波堤だけが国の直轄事業として扱われておるわけですよね。その辺について，なぜそのようになっているのかということが一つと，現在の状況で大体何トンの船が入港可能なのかというのは二つ目ですけども，今言われましたように復旧の状態がどうなるかというのは今後の査定以降ということですから尋ねませんが，やはり私が調べたところによりますとですね，これは今の港湾のあの形が平成１５年度当初の定期航路，ありあけ，４，０００トン，これがモデルになって計画をされているというふうなことで，今の大型船の入港に本当にそういった予想が，平成１５年ですから，できたのかなという思いもありますので，その辺含めて，現在７万トン級が入っておりますけども，私が調査をしていたころに観光船の飛鳥という船が，５万トンちょっとですけれども，全長２４０メートル，幅２９．６メーター，満水喫水が７．５メーターという船ですけれども，これが２０１０年の３月１０日，入港を断念したんで

すよ。これはなぜかと言いますと，北北西の風１５メートルから２５メートルの風が吹いて，タグボートを１隻しか用意してなかったために入港は困難だと。域内の防止の海域の問題もあったというふうに聞いておりますけども，これは海上保安部で調査に行って調べたことなんですけども，そういう中で名瀬港安全対策協議会をしっかりつくって今後の対応したいということもやっていただいて，今のことができておるんだろうというふうに思いますが，サン・プリンスとかプリンセスとか，フォーレンダムか，６万５，０００トン，そういったのがどんどん入って来る場合に非常に危険な状況も予想されますので，そういった中でしっかりと名瀬市の土木サイドとしても，観光サイドも含めてですけども，そういった今言った沖防波堤の問題を含めてですね，港湾の造り方についても，やはりいろんな意味で知恵を出し意見を出していただきたいというふうに思いますが，そのことも含めて見解があればお願いをしたいと思います。

建設部長（本山末男君）　まず，沖防波堤を国が整備している理由についてございますが，名瀬港沖防波堤の内側のつきましては重要港湾ということで県が整備しているというお話でございます。それを離れた沖防波堤につきましては国のほうが直轄してやるという話を聞いております。

次にですね，現在の大型船バースのお話ですが，これ平成１８年飛鳥２，平成２３，ザーンダム，そしてサン・プリンセス，それぞれ入港するときにですね，航行安全対策調査専門委員会が報告書を出しておりまして，それぞれその岸壁の長さ，水深，そして港内の旋回する幅等，そして西防波堤と東防波堤の幅によってですね，入出港が可能かどうかという検証をしておりまして，それに合わせて入港しておりまして，直近でありますサン・プリンセスにつきましてはですね，岸壁の長さ，水深，旋回の幅等，それについては適応しておりますが，防波堤の距離がですね，不足しているということで，但しこれは他の船との離合が，離合等が厳しいということで，これは名瀬港安全対策協議会のほうで関係者と協議して，その航行については行き会いを回避するよう時間調整することであります。また，これ以上，８万トン以上の船が来る計画がありましたら，再度この安全対策調査専門委員会のほうで報告書を作成して検討することになっております。

１５番（関　誠之君）　はい，ありがとうございました。これが名瀬港の港湾計画に伴う船舶航行安全対策調査委員会というので，この港をですね，どういうふうに造るというシミュレーションしたのが出ております。それで，沖防波堤の入港，出航，これは先ほど言いましたありあけ，４，０００トンの船をモデルに作られておりますから，今の大型船にはなかなか対応できてはないんじゃないかなというふうに思いますので，その辺のところも調べて，いや，もうよろしいです，はい，時間ありませんので。調べていただいて，次回またあれですけど。

建設部長（本山末男君）　先ほど申しましたが，これはサン・プリンセスの入港を検証したデータでございます。これについて検証を行い，港内の波高，波の高さ，風力等を条件として入港できるということで検証しておりまして，これによってサン・プリンセスも現在その大型船バースには入港可能ということになっております。

１５番（関　誠之君）　そういうことを議論しているのじゃなくてね，それは先ほど言った安全航路の対策協議会をつくって，こういう船にはこういったことをしてくださいよというのをやってありますから，そういうことじゃなくて，この沖防波堤がかなりやはり大型船の出入港に障害が与えてるよねという事実を述べて，それをどうするかという検討をしていただきたいということでありますから，次に進みたいと思います。

大分，時間が押してまいりましたけれども，その他の最後，改正奄振法１８条，旅行業法の特例について。これは通訳案内士とともにかなりこの３年，４年，５年やってきたことですから，その取組の経

過と必要性，今後の実施計画についてどのように検討しているのかも，来年の３月で奄振も，これ期限切れなりますが，その辺の対応をお願いをしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。議員御承知のとおり，奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の制度は平成２６年度の奄振法改正により第１８条に明記され，奄美群島市町村が作成する産業振興促進計画の改定につきましても平成２８年１月に国の認定を受けております。本制度ではまず着地型ツアー等の代理販売を行おうとする奄美群島内の宿泊業者が九州運輸局の研修を受け，修了試験に合格することが必要となります。その後，研修修了者を各市町村の産業振興促進計画に位置付けるための改定を行い，国の認定を受けますと国家資格である旅行業務取扱代理者に代えて，管理者に代えて，奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を選任することで宿泊業が旅行業者代理業を営むことができるという仕組みになっています。なお，本制度を実施する前提として着地型旅行商品販売を依頼する旅行業者を確保しておく必要があるということでございます。これまで，本制度の実施にあたっては奄美群島内市町村が一体となって推進していくため，奄美群島広域事務組合に九州運輸局との一元的な窓口機能を担っていただいております。しかしながら，本制度の周知はもとより本制度の活用を希望する宿泊業者の把握方法及び具体的な研修方法について明確な方向性を見いだせない現状となっているところです。必要性につきましては，本制度が活用されますと観光客の宿泊先でのサービス向上が図られ，旅行業者は着地型旅行商品の販売拡大につながるというメリットがあり，宿泊業者は集客力の向上やリピーターの確保につながるという相乗効果が期待できるものとは考えております。今後におきましては，事業実施主体である九州運輸局及び奄美群島広域事務組合と連携し，宿泊業者が受ける研修の開催に向け関係する業者へ周知，広報等を努めてまいりたいと考えております。以上です。

１５番（関　誠之君）　今の答弁は３年前の答弁と全く変わっておりません，はい。それで，メリットがあるから国のほうも奄振法に載せたわけですよ。もうつくった担当課がもう残念がってるでしょうね。やはり，そういった意味も含めてメリットがあるわけですから，しっかりと広域と連携をしてですね，今回の改正になったら第一に取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

時間が大分押しましたが，最後に教育行政について質問をさせていただきます。時間が押しておりますので，論点だけを明快に質問させていただきますので，お答えをいただきたいと思います。第１の名瀬・住用給食センター納入業者８社，生鮮果実，野菜類納入業者の選定についてということでありますが，これは関係者から相談によっていろいろ調べてまいりました。私が聞いた問題は，この４点です。大きく言えば，納入業者の物資納入の公平性が保たれているんですかという疑問があっての相談でありましたが，一つ目は納入業者の登録の説明会等だけで広く周知されたのかが疑問でありますと。逆に言えば，されてないのではないかと。納入業者８社の選定が，選定の透明性が周知されていたのか。三つ目，納入業者８社間の競争原理が働いているのか。四つ目，物流を，物資を中央青果の冷蔵トラックで納入し，検収が納入業者立ち合いのもとで行われていないということでありますが，一番の問題は最後に言ったことであります。そこで質問です。学校給食納入業者登録後の選定過程，また８社の納入業者登録期限，新入期限，新規参入は随時できるのかどうかについてお答えいただきたいと思います。それと，これは先ほど申し上げましたが，納入業者に対する発注の方法と納入，検収の方法についてお示しをいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，御質問にお答えします。

まず御質問の選定の方法ですが，食材の納入業者選定につきましては広く公募を行うため，市のホームページや広報紙へ掲載し，また地元新聞２社へ広告を掲載しており，更にこれまで各学校へ納入していただいていた業者にも個別にも案内をさせていただきました。登録説明会については，昨年度から納入についての説明会を行いまして，今年度は登録についての説明会を行っております。このように公募

については広く周知されていると考えております。

次に，登録についてですが，食材を納入希望をされた業者は登録申請をしていただいて，書類の不備等がないかの確認を行い，運営委員会のほうで選定を行っております。

それから，登録期限につきましては，青果物，来年の３月までとなっております。

それから，新規に登録を希望される業者については，随時受付を行っております。

発注方法につきましては，見積もりを徴収し市場価格を参考にさせていただき，納入していただいております。

納入については，当日給食センターへ直接持って来ていただき，栄養教諭による検収を行い納入となっております。但し，検収において規格外の物や傷がある物，そして新鮮でない物については納入することができませんので，返品をし規格に合ったものを時間内に交換することになっております。以上です。

１５番（関　誠之君）　私は物資納入の公平性においては保たれてとると。調査をずっとしてまいりましたけども，そう思っております。ただ１点，あなた方の規約で，納入するときはその納入業者が立ち会いして，検収者とやって納入してくれというふうになっておりますけども，実態はその中央青果の冷蔵トラックに積んで，そこにもう委託している感じで行くわけですよね。そこには受けた業者はいないわけですよ。納入するときには。このことについて見解があればお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　確かに関議員おっしゃるとおり，納入，運んで来るのは市場の車で運んで，青果物は運んで来ます。８業者，青果物の登録をしたのは８業者が申し込みをしまして，その８業者すべてが基準を満たしていますので８業者でやっております。トラック，市場のほうの積み込む際にはその８業者のほうで立ち会って，市場のほうで運んでいるというふうに聞いております。

１５番（関　誠之君）　そこは改善をしていかないかんと思うんですよ。皆さんの決め事でちゃんと納入業者は立ち会ってくださいということですから，青果市場に行って，運転手が行って持って行って，はいどうぞ，一応検収しましたじゃ駄目ですよ。そのことだけ言って，また次の機会にさせていただきたいと思います。

あと，学校，名瀬・住用給食センターの運営状況ということを書いてございますが，これについては今順調にやっておられるだろうということで，次回またやりたいと思いますが，その中で学校給食費はどのように算定をされて，小・中学校。それと，この学校給食費の無償化についての議論が奄美ではなされているのかどうか，その２点についてお伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，センター方式移行後の学校給食費算定につきましては，平成２９年度奄美市名瀬・住用地区学校給食センター運営等検討委員会において協議を重ねて決定いたしました。算定方法としましては様々な食材の摂取すべき基準の量に想定単価を掛け合わせたものを積み上げた金額となっております。小学生が日額１７０円，月額３，１００円。中学生は日額２１８円，月額３，９５０円となっております。

学校給食の無償化については，前回の議会でも質問がありましたが，現状として準要保護児童・生徒援助費として認定者の給食費の７５パーセントを補助しております。特別支援教育就学奨励費として特別支援学級在籍者へ給食費の５０パーセントの補助を実施しております。また，高度へき地児童・生徒援助費として米飯と牛乳代の全額補助を行っております。全児童・生徒の学校給食費の完全無償化を実施した場合には市の単独補助となり多額の予算の確保が必要となることから，財政的には厳しい現状であると考えております。ちなみに，県内で無償化をしているのは４市町村ありまして，南さつま市，長島町，南種子町，宇検村の４市町村となっております。

１５番（関　誠之君）　財政はいつも厳しいですから，それはそれとして議論はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

最後，笠利地区給食センター委託業務について。３月で切れますが，今の改善なり，そういったものの検討をされているのかどうか，具体的にあれば述べていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　関議員からこれまでも何度か指摘を受けまして，職員の給食調理の確保，それも聞いてみましたらちゃんと規定どおりなってきているということで，改善されてるものと考えております。

１５番（関　誠之君）　時間がありませんから，この辺で終わりたいと思いますが，ただ一つだけお願いをしたいことは，財務帳票を取っていただきたいということをお願いして，私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（師玉敏代君）　以上で，社会民主党　関　誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。１６時，再開いたします。（午後３時４５分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後４時００分）

引き続き，一般質問を行います。

自由民主党　奥　輝人君の発言を許可いたします。

２１番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，きゅうやおがみんしょうら。本日の一般質問の殿，最後を務めます自民党会派の奥　輝人です。２０１８年，平成３０年，残すところあと３週間余りとなりました。さて，私が思う今年の一番の印象，大ブレイクと言えば何と言ってもＮＨＫの大河ドラマ西郷どんでしょう。ほんまごて，今までおもしろかよか番組じゃったどな。もう最終回まであと２話を残すのみとなりました。さて，その西郷どんのオープニングのテーマソングが流れる中でロケ地の風景や景色が１０月の２１日の明治編の放送分から変わっています。そして，里アンナが歌っている途中に，なんと節田の立神が動画で流れているのであります。皆さん，気付いていますか。多分，ドローンでの撮影で上空からの姿で角度が違うので，少し分かりにくいと思いますが，節田の立神が出ています。その堂々とした雄姿を見せているのであります。是非，気付いてみてほしいのと，実際に生の節田の立神を見に来てほしいと思うところであります。間近で見れば立神の岩の迫力感を感じると思います。さて，いよいよドラマはクライマックスへ，西南戦争へと突入していきます。西郷どん率いる薩摩藩士や西郷どんに共有する士族などと大久保利通が操る新政府軍との激突決戦が待っています。そして，西郷どんは西南戦争の敗北を受けて，終焉の地城山で最期を迎えることになりますが，どのようなエンディングのシーンとなるのかも楽しみであります。さて，江戸時代の末期から明治の初期にかけて，新しか日本国の建設のために尽力をしてきた西郷どん，その信念と情熱，優しさ，そして芯がぶれない真っ直ぐな姿に西郷どんの魅力と偉大さを感じたところでありました。また，西郷どんの効果で鹿児島や奄美が全国に発信され，特に奄美編においては２人目の妻，愛加那の存在感と奄美の歌姫，里アンナの歌声など魅了させていただき，記憶に残る，心に残るドラマとなりました。ほんまごてよか番組じゃったどな。それでは，今回は最後となりますが，ここら辺でよかろうかい。鈴木亮平，西郷どん，ほんまごて１年間おやっとさじゃったど。そして，ありがっさまりょうたな。これで終わるからよ。

それでは，一般質問に入ります。１，生産牛の振興。（１）台風対策について。①牛舎の被害についてであります。今年は台風が多く発生し，ここ奄美群島内においても接近，若しくは最接近するなど，近年稀に見る年となりました。これまで沖縄県や奄美諸島は台風の常襲地帯，台風の通り道，台風銀座

と呼ばれるほど，奄美と沖縄は台風の代名詞でありました。８月の２１日の台風１９号の被害も残ったまま，今度は台風２４号が９月の２９日から３０日までここ奄美群島を直撃しています。この台風の勢力は大型で非常に強い台風で，最大風速は６０メートル以上と速度も遅いという情報の中，危機感を感じた台風でありました。案の定，被害が想定していたとおり，台風通過後の予想は当たり，農作物の被害や家屋の被害など各地で発生しています。農作物ではサトウキビの倒伏，梢頭部の折損，株元の揺さぶり，塩害など。また，タンカンでは枝の折損や果実の落下など。家屋では屋根のトタンが飛ばされるなど被害が出ています。そのほかに，公共施設等においても多くの被害が出ていました。さて，台風はここ奄美においては避けては通れない存在であります。台風対策は万全を尽くさなければならない。台風１９号や台風２４号において，牛舎や堆肥舎，農業倉庫，機械格納庫などについて被害が多く発生しております。奄美市の台風対策についての今後の見解を伺いたいと思います。

あとの質問からは発言席で行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，奥議員にお答えさせていただきます。議員，ただいまのお話のとおり，今回の２４号台風並びに１９号台風においては家屋のみならず農作物や牛舎，その他公共施設等も含めて大変な被害がありました。この場を借りてお見舞い申し上げますとともに，また被災された皆さんの一日も早い復旧，復興を願って，我々におきましても議会の御理解をいただいて専決予算を編成させていただいたところであります。被災者の皆様方に重ねてお見舞いと１日も早い復旧を願っているところでございます。

それでは，台風災害のための周知方法についてということでございますが，農業に特化したことではございませんが，すべての災害について，特に一般市民には防災無線等を通じて台風情報や安全確保についての注意を喚起しているところであります。また，農作物につきましては大島支庁の事前，事後の台風対策のマニュアルに基づいて，その都度農家に配布をいたしまして対策の周知を図っているところであります。御指摘の奄美は台風の常襲地帯でございます。ややもすればいつものことと油断が生じる可能性もあろうかと存じますが，今回の台風はそれを超える大変な災害でございました。また，その台風に際しましては身の安全確保が第一でありますが，マニュアルに沿った対策をしっかりとすることにより被害の軽減にもつながるものと認識いたしているところでございます。従って，このようなことから定期的な農家巡回指導を通して，台風災害に対する意識付けなども今後とも励行してまいりたいと存じますので，御理解をよろしくお願い申し上げます。

２１番（奥　輝人君）　はい，市長，ありがとうございました。本当，奄美地方は台風がもう本当，今年１９号，２４号と来てですね，本当甚大な被害が家屋，農家だけには限らず，もう家屋等にも全部被害が発生しております。そういった意味でも，やっぱり台風が来るということを予想してですね，やっぱりもう事前事前で，やっぱり農家さんの皆さんもその台風対策はちゃんとしていますけれど，このように台風が来てもやっぱりそれに対応できない，被害が発生するのが現状であろうかと思いますので，これからの質問についてはですね，また台風対策に向けた質問をしていきたいと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

そういった意味でですね，再質になりますけど，私は台風通過後に現場など視察をしました。とにかく，木造の牛舎などですね，年数が過ぎている牛舎ほどもう被害が多くみられました。その修理をするためにですね，資材や物，トタンや釘，材木などをですね，注文はしているんですが本土から届くのが遅いと，約１か月待ちの状態でもありました。そして，大工さんにお願いしたら家屋の修理が先になりですね，牛舎や農機具倉庫など格納庫についてはもう後回しであるとのことでありました。そこで，台風通過後においてですね，本土からの離島への物流の迅速さについてでありますけど，生活物資や家屋

などの材料などについてはですね，もういち早く，やっぱり生活に支障が起きないということでそういったもろもろに対しては定期船などで物流はスムーズになっていますけど，それ以外の農業関係の資材とか，それに携わるほかの物流などにおいてもですね，やっぱり鹿児島本土からこの奄美に来るのに１か月待ちということがありましたので，そこ辺りですね，自分の考えとしては定期船なり，また臨時便の船を船便など出してですよ，やっぱり奄美諸島にこうやって１日でも早くそういった修理する材料やら材木などが緊急にそうやって運び込まれるような，そのような体制がやっぱり必要かなと思っております。そういった意味で，鹿児島本土からの物流のスピード感，迅速さについて県，そういったものを県のほうへの要望とか，また奄美群島へのそういう，遅れている物流などが早く来れるような，そのような対策について，今後できないものかをちょっと聞きたいと思います，はい。

農政部長（山下仁司君）　お答えします。台風２４号は議員が説明しましたとおり，９月の２９日から３０日にかけて奄美群島を通過しております。その影響によりまして，名瀬港に入港できなかった期間が９月２８日から９月３０日となっております。台風通過後の臨時便についてはマルエーフェリーが１０月１日の午前中に鹿児島港を出港し，同日２１時ごろに名瀬港に入港し，またマリックスラインについても同日名瀬港に向け鹿児島港を出港し対応したとのことです。御承知のとおり，台風２４号の被害については政府が１１月３０日の閣議で農業関係については全国的に激甚災害に指定することを決定したところです。このように被害が大きかったことから，農業用施設資材や建築資材の需要が多く，資材の調達が困難な状況があるとの情報も伺っております。必ずしも物流の問題だけではないものと思われますが，船主側には今後とも台風時には臨時便等の柔軟な対応を取っていただくようお願いしてまいりたいと存じます。

２１番（奥　輝人君）　はい，是非奄美への物流の迅速さ，スピード感を持ってですね，対応できるようにお願いしたいと思います。

次にですね，農業共済の加入についてですけど，この畜産の生産牛の振興ということでありますので，やっぱり牛舎の被害が，牛舎と堆肥舎，そして機械倉庫，格納庫などの被害が拡大していましたので，そこ辺りをちょっと聞きたいということで，被害に見舞われた牛舎や堆肥舎などの農業共済への加入状況についてでありますが，農業共済事務組合での加入状況や，また民間ではＪＡあまみさんのＪＡ共済とかありますけど，そこら辺り，その農家の加入状況はどのようになっているのかを聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　畜産農家の牛舎や堆肥舎などの農業共済の加入状況でございますが，農業共済では肉用牛の共済については家畜共済ということで全頭加入はしているんですけど，その建物共済については外壁，柱，梁，屋根等の主要な構造物を備えている建物が引き受け条件となっております。外壁のない畜舎，堆肥舎などは引き受けの対象とならないとのことでした。そのほか，ＪＡなどの民間の共済においてですが，外壁がない畜舎，堆肥舎なども対象になるとのことですが，加入状況については確認をしたところ，個人情報保護の観点から情報がいただけないため把握できない状況でございました。以上です。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応，その農業共済への加入者についてですけれども，今言われたように大島農業共済組合ではその建物共済と農機具損害共済という，そういうのがありまして，今部長が言われたとおりであります。壁が，建物については壁がなければは入れないと。牛舎がもうそうですので，牛舎がもう四面，壁がありませんので，それ入れないということでありました。しかしながら，ＪＡ共済に入ればですね，今後は壁があっても入れるんですよ。これ，自分も入っていますので。去年も堆肥舎が飛ばされてですね，今年も堆肥舎と今度は牛舎まで飛ばされました。約４０平米

ぐらいでありましたけれど，自分はもう共済に入っていますので，そういった共済を下りてですね，大工賃とか人件費とか資材物流のそれ，足しになりますけれど，そういった共済に入ってない方がいると思うんですよ。それも，一応自分も見て，ちょっと農家さんに話を聞いたんですけど，住用の農家さんも入ってなくてですね，もう本当８０パーセント以上，その牛舎の棟が全部崩れて，トタンも飛ばされて，もう牛だけがこうやって生き残っているというか，その牛舎の中で存在している状況でありました。また，笠利のほうでもですね，屋仁のほうになるんですけど，名前は伏せますけれど，台風１９号でもトタンが飛ばされましたと。修理をして，終わったんだけど，次は，次の９月の３０日の台風２４号でもまた飛ばされたと。今年２回飛ばされましたという被害の農家がいました。その農家さんも，まだ高齢の農家で共済には入っていないと。共済に入ったほうがいいんじゃないですかって言ったら，いやもう年も年だから，こういう台風が来るのは目に見えとったけど，こんなにまでなるとは思わなかったと言って，今後入ったほうがいいんじゃないですかって言ったら，いやもう自分も今後どうなるか分からんから，入るそういった意識はないみたいな感じで，高齢の農家は言っていました。そういった，これは個人個人の，やっぱりその共済に入るのは個人の任意でありますので，そこら辺りはもう強制にはできませんけれど，今後こういった台風がですよ，やっぱり来るという想定のもとで，やっぱりＪＡの共済でもいいですので，こういった加入の推進ですね，そこら辺りを周知させたほうがいいと思いますけど，そこ辺りどう考えているのか聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　共済の加入につきましては，農業者が台風など不慮の事故によって受ける損失の補填により農業経営の安定を図ることにもつながることから，本市としましてもＪＡなどと連携をし制度の周知を図ってまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いします。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。是非，任意でありますけど強制的な感じで，やっぱりそういった保険に入れば何らかの支援が出るということで，私のほうもこうやって話をして周知をしていきたいと思います。

それではですね，次の③番目に入りたいと思います。この畜産再編総合整備事業についてであります。これもやっぱり，今奄美で取り組んでいる牛舎の，台風に強い近代化な牛舎であります，施設でありますので，ちょっと読み上げたいと思います。この事業はですね，国の管轄する畜産振興に向けた大型事業であります。平成に入ってから奄美群島内に導入が図られ，畜産の振興に欠かせない事業となっています。この事業のメリットとは，何と言っても９割の補助があるということであります。自己負担は１割であると，１割であります。牛舎の建設に関して近代的な施設でですね，鉄骨を使用し台風にも強い構造物となっていて，奄美でも普及が推進されています。ただ，この事業を導入するには各条件をクリアしなければならないというルール規定がもうありまして，例えばですね，母牛の３０頭規模の牛舎を申請するとしたなら，まず担い手農家であることと資金繰り，お金の状況，飼料畑確保のための土地造成を３０アール以上しなければいけない。借地は農地流動化を原則としなければならない。白色，青色どちらかの申告をしなければいけないなどなどのですね，条件があります。すべてが達成して事業の導入へとつながっていくのがこの事業であります。その条件の中でですね，やっぱり農家の方，これを申請された方の意見を聞きますとやっぱり一番クリアするのに困難を要する件はですね，飼料畑確保のための土地造成，３０アール以上しなければならない，この条件がなんか困難を，壁になっているように言っております。笠利地区には農地が広いわりになかなか荒廃地や原野，山林など確保が厳しいのが現状であり，土地造成がないということで諦めた農家も少なくはありません。台風に強い牛舎の建設にはここ奄美では必要不可欠でありますので，この畜産再編総合整備事業についてのこの土地造成の条件をもう廃止するなり，緩和するなりしてですね，事業の推進を図りたいと農家の方も思っておりますので，そこら辺りの見解をちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　ただいまの奥議員の質問にもありましたとおり，畜産基盤再編総合整備事業は飼料基盤の開発，整備や農業用施設の整備など行い，肉用牛生産の核となる経営体を育成することを目的に，草地，飼料畑などの造成，整備や畜舎，堆肥舎などの整備，農業機械の導入など畜産経営に必要な生産基盤の整備を行う事業でございます。補助率につきましては，先ほどもありましたとおり国が３分の２以内，県が４分の１以内，国・県併せまして１２分の１１と，効率のいい補助率となっております。議員お尋ねのとおり，この事業で畜舎などを整備する際には，先ほどもありましたとおり，飼料畑造成を３０アール以上実施すること，また飼料自給率の向上率が現況の値より１０パーセント以上となることなど条件があります。この畜産基盤再編総合整備事業は飼料，自給飼料を増産のための飼料畑の整備を行い，安定的な畜産経営の発展を促進することが目的でありますので，畜舎等を整備する際には施設規模に応じた飼料畑の造成を実施することが条件となりますので，御理解いただきたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。この事業についてですけど，先般ですね，１０月に入って，三反園訓県知事がですよ，笠利のほうに視察に来ました。飛行機で来ましたので，最初降りてサトウキビ畑を視察して，宇宿，土盛のサトウキビ畑を視察して，そのあとに節田地区のですね，牛舎を視察に来ました。そのときに自分も同席したんですけれど，その中でやっぱりこの畜産再編総合整備事業のことも自分も三反園知事にこうやってお願いをした経緯がありまして，やはりその台風に強い牛舎を建てるにはやっぱりこうやって，この畜産再編総合整備事業の導入してその施設を建てることが本当に望ましいですよという話をしました。そのためには，やっぱりこういった土地造成の３０アール以上という，それがあるために農家が手を挙げづらいですよという話もしましたけど，これは国の事業ということでもありましたけど，一応要望はしました。節田のその牛舎が，被害を受けたその農家の方もこの事業を本当は申し込みたいんだけど，今まで農協さんの事業をやっていて，その農協さんの事業をやっててまだ１０年ぐらいしか経ってないから，終了してやっぱりこうやって畜産経営をしていきたいということでありました。その農家さんは後継者もいまして，今後更に規模拡大を進めていくような農家さんでありましたので，できればですよ，この方々も土地造成をするために自分の自作地がなければもうできない。また，借りてもですね，借りた場合は借地ということで，農地流動化をして１０年間は借ります。そのあとはどうなるか分からない。そういった不安もあるのが，この土地造成の３０アールというのに縛られていてですね，なかなか手が挙げられないんですよ，これ。自分も過去において，平成２４年からですね，自分もこの事業を導入しようということで手を挙げましたけど，やはり土地造成のその３０アールが，荒廃地が見当たらなかったと，この近辺に。手花部とか，あと屋仁とか，そういった喜瀬とかに行けばは水田，田袋などがあってですね，そこをやればできる可能性が高かったんですけど，何せ節田からということでやっぱり距離も遠いということで，やっぱり近場，農家さんは近場がいいということで，この土地造成を近場でやって，どうにかこの事業を導入しようというのが本当の姿でありますので，このさっき部長が言われた，ちょっと厳しいような話をしていましたけれど，これ国に対してやっぱり要望していって，いきたいなと私も思っていますので，市長でもですね，一応奄振の予算関係の中でもですね，こういった事業がやっぱり畜産の今後の発展に向けて推進していくためにはこの事業のその土地造成の件をどうにか緩和していただきたいなとかいう，そういった話を持っていくのも大事だと思いますので，どうかそこ辺りも上のほうにつなげてもらいたいなと思いますので，どうかここ辺り，よろしくお願いしたいと思います。先ほど部長が言われたのは，もう本当厳しいというのは分かっていますけど，国の事業でありますので，やっぱり奄美とか沖縄はやっぱり特殊性がありますので，台風が毎年来るということが，そうでありますので，台風対策の一環でですよ，この９割補助のこの事業が導入できれば，更にですよ，担い手なり後継者なりが育成されると思っていますので，また増頭にもつながってきますので，そこ辺りをやっぱり上のほうにつないでいきたいと，つないでもらいたいと思いますので，どうかよろしくお願いしたいと思います。

それではですね，次にですね，今再質になりますけど，国や県への要望についてで，今言いましたので，例えばこれをですね，奄美，奄美市，奄美地区，奄美諸島と沖縄方面に向けてですね，難しいのであればはこういった特例措置とか特別な措置とかでどうにか，台風常襲地帯ということでの意見などを申し添えてですね，導入が可能になる，導入を可能にしていただきたいと思いますけど，特例措置などの考えなど，どのような，いかがなものか，ちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　畜産基盤総合再編整備事業ですが，今回今要望している段階で３度目の事業になります。前回が平成２５年度から２９年度，奄美市においては２戸の農家が参加をしまして，それぞれ３０アール以上の造成を行って規模拡大を行っております。大島本島どこの地域でもこの事業を活用しまして，今１００頭規模とか規模拡大が進んでいる状況です。このような現状も踏まえまして，関係機関と連携し国・県への要望も含め検討してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いします。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。よろしくお願いいたします。

次にですね，④番の国の災害復旧補正予算についてをちょっと聞きたいと思います。国の臨時国会が１０月に招集されましてですね，この台風２４号被害などをですね，災害復旧補正予算などが成立しております。この奄美市においてもですね，農業関連の予算について，畜産関係においてどのような支援を考えているのかを伺いたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　台風２４号による農林水産関係被害の支援対策についての御質問ですけど，１１月に農林水産省から示されたところでございます。多くの支援策がございます。農業関係の主な内容としましては，水路，農地，農林道などのインフラの早期復旧支援。共済金，保険金の早期支払い。災害関連資金による支援。農業用ハウスの復旧や補強への支援。共同利用施設の修繕や耐候性ハウスの導入支援。被害果樹の植え替えや未収益期間に要する経費の支援，助成。被災に伴い必要となる追加的な種代，苗代等や肥料，農薬などへの助成。被災畜産農家の経営継続のための支援。サトウキビ増産基金による被災したサトウキビの生産回復支援などがあります。この中で畜産に関する支援としまして，畜舎，飼養管理付帯施設，機械の改修に必要な資材，修繕に対する補助。あと，家畜，飼料等を避難させるための運搬費や避難先における畜舎などの改修，簡易畜舎の整備に対する補助。停電が生じた地域における電力確保などに要する費用の補助。死亡，廃用した家畜に代わる繁殖用家畜の導入の補助などがございます。市としてもこれらの補助事業を活用し，今現在取りまとめを行っている段階ではあるんですけど，被災された皆様が営農意欲を失わず１日も早く経営再建できるよう支援してまいりたいと考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。今のはもう台風２４号の被害に関する支援でありましたけど，これ分かりました。その中でですね，牛舎とか簡易牛舎などの修繕とかもありましたけれど，それはやっぱりこうやって被害が発生している牛舎等に多分限られると思うんですよ。堆肥舎でも，農業倉庫でも，この２４号によって被災されたその家屋，牛舎に限られていると思いますけど，この国の補正予算の中でですね，これをですね，奄美市の中には先ほど言われた鉄骨のそういった近代化の施設があまりなくて，木造の牛舎が，２０年，３０年，耐用年数を過ぎている牛舎がありまして，もう笠利地区のほうにもありますけれど，そういった来年度以降にもし台風が来てまた飛ばされるような，そういった耐用年数が過ぎてる牛舎とか堆肥舎に対して，今言っている奄美市であるリフォーム制度ですか，それを農業版とか漁業版とか，農業版に差し替えて来年度以降に１回でもいいからそういった牛舎の修繕等にその予算とかとこうやって振り分けることができないのか。それを一応，新しい，来年度，今年被害を受けていないそういった牛舎等に対して，リフォーム制度に活用できないのか，そこ辺りをちょっ

と提案したいんですけど，どうでしょうかね。

農政部長（山下仁司君）　まず，共済につきましては農業共済は加入できないということなので，今加入してない農家のまず共済の推進を図っていきたいと考えております。また，今リフォームの件について質問がありましたが，肉用牛の場合，今市の単独で重点地区の簡易資材の導入補助もやっていますので，その中で対応できないかどうか検討してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いしたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応，今の簡易牛舎の件と，簡易，畜産のあれには予算が１００万円ですよね。トータル３００万円ということでありますけど，それとはまた別にですけど，自分たちとしては去年飛ばされました，今年も飛ばされました，木造住宅，木造の牛舎がです。しかし，今回飛ばされてない牛舎などがまだ複数残っているんですよ。一応，２０数軒の木造住宅，木造の牛舎等がありますけれど，そういった木造牛舎もやっぱりその耐用年数が過ぎてるってことでちょっと繰り返しますけど，もうそのトタンも古くなったり，そして釘やら羽子板とかそういったもろもろの鉄のものが腐れたり錆びついてしまって，そこら辺りの修繕を，修繕用にということでの提案なんです，提案なんですけど，修繕用ですね。リフォームですけど。そこら辺りをどうにか考えていただきたいなという思いなんですけど，もう一度どうですかね。

農政部長（山下仁司君）　繰り返しになりますけど，まずは共済，ＪＡ等の共済に加入していただくことと，被害を想定してですね，加入していただくことと，あとリフォームについてはまた先ほども答弁した，今ある事業を活用した形での補強を検討してまいりたいと思いますので，御理解をお願いしたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応，牛舎の場合は本当アンモニアやらそういった糞尿とかで結構耐用年数が短いもんですので，やっぱり台風に強いようなそういった木造の補強などをやっぱり考えなければいけないのかなという思いがしておりますので，今そういった提案をしたところでありましたので，検討していただきたいと思います。

次にですね，（２）番の担い手の育成について，ちょっと行きたいと思います。①の空き牛舎についてでありますけど，笠利地区においてですね，畜産経営を離農した空き牛舎が点々と見当たります。空き牛舎の活用についてでありますが，前回の一般質問でも取り上げたんですけど担い手の方をこの空き牛舎を利活用させて，一応育成していくという山下部長の答弁もありましたが，これについて現在の空き牛舎，笠利地区での空き牛舎などの活用についてどのように考えているのか聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　空き牛舎についてお答えします。笠利において使用されていない空き牛舎ですね，畜舎は今現在２０軒あり，そのうちヤギ小屋や豚舎，鶏舎，また改修をして農業用倉庫と使用されているものも除いて牛舎として再利用できそうな畜舎は１４軒あります。活用についてのお尋ねですが，以前にも答弁しましたとおり，肉用牛経営においては新規で取り組む場合には他作物と比較しますと肉用牛購入，畜舎の整備，飼料畑の確保，飼料作物用機械等の整備など設備投資にかなりの資金が必要になります。このようなことから，肉用牛における就農相談時には空き牛舎等の紹介や既存の施設，機械，制度等の説明を通してできるだけ初期投資を抑え，将来的な足腰の強い農家の育成を図ってまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いします。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応２０軒中１４軒が再利用できると言いますけど，やっぱり見た感じですね，やっぱりもう古くなっていて，またそれを再利用するためにはそれをまた補修な

り改善しなければいけない牛舎が多いと思います。自分も使えそうな牛舎の持ち主にちょっと問いかけたんですけど，今，いやこれもう貸しませんと。自分たちは今機械の，機械倉庫とか入れたりしていますので貸せないと。また，あと１点はですね，もう古くなっていますので，やっぱり予算がかかりますよということで貸さないという業者が，農家さんが多いですので，過去においてはＪＡの肥育牛をやっていたその牛舎あったんですけど，そこもですね，今もう農協さんももう貸すことができないと。もう老朽化でということでありました。そういう牛舎がほとんど，ありますけど使えない状況でありますので，今度の②の支援センターに移りますけど，支援センターについてもですね，山下部長のほうからちょっと厳しいという前回の答弁でもあったかと思います。この件について，厳しいとの見解でありましたけど，どのような課題があるのかちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　本市では新たに就農を希望する者に対しまして，農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるため，各種研修を実施し将来本市で中核的農家として自立できるよう，人材の育成を目的に名瀬の農業研修センターと笠利の笠利営農支援センターにおいて農業研修を実施しております。作物につきましては，施設内のハウスを利用したパッションフルーツの果樹，あと露地の畑を利用したカボチャが主な研修となっております。お尋ねの肉用牛の研修施設の設置についてですが，以前の質問でも答弁しましたとおり。

（発言する者あり）

すみませんでした。お尋ねの肉用牛の研修施設の設置についてでございますが，以前にも答弁しましたとおり，既存の施設とは別に畜産用として新たに牛舎等の施設整備，飼料作物用の機械導入，飼料作物用の畑の確保などが必要となることから多額の予算，あと敷地の確保など多くの課題が考えられます。このようなことから，これまで同様県農業大学校などの畜産関係の学校や研修機関で知識や技術を学ぶ方々へ奄美市農業後継者育成奨学金などの制度を活用した支援などを含め推進してまいりたいと思いますので，御理解をお願いします。

２１番（奥　輝人君）　部長，これ前回の答弁とほとんど一緒でありますけれど，一応ですね，笠利地区のほうで牛を飼いたいという方がいましてですね，その方のためにですよ，一応何らかの支援センターでも建てなければはやっぱり担い手は育成されないと思うんですよ。やはり，笠利の営農支援センターがある，営農改善センターがありますけど，支援センターがありますけど，向こうではハウスとかね，あとマンゴーやらパッションフルーツとか作る，そういったものは，もろもろについては整備されているんですけど，やっぱり畜産に対してもやっぱり整備をして，内地から帰って来るＵターンでもＩターン者でも，４０・５０過ぎた方々でもそこで，支援センターで牛飼いをやっぱりさせるべきで，させてですよ，それからこうやって担い手をつくっていかなければ，担い手がもう本当，減っているのが現状ですので。それとですよ，もう本当，この好きです奄美農業とかいう，こういったＪＡさんからのチラシが来るんですけど，その中でもやっぱりここ数年奄美大島と喜界島においてはですね，果樹，今年の平成３０年の１０月にはですね，新規就農者が５名いました，５名。その中の，奄美市が３名で瀬戸内町が２名ということで，もう奄美市はカボチャとトマトとサトウキビということで，畜産なんかは全然，畜産の後継者は，担い手はゼロなんですよ，ゼロ。ここでは。部長が前，前回も答弁した後継者ですね，息子であれば，農家の息子である場合，やるか分かりませんけど，新規でやる方々がどうにも入りにくいのが今の畜産の現状なんですよ。そのためには，やっぱりそういった支援センターとかそういったものをやっぱり建設しておいたら，そこに牛に興味がある，やっぱりＵターンでもＩターンでも，やっぱり入って行くと思うんですよ。そこら辺りをやっぱり今後考えていくうえで担い手を育成するうえでですよ，取り組んでいただきたいなと思います。ちなみにですね，北大島の肉用牛部会の役員ということで，今２２名ぐらいいますけれど，もう今年，去年ですね，去年にもう２名の方が一応もう離農，牛飼いを辞めています。今現在，１９名になりました。２１名だったんですが，１９名になりま

した。その方々もやっぱり息子さんがいないとか，せがれがいなくてこうやってできないという状況もありましたけど，やっぱりそこら辺り，今後担い手をやっぱり育てていくためには，やっぱりまずはその牛に触れさせる，そういった支援，支援センターをやっぱり造らなければ今後はいけないと思います。その提案の意味で，５市町村ありますよね，５市町村，広域で，広域，またＪＡあまみを含めた形でなんかこういった検討会，協議会を立ち上げてですよ，この畜産の支援センターに対する思いがどのようなものかを，ちょっと５市町村などで広域で取り組んでいただきたいと提案します，したいんですけど，そこら辺りどうでしょうか。

農政部長（山下仁司君）　広域で支援センターの設立ができないかという御質問でございますが，御提言の広域的な畜産支援センターの建設につきましては，県，あとＪＡあまみ，あと構成市町村と，各種課題や必要性を含め十分に検討，協議する必要がありますので，御理解いただきたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　やっぱり支援センターはあった，あったらどうにか担い手も１人でも増えていくと思いますので，どうか検討していただきたいなと思います。

それではですね，次に，もう時間がありませんので，タンカンの振興に移りたいと思います。（１）の選果場の活用について，ちょっと聞きたいと思います。実績についてであります。奄美大島選果場はＪＡあまみさんがですね，業務委託となっていまして，管理者となってですね，平成２４年度から運用を開始しております。当初のタンカンの取り扱い量については選果出荷計画，委託も含めてですね，２５０トンであったと思います。しかしながら年度ごとの実績を見ますとですね，平成２４年度には１４３トン，平成２５年度が２５２トン，平成２６年度が１１９トン，平成２７年度は，これはミカンコミバエの関係で０トン，平成２８年度が２８９トン，平成２９年度が１３６トンということになっております。この実績から見てですね，計画出荷されているのは，２５０トン以上は２回でありました。平成２５年と平成２８年でありました。そのほかの年にはですね，もう２００トンにも届かない状況であります。タンカンには表年，裏年があると思いますが，計画量に達成しない原因ですね，要因は何，要因についてちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　選果場についてのお尋ねでございますが，選果場につきましては奄美大島が一体となり，光センサーなどの先進的な技術を導入し出荷基準の統一を図り，一元集荷，選果体制の整備による安定出荷，有利販売を図り，更に生産者の経営安定を目指しタンカンのブランド産地の形成を目的に奄振事業を活用し，奄美大島本島の５市町村とＪＡあまみが負担し平成２３年度，平成２４年度の２か年で整備しております。選果場の処理能力規模については先ほどもありましたとおり，５市町村の果樹農家へのアンケート調査に基づきまして，共販量約２０８トン，委託選果量約２５５トン，合計４６３トンで決定しております。議員御指摘のとおり，一番多く取り扱われたのが平成２８年度においても，一番多く取り扱われた平成２８年度においても２８９．８トンと，当初の計画数量に達していない状況であります。この要因についてのお尋ねでございますが，タンカンの出荷形態として農家自身の顧客への個人販売，地元市場への出荷，選果場の指定管理者へのＪＡへの共販の三つの形態があります。このような中で，タンカン農家が奄美大島選果場を利用し，選果使用料や手数料を支払ってＪＡへ出荷するよりも個人販売や市場，地元市場への出荷を優先することが計画量に達していないことが大きな要因ではないかと考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応，課題なども結構ありますので，一応この選果場については５市町村で，事業費は約３億６，０００万円。そのうちの国が２分の１の補助をして，市町村とＪＡあまみさんが負担して建設をされております。業務委託がＪＡあまみですけれども，本当さっき部長が言われたように２月から３月の出荷のその量については，４００，約４６０トンが限度で，一応稼

働する量は４６０トン余りでありますけど，それにも満たないということでありました。そういった１日の処理量もですね，２０トンということでありますので，そこら辺り，申し込みがやはりそこに出荷しなければですね，その選果場のフル回転とか何の意味が持てないように感じております。本当，光センサーが入り，奄美のブランドのタンカンを島外へ送るということで，そのような目的で一応選果場を建設したんですけど，本当宝の持ち腐れのような年が幾つかありますので，そこら辺り，どうにか改善していく方法として，やっぱり２５０トンというのがもう正組合員と委託される農家さんで２５０トンと決められていますので，そこら辺り改善していただきたいなと思います。そこら辺りの改善について，今度の，当初の計画が実践できるような，アンケートもやってると思います。出荷計画とかそういった農家の収量なども年度ごとに把握していると思いますので，そこら辺りを徹底させるための取組について，奄美市の今後の取組についてちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　共販体制整備の改善に向けての取組ということでの質問ですけど，議員御指摘のとおり奄美大島選果場の４６３トンの規模につきましては，先ほども述べましたとおり果樹農家へのアンケート調査をもとに決定したものでございます。まずは農家，生産者一人ひとりが当初計画していた果樹への出荷量の確保に向けて努力していただきたいと思います。また，ＪＡには部会活動の強化を図り，出荷量確保に努めるとともに果実の傷みなどを見る外観検査に加え糖度，酸度まで測定し選果，選別を行う選果場のメリットを活かした販売促進の強化に努め，共販体制の整備を図っていただきたいと思います。市としましてはＪＡや県，他市町村と連携し販路の拡大や栽培講習会や巡回指導の実施による栽培技術の底上げを行い，安定生産と品質の向上を図るとともに，２４年度から３年間選果場の使用料や輸送経費の助成を行い，選果場の利用促進に努めてきたところでございます。今後も他町村，関係機関と連携し農家意欲の向上と併せ選果場のメリットを生かした販路拡大による共販体制を支援してまいりたいと考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応，選果場をフル活用させるためにはですね，やっぱりこの共販量と委託，委託量ですね。それをやっぱり２５０トンを随時確保することが目標だと思いますので，その過去においてですけど，その共販量と選果場を利用するときに何らかの補助とか，キロ単価，キロで約２０円ぐらいを選果利用ということで取っておりますけど，やっぱりそういった選果場を利用させるために，やっぱりそういった過去に３分の１の補助とかいろいろそういったものが２年，３年間ぐらいあったと思うんですよ。そこら辺りをやっぱり復活させるような取組も必要なのかなという思いもしております。先ほどの２４号の支援の中で，そういったお金などを使いながらですね，タンカンの選果場への持ち込みの量が増えるような対策をしていただきたいと思います。これは思いであると，思いでいきたいと思います。

また，それとですね，選果場を利用している方と，その選果場を通している農家さんと通してない農家さんで２通りありますけど，その出荷先が地元の中央青果市場だということで，選果場を通しても中央青果に持って行きました。選果場を通さないで個人で持って行きました。ほとんど値段が，単価が変わらないと。変わらないのであれば，もう選果場を通さないほうが本当，手数料が，選果場の料金が浮きますので，もう直接青果店に持って行ったほうが本当，農家さんの考えでは売り上げが上がりますので，そこら辺り，やっぱり選果場を通したものに対してはやっぱりその中央青果さんもですね，やっぱり何らかの差を付けていただきたいなというのも農家の声から聞いておりますので，そこら辺りもやっぱり中央青果さんと協議しながら，またその仲買さんと協議しながら取り組んでいただきたいと思いますけど，そこら辺りをちょっと見解を聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　確かに，議員御指摘のとおり，今選果場に出されてるのはタンカンということだけで，選果場を通しているものと通していないもの，価格的には，サイズと品質による価格の差はあ

るんですけど，選果場を通している，通してない価格の差というのは今ない状況ではございます。選果場を通したものと通してないものの，何て言いますかな，出荷する方法ですね，箱に例えば選果場を通したというラベルか何かあったりとか，そういうものを指導をして，あとは買受人の皆さんに品質の信用性ですかね，その辺を十分周知させて，今後市場とも連携をして取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　やっぱり選果場を通したという，そういった目印ですよね，ラベルですね，そこ辺りがやっぱり箱の中でもあればは，やっぱりそこ，光センサーを通しましたよと，そういったものでやっぱり値段が差が付けばは，やっぱり選果場を通すと，選果に持って行く農家もやっぱり増えていくと思いますので，選果場の活性化に向けてはそこら辺りも十分に検討していただきたいと思います。

それとですね，もう最後になりますけれど，もう今後のタンカンの産地づくりにはやっぱり１億円産業ということで，やっぱり２５０トン以上，やっぱり共販で奄美本島内，本島から島外に出して１億円以上の産業が必要であります。今後のタンカンの１億円産業に向けての目標と農家への周知などについて見解を伺いたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　タンカンの産地づくりということで，１億円の共販出荷というのが今県のほうのブランド産地形成の基準額となっております。それに向けて，今関係機関と連携を組んで取り組んでいるところですけど，お答えします。タンカンの産地づくりには生産者とＪＡ，行政との協力関係の強化，信頼関係の構築が必要と，不可欠と思います。今後も各関係機関と連携し選果場を整備する際の当初目的である，奄美大島が一体となり一元集荷，選果による出荷基準の統一を図り，タンカンブランド産地を形成するという目標を達成するために努めてまいりたいと考えていますので，御理解をお願いいたします。

２１番（奥　輝人君）　はい，是非タンカン，奄美のブランドでありますので，やはり共販，個販問わずですね，いいものができてですね，やっぱりお金が取れるような体制づくりも必要だと思いますので，やっぱり農家の皆さんへの指導徹底などを図りながらですね，タンカンの振興に頑張っていただきたいと思います。

以上で，私の質問を終わります。

議長（師玉敏代君）　以上で，自由民主党　奥　輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

１２月１０日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後４時５８分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　朝山　毅　君	副市長　東　美佐夫　君
教育長　要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長　手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長　髙　一也　君	総務部長　菊田　和仁　君
総務課長　三原　裕樹　君	企画調整課長　山下　能久　君
財政課長　國分　正大　君	プロジェクト推進監　満永　亮一　君
総務部参事　川畑　洋一　君	市民部長　前田　和男　君
環境対策課長　平田　博行　君	市民課長　寿山　一昭　君
保健福祉部長　奥田　敏文　君	福祉事務所長　中村　博光　君
福祉政策課長　石神　康郎　君	健康増進課長　吉　郁也　君
高齢者福祉課長　永田　孝一　君	保護課長　濱田　洋一郎　君
商工観光部長　武下　義広　君	商水情報課長　麻井　庄二　君

紬観光課長	島袋　修君	農政部長	山下　仁司君
農林振興課長	栄　広久君	土地対策課長	前島　有為生君
建設部長	本山　末男君	都市整備課長	竹元　康晴君
土木課長	保浦　正博君	建築住宅課長	岡江　康裕君
建設課長	日高　英樹君	上下水道部長	橋口　義仁君
下水道課長	里　嘉郎君	下水道課技術調整監	里　則人君
教育委員会事務局長	山田　春輝君	教育委員会総務課長	徳永　恵三君
学校教育課長	元野　弘君	スポーツ推進課長	大山　茂雄君
学校給食センター所長	龍　和隆君	農業委員会事務局長	用稲　工巳君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

○

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔，明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，無所属　渡　雅之君の発言を許可いたします。

８番（渡　雅之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。今日は喉の調子もよくて声も届くような声で発言，一般質問もできそうであります。冒頭，水道法改正について若干お話したいというふうに思っていたんですけど，いきなり中学校の自殺の問題が新聞報道で出まして，この問題について第三者委員会が時間を２年間もかけて結論付けました。大変な事案だったというふうに，委員の皆様も思って慎重に討議を重ねてきたというふうに思っています。もう，この問題は遺族の皆さんも含めて，結果的には真相が究明されたということで，お亡くなりになられました１３歳の少年もよかったというふうな思いをしているんじゃないかなというふうに思っています。御冥福を改めてお祈り申し上げます。水道法の改正については，今後建設委員会の中でまた改めて当局に，その水道法の改正等について質問してまいりたいと思っています。

世界自然遺産登録についてでありますが，屋久島・白神山地が平成５年に世界遺産に登録されました。日本では１番目の世界遺産登録であります。それから，１２年後の平成１７年には知床半島が自然遺産登録にされ，更に平成２３年，小笠原諸島が続きました。そして，奄美は，奄美・沖縄次の番だということで登録の前提となる国の管理としての国立公園も平成２９年の３月７日に指定を，国立公園１４番目として指定を受けることになりました。その間，国・県・市町村は一丸となって各種施策を講じたことであります。本市においても，猫条例の制定や野良猫へのＴＮＲ事業等，積極的に取組をされました。今年５月４日です。ＩＵＣＮ，世界自然保護連合はカテゴリー４番目の下から２番目，登録延期という勧告を行いました。カテゴリーが一番下の不記載にならなかったことは不幸中の幸いではなかったかというふうに思っています。このことについて，当局はどのように感じたのか，まずもってお聞きしたいと思っています。

後の質問については発言席から行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。ただいま，渡議員も冒頭お話になられましたが，平成２７年１１月，奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者委員会の調査報告を昨日受けました。中学１年生という若さで亡くなられた生徒に対し，衷心より哀悼の意を表しますとともに，御遺族様に対してもこの場を借りてお悔やみを申し上げたいと存じます。本調査委員会の調査報告を重く受け止め，今回出されました御提言に対しても真摯に受け止め，今後教育委員会と連携してしっかりと対応してまいりたいと存じます。

それでは，ただいまの渡議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。これまで，国，鹿児島県，

沖縄県，地元市町村などで連携して，今年の夏の世界自然遺産登録に向けて取組を進めてまいりましたが，議員お話のとおり，ＩＵＣＮによる登録延期の勧告を受け，今年の推薦が取り下げになりましたことは大変残念に，関係者すべてが感じているところでございます。しかしながら，勧告では世界自然遺産としての価値は認められているものと思います。また，登録を確実にするための助言的な内容も含まれております。今回の機会を登録を確実なものにするための時間と前向きに捉えまして，課題の解決に向けて国・県，地元市町村等が連携し取組を続けているところでございます。そのような中，この度今年度の政府の方針としての世界自然遺産候補とすることが１１月２日に決定され，再推薦に向けた大きな一歩を踏み出すことができることとなりました。御理解賜りました関係各位に対し感謝を申し上げますとともに，大きな期待も寄せているところでございます。今後も引き続き国・県，地元市町村，そして関係者の皆様と連携を深めながら，２０２０年の確実な登録実現を目指しまして取り組んでまいりたいと存じますので，皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

８番（渡　雅之君）　はい，丁寧な御答弁ありがとうございます。

もう少し，この勧告延期のこと，詳しく整理していきたいと思うんですが，クライテリアとしての適合については生態系で生態学的な持続可能な重大な懸念があるため，推薦地は完全性の要件には合致しないと。それで，評価基準には当てはまらないという決定がされました。一方，生物多様性については独特な多様な生物多様性の生息域内保全のため，最も重要な自然生息地を含んでいると。そのうえで，絶滅危惧種の割合も多く，固有種数と固有種率も高い。そして，更に社会的な絶滅危惧種も保護のためにかけがえのない地域を含んでいるということが言われています。但し，沖縄の北部の部分については，ここでは避けますが，入れる部分と外す部分があるんじゃないかなというようなことが言われていました。それで，勧告事項が今市長も答弁なされたんですが，６項目あります。具体的には，種の長期的な保護の可能性について再考しなさいと。北部訓練場について，合致する必要の調整をしなさい。あるいは，土地所有者や利用者，推薦地の戦略的及び日常的な管理への参画と私有地の取得をしなさい。奄美大島ではノネコ管理計画の採択及び実施予定，侵略的外来種の駆除，管理の取組を高く評価して，そのうえで侵略的外来種を推薦地の生物多様性，負の影響を与える他のすべての種を対象にその作業を拡大しなさいと。それと，観光地であるということで，観光管理メカニズムをしっかりしなさい。あるいは，人的な部分もあるということから，絶滅危惧種の状態の動向及び人的影響及び気候変動による影響に焦点を当てた，総合的なモニタリングを実施しなさいと。この６項目があります。私たちはこの６項目について，更に完全なものにするために地域住民含めて当該市町村，国・県，一体となって進めていかなければならないというふうに思います。その間に，世界自然遺産候補地科学委員会というのも９月１２日にありました。これは，生物多様性等絶滅危惧種の対策，沖縄北部返還地の追加ということで行われていますし，また１１月２６日には本市で科学委員会も開催されまして，２４ありました推薦地を五つに再編すると。奄美市は，奄美地域は五つあった部分を一つに集約するということですね。それと，周辺管理地の問題等の整備をしなければならないというようなことがありました。先ほど市長も答弁がありましたように，１１月２日に政府が奄美・沖縄の世界自然遺産登録に推薦するという決定をされました。一時は北海道，あるいは東北北部３県で推薦しています縄文遺跡，これとの競合がどうなるかということを危惧していたんですけど，政府のほうとしては世界遺産のほうを優先的に推薦すると。来年の２月に推薦書を出すと。それから，また調査が入るという形になるわけですが，私たちもそれを見守っていきたいというふうに思います。

それでは，ノネコ，野良猫対策について質問いたします。このノネコ，野良猫の問題。当然，飼い猫から野良猫になってノネコにいくという，この流れをどのように断ち切るかということが喫緊の課題というふうになっていますが，その辺の対策について質問いたします。よろしくお願いします。

市民部長（前田和男君）　おはようございます。それでは，ただいまのノネコを対策につながる猫の全般

的なことについてお答えさせていただきます。まず，飼い猫につきましては飼い猫の適正飼養及び管理する条例を定めております。昨年４月に改正，更に１０月に罰則規定を含めた改正を行って，まず飼い猫から野良猫にしないための対策を取っているところでございます。野良猫に関しましては，現在ＴＮＲ事業ということで不妊，去勢をしてもとのところに戻すと。そうすることで野良猫が増えていかないようにする，していく対策を行っております。結果として，野良猫がノネコの供給源となっているということで，山の中に入って行く，野良猫が山の中に入ってノネコになる頭数を減らしていくということで，野良猫の減少につなげていきたいということで対策を進めているところでございます。以上です。

８番（渡　雅之君）　２００８年の施行で生物多様性基本法っていうのができてまして，自治体に策定を義務付け総合計画でその対策を行うということになっていますが，大島本島５市町村が共同で今策定すると，これ全国初めての試みであるわけですが，この，その中でノネコ問題，野良猫問題がここでは大きなクローズアップされているんですが，野良猫については大体各５市町村足並みが揃っているというふうに理解しています。だけど，ノネコについてはまだ未着手の部分も市町村ではあるんですね。今，捕獲，若干されているノネコの問題ですけど，６００から１，２００匹っていう，これ５・６年前から変わらない数字なんですよ。推定６００から１，２００ね。そうしますと，野良猫１匹の雄，ノネコ１匹の雄が，雌が出産する年間頭数っていうのは１００匹なるんですね。３か月に１度出産すると。１出産で５・６匹，それがまた成長する。そして，３か月後にはその親がまた産むと。子どもも６か月すると出産します。これを考えると，鼠算ならぬノネコ算になってしまって，どんどん増えて，１年間で１００匹なる。そうすると５・６年前の６００から１，２００匹って言ってた数字が，もうどこまでなっているのか分からない。土曜日に環境省の方々の講演を聞いたんですけど，実際は今のところ６００から１，２００っていう数字しか言えませんということだったんですが，まだまだ増えているんじゃないかなというふうに思っています。特に，ＴＮＲした猫が希少種を食べているっていうショッキングなニュースも映像であるわけで，そこ辺りも含めてノネコ，野良猫対策をまだまだしっかりと対策を講じていただきたいと。できれば，譲渡先を見つけるという前に，ほかに処理の仕方がないのか，そこ辺りも含めた論議も必要ではないかなというふうに思うところであります。

次に，ノヤギ対策ですが，近年フォレストポリスから湯湾岳に至るそこら辺りでノヤギの糞があり，また出没しているというようなことがあるんですが，本市及び関係市町村の状況はどうなのか，お知らせいただきたいと思っています。

市民部長（前田和男君）　本市では平成２２年度からノヤギの駆除事業を行っており，２９年度末までに２１７頭のノヤギを駆除したところでございます。駆除方法は奄美市の猟友会へ業務委託を行い，今年度も同猟友会と業務委託契約を締結して２０頭のノヤギを駆除する予定といたしております。

８番（渡　雅之君）　すみません，もう一度。今年度は何頭予定しているんですか。

市民部長（前田和男君）　今年度は２０頭を予定してございます。

８番（渡　雅之君）　ノヤギの捕獲方法なんですが，猟銃でやるっていう方法と罠で生け捕るっていう方法があると思うんですけど，具体的に奄美市区域の場合はどういった方法なのですか。

市民部長（前田和男君）　本市の場合，猟友会に委託しておりますので，銃殺による駆除でございます。

８番（渡　雅之君）　ノヤギって言うのももともとはヤギでありまして，ヤギは偶蹄目，ウシ科に属します。牛は屠殺できるんですよね。シカも同じ偶蹄目で，ライフルによる狩りをするんですが，それを県

本土から先のほうではジビエとして使っている。当然。有害駆除という形の競りです。だけど，ここはノヤギはどのように処理しているんですかね。ジビエとして使っているのか，埋設しているのか，どこですかね。

市民部長（前田和男君）　駆除事業で銃殺したヤギにつきましては埋設処分をしております。

８番（渡　雅之君）　その奄美にはヤギ料理っていう食文化があるわけですね。私は以前もここで一般質問させたんですけど，あるいはそのときあまりヤギの特性を知らずに挙がってしまったんですが，シカと同じ偶蹄目に属するということであれば，県本土と同じように銃殺でした獲物ですから，是非県とも協議のうえで食材として，今全国的にブームなっています，その地方のジビエ料理としての付加価値も高まると思うんですね。そこ辺りをやっぱり観光資源でもあるということも含めて，是非論議をしていただきたいというふうに思います。

それと，最後にですが，この世界遺産に絡めてですが，また今後鹿児島県のほうでは外来野生動植物の対策条例を策定するというふうに言っています。パブリックコメントなども行うということですが，一つはその県の条例っていうのは県本土から与論島まで含めた条例なんですね。そうしますと，奄美の固有種，奄美に入って来ている，県本土から入って来ている外来種，地域外来種ですね，そこを持ち込まないっていう条例になるのか，包括的に外国から来る外来種だけを対象にするのか，そこ辺りもしっかりと意見具申ができるような体制，そこら辺りを是非，当局のほうにはお願いしておきたいというふうに思っています。そうしないと，例えばコイが奄美に来る。これ，外来種ですよ。家で飼っている分にはいいんだけど，飼っている，いいのかな，特定外来種じゃないから地域外来種はいいんだよということになるのかどうか分かりませんが，本土にはいてここにはいないという種も結構あるわけですから，そこら辺りを持ち込まさないというような，移動させないというような条例にならなければ，奄美大島では実効性に乏しいんじゃないかなというふうな思いもありますので，是非そこら辺りは皆さんのほうで意見具申をしていただきたいなというふうに思っています。

次に行きます。世界遺産に登録されたあと，相当数の入込客が予想されます。屋久島は平成，先ほどもお話しましたが，平成５年に世界遺産に登録されて，その当時は２０万人だったんですけど，そのあとだんだんだんだん増えて，まただんだん，現在は落ち着きつつありまして，ただ３２万前後で推移しています。当初から比べると１．５倍ぐらいなっています。知床はもともと観光地化されていまして，森繁久彌さんの知床旅情で大ブームになりました。それが，一時下火になったんですけど，このあとまた加藤登紀子さんの同じ知床旅情でまたブームになって，その推移がずっと来ているんですね。平成１７年に２２０万の入込客がいたんですが，今は大体１８０万前後で推移していると。だけど，基本からすると増えているということでありますので，私たち奄美でも同じような現象が起きるというのは十分予想されますし，観光業，あるいは予想する方々，それに波及する商店，すべて恩恵を受けるという形になります。また，増えすぎるとその世界遺産候補地が負荷を受けやすいということもありますが，入込客がどのような推移で予想されるのか，お聞きいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。今後の観光客の見込みにつきまして，世界自然遺産登録先例地の状況を見てみますと平成１７年に登録された知床半島は登録されたその年に過去最高の入込客数を記録し，その後は減少傾向にございます。次に，平成２３年に登録された小笠原諸島につきましては，翌年に過去最高の入込客数を記録し，その後減少傾向となりましたが，平成２８年に新船就航の要因により前年比増となりました。最後に屋久島につきましては，平成５年に登録され，その１４年後の平成１９年に過去最高を記録しております。次に，奄美大島の入込客数についてですが，平成２７年が４２万２，０００人。平成２８年度が４３万１，０００人。平成２９年度が４７万３，０００人と増加してきております。要因としましてはメディアの露出増加やＬＣＣ就航による新しい観光

客層の獲得等が挙げられます。世界自然遺産に登録されると，他地区と同様に観光客の増加が見込まれます。見込みについての詳細な数字につきましての把握は難しいところでございますが，世界自然遺産登録効果を一過性にさせない受入態勢の構築が重要であると考えております。その対応としまして，現在５市町村が一体となり，（一社）あまみ大島観光物産連盟を母体としたＤＭＯの推進を行っております。その中で，奄美大島らしい着地型の観光商品造成と受け入れの仕組みづくりを行うことで，年間を通した観光客の受け入れ及びリピーター創出に取り組んでいるところでありますので，御理解いただきたいと思います。以上です。

８番（渡　雅之君）　なかなか入込客を予想するっていうのは難しいところなんですが，是非その対応を間違わないようなやり方で受け入れを進めていただきたいと。この前，台湾からのクルーズ船が年間８隻ですかね，来て，６億４，０００万円の経済効果があったということが報道でなされました。これも一つの起爆剤になるというふうに理解するんですが，今後は先ほども答弁でありましたように，ＬＣＣでの入込，既存路線での入込，船舶での入込，いろいろ増えてくるということが予想されますので，対応を間違うと客に不快な思いをさせるということもありますので，ここら辺りも含めて万全な体制を構築してはいるんですけど，更にお願いしたいというふうに思います。

次の大きなテーマに行きます。災害時の危機管理体制についてでありますが，台風２４号の災害対応であります。東が丘地区に通じる市道が９月３０日の夕方ですね，高さ，幅とも４０メートル前後で崩落いたしました。高台にある東が丘団地には１２５世帯に２０５人が住んでいるわけですが，交通遮断されたと。２年前に整備しましたきょらの島を紡ぐ事業ですね，それによって作道ですね，歩道がずっと，昔の歩道を整備した，いうことで，市としてもこの災害のあと，すぐそこに手すりを付けたり即応体制をしたというのは私も聞いています。市長も災害のあと，すぐその作道を通して上の高台まで行ったと。汗をいっぱいかいたと思うんですけど，私もちょうど途中で市長とお会いして大変なことになっているということをお聞きし，私も町内会長さんやほかの人たちと大変だねということでお見舞いをしたところであります。１０月１日から復旧作業が始まったんですが，その復旧作業に至るそのプロセスですね。どのような状況で工事にすぐ着手できたのか，そこら辺りをちょっと報告していただければと思います。

建設部長（本山末男君）　おはようございます。それでは，答弁させていただきます。まず，平成３０年９月３０日，台風２４号により被災した市道小浜２８号線の被災直後の状況でございますが，被災延長約６０メートル，高さ３０メートルの規模で斜面が崩壊し，その状況は崩落した土砂や無数の倒木で道路が塞がれ，崩壊斜面上部にある道路法肩の擁壁の基礎が現れ，上部道路にも亀裂が入っている状況でございました。また，今回被災原因と思われる滑落したガジュマルの大木や破損した既設法枠の一部も斜面中腹に残っているという大変厳しい状況でありました。これに関しまして，通行止めが発生しているということで，奄美市は奄美市建友会と災害協定を結んでおりまして，今回事案が発生してすぐに建友会会長のほうに連絡して業者を選定させていただいております。また，応急対策としましては崩壊斜面の上の道路に亀裂がありましたので，道路擁壁の転倒の恐れ，斜面に残ったガジュマルを撤去しないと再度崩壊の恐れがあったため，復旧作業の順序として道路亀裂と擁壁の転倒の対策として，道路亀裂や擁壁基礎地盤に雨水が侵入しないように施工業者と土木課職員でブルーシートで養生を行い，道路亀裂については毎日土木課職員が亀裂監視，測候を行うようにしておりました。続きまして，斜面中腹に残ったガジュマルの大木でございますが，これは崩落した土砂と一緒に落ちておりますので，枝を入り落とすよう切る，そういう作業のもと二つの重機で下に落とすという大変危険な作業でございましたので，監督監視のもとに慎重に作業をして，何とかそのガジュマルを落とすことができました。その後，土砂掘削除去の作業を進めました。作業の開始から片側通行，交互通行までの間，まず途中で接近しました台風２５号を含む雨量が少なかったこと，残斜面，残った斜面ですが，土質が良好だったことで土

砂除去も予定より早く終えることができました。我々としましては，地域の方々の１日でも早い日常を取り戻すことを念頭に業者を指導しておりましたが，県内の他市で同様な斜面で同時期に不幸にも死亡事故が起こっておりますので，このような災害現場での二次災害を防止するためにも安全施工を重視し，現場で施工業者と綿密に協議を重ねながら挑んだところでございます。以上が経緯でございます。

８番（渡　雅之君）　迅速な対応をされたということで，但しその片側通行までに６日間かかったということ，これは順当だったという，見てよろしいんですかね。そこら辺りは。

建設部長（本山末男君）　今回，災害発生から片側通行まで，現場の指示を私のほうがしてまいりました。最初に感じたことは，下の土砂を取ると上の上部の道路亀裂，道路が落ちてくる可能性があると。これはとてもじゃないが土砂を取るのは難しいんじゃないかという判断で，避難道路があるということで，その避難道路に行きましたら地域住民の方が草刈りをしておりました。これはもうこれ，夜間になると大変ということで，時間外，業務外ではありますが開発公社のほうに依頼をしまして，開発公社のほうと土木課で安全対策，そして点滅灯もあるということで点滅灯をして，草刈り等しました。草刈りと路盤の整備ですね。そして，翌日の朝から伐採が始まりましたが，そこから掘削等始めて慎重にやった結果でございまして，私としては今回の災害については，施工業者もですが，開発公社，グリーンストアーさん，買い物支援ですね，その付近を踏まえ，協力をいただいて，これはいわゆる万全ではないですが，モデルケースにはなるんじゃないかと思っております。そして，東が丘の自治会の方々には業者の方，我々職員にも励まし，労いの言葉をいただいています。その中で，この期間が我々は短くすんだと思っております。[redacted]

８番（渡　雅之君）　いきなり反問権が来ると思いませんでしたが。建友会に緊急発注したということで，建友会の事務局は，またその施工業者にお願いしたと。そしたら，その施工業者がその業者曰く，私だったら一晩徹夜ででもやって，片側通行はできたっていう，言い張ったんですよね。そのあと，もう途中で私は外されてしまったというような言い方をしたもんですから，先ほどの６日が早かったのか，長かったのかっていうふうな質問になりました。今，部長が答弁された精一杯やったという自信に満ちた答弁がありましたので，私としても安心しているところであります。これでよろしいでしょうか。

建設部長（本山末男君）　御答弁，ありがとうございます。

８番（渡　雅之君）　はい，ありがとうございます。このような突発的な自然災害，これはもう住民生活に直結する大きなもの，問題ですから，今の今日答弁いただいたこの行政の対応，これすばらしいなというふうに高く評価をしていきたいというふうに思います。

　それで，また福祉のほうでですね，災害時における支援物資に関する協定というのがありまして，今本山部長もスーパーの名前を出されて答弁されましたが，確かに幾つかの事業所と協定を結んで災害時即応体制ということがあるようですが，そこら辺り，どのように，具体的にどのようになっているのか，お聞きいたします。

総務部長（菊田和仁君）　災害時の食料品の確保につきまして，現在本市ではイオンストアー，大和，グリーンストアーの３社と支援物資の供給協定を結んでおります。御承知のとおり，東日本大震災などをはじめとする大規模災害発生時にはライフラインや庁舎など公共施設の損壊，職員の負傷など被災自治体の災害対応能力が著しく低下し，被災自治体単独では応急復旧活動を満足に遂行できない事態が生じ

ました。このようなことがあったりして，本市においても支援物資の供給協定を結んでいるところでございます。そのほかですね，これまでに食料品等の供給協定のほか，鹿児島県，あるいは県内市町村間の災害応援協定，小型漁船による人命救助及び物資等の緊急輸送に関する協定など，さまざまな災害協定を結んでいるところでございます。以上です。

８番（渡　雅之君）　はい，ありがとうございます。その食料品に限らず，各種の災害支援というような，今御答弁がありました。例えば，孤立した集落は海から運ぶ，物資を運ぶとかいうのも，今聞いて，すごい体制で整っているなというのが理解できました。

はい，それではこの，今３社の中でグリーンストアーが今先に物資を供給したということですが，近くにはそのイオンもあったと思うんですけど，なぜグリーンストアーだったのかお聞きします。

保健福祉部長（奥田敏文君）　先ほど申し上げたとおり，災害時の食料の供給については奄美市地域防災計画に基づいて，避難物資として優先的に供給をしていただくという連携ができております。今回の東が丘団地に対する買い物支援につきましては，同地区の民生委員と協議をした結果，本市と先ほど言った支援物資協定を結んでいて，しかも以前から毎週同地区に移動販売を行っているという事業所，これが先ほど名前が出ておりましたグリーンストアーでございますけれども，そこに協力をいただくということになりました。具体的に申し上げますと，福祉政策課において２０世帯の物資の注文を受け付けて，高齢者福祉課，福祉政策課職員約１０名が移動販売車，これグリーンストアーの移動販売車から避難路を歩いて東が丘団地まで食料品の運搬を行うという買い物支援を行ってきたところでございます。今後も災害時において市民生活に必要な食糧などの供給については対象者のニーズを的確に把握をして，協力事業所と連携をして支援してまいりたいと思います。

８番（渡　雅之君）　確かに向こうはバスの本数も少ない，あるいは買い物弱者と言われる方々もいらっしゃる，いうことで常日頃から移動販売車によって買い物していただいているというようなことでの対応だったというふうに，今お話がありましたので理解していきたいというふうに思っています。

この団地にはですね，若い女性が障害者となっていまして，夕方崩落したあと家に帰れなかったと。どうしたのかなと思っていたんですけど，その障害者の存在，あるいはその後その市としてどのような対応をしたのか，お聞きしたいと思っています。

保健福祉部長（奥田敏文君）　御質問にお答えをしたいと思います。この件につきましては，１０月１日に東が丘団地にお住いの御本人のほうから福祉政策課の窓口に訪れまして，普段は自家用車で通勤をしていると。平坦地を歩くのはやっとできるけれども，先ほど言ったいわゆる避難路を使って帰宅をすることが困難であるということで，道路が復旧するまでの間，自家用車が使えないと帰宅すらできないという御相談がございました。これによって事実を確認をしたというところでございます。私どものほうで内容を確認したところ，一時的に支援を頼めるような親戚，縁者の方もいらっしゃらないと。それから，車での通行が可能になると，いわゆる泊まる場所さえあれば普段仕事もできるということで，この生活避難場所を確保するということが必要であろうということが判明しておりましたので，ベッドが常備をされております宿泊設備のある施設のほうに要請をしまして，避難先ということで確保をして，５日間の支援を行いました。その後，先ほどのいわゆる片側通行というようになりましたので，帰宅ができているところでございます。なお，この一時避難にかかる経費につきましては，専決予算の中で計上しておりますけども，台風災害による避難ということで福祉避難所契約に準じて当市で負担をしているところでございます。

８番（渡　雅之君）　本人が役所の窓口に来たということで，その対応はすべて順調にいったということ

で，私も心配をしていたんですけど，その女性の方からもいろいろ話を聞いて，市の対応がすごくよかったということを伺っておりますので，大変迅速な対応をしたなというふうに思っているところであります。

次に，新庁舎に関わる部分で質問させていただきます。ここ数年来，東日本災害を含めて全国的に自然災害が多発しているわけでありますが，それに端を発して全国規模での人材不足というのが深刻な問題となっているわけであります。離島である奄美市でも同じような状況で，名瀬港の埋立事業，本庁舎建設，陸自駐屯地の建設，同じく隊員家族の住宅建設というのが相次いだ大型プロジェクトであるし，更には自然災害に対する対応等もありまして人材が極めて不足しているというような問題が，もういろんなところから多発している。本庁舎は受注者は域外からの人材確保をしなければならない，どうしてもそうならざるを得ないと。そのような人材確保に要する費用について，費用がかさむ一方になると。いわゆる，間接費用ですね。そこで，設計変更の経緯と国の対応，これについて御質問いたします。

総務部長（菊田和仁君）　新庁舎の工事請負変更契約に至った経緯について御説明いたします。今回の変更契約につきましては，間接費の設計変更に伴うものでございます。この間接費の取り扱いにつきましては，平成２８年１月に国から公共工事の円滑な施工確保についてという通知が出されており，その内容を申し上げますと地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について，今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し地域外からの労働者確保が必要になる地域においては契約締結後，労働者確保に要する方策に変更があった場合，必要となる費用については設計変更により対応できることとするというものでございます。この対象項目につきましては，労働者の送迎費，宿泊費，借上費，募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤などに要する費用となっており，現在陸上自衛隊奄美駐屯地建設工事においても適用されていると伺っております。このような状況の中，平成２９年１０月３１日付けで受注者であるフジタ・松元・前田・村上特定建設工事共同企業体から新庁舎の本体工事においても地域外からの労働者を確保し労務対策を実施している状況を踏まえ，国の通知に基づき間接費の設計変更についての対応をお願いしたいという要請がございました。この要請を受けまして，本市においては島内の労務不足の状況を注視しつつ対応を検討してまいりましたが，平成３０年７月に当該共同企業体に対し回答を行ったところです。回答といたしましては，要請のあった間接費の取り扱いについては国が通知した設計変更の対象項目について，平成２９年１１月１日以降の設計変更分を適応し，最終積算変更額の限度額を８，０００万円とする。なお，設計変更に伴う変更契約議案の議決を条件とするというような回答をいたしました。その後，平成３０年１０月末にこの回答に基づき，平成２９年１１月１日以降に要した対象項目の累計を算出しましたところ，限度額の８，０００万円を上回っているということが確認されたところです。これを踏まえまして，限度額の８，０００万円を変更額として今議会に変更契約の議案上程をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　国のほうでもこのような変更，間接費については変更設計するということがあって，これも同じような対応を取ったということでありますね，分かりました。

いつの間にか時間が押し迫っていますが，自衛隊の官舎についてやりますが，これも土地の評価額と埋設物の対応。過年度の返納額。これについて，端的にお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　まずはじめにですね，佐大熊併存住宅跡地利用の経緯については，この前，これまで２度ほど公募によって土地の売却を公募しましたが，それについて応募がなかったという状況です。その後に熊本防衛支局から照会がありまして，平成２９年２月に熊本防衛支局に売却したのは御存知のとおりでございます。鑑定評価額が下がった理由でございますが，基礎杭が残置されていた状況でございました。その基礎杭が残置されている状況が確認されたことを踏まえて熊本防衛支局と対応を協議し，再度不動産鑑定による埋設物がある状態での同土地の再評価を行った結果，当初の売買金額より

再評価額が減額となった次第でございます。従いまして，この差額分を国に返納するということでございますので，御理解を賜りますようお願いいたします。

８番（渡　雅之君）　時間が押し迫っていますが，市の採用に際しての障害者雇用の状況はどうなのか。求人に際しての条件等があるのか，これについてお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　障害者の法定雇用率は今年度改正がございまして，国や自治体の場合は２．３パーセントから２．５パーセントへと改められております。現在，本市においては２．２６パーセントと基準を下回っているところでございますが，国の指針に基づき報告を行っているところでございます。法定雇用率達成につきましては，平成２４年度から障害者採用枠を設けて取り組んでおりますが，今年度は応募者がない状況でございました。引き続き周知を図りながら募集を行ってまいりたいと思います。

それから，求人に際しての条件ですね。本市の障害者枠の試験につきましては，身体障害者の方を対象としており，求人に際しての条件につきましては国・県の応募資格と同様，自力により通勤ができ介護者なしに職務の遂行が可能な者との条件を付していました。しかし，新聞報道でもありましたとおり，障害者団体から介助があれば通勤や勤務が可能な人を排除しており，差別であるとの抗議を受け，国においては応募資格から削除し再度募集を行っているところでございます。このことを受け，本市におきましても来年度の募集条件においては不適切な条件を見直してまいりたいと考えております。以上です。

８番（渡　雅之君）　私の質問，すべて終わったんですが，これ一つ要望で聞いてもらいたいんですけど，時間帯によっては交通渋滞がもう古見本から塩浜，港町，ずっと，朝仁新町のところまでずっと渋滞が続くと。そういうのがありますが，一つ解決になるか分かりませんが，金久中の裏側の旧道ですね，あっちが金久中を過ぎたところから矢之脇に向かって一方通行になっているんですよ。それを，逆に向かう。分かります。一方通行であった今の場所を，今度は矢之脇のほうから塩浜の方向に一方通行にして。そしたら，ちょっとでも緩和するんじゃないかなと，気がします。これは要望ですので，やっぱり警察とも協議のうえ，できる限り可能な状況にしていただきたい，いうことで終わります。

議長（師玉敏代君）　以上で，無所属　渡　雅之君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。１０時４５分，再開いたします。（午前１０時３１分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

自由民主党　川口幸義君の発言を許可いたします。

１１番（川口幸義君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。平成３０年第４回定例議会において一般質問をいたします，自由民主党会派の川口幸義でございます。

その前に，字句の訂正をお願いしたいと思います。大きな２番の土木行政について，（１）番，戸玉市線と書いてございますけれども，これは山間市線の間違いでございます。よろしくお願いします。

それでは，質問の前に私の所見を少々述べさせていただきます。外国人労働者の受け入れを拡大し，より適切に管理する入国管理法改正案は８日未明に自民，公明，日本維新の会などの賛成多数決により参議院本会議で可決，成立いたしました。反対する勢力は移民解禁法などとお得意のパフォーマンスをして，国民の世論を誤解する方向へと誘導しております。そもそも，技能研修とオンザジョブトレーニング実施研修と称して事実上の労働可能としているやり方のほうが本質を外れているとかねてより言わ

れておりましたが，労働に正面から向き合い，仕事はあるのに人手不足の故に倒産をするというような事態に対していくべきだったのではなかったのでしょうか。出入国のグリップが甘かったと専門家から言われても仕方ございません。それに対し，入国在留管理庁という専門的な庁をつくり，労働力を送り出す。国としっかり連携していくということがなすべき方向ではないでしょうか。併せて，研修労働に入国する外国人が毎年数千人ほど失踪するという事態の根本原因を解明し，対処することも前提として大切な行為であります。総務委員会では安く使えるから外国人労働をという考え方は改めなければならない。日本人と全く同等の処遇を保証することが外国人労働者の尊厳を守り，送り出す国に対する敬意につながる行為だと思います。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そうでしょう。適切な処遇で日本人を募集しても労働力を補充しきれないから，ニーズがある外国に要請するということであります。質の良い労働力は質の良い職でなければ集まらないと，受入企業は肝に銘ずべきであります。そして，出入国管理庁は関係省庁と連携を取り，きちんと行政指導ができる体制を行うべきだと思います。

さて，これから質問に入ります。まず１番目に市長の政治姿勢について伺います。今国会で入管法の改正案を巡って与野党の激論が続いておりました。まさに衝突と言ったほうが正しいかもしれない。野党の先生方はもう対案を出すべきだったと私は思っております。そのほうが国民に分かりやすく，絶好の機会だと多くの国民が思っていたはずだと思います。奄美市街地でも隣年，外国就労者が多く見受けられるようになっておりますが，奄美市の零細企業や中小企業などの労働者の実態について伺いいたします。（１）奄美市の外国人労働者の受け入れについて伺います。①在留期間の更新上限がない２号者が奄美市の事業所で就労者が何人いるか，伺いいたします。

このあとは発言席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，さっそくお答えさせていただきます。議員御質問の在留資格特定技能につきましては，人材を確保することが困難な状況にあり，外国人により人材の確保を図るべく産業分野で相当程度の知識，または技能を有する業務に従事する外国人の在留資格である特定技能１号と，更に熟練した技能を有する，業務に技能を要する業務に従事する在留資格である特定技能２号を新設することが国会で審議され，先日成立いたしております。日本国内における外国人労働者につきましては，平成２９年には１２７万人を超え，１０年前に比べると３倍近くになっているようであります。また，ハローワーク名瀬管内におきましては，平成２９年度は９５事業所から届け出があり，外国人労働者数は２３２名となっております。その多くは永住者，主に日系人のようでございます，や配偶者が日本人といった身分に基づく在留資格で９６人，４１．４パーセント。次いで，建設会社等で働く技能実習の労働者が９０名，３８．８パーセントとなっております。特定技能の創設につきましては，経済，財政運営とその改革の基本方針２０１８で閣議決定され，現在その制度内容等については今後具体的に示されていくものと信じております。我々におきましても今後国の動向を注視しながら，人手不足の解消や外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保，労働安全衛生の確保につながるよう努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

１１番（川口幸義君）　はい，市長，どうもありがとうございました。特定技能者については奄美群島内には２３０何名と，２名か，このように奄美も全国的に人手不足でございまして，この法案は非常に我々は急がれるなとこのように思っておりましたが，幸いに法案が成立したということで安堵の気持ちでおります。

それでですね，これは自由民主党，やっぱり全国の都道府県からですね，自由民主党，我が党に対し

ていろんなその陳情から上がっておりまして，これの回答書をちょっと私が読んでみたいと思いますんで。平成２９年度予算は技能実習制度の適正な推進かつ新法成立に伴う新制度への円滑な移行のために，委託事業として２億８，０００万円を計上しており，新制度が施行されるまでの間，経過措置における旧制下での制度運用期間において実施する必要がある事業並びに新制度施行後も引き続き支援する必要ある事業，委託事業で継続することとしている。なお，これらの事業について競争入札等の公募によって適切に選定された民間機関を通じて実施することにしていると。その予算額についてでございますと，これも自由民主党が陳情されたときの回答なんですけれども，外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行後は新設する外国技能実習機構により技能実習計画の認定，管理団体及び実習実施者に対する報告要求，実施検査や実習生に対する相談，援助などを行うことにしており，必要な交付金などの予算を計上しているという，このように回答があります。そのためにも，これまでに委託事業で行ってきた技能研修計画の認定などの業務は新制度への移行は新設する外国人技能実習機構が行うこととしていることから，委託事業の平成２９年度予算案は２億８，０００万円，平成２８年度には４億円より減少しているものであると。在留期間の上限がこのような，現在更新ができない，これについてはこれから具体的にやっていかれるものだと，このように思っております。それでですね，在留期間の更新上限がない，例えば外国人技能実習制度におけるホテル，客室作業の方についてですけども，技能実習評価試験の対象職種，作業として適正性の要件について，技能実習評価試験認定を規定において定められており，技能実習評価試験の整備に関する専門会議を開催し，公正の意見を伺う必要がある。客室などの整備については要望を踏まえ，資格専門会議を開催し議論したいとこのように回答しております。それでですね，将来的には皆さんも御存知のとおり，外国就労の，特に介護，特定の技術を持っておられた，こういった技術者に対しては６万人，５年間に，５年間で３４万５，１５０人を受けると，このように大手新聞で書いてございますけども，５年後には１４５万５，０００人の人手が不足するとして政府は想定していると，このようになっておりますので，それで我々この奄美市もですけれども，先般私事で申し訳ございませんが，この間地元で食事を，いつも配達していただいているところに注文しましたけれども，人手不足で配達ができないと，このようにお断りを受けましたが，奄美市内においてもこの限りではないなと。こういった地方にどんどんそのようなしわ寄せが来ているということを理解をしてですね，これからどんどんどんどんこういった制度を利用してですね，市長，雇用拡大をするという，我々議会と一緒になってですね，取り組んでいければありがたいかなとこのように思っていますので，我々も外国人，できるだけ１人でも多くですね，雇用して就労していただきたいなとこのように思っております。来年辺りは私事で申し訳ございませんが，１０名ほど外国の方をね，マグロ養殖のほうにも一応受け入れたいなということで，先般，宇検村村長さんに申し入れをしております。こういうふうにしてですね，もう外国人の人手がもう必要であるということを私たちは肝に銘じなければなりません。ドイツ辺りはですね，もう日本に先立ってもうアジアからドイツ人並みの給料の待遇をしようということでね，もう先，動いていると。そういうことであれば，ドイツはドイツ人並みの就労者の対応をするとなれば，もう日本も追い付かない。このような状況になる前に，やっぱりこの法案はよくぞ私は成立したなとこのように思っております。この点についてはこれで終わりたいと思います。

それから，（２）番，ドクターヘリ導入後の救急搬送体制について。それから，①平成２９年度搬送実績とドクターヘリ導入による効果について伺いたいと思います。

総務部参事（川畑洋一君）　それでは，議員の御質問にお答えいたします。平成２９年度のドクターヘリ搬送実績といたしましては，奄美ドクターヘリ運航調整委員会の資料によりますと，十島村から与論島までの全地域の出動要請件数は６７５件で，うち出動件数は４９２件，出動要請に対する出動率は７２．９パーセントとなっております。搬送人員は４９３人を搬送しております。また，奄美市管内の搬送実績といたしましては，出動要請件数は１６１件で，うち出動件数は１２２件，出動要請に対する出

動率は７５．８パーセントで，搬送人員１２３人を搬送しております。ドクターヘリ導入後の効果といたしまして，フライトドクターが現場など出動時に早期に患者に接触することで救命率の向上や後遺症軽減の効果といたしまして，９０．１パーセントが効果ありと判定されているところでございます。また，根本的な治療が可能な医療機関への到着時間の短縮として，７１．２パーセントが効果があったと判定されております。以上のことも含めまして，私ども消防の活動面からも根本的治療までの大幅な時間短縮が実現でき，救命はもとより後遺症軽減，社会復帰率の向上等格段の効果を得ているものだと思っております。以上でございます。

１１番（川口幸義君）　ドクターヘリの効果というのは，やっぱり非常にこのスピードがあってですね，救急体制が取れているなとこのように思っておりますが，そのドクターヘリを利用することによってその後の後遺症，こういったものが費用に軽くで対応ができているという案件が結構見受けられますけれども，この，これこのエリアがですね，十島，要するに十島村まで入っているわけですけれども，この十島とこの南西諸島，その沖永良部，それから与論，こういった離島についてはやはりこっちからヘリは出動していらっしゃるのか。沖縄に結構行っているような経緯があるんですけど，それについては把握は，把握できていますかね。それについてちょっと伺いたいんですけど。

総務部参事（川畑洋一君）　ドクターヘリの要請につきましては，各消防署から徳之島消防，沖永良部消防，大島地区消防の指令室のほうから要請することになっております。時間外におきましては沖縄の自衛隊等も利用，大島地区消防組合も徳之島地区消防組合も沖・与論消防のほうも利用している，おりますが，件数的には今資料を持って来ておりませんので，また後日提供できるのであればしたいと思いますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１１番（川口幸義君）　よく分かりました。こういうふうにですね，今ドクターヘリの効果というのが非常に顕著に表れているということを，我々は，離島に住んでいる者にとっては大変ありがたい制度だなとこのように思っておりますので，取り敢えず危険と背中合わせのこの事業ですから，崇高な仕事でありますけれども，今後これからも頑張っていただいてですね，危機管理については十分に配慮していただきたいとこのように思っております。ありがとうございます。

それから，大きな２番で，土木行政について伺いたいと思います。（１）番，山間市線のこの災害について，急傾斜と書いてございますけれども，これについて伺いたいと思います。それを先に聞きましょう。よろしくお願いします。

建設部長（本山末男君）　それでは，山間市線の災害の状況とその後の施工状況について答弁させていただきます。市道山間市線災害復旧工事につきましては，昨年の８月の台風５号の豪雨により大きく崩壊した法面を復旧する工法が昨年の１０月の災害査定で決定され，その後実施へ向けた工区分割の検討を行い，今年３月末に工事発注を行いまして工事を進めてまいりました。斜面掘削の作業を進めている中で，本年６月の梅雨前線による豪雨の影響により斜面上部の一部が崩壊し，計画施工箇所に新たな亀裂が発生したため，法面上部の施工法について県や国，これは県，国土交通省と財務でございますが，変更協議を行う必要が生じ，これにより工法決定されるまで施工を進めることができなくなりました。そのため，当初完了期間を平成３０年１１月までの工期契約しておりましたが，県・国との工法変更協議で要した期間にあたる４か月間の工期延長を行い，工事完了を平成３１年３月までとしております。

１１番（川口幸義君）　この工期について，僕はちょっと心配をしてこの問題を取り上げたんですけど，これは要するにあの急傾斜ですね，災害でかなりあの現場見ると立っていますね。当初のいわゆるコンサルの設計の段階でですよ，勾配が約７０パーセント台じゃなかったですか。この現場は非常に危険な

場所であってですね，一時この現場が中断をしたと思っておりますけれども，この後のこの国の査定によって新たに事業が進められてるようですけど，この事業は４社ぐらい，奄美市が発注をして４社ＪＶで入っておられると思いますよね。３億円近い，大きな現場だと思っておりますけれども，その後のその勾配はどのような形で設計変更されたのか，ちょっと伺いたいと思います。

建設部長（本山末男君）　細かい数値というののですね，法高が７０メーター以上ありましてですね，施工期間が長いためにその施工途中で豪雨がありまして，法面の上部の一部の地山が亀裂が入ってですね，そこを切り落とさないと再度安定したあれにならないということで工法変更の必要がありまして，通常の道路改良ですと県との協議ですが，災害復旧工事ですので国，国査定官，立会官であります国土交通省と財務と協議をしなければならない。協議を何回か予定しておりますが，北海道の地震とかいろいろ災害が起きてですね，査定官の日程がなかなか取れないということで，協議に４か月を要したということでありまして，その工法変更のためのあれ，災害，自然発生による斜面の亀裂による工法変更であります。

１１番（川口幸義君）　この現場は数か月間中断をしてですね，その中断をして工期は３月末だと。これは到底僕は末までにできるのかなと心配をしておりますけれども，これについては工期が当然延びると思いますので，役所として指名停止とか，そういうことにはならないように配慮が必要だなと私は思って，現場，もう３回ほど私は見に行っておりますが，それについてはどうですかね，部長。ゆっくり行ってね。慌てないでね。僕，時間まだ３５分ありますからね。

建設部長（本山末男君）　ゆっくり答弁させていただきます。工法決定してからですね，順調よく進んでおりまして，予定どおり３月，来年の３月には工事完了できるものと考えておりますが，これは業者に起因するものではなくて自然現象でございますので，今後また安全に施工を進めなければならない。現場自体も高いもんですから。これについてはまた，工事の進捗を見ながら，国と県と協議して工期の変更が必要がありましたら適切に対応したいと考えております。

１１番（川口幸義君）　部長がそのようにおっしゃるんですから，信じて，信じたいとこのように思っていますので，間違いなくこれについては工期は私は守れないとこのように思って，心配をして伺いました。やはり，懐の深い役所だな，このように思いましたので，是非そのように処置をしていただきたいと思っています。

それでは，（２）番，先の台風２４号の被害対策，経緯について。①東が丘団地への佐大熊側からの避難道路が必要かと思うが，それについて見解を伺いたいと思います。さっきですね，同僚議員，渡議員からもこの件についてはいろいろ聞いておりますので，違った形で伺いしたいと思いますので，よろしくお願いします。

建設部長（本山末男君）　災害の状況につきましては，先ほど渡議員の御質問にお答えしたとおりでございますが，現在通行する車両等への安全確保するために防護柵の設置工事を開始しておりまして，先日この災害復旧に関して国の災害査定を終え，施工方法も一応確定しております。今後は本格復旧へ向かう工事発注へ向けて作業を進めることとしております。

次に，東が丘からの避難道路ということで答弁してよろしいでしょうか，それもですかね，はい。第２道路として津波に備えての，通告のありました佐大熊側から避難道路として東が丘やアクセスできる道路整備の御質問ですが，両地区の土地にはかなりの高低差がありまして，道路事業として整備するためには通行する車両の安全を確保するため，道路基準に適合した道路勾配を確保する必要があります。そうなりますと，相当の距離の道路延長となり，佐大熊地区背後の斜面を掘削しての道路整備となり，

新たな斜面の形成は将来的に災害等の可能性も考えられ，佐大熊地区への影響も心配されることから，道路事業での整備は厳しいものと考えております。なお，津波対策の佐大熊側の避難通路につきましては，地域防災という観点からも市といたしまして今後検討していく必要があると考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

１１番（川口幸義君）　この件についてはですね，佐大熊の皆さん方もね，非常に関心を持っておりまして，自分たちの地域はこれは津波が来たら逃げる場所がないんだと。両脇，この山のカーブに当たって逃げようがないんで，川口さんなんとかこの東が丘団地と兼ねてですね，我々も避難道路が是非必要なんだと。これは，僕は喫緊の課題だと思ったんですけど，その急傾斜，避難道路ですからある程度勾配がきつくても避難道路としては私は認定は受けられると，このように思っておりますので，それについて将来的じゃなくてですよ，新年度あたりぐらいにはね，道筋を付けてもらわなければ，もう佐大熊の皆さんも大変心配しておりますので，ここら辺りは部長，あなたは新年度はいらっしゃらないかもしれませんが，それまでに道筋を何とか付けていただかないと困ると思って，もう一度これについて伺いたいと思います。

建設部長（本山末男君）　東が丘と佐大熊地区，上佐大熊とはちょっと，私のほうでちょっとシミュレーションしたんですけど６５０メートルぐらいの高低差。佐大熊の旧国道，７００メーターぐらいの，７０メーター，すみません，６５メーターと７０メーターでございます，失礼しました，高低差がありまして，道路事業でするためには大体最大で１０パーセントの勾配ということで，そうなると６５０メーター，７００メーターの延長が必要となりまして，それだけの道路を切り込んでいくと逆に佐大熊地区，急峻な斜面も多うございますので，大変影響が大きいという考えです。ただ，住民が避難，住民の方，市民の方が避難する，人が避難する通路については特に勾配がきつくても施工は可能ですので，今後検討できる可能性はあると考えております。

１１番（川口幸義君）　ありがとうございます。期待してよろしいですか。避難道路というのはね，ある程度角度が急傾斜であってもですね，避難道路は私は認められるとこのように思っておりますよ。市長，どうですか。市長も真剣に考えていらっしゃるようですけど，この避難道路について，市長，ちょっとコメントがあればお願いできませんか。

市長（朝山　毅君）　技術的なことは建設部長がお答えになりましたが，避難道路と生活道路，基本的に違うと思います。やはり，生活道路は日常における経済活動，生活そのものに直結するわけでありますので，常に安全性，利便性を考慮しなければいけない。避難道路についてはしょっちゅうあるわけではございませんので，いざというときにやはり身を守り物を守りという形だろうと思います。従って，避難道路については常備，常時というわけではありませんが，いざというときに退居，退避するということであろうかと私なりに思っております。そういうものについては，地域の皆さんなどとよく相談をしながら話し合いをしていかなければならないと思っておりますので，検討課題とさせていただきたいと存じます。

１１番（川口幸義君）　ありがとうございました。市長，通告もなしでいきなり振りましたが，大変嬉しく思っております。ありがとうございました。

それでは，大きな３番，環境行政について伺います。（１）奄美群島で取り組んでいるもの。①海岸漂流物等の対策推進事業及び漂着ごみ処理量について伺います。

市民部長（前田和男君）　それでは，御質問の海岸漂着物等地域対策推進事業についてお答えさせていた

だきます。この事業につきましては，海洋ごみの回収，処理，発生抑制に関する事業として国から１０分の９の事業補助を受けて実施いたしております。具体的な取組内容といたしましては，名瀬地区，住用地区，笠利地区においてそれぞれ４名ずつ臨時職員を雇用いたしまして，海岸の漂着ごみの回収，処理を行い，海洋環境と景観の保全に努めているところでございます。また，人力での回収が困難な漂着物，主に流木でございますが，につきましては効率的な回収を行うため重機を借り上げて作業を行い，作業能力の向上を図っているところでございます。事業実施箇所といたしましては，名瀬地区で５か所，住用地区で３か所，笠利地区で１０か所に区域を分類して事業を実施いたしております。平成２９年度の実績といたしまして，総処理量４１６．５９トン，事業実施海岸線延長３万９，１２７メーターとなっております。総処理量の内訳としましては，人工物が３２２．３２トン，自然物が９４．２７トンとなっており，人工物の主なものといたしましては漁網，漁具，廃プラスチック類。自然物の主なものといたしましては流木，海藻となっております。国外からの漂着物に関しましてはラベル等の言語で国を判別し，種類別の個数を国に報告するという形になっております。以上です。

１１番（川口幸義君）　この漂流物のこのごみのですね，処分についてちょっと伺いたいんですけども，これが大体１年間でどの程度の量があって，そしてこれ，ちょっとそれを伺ってから次聞きたいんですが，そのどの程度のトン数，トン数にしてちょっと。

市民部長（前田和男君）　平成２９年度の実績として申し上げます。総処理量が４１６．５９トンでございます。以上です。

１１番（川口幸義君）　それでですね，この処分についてですよ，これはすべて皆さんはクリーンセンターのほうに搬入されていると私は思っております。これでよろしいですかね。

市民部長（前田和男君）　基本的にはクリーンセンターで処分でございますが，一部クリーンセンターで引き受けられない漂流物もございますので，それについては産業廃棄物処理場とかそういうところに持ち込んでいるところでございます。以上です。

１１番（川口幸義君）　一部，産業廃棄物ということは有価で，有価物として扱って，じゃないですね。ということはですね，それで私はこれをですね，何とかそのクリーンセンターのですね，延命措置を図る意味において，奄美市もちょっとこの規模の小さなですよ，流木とかそういったものの処分するための，いわゆる中間処理を何とかしてもらえればいいのかなと思ったりするんですが，その将来的にそのクリーンセンターの延命措置を図る意味において，中間処理などは考えていらっしゃいませんか。

市民部長（前田和男君）　現時点でクリーンセンターの中間処理施設というところまでは検討は進んでいないところですが，次期クリーンセンターの改修時期には今議員がおっしゃったようなことも含めて議論しなければならないものだと考えているところでございます。

１１番（川口幸義君）　将来的にはですね，各，例えば構成組合でやっていらっしゃいますので，大和村，龍郷，宇検，瀬戸内，それぞれの漂着物についてはそれぞれの町村で中間処理をして，できないものをクリーンセンターに運ぶと。こうすることによって延命措置が図られるわけですけども，これ一つ取り換えれば何１００億円予算いりますからね。そうなると，将来的には人口が減っていく，負担だけは減らないということになると，人口は減って負担だけが大きくなると，住民に対して。こういうことも想定をしながら考えたときには，龍郷町は今中間処理，ちっちゃな機械で漂着，漂流物については１日当たり８００キロ，１トンは満たないけれど，その程度の焼却はやっておりますよと，こういう話を

伺いまして，私も見てきましたが，そういった形を将来的には採らざるを得ないんじゃないかなと思うんですけど，そうすればクリーンセンターも長持ちをするではないかなとこのように思っているんですよ。将来，人口が増えるという見込みがないという想定をすれば，負担だけは増える。設備は安くはならないわけだから，そうなったときのこと，将来的に考えれば僕は中間処理もいるなと思うんですけど，そういったものを将来的に考えて，今質問をいたしました。これについては終わります。

それから，②本市の各集落の漁港と港湾等に放置された廃船の取り扱いについて伺いしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，廃船の処理状況ということでちょっとお答えいたします。漁港において長期間放置され廃船状態となっている船舶が見受けられ，景観上好ましくない状態となっている箇所などもございます。対応といたしまして，まず漁港管理上支障がある際は早急に撤去や移動の指導を行っております。また，施設の適正な管理を行うために漁協等と連携し，船名や漁船登録番号から所有者を特定し，所有者の責任において適正な管理及び管理を行うよう指導もいたしております。県管理漁港につきましても，県のほうで警告，貼り紙等の公示をしており，対応がない場合は所有者を特定し指導を行っている状況となっております。そのような対応は実施しておりますが，所有者が死亡している場合，また島内に居住がなく連絡がつかないことなどで苦慮している状況となっております。また，船舶としての機能を喪失し航行不可能と客観的に判断されるものを船名や登録番号の抹消，エンジン等が破損，または取り外されているなどの具体的な事項ごとにチェックしたうえで廃船とみなしますが，この船を所有者が修繕等を行い再利用したいということで廃船とみなされずそのまま置かれている事例もございます。現在，漁港の適正管理に力を入れ，港ごとに放置船，廃船，持ち主不明船等の実態調査を行い，所有者の責任による適切な処理について指導をしておりますが，今後は持ち主不明船の処分方法についても他の自治体の取り扱い等を参考に検討してまいりたいと考えておりますので，御理解いただきたいと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　この廃船についてのね，指導は皆さんやっていらっしゃると思うんですよ。だから，この指導と言ってもですね，なかなかもう検査が受けられないような，もう既にもう，本当にスクラップ同然だね，こういった船もありますが，皆さんが指導をして従わない，そういった方もいらっしゃるでしょう。そういったものについては，もうさっきのその我々奄美市議会もほら，今一生懸命廃屋について条例変えてみようとかいろいろやっておりますので，こういったその廃船について指導に従わない，こういった船主については皆さんはどのようにお考えでしょうか。その次の手はどうしますか。

商工観光部長（武下義広君）　今，議員御指摘のようにですね，その中でやはり廃船，廃棄してほしいという要望に対して，なかなか廃船，それが廃棄はできないと。その理由としまして，また再利用したいというような話なんかも出ですね，なかなか非常にその付近，廃棄について前に進まないと，今状況も数件あります。そのような状況の中で，今はですね，まず所有者と会ってですね，何とかそこを廃棄してほしいということで努めてまいりたいと思いますので，御理解をお願いしたいと思います。

１１番（川口幸義君）　部長ね，廃棄してくださいと，その廃棄をする能力がない人のことについて僕は今聞いているんですけども，こういった方々についての対応は当局はどのようにお考えですか。それについて，ちょっと伺いたい。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えします。その中で当然漁港管理上ですね，どうしても漁

港管理においてその廃棄をしなければいけない，早急に対応しなければいけないという事例なども出てくる可能性もあります。その付近につきましては，所有者に当然丁寧な説明で何とかということでお話をしますが，その中でどうしてもそれが廃棄はできないという話になればですね，他の町村なんかの事例を参考にしながら，例えば行政代執行というような形なども検討せざるを得ないんじゃないかというふうに考えております。以上です。

１１番（川口幸義君）　僕はなぜこれを取り上げたかと申しますとね，２年後，また再挑戦をする世界自然遺産登録に向けて，これを行うということですから，これはもうノネコと，野良猫やらノネコとそう変わりのない，その廃船の問題については。ここは結構ね，野良猫の住処になっているんですよ。だから，僕は取り上げたんですけど，これもやはり行政としてね，責任を持って取り組んでいかなければならない，そういう，漁協の場合は零細業者がほとんどですから，自分の自力で処分のできない方もいらっしゃる。こういったものについては幾らか助成金でも出して，市が取り扱ってもいいのじゃないかなとこのように思って伺いをいたしましたが，それについては今後研究課題だと思うんですけど，どうですかね。今後は取り組みますか。

商工観光部長（武下義広君）　まず，お答えしますし，この一番がですね，やっぱりポイントとなるのが，やはり船舶は個人の財産ということになっておりますので，当然車なんかにしても一緒なんですけども，それをやっぱり処分するっていうのはやっぱり個人が責任を持って処分していくというのがやはり基本的な考えだと思いますので，その付近を市としてですね，今後ですね，対応していければと。また，他の町村なんかの事例なども見てですね，ほかのやり方があるのか，その点は研究してまいりたいと思いますんで，御理解をよろしくお願いします。

１１番（川口幸義君）　はい，分かりました。個人の責任ということは誰でも分かっていますよ。それができないから，私が今ここであなたに伺いをしたんですよ。そういうことでですね，今日は私も早々と時間を終わろうと思ったんですけど，ここでですね，通告はございませんけれども，部長，総務部長，これは答えはしなくても結構ですからね，安心してください。その地域外の派遣労働者について，先ほど渡議員が伺っておりましたけど，地域派遣，地域外の派遣労働者についてはこの防衛省の，国の入札についてはもう既に地域外の労働者の派遣についてそれなりの要するに予算を上積みをして，皆さん奄美群島に来ておるわけですよ。大熊の自衛隊の問題，それから瀬戸内にも皆さん，ゼネコンが入っております。それでですね，このゼネコンの皆さんが地域外の派遣の労働者の予算をしっかりいただいて，例えばＡさんという業者が瀬戸内の現場で，例えば３０名地域外の労働者を連れてきました。３０人分の予算はちゃんと国からいただいているわけ。そこから，５人とか１０名とか，我々奄美市の建設現場に仮にこの労働者を充てると，こうなった場合のことをすると，これについてはこの地域外の労働者については，ちゃんと国からもういただいておりますのでね，そういったものを私は心配をして，部長，しっかりね，そこら辺りはこの間の問題もありますからね，それについてはあなたから要望がありましたことについて，我々は十分承知しております。でも，その地域外から派遣された労働者が本当に他所の防衛省の予算で来た人夫が奄美市に来ているか来てないか否，こういったものもですね，あなたは調べてしっかり我々議会に疑念を持たれないようにやっていただきたい。というのは，我々は市民の税金を投入して追加をしなければならない，これは認めてやらなければならないから，私はそれについてはあなたがしっかり調べ上げて，我々が納得するようにしていただきたい。答えはいらないですよ。答えなくても結構ですから。

以上，私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，自由民主党　川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。午後１時３０分，再開いたします。（午前１１時３５分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

自民新風会　松山さおり君の発言を許可いたします。

３番（松山さおり君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。自民新風会の松山さおりでございます。昼食後の眠くなる時間ではございますが，皆さまをすやすやタイムにいざなわないよう，声張って発言させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問に入らせていただく前に，少々所見を述べさせていただきます。皆様は毎月１９日が何の日か御存知でしょうか。毎月１９日は自分や家族の食生活を見直す食育の日とされています。また，毎年６月は食育月間です。国や地方公共団体，関係団体などが協力して食育推進運動を進め，食育の一層の浸透を図ることとしています。この食育という言葉ですが，実は私も子育てをしながらよく耳にする言葉ではありましたが，そこまで深く理解したことはありませんでした。今年８月に開催された郷土料理教室に通ったことや部活等で顧問の先生からの親子での食指導などから，改めてとても大事なことなんだと実感しました。体育，知育，才育は即ち食育なりとは明治時代の医師，石塚左玄が提唱し，同じく明治の小説家村井弦斉が一大ブームを起こした自身の著書食道楽の中で，小児には徳育よりも，智育よりも，体育よりも食育が先き。体育，徳育の根源も食育にあると記述しています。しかし，歴史の中に埋もれていた食育という言葉が再燃したのは平成１５年に時の総理小泉純一郎総理大臣が施政方針演説に取り上げて，食育が一般化したと言われています。食べる力は生きる力を育みます。国民一人ひとりが食について改めて意識を高め，自然の恩恵や食に関わる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ，食に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を身に付けることによって心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために，今こそ家庭，学校，保育所，地域などを中心に国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが必要なのではないかと思います。

それでは，質問に入らせていただきます。観光についてお伺いします。昨年３月には１９年振りに関西・奄美大島線のバニラエア運航が開始されました。また，今年８月には鹿児島・奄美間をスカイマークが就航，関西，関東のみならず北は北海道からも観光客が奄美に訪れています。観光客のあなたへ，助成金が最大で５万円というリーフレットを最近いろんな店舗で目にいたしますが，（１）の奄美満喫助成事業について事業の概要についてお示しください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，さっそく松山議員にお答えさせていただきます。議員の御質問のとおり，奄美５市町村が連携して実施いたしております奄美満喫ツアー助成事業は奄美大島への誘客を図り，団体旅行，個人旅行の来島を促すため全七つの助成事業により観光客等へ助成を行うものでございます。その七つの助成事業について概要を御説明させていただきます。まず，一つ目が旅行商品造成事業であります。これは，旅行会社が閑散期を対象に企画，造成する奄美大島を目的とする旅行商品に対し助成をいたしております。二つ目が，バス等ツアー助成事業は島内の二次交通を活用した観光旅行の充実を図るため，バス等を活用した周遊ツアーについて助成をいたしております。三つ目はイベントコンベンション誘致助成事業は島外から多くの参加者が見込まれるイベントや会議などのコンベンションについて助成をするものでございます。四つ目が，学生スポーツ，ゼミ，合宿誘致助成事業は競技技術向上のための学生スポーツ合宿や大学等の教員の指導のもとに行われる調査研究などのゼミ合宿について助成するものであります。五つ目が，学校研修旅行誘致助成事業は奄美大島の環境や文化，歴史など

を巡る学校研修旅行について助成をいたしております。六つ目が，ウェディング誘致助成事業は奄美大島ならではのロケーションや大島紬など観光資源を活用したウェディングについて助成するものでございます。七つ目が，体験プログラム利用促進助成事業は奄美大島の自然や伝統，文化など地域固有の資源を活用した体験プログラムの利用促進するため，体験プログラムの利用者へ助成するものでございます。これまで，以前は主に団体旅行への助成を行っておりましたが，観光スタイルの多様化を踏まえ，団体旅行のみならず個人旅行や地域に根差した観光促進の観点に立ち，新たな奄美大島の魅力と観光需要を発掘するため，平成２９年度からウェディング誘致助成事業，平成３０年度からは地域資源を活用した体験プログラムの利用促進助成事業を実施しているところでございます。以上が概要でございます。

３番（松山さおり君）　７番目の体験プログラムの利用の件でお伺いしたいと思います。こちらのこのリーフレットがですね，平成３０年度体験プログラム利用促進助成事業の案内とありまして，対象期間が平成３０年の６月４日からということで，今年の６月４日から来年の３月１７日までが対象期間ということでお聞きしております。私がですね，店舗で見かけたのは１０月ぐらいだったと思いますので，少し事業，各事業所に配布するのが遅かったのではと思いますが，そのことに対してもちょっとお伺いしたいのと，この事業は先ほど市長も答弁されましたが，奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町と５市町村の負担金で運営していると聞いております。今年度の現在の６月にスタートしたばかりなんですが，今年度のこの体験プログラムの現在の５市町村ごとの実績をお伺いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。議員御質問の体験プログラム利用促進助成事業は奄美の自然や文化，歴史など地域固有の観光資源を活用した体験プログラムの利用を促すため，複数の体験プログラムの利用や宿泊数などの条件を満たした観光客へ助成をするものであり，平成３０年度から始めた新規事業でございます。まず，１１月時点での５市町村の助成件数と助成額の実績につきましては，奄美市が３１件，１１４万５，０００円。大和村が１件，５，０００円。瀬戸内町が１件，１万円。龍郷町が２件，４万５，０００円となっており，宇検村につきましてはまだ利用実績はございません。新たな取組である本事業は事業開始した６月以降，ホームページやＳＮＳなどで周知を行ってきました。夏の時期の利用状況を踏まえて，奄美市のみならず他４町村での幅広い利用を促進するため，広報パンフレットを作成し，１１月から各市町村の体験プログラム事業者や観光案内所，宿泊施設，空港などでの周知，島外での観光イベントの広報行っております。また，来年の１月から実施される奄美群島観光物産協会主催のあまみシマ博覧会とも連携した事業の周知に取り組み，閑散期の盛り上げにつなげたいと考えております。魅力ある体験プログラムにより，観光客の方々に奄美ならではのひとときを満喫していただき，島の人々との交流をとおして再び奄美へ訪れたいと思っていただきたいと思っております。また，次年度以降の事業のあり方を視野に入れ，限りある予算を有効に使うため利用者目線，地元の体験プログラム事業者目線を心掛け，よりよい事業の進め方を検討してまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。それで，パンフレットが１１月になったということでございましたが，まず当初ですね，まず６月以降，ホームページやＳＮＳでまず発信をしていったという形で周知を行ってまいりましたが，夏に，夏場にかけてちょっと利用実績もあまり伸びないこともありまして，これについてはパンフレットを作成して対応していこうという形で新たにパンフレットを作成したため，１１月からの交付ということになったということを御理解いただければと思います。

３番（松山さおり君）　ありがとうございます。このリーフレットのほうですね，観光客の方御覧になって，よく理解をして申し込みされているでしょうか。方が多いんですかね。こう見やすい，この条件っていうのも中のほうにこうちゃんと利用するための五つの条件って書いていますが，これは確かに観光客の方がしっかり理解をして申し込みをされているっていうことでよろしいんでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　この内容につきましては，先ほど申し上げましたようにホームページ，ＳＮＳ，あとこういう，今回はですね，こういうパンフレットを使いまして内容について詳しく書いてありますので，よく理解をして申し込みをされているというもので，ということで理解をしております。以上です。

３番（松山さおり君）　６月からスタートしてまだ間もないので，宇検村のほうでは０件ということであります。この冬場に旅行のスタイルも，先ほども市長もおっしゃいましたが，変わってきたということで，大体の受け入れというよりは個人旅行だと，だったりとか，いろんなこう七つの助成事業をもって観光客の方を迎えるっていう体制が整っていっているのかなと思います。閑散期に対してのこのアピールっていうのは，またＳＮＳでも発信されているってことなんですが，３月までどれぐらいのこの体験を利用っていうのを，ちょっと目標に掲げてらっしゃるのか。どんどんこれから冬場に向けて増えていくと思われて，思っていらっしゃるのか，その辺もちょっとお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　申し訳ありません。今，ちょっと平成３０年度当初の資料がないもんですから，一応その金額に応じてですね，できるだけ多くの方に利用させていただきたいという形で考えているところです。また，その資料につきましてはまた，後日またお見せできればと思いますので，すみませんがよろしくお願いします。

３番（松山さおり君）　ありがとうございます。５市町村が連携してっていう取組は本当にすばらしいと思いますので，観光客の方は奄美市，もちろん空港，飛行機を利用した場合はですね，奄美市の笠利のほうに到着して，それから観光に回っていくと思います。北と南と，いろんな観光資源もたくさん，スポットがいっぱいありますので，それを連携して奄美を全体でアピールできるような取組だと思いますので，是非ですね，力を入れて頑張っていただきたいと思います。

そして，次のですね，（２）のウェディング誘致助成事業についてお伺いいたします。この事業も奄美満喫ツアー助成事業の一環かと思います。同じく募集期間が平成３０年，今年の６月４日からとなっていますが，現在の５市町村ごとのデータをお聞きしたいと思います。また，挙式の内容。１組の式の予算ですね。また衣装や写真は奄美の事業者を利用したのかどうか，その辺までちょっとお聞きできればと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。ウェディング誘致助成事業について，５市町ごとに平成２９年と平成３０年度の助成実績をお答えいたします。平成２９年度は奄美市が１０件，４２万８，０００円。大和村が１件，４万１，０００円。瀬戸内町が１件，４万８，０００円となっており，宇検村と龍郷町につきましては助成実績がございません。続きまして，平成３０年度の１１月時点での実績につきましては，奄美市が８件，２９万８，０００円。龍郷町が２件，６万５，０００円となっており，宇検村と大和村，瀬戸内町についてはまだ現在のところ助成実績はございません。新婚旅行を兼ねている割合につきましては，正確な数値は把握しておりませんが，新婚旅行を兼ねたフォトウェディングや挙式は必ず南の島で挙げたいと希望されたカップル，夫婦のどちらかが奄美の御出身であり，ふるさとの奄美らしいロケーションで挙式したいという場合などさまざまな目的での奄美ウェディングが行われているところでございます。以上であります。

すみません，費用対効果ということでございましたので，なおフォトウェディングで来島された場合の平均的な観光消費額につきましては，観光客を対象としたアンケート調査の結果を参考に滞在費を算出し，更にフォトウェディングの利用金額等を加え１組当たり約２９万円が直接的な観光消費額になるものと試算しております。以上です。

３番（松山さおり君）　衣装や写真は奄美の事業者を利用したのかどうかってことなんですが，衣装とかですね，写真ですね，撮るときにですね，奄美の事業者を，事業所をですね，利用したのかということまで。お願いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　ここにつきましては，奄美の事業者を利用しているというふうに聞いております。

３番（松山さおり君）　ありがとうございます。これからの課題についてということで，②なんですが，南国の楽園奄美大島，奄美の海でのこのすばらしいロケーションをバックに旅行を兼ねて挙式を挙げたいというカップルもどんどん増えてくるのではないかと思います，これからですが。実際に両親，家族が旅行がてら挙式に参列，食事会等行っているホテルもあります。先ほど答弁もされましたが。沖縄での件なんですけども，チャペルのある式場が２０近くありますが，やはりそれもロケーションと合わせてチャペルの人気のようです。青い空と海とそのチャペル，それをバックに結婚式をあげたいという方が増えているかと思います。ハワイに行くよりは国内では沖縄，沖縄はチャペルもちょっと多くありますので，奄美大島で結婚の挙式でチャペルがあるというよりは，チャペルはあんまりないですよね。海の前での神前式って，人前式っていうのが一番多くあるかと思います。ハワイにも沖縄にもない，奄美ならではのウェディングをつくって広げていくためにはもっと広報が必要だと思いますが，その辺について課題，計画などがあれば，再度お願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　奄美らしいウェディングの誘致は，訪れたカップル，御夫婦にとって奄美が記念の場所として思い出に残り，将来の節目，記念旅行や家族，友人との旅行にもつながる可能性を有してるなど，奄美ファン，リピーターの創出につなぐ重要な取組と認識しております。昨年度は５市町村で連携して観光Ｗｅｂサイトのんびり奄美にウェディング特設ページを作成し，奄美らしいウェディングロケーションなどを周知しているところでございます。課題ということでございましたが，課題としましては更なる利用促進を図ることだと考えています。議員から御指摘のように，ＰＲについても今後取り組み，また更に取り組んでまいりたいなというふうに考えています。そのため，今後新たなウェディングパンフレットの作成に取り組み，島外で開催される観光イベントなどにおいて奄美ウェディングの周知を更に図っていきたいと考えておりますので，御理解お願いしたします。以上です。

３番（松山さおり君）　ありがとうございます。ハワイにも沖縄にもない，奄美ならではのウェディングっていうことで，どんどん進めていっていただきたいと思います。今年の４月から婚姻届けが，今年の４月からですね，婚姻届けが前，橋口耕太郎議員が提案したコクトくんとロビンちゃん，その婚姻届けになっていると伺ったんですが，そういうこともちょっとＰＲの一つになるんじゃないかなと思います。奄美のゆるキャラのこうかわいいコクトくんとロビンちゃんが載っている，私はもう一つちょっと，できれば紬の柄というのもね，少しプリントというか，デザインに入れてもどうかなと思うところなんですが，ウェディングもこれからですね，どんどん広がっていくと思いますので頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

　続いてですが，（３）です。本場大島紬の復興についてということでお伺いしたいと思います。紬観光課の現在の取組について，先にお伺いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，これは大島紬の柄についての，ということでよろしいですかね，の取組と。

　（発言する者あり）

３番（松山さおり君）　申し訳ございません。併せてということでお伺いいたします。現在の取組もしてらっしゃるのもお聞きしているんですけど，本場大島紬の復興について，この場でちょっと提案をさせていただきたいと思います。２年ほど前に大島紬を着たフィギュア女王として宮原知子選手が龍郷柄の衣装を着て滑っている写真，ポスターをよく見かけたことがあります。宮原知子選手が着用していたのは龍郷柄のワンピースで，ウエストに帯のような赤いリボンをポイントにしたデザインで，紬の黒と帯の赤がシック中にも華やかさ，上品な雰囲気を醸し出しとても素敵な写真でした。有名な方に紬を着用してもらうことによって，この伝統工芸を世界に発信していくのもすばらしいことだと思いますが，この大島紬の柄，デザインを教育の現場にも取り入れていくのはどうかと思うのですが。いいですね。すみません，ちょっとですね，実際のものを持って来たんですけれども。

議長（師玉敏代君）　持ち込みを許可しております。どうぞ。

３番（松山さおり君）　はい，ありがとうございます。こちらですね，紬の龍郷柄のスポーツウェアになります。これ，地元の高校生が着用していまして，実際にその販売している業者にまいりました。そうしましたら，やっぱりその業者の方も大島だけ，奄美だけで売っているっていうことでして，ちょっと紬の柄をデザインして，それをこうスポーツウェアにしたらどうかっていうことの発想から販売したそうです。最初は１２枚販売しまして，それがすぐ売れたそうです。一般の方，もちろんですけれども，その高校生とかにもこう，中学生なりとすごく人気で，すぐ，即完売したそうです。それから２回ほどですね，発注をかけまして，ちょっと多く量産して５０近く作っているってことを言っていました。私がびっくりしたのですね，多分紬自体を着用したことがない，その高校生とかがですね，この柄をかっこいいと思って着ているってことなんですね。そういうことはちょっと自分の中でも考えられなかったんですけども，紬を何回か持っていて，何枚か持っていて着用する機会がある人は，この紬はすばらしいとか着用のこの着方，着具合によって何かこう紬ももっとほしいと思うかと思うんですが，これをですね，その柄として，デザインとして，例えば制服にこうちょっと入れていく。そして，賞状，毎回賞を貰った子が貰う賞状のほうにもデザインとして柄をこう取り入れていく。そうすると奄美で，奄美の子どもたちがほかにないオリジナルの賞状を貰うっていうことになるんですね。それっていうのは，やっぱり小さいときからこの育んで，親たちが着ていたものを子どもたちがなんとなく自然に取り入れたものがこう表れたことだと思うんですね。今こう，ファッション業界って言うんですかね，バブル時代のこうお洋服とかも１０代の若者たちが，お父さんが昔着ていたアディダスのトレーナー，そういったものをこう箪笥の奥から引っ張り出して，それをかっこいいとして１点物で着るっていう，それが今流行っているってテレビでもちょっと言っていた，メディアでも言っていたんですけども，時代はこう変わってきていますし，まずはこの柄っていうのを子どもたちのこの教育の場で小さいときから取り入れることによって，その精神が育まれていくんじゃないかなと思います。そしてゆくゆくは成人式になったらこの紬が着たい，これを着るんだ，その紬を着た子がまたその海外なり島を出たときにですね，もっとアピールしてくれるっていうことにつながるんじゃないかなと思うのですが，それでちょっとこう提案をさせていただきたいなと思います。奄美のですね，平成も今年で終わりで，来年から新しく年号が変わります。奄美市も新しく庁舎が変わりますので，紬のこうデザインもね，もちろんあってすごく素敵なんですけど，奄美市のこの市章，シンボルとしてあるこの市のマークにもですね，少し紬の柄とかそういうこともあしらってはどうかなと思って，はい，ちょっと提案をさせていただきたいと思います。それについて，ちょっと答弁をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えさせていただきます。本場奄美大島紬の振興につきましては，紬の香るまちづくりに向けて紬購入費等助成事業を継続するとともに，平成２８年度に策定され

ました産地再生計画に基づき作り方改革，売り方改革，組織改革の推進により業界の自立的発展を支援しているところでございます。更に，１月５日の紬の日や毎月１５日のすきすき紬デーなどを通じた産地としての気運醸成に取り組んでいるところでございます。ここで，議員御案内の大島紬の柄の活用につきまして，本市におきましては紬柄の手提げ袋などの頒布品の製作や幟旗，横断幕等のＰＲ用展示物等での活用のほか，奄美市新庁舎の外壁スクリーン等にも活用しているところでございます。また，民間事業者におきましても大島紬の柄や模様をプリントしたポロシャツ，またマスキングテープ，ステッカーなどが制作されており，その活用は多岐にわたるものと認識しているところでございます。先ほど議員のほうから御提案がありました件につきましても，また今後ですね，そのような検討もしてまいりたいというふうに感じております。本場奄美大島紬は後世に継ぐべき島の宝でございますので，様々なアプローチにより産地から大島紬愛用の気運を盛り上げるための施策を展開するとともに御提言を踏まえ，今後も引き続き紬の振興に取り組んでまいりたいと思いますので御理解賜りたいと思います。

３番（松山さおり君）　ありがとうございます。紬柄のウェアっていうことで，先ほどの繰り返しになりますが，離島甲子園のほうのユニフォームにもですね，是非少し入れていただけたらなと思います。それがやっぱり，ひいてはもう子どもたちの誇りになって，この産地で育ったっていう喜びをですね，こう何ですかね，こう体感しながら頑張れるんじゃないかなと思いますので，ちょっと，すみません通告になかったので教育長にもお話聞きたいなと思ったんですけど，すみません，ありがとうございます。よろしくお願いします。いいです，はい。いいですか，すみません，教育長，教育の場にこう，通告になかったので恐縮なんですけれども，この紬のこうシンボル，紬のマーク，デザインのですね，教育の場にも入れていく，賞状にこう入れていくとかそういうことに対して何かございますでしょうか。

教育長（要田憲雄君）　答弁を申し上げる前に議会の皆様にお詫びを申し上げたいと存じます。平成２７年１１月に中学校１年生という若さで亡くなられた生徒に対しまして衷心より哀悼の意を表しますとともに，御遺族の方にお悔やみを申し上げたいと存じます。教育委員会といたしましては本報告書の指摘事項を真摯に受け止めまして，教育委員会や学校の対応について検証チームを立ち上げて検証するとともに，県教育委員会の指導，助言をいただきながら再発防止に向けた取組を確実に実施してまいりたいと考えております。今回，議会の皆様に大変御迷惑をおかけしたことを心からお詫びを申し上げます。

それでは，今，松山議員の質問にお答えいたしますが，例えば，教育委員会ではですね，花いっぱい運動をやっています。その賞状にそれぞれの学校の花をあしらった賞状を作ったりしている実績がございますので，今提案があった部分については研究に値すると考えておりますので，今後検討してまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

３番（松山さおり君）　教育長，ありがとうございました。

では，質問の２番目です。教育行政についてお伺いいたします。（１）名瀬・住用地区学校給食センターについてお伺いいたします。給食センターが稼働，９月から稼働し１８校に４，０００食提供と紙面に大きく掲載されたのは２学期が始まり初めての給食を調理，配送した９月３日，次の日，９月４日のことでした。給食センターのシンボル，たんかん丸が描かれた配送車をその日は子どもたちは楽しみに待っていたのではないかと思います。調理場４０人，車両は７台，１３人で配送したと書かれていました。問題なく給食が配送されたわけですが，２学期から運用開始にあたり給食費の納入方法が銀行振替になったようですが，保護者への周知，振り替えもスムーズにできているのか，お伺いいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，お答えいたします。センター移行後の学校給食費の納入方法につきましては，口座振替の実施や納付書でのコンビニ納付が可能となりました。その結果，保護者の利便性を高め，教職員の負担軽減につながっているものと考えております。その中でも，特に収納

率を高めるため，保護者には口座振替を推進しております。７月に学校を通じて預金口座振替依頼書を全戸に配布し，保護者の夏休み期間中に口座振替の申し込みをしていただきました。その結果，１０月時点での口座振替申し込み率は約６０パーセントとなり，口座振替申し込みをしている保護者の１０月分までの収納率は９９．２８パーセントとなっております。保護者の周知のほうも徐々になされてきているものと理解しております。よろしくお願いします。

３番（松山さおり君）　納入方法が口座振替になった，コンビニ納入になったということで親もちょっと安心していると思います。今までは，自校方式のときですね，給食袋にこう給食費を入れて子どもに持たせるということで，なくしたりとかね，そういう心配もありましたが，これでちょっとスムーズに親御さんもこう安心して給食費を納入することができると思います。ありがとうございます。

②の２学期からの運用について，更にお伺いしたいと思います。２学期から自校方式から４，０００食をセンターで調理し，配送していますが，最近ですね，私のほうが聞いた，給食がおいしいかどうか聞いた小学生，中学生の何名かからですね，給食がおいしくないと聞いたりしていたのですが，現状はどうなんでしょうか。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　２学期からの学校給食につきましては，センター方式への移行ということもあり，これまでの自校方式のとき以上に給食の味や給食の量について学校から様々な意見をいただいております。１０月には各小・中学校で実施した試食会においてアンケートを行い，保護者の目線で子どもたちの給食の量や味付け，献立の内容について御意見を伺いました。献立については魚や野菜を多く取り入れていること，量や味付けについてもちょうどよいとの評価を多数いただいております。また，学校給食センターでは今給食時間に各学校の訪問を行っているところでございますが，学校のほうでも，今現在回っている学校のほうでは残食も以前より少なくなっていると伺っております。給食の準備，配膳から片付けまでの様子を観察し，児童・生徒や教職員からの生の声を聞き，今後も学校給食の更なる質の向上を目指してまいりたいと考えているのでよろしくお願いします。

３番（松山さおり君）　１０月に保護者の方に試食をしていただいてアンケートもいただいたということで，現在は残食も前よりはこう少なくなっているっていうことですね。はい。では子どもたちは概ねですね，大体おいしい，すごい満足して給食をね，楽しみにしているんじゃないかなと認識しましたので，ありがとうございました。

そして，続きまして（２）です。各小学校，中学校，高校等もございますが，奄美の食文化を残すための取組についてお伺いしたいと思います。食育を進めるため，政府は食育基本法に基づき５年を期間とする食育推進基本計画を作成して様々な施策に取り組んでいます。更に取組を進めていくために，平成２８年４月から５年間を計画期間とした第３次食育推進基本計画を作成し，食育を推進しています。１，若い世代を中心とした食育の推進。２，多様な暮らしに対応した食育の推進。３，健康寿命の延伸につながる食育の推進。４，食の循環や環境を意識した食育の推進。５，食文化の継承に向けた食育の推進と，この五つの重点課題を掲げています。特に５番目の食文化の継承に向けた食育の推進では日本の伝統文化が十分に受け継がれていない現状を踏まえ，郷土料理や伝統食材，食事の作法，伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深めるなどにより，伝統的な食文化の保護，継承を推進していくとあります。鹿児島市でも第２次鹿児島市食育推進計画が平成２６年度から３０年度の５年計画で進められています。奄美市の食育のホームページを見ますと，平成２３年度奄美市教育委員会では文部科学省委託事業，栄養教諭を中核とした食育推進事業の委託を受け，奄美の郷土料理，郷土素材を活用した奄美ならではの食に関する指導について研究を深めております。奄美の郷土料理には先人が長い年月をかけて築き上げてきた知恵や習慣が込められており，これを大切に伝えていきたいものだと考えておりますと書かれており，その研究の一環として学校給食で取り入れた郷土料理の中から３０品目を選び，レシ

ピ集を作成しましたとあります。そのレシピ集が給食で伝えるシマ料理，奄美の郷土料理レシピ集だと思いますが，これが実際に活用されているのかお聞きします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　議員御案内のとおり，市のホームページには３０種類の島料理が掲載されております。既に給食で提供しているものや，時期的にまだ９月からですので食材がないため提供できないものもありますが，今後その時期が来たときには，またその時期に合った郷土料理を提供していきたいと考えております。

３番（松山さおり君）　国が定める給食における郷土料理は全体の３０パーセントが理想とされていますが，奄美市においては給食センターが稼働して間もないんですが，これからの郷土料理は３０パーセントまで取り入れていくお考えがあるのか，ちょっとお伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　郷土料理を３０パーセントということですが，９月から郷土料理を作っているパーセントですが，９月が２２パーセント，１０月が２３．８パーセント，１１月が３８．０９パーセントということで，１１月には３０パーセントクリアしている状況でございます。

３番（松山さおり君）　郷土料理が３８パーセントと，１１月ですね，鶏飯は大体こう人気メニューということで知っているんですが，それ以外のもしお分かりになれば，少し教えていただいてよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　これまでに出された郷土料理ですが，鶏飯，豚骨汁，パパイヤ炒め，パパイヤの和え物，もずくスープ，しぶりの生姜入りスープ，しぶりのうま煮，シビのごまソースかけ，シビのニンニクみそ焼き，はんだまとタケノコの和え物，マコモの炒め物，島豚汁，カツオのごまがらめなどがありまして，今後また季節によって増やしていきたいということでございます。

３番（松山さおり君）　ありがとうございました。ちょっと３０パーセントにはもう全く満たないのかなとちょっと思っていましたので，少し安心しました。やはり小さいときに，幼少のとき，小学校，中学校，高校でこの奄美で育って食べる食材っていうのは一生残ると思いますので，是非ですね，給食のほうで郷土料理。

また，少し話ずれますけれども，この間ですね，ナカドウチェスに行った中学生の報告会がありました。その中でも，やっぱり奄美のこう郷土芸能ということで島唄，八月踊りをですね，中学生が向こうのほうに行って，向こうの小学校，中学生と交流をしてその場で発表というんですかね，それがこう交流の懇親，すごく親しくなったっていうことも，親睦を図ったっていうこともビデオを拝見させていただいてよく分かりましたので，やはり奄美にはほかにはない特徴っていうの，ほかの地域にはない，すごくすばらしい自然はもちろんですけれども，ふるさと教育にももちろん教育委員会さんがすごく力を入れてるのも，すごく理解しております。なので，もちろん島唄，その８月踊りはもちろんですけれど，方言ももちろんです。プラス，やっぱり食に関してっていうのは，食べる力って生きる力につながることですから，小学校，中学校，高校，高校はまあいいんですけども，小学校，中学校のほうでですね，給食のほうでも絶対ですね，食材っていうのも奄美の食材をなるべく使って地産地消を提言，提唱して，子どもたちにも理解を深めていっていただきたいと思います。

それを含めてですね，２の地場産かるたの活用についてということで，これも教育委員会のホームページにありました。地場産かるたの写真や言葉などなんですけど，これは平成２５年ですかね，こう多分作られてる，作成されているものだと思います。私もちょっと拝見したんですが，写真がちょっと鮮明でないのと言葉っていうのが少しちょっと無理がある表現があったかなと思いますので，この辺をで

すね，もう少し分かりやすく工夫が必要なのではないかなと思うのですが，その辺について答えをお願いいたします。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。平成２４年度文部科学省委託事業で栄養教諭を中心として食育推進事業の中で作成しまして，各学校に配布した奄美地場産かるたでございますよね。現在，市内８０パーセント以上の学校で活用されております。活用例は，１月の学校給食週間に行う食育かるた取り大会やお年寄りとの交流活動での活用，あるいは雨天時の教室遊びとしての活用などがございます。この奄美地場産かるたでございますが，配布から約６年経過しても，なお児童・生徒が奄美の食文化を楽しみながら触れることができるということで，生きた教材だということができると思うんです。教育委員会といたしましては，これからも奄美の地場産かるたの活用とともに食に関する指導の充実を図り，児童・生徒の奄美の食文化の継承に努めてまいりたいというふうに考えております。先ほどの議員が御指摘されました，かるたの言葉が示す絵札を連想しにくいものが一部あるようですよね。例えば，黒砂糖のくで始まったほうがいいはずなのに，わきゃしまの黒砂糖と言ってわを先にやると。こういうのが何でかありましたですね。これは今後，修正する必要があると思いますので，検討してまいりたいと思います。

３番（松山さおり君）　ありがとうございます。ホームページなんですが，ホームページですね，食育ということでホームページも拝見いたしました。２０１５年の３月からちょっと更新が見られなかったんですが，せっかく給食センターも稼働したということで，ここにですね，やはりこう給食のメニューだったり食育の月間の６月にはこういったものを出しますよとか，案内だったりとかですね，そういうことを保護者の方に広報を呈してもどうかなと思います。その辺についてお願いいたします。

教育長（要田憲雄君）　誠に申し訳ございません。即対応したいと思います。

３番（松山さおり君）　何度も申し上げますが，食べる力は生きる力ということで思っておりますので，是非先ほども申し上げましたけれども小学校，中学校の給食を子どもたちがたんかん丸の車を見るたびにもう楽しみにしていると思います。是非，ホームページも更新をお願いしたいと思います。期待していますので，よろしくお願いします。

続いてですね，黒うさぎ留学についてお聞きします。すみません，この①です。前年度とありますが，今年の９月からのこれは事業になっておりますので，今年度の現在の実績について，９月からですからまだ３か月弱になるかと思いますが，問い合わせなどですね，現状をお教えください。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。今年度の実績でございますが，２１名の問い合わせがありまして，実際に応募したのは８名でございます。すべての応募者を受け入れておりまして，五つの学校に８名入っていただいております。内訳は，佐仁小学校に小学６年生男子１名。芦花部小学校に小学４年女子１名。崎原中学校に中学３年女子１名。住用中学校に３年男子２名。市小学校に小学３年と小学５年生の男子児童２名，中学２年生男子１名です。学校としましては留学生がいることによって，子どもたち同士で刺激し合いまして大変学校が活性化されているという実績がありますし，そういう意見が多く出ております。私も普段の授業や運動会ですとか学習発表会を参観してきましたが，子どもたちが熱心に，そして嬉しそうに活躍する留学生の姿を拝見して大変心を打たれたところでした。また，相撲大会ですとか駅伝大会などの地域行事にも積極的に参加しておりまして，先般，開催されました奄美市弁論大会で自分の思いや考えを発表したりするなど，頑張る姿を地域の方々に見せることにより，地域の活性化にもつながっているというふうに考えているところです。今後，教育委員会といたしましても留学を希望する児童・生徒やその保護者，学校，地域との連携を更に図ってまいりたいと考えており

ます。

３番（松山さおり君）　２１名の問い合わせがあり，現在８名，９名ですか，８名の児童が留学生として奄美大島に来ているということですね，はい。ちょっと知り合いの方のですね，お孫さんの与論に行くか沖永良部に留学するか，奄美大島かということで検討していたという話も聞きましたので，２１名の中で８名というの，結構いい数字というかですね，気に入って来ていただくのはもう本当にありがたいことだと思います。

今年の新聞の，新聞ですかね，メディアのほうでちょっとこう屋久島での離島留学の件でもう問題になったと思います。里親にこうちょっと暴力を振るわれてという，メディアでこうちょっと紹介されましたが，お子さんとのそのこう，里親の方との関係ってのは良好なんでしょうか。うまくいっているってことですかね。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。課題点として里親と留学生とのコミュニケーションの取り方に苦労をされている実態が見られたことも確かにあります。具体的に申しますと，生活習慣や生活経験が違うわけでございますから，互いに戸惑ったり，教えてもなかなか教えたとおりにうまくいかない，あるいは留学生が動かないことがあったりして，どうすればいいだろうかということで困っていたところもございました。しかし，現在では里親のほうが積極的に関わりを持ったり，あるいはその留学生の子どもも前向きに頑張ろうという思いが一致しまして，定期的に学校や留学生，里親家庭を訪問し不安や悩みの解決に努めているところです。私ども教育委員会も定期的に，あるいは何かあったときにはすぐ飛んで行って対応するということはしているところです。また，里親連絡会を組織しておりまして，定期，臨時に開催しているところで，今週の土曜日にこの回をまた実施して，皆さんから御意見を伺おうということも考えているところで，学校や地域などと連携を図りながら子どもたちの心に寄り添った対応を図っているということは御理解をください。それに，屋久島でございました里親の体罰等につきまして，本市では発生しておりません。どの里親家庭も細やかな対応をしていただいていると感じております。教育委員会といたしましても，細かい連絡体制を整えながら学校訪問や家庭訪問を継続してまいりますとともに，成果や課題などを随時把握して連絡会を持つなどして，今後の留学制度の円滑な運営を図ってまいりたいと考えています。

３番（松山さおり君）　黒うさぎ留学もこううまくいっているということで，里親の方ともこうコミュニケーションもちゃんとできているってことでお聞きして安心いたしました。募集期間が来年の２月までとなっております。そうですね，はい。また，小規模校にとったらこれもすごくすばらしいというか，事業になっているかと思いますので，児童がどんどん少なくなっている中，留学生を受け入れて，そしてその奄美を第２のふるさととしていくっていうことでこの事業もですね，どんどん受け入れて広がっていけばなと思います。ありがとうございます。

続きましてですね，最後の質問になりますが普通教室への空調設備の設置についてということで，これもですね，先週橋口議員のほうが質問されまして，答弁もお聞きしましたので，来年度中には一応設置完了を予定しているということでしたので，すごく嬉しいニュースだと思います。

以上で，私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　松山さおり君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。２時４５分，再開いたします。（午後２時２７分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

自民新風会　西　公郎君の発言を許可いたします。

１４番（西　公郎君）　皆さん，こんにちは。自民新風会の西　公郎です。現庁舎での最後の定例会となり，５０年余りの歴史が終わることを感無量に思いますが，来年以降奄美市役所の新しい歴史が始まることを大変嬉しく思っております。今回も質問が多いので，さっそく質問へ入ります。

１，観光振興についての（１）ＩＵＣＮ勧告，６点ほどありましたが，今回は観光施設，観光開発計画に絞り質問いたします。平成３０年第３回定例会において，安田議員より質問していますが，答弁は金作原における適正利用に向けたルールの導入等の利用適正化に向けた検討の答弁でしたが，ビジターセンター設置場所等，観光施設，観光開発についてお伺いします。

以下の質問については発言席から行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，さっそく西議員にお答えさせていただきます。ビジターセンター，いわゆる遺産センターにつきましては，環境省の直轄事業として住用マングローブパーク内の敷地に整備を予定いたしているところであります。整備にかかる基本的な考え方といたしましては，世界自然遺産の推薦理由である生物学的な進化の見本であり，絶滅危惧種等の重要な生息地であることが理解，体感できる施設。奄美群島国立公園のビジターセンターとしての機能を有し，過剰な開発を抑制してきた環境文化や自然を保全するための法的な規制についても理解，学習できる。また，遺産管理の拠点施設から各地の利用拠点への案内，誘導を行うとなっています。施設整備のスケジュールにつきましては，環境省に確認をいたしましたところ，今年度に基本構想の作成。平成３１年度，基本設計。平成３２年度，実施設計。平成３３年度から３４年度にかけて建設の予定であるということを伺っております。以上です。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，続きまして観光施設や観光開発の計画について答弁させていただきます。遺産センター以外で本市において国立公園を含むその他地域においても新たな観光施設や観光開発の計画は予定しておりません。今後の観光振興につきましては，奄美大島５市町村が一体となり取り組んでいるＤＭＯの推進母体であるあまみ大島観光物産連盟を中心に，奄美大島中長期観光戦略を策定しております。その中で，生物多様性を持つ海と森を保全にすることを使命とし，奄美大島らしい観光商品と受け入れの仕組みづくりによって年間を通した観光客を受け入れ，集落の暮らしを豊かにすることを観光戦略としております。世界自然遺産登録効果を一過性にさせない取組が必要であり，これまでのアクティビティや自然体験ガイドに加え，奄美の文化や人と触れ合うことができる街歩き，民泊，伝統行事に参加できるプログラムといった着地型旅行商品の造成を進めているところです。また，既存の施設につきましてはリニューアル等をすることで各施設の魅力につなげ，周遊促進を図ってまいりたいと考えています。以上です。

１４番（西　公郎君）　次に，アイランドホッピング効果についての見解をお伺いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，アイランドホッピング効果についてお答えいたします。奄美アイランドホッピングルートは既存の奄美・徳之島路線を拡張する形で７月１日に徳之島・沖永良部並びに沖永良部・沖縄の路線が新設されました。これは，国内外の観光客が多い沖縄とつながることで交流人口の拡大と個性豊かな島々を結ぶ観光商品による観光客の島づたい観光の促進による経済効果の波及が期待できるものです。議員御質問のアイランドホッピング効果による宿泊数については把握することは困難でありますが，新設された路線の利用率実績についてお答えさせていただきたいと思います。ま

ず，徳之島・沖永良部線は７月，５６．５パーセント。８月，４６．９パーセント。９月，６０．６パーセントとなっております。次に，沖永良部・沖縄線については，７月，６５．４パーセント。８月，７５パーセント。９月，６３．４パーセントとなっており，沖縄からの交流人口拡大の効果が表れているのだと考えております。アイランドホッピングは沖縄間の交流人口拡大に加え，起点となる奄美大島への入込を奄美群島各島への波及につなげることができるものであり，琉球弧と連携が図れることにより多様な旅行商品造成などにもつながるものと考えております。航空各社の奄美群島へかける思いを受け止め，奄美群島１２市町村一丸となり更なる発展に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

１４番（西　公郎君）　私が一番気になったのは，宿泊数だったんですね，宿泊数。何名こちらに滞在したかっていうのが，それが経済効果であって，それが把握できてない，できなかったっていうのはちょっと残念に思いますが。このアイランドホッピングは大阪，福岡は徳之島，沖永良部のみになっているんですよね。向こうからの就航する路線が，ということは鹿児島，東京からじゃないと奄美に降りてこない。だから，沖縄の利用率は分かりましたが，果たしてね，どんだけの方々がホッピングを使って奄美に滞在，宿泊，滞在をしたのかっていうのが一番のポイントですから，利用率はどうなんだろう。だって経由して来るわけで，そこから引かなければいけないはずなんですよ。だから，今後この検証，まだやりますけども，果たして何名ここに降りて何名宿泊，何日平均滞在したのかという数がですね，これ一番問題ですから，再度またこの問題は追っかけますので，次の検討課題にしたいと思います。

次に，大島本島レンタカー事業所数及び保有台数についてお伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。一般社団法人奄美自動車連合会に事務局がありますレンタカー協会への登録数を回答させていただきます。奄美大島本島では１７事業者，７５４台となっております。なお，協会に登録してない事業者もいるため，実際の台数は更に多くなるものと考えております。以上です。

１４番（西　公郎君）　次にですね，レンタカー事故発生件数についてお伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，レンタカー事故発生件数ということについてお答えいたします。奄美警察署に確認いたしましたところ，奄美警察署管内で発生いたしましたレンタカーの事故件数は平成２９年が１２４件，平成３０年は１１月現在で１６５件となっております。また，発生時期としましてはやはり観光シーズンである夏場に増加しているとのことでございます。以上です。

１４番（西　公郎君）　私のほうもですね，交通安全協会を通じて奄美警察署交通課とこの資料はいただいています。人身事故，物損事故，死傷者数。原因としては地理的不安，規制確認の欠如，車体の欠如，これは整備不良だったのかなと思いますけど，緊張感の欠如，交通規制への意識の欠如。こういった要因でまだ１０月時点での件数が１６５件，だから増加傾向にあるのは間違いないんですよ。だって，道路が広くなったわけではない。台数が増えて，その台数がほとんど１年を回っているわけですから。

次にですね，事故防止についての広域的な取組についてですが，私の提案としまして広域事務組合として事故防止啓発に，啓発用にポスター作成をしたらどうかと思っております。事故に遭われるのは奄美市民であり，郡民であり，是非とも現実に向けて検討してもらいたいと思いますが，見解を伺います。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。先ほど答弁いたしました事故件数のとおり，観光客の

増加に伴いレンタカー車両数が増加することで島民が被害に遭う交通事故のリスクは高くなっているものと認識しております。議員御提案のとおり，事故防止に取り組むことで島民の安全確保と観光客の満足した旅行にもつながるものと考えております。レンタカー利用者に対して安全運転や無理をしないための休憩スポットの周知等を行うためのポスターを含めた啓発活動につきましては，関係機関と意見交換のうえ検討してまいりたいと考えておりますので，御理解賜りたいと思います。以上です。

１４番（西　公郎君）　来年，再来年は登録されるとして，時間がないわけですよね。検討がまだ１年，２年もずれ込んでもあまり意味はないことで，早目にですね，やはり事業所に啓発用のポスターを置く，観光地にポスターを置く。群島一円ですよ。これは，徳之島においても沖永良部においても増えているはずですから，だから広域でやってくださいっていうのはそういうことですので，是非前向きに検討をしていただきたいと思います。

次に，水産業振興についてであります。（１）平成２７，平成２８，平成２９，平成３０年度の漁獲高についての推移について，お伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，漁獲高の推移についてお答えいたします。名瀬地区の漁業者が所属する名瀬漁協の漁獲高につきまして，平成２７年度は３億２，７８９万円。平成２８年度は２億７，０３１万円。平成２９年度は２億８，４９７万円でございます。また，平成３０年１０月末現在の漁獲高は９，１７０万円となっております。続きまして，笠利地区，住用地区の漁業者が所属する奄美漁協の漁獲高につきましては，平成２７年度は１億９９４万円。２８年度が１億８６万円。申し訳ありません，８０６万円。平成２９年度は１億３，４０５万円でございます。また，平成３０年１０月末現在の漁獲高は５，４０９万円となっているところです。以上です。

１４番（西　公郎君）　皆さん，あんまり開けたくはないんでしょうが，奄美市総合計画，１１年から２０年度，平成２１年度，４億５００万円。２７年度，４億１，８００万円。計画目標ですね。これは，しっかりと書かれていることです。

次に，（２）の平成２７年度，平成２８年，平成２９，平成３０年度，漁業従事者数の推移についてお伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，漁業従事者数の推移について御回答いたします。

名瀬漁協の准組合員も含めた組合員数につきましては，平成２７年度は５１２名。平成２８年度は５０１名。平成２９年度は５０２名でございます。平成３０年１０月末の組合数は５０２名となっております。続きまして，笠利地区の准組合員も含めた組合員数につきましては，平成２７年度は３６８名。平成２８年度は４１６名。平成２９年度は４４０名でございます。平成３０年１０月末の組合員数は４４５名となっております。最後に，住用地区の准組合員数も含めた組合員数につきましては，平成２７年度は７４名。平成２８年度は７２名。平成２９年度は６５名でございます。平成３０年１０月末の組合員数は６５名となっております。以上です。

１４番（西　公郎君）　従事者数に関しては横ばいなのかなと。しかし，売上高っていうのが想定している金額よりも下がっているっていうのは，これ，これ僕は明らかかなと思っていますが，それについての部長の見解はいかがですか。

商工観光部長（武下義広君）　まず，漁獲高の若干こう数値が下がってきているという点につきましては，まず一つは大きな要素としまして，島外からやはり安価で魚がちょっと入って来て，安くで魚が入って来るというのが一つあるのかなと，ございます。それとあと１点につきましては，今なかなかその

組合員がですね，高齢化を迎えているんですけども，担い手不足，次の後継者不足ということで若手の組合員がちょっと少ないということもあるのかなというふうに分析しているところでございます。

１４番（西　公郎君）　次に，３番目のスジアラ，シラヒゲウニ等の放流事業の支援についての年度ごとの過程と検証について，お伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。議員御質問の種苗放流事業につきましては，離島漁業再生支援交付金事業を活用して各地区漁業集落の判断で必要とされる種苗の放流を実施しているところでございます。種苗放流の実績につきましてご説明いたします。平成２７年度につきましては，名瀬地区でシラヒゲウニ１万９，０００個，トコブシ５，０００個を放流し，笠利地区でシラヒゲウニ１，０００個，ヤコウガイ３２４個を放流し，住用地区でマダイ１，０００匹，シマアジ８００匹を放流いたしております。平成２８年度につきましては，名瀬地区でスジアラ２，０００匹，青ナマコ１万９，０００個を放流し，住用地区でマダイ１，０００匹，シマアジ２，０００匹を放流いたしております。平成２９年度は名瀬地区でスジアラ５，０００匹を放流し，住用地区ではマダイ１，０００匹，シマアジ２，０００匹を放流いたしております。これまで重点的にシラヒゲウニ，ヤコウガイを放流していましたが，県水産技術開発センターでの種苗生産が平成２７年度に終了したことにより，平成２８年度から種苗放流ができない状態となっております。シラヒゲウニにつきましては，平成２８年度の水揚げ量１８３キロを最後に，平成２９年度以降は水揚げがほとんどない状態となっております。減少したことにつきまして，専門家を含めて検証した結果，海水温の変化や藻場の減少，また種苗放流を行ってないことなどさまざまな要因が考えられます。シラヒゲウニを増やす取組としまして，沖縄県のシラヒゲウニの養殖場を地元関係者で訪問し情報収集や技術提供を受け，今年度から市内企業が陸上養殖を実施しているところでございます。また，種苗生産を豊かな海づくり協会に依頼しておりますので，来年度以降，種苗生産が再開されることを期待しているところでございます。また，ヤコウガイにつきましては平成２７年度以降の水揚げ量が減少傾向となっております。これにつきましても，シラヒゲウニと同様なことが要因と考えているところです。シラヒゲウニやヤコウガイの減少につきましては，沖縄県も同様の課題を抱えており，その原因や対策を検討していますので，今後も沖縄県と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。スジアラについては，また放流魚を釣り上げた際は報告することになっておりますが，報告が少ないことから正確な放流効果は把握できておりませんが，スジアラの水揚げ実績を見ると水揚げ量が増減なく推移していることから一定の放流効果を確認しているところでございます。また継続的に放流を続けているマダイやシマアジについては，漁業者から一定の効果があったとの声が多く聞かれることから，今後も継続して放流事業を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

１４番（西　公郎君）　今月じゃない，先月の２９日付の地元紙です。奄美群島水産振興協議会，奄水協が地元県議３名含めて知事へと要望していますよ。これであれば，来年度以降再開するでしょう，恐らく。

次に移りますけど，では藻場再生事業の促進とありますが，過程と検証についてお伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，続きまして藻場再生事業の促進についてお答えいたします。藻場が多くの水産物の生活を支え，産卵や幼稚魚に育成の場を提供するほか，海水の浄化に大きな役割を果たすとの認識のもと，藻場再生に向けて離島漁業再生支援交付金事業を活用し，各地区漁業集落でさまざまな取組を実施してきているところでございます。名瀬地区におきましては，平成２９年度に徳之島にフロート型の藻場ゲージ視察研修を行い，名瀬港周辺に設置いたしました。県水産技術開発センタ

一の専門職員と効果検証を３回行った結果，定着，成長が順調でございました。今年度は追加設置いたしまして，効果も順調であることから奄美大島内の各漁協や漁業集落と連携し更なる拡大を目指しているところであります。また，笠利地区におきましては平成２９年度に貝殻ブロック８基を投入し，藻場の再生効果の検証を行ったところです。今年度，追跡調査をした結果，藻の付着は確認できましたが貝による食害被害を受けたほか，台風により藻場ブロックが砂を被る被害を受けたとの報告を受けております。今後は食害防止のためのゲージの設置，また設置ポイントを検討する必要があると考えております。また，住用地区におきましては戸玉港内では藻場が自然発生的に繁殖しております。大きく育った藻を地域内の複数ポイントに移設し，藻場の拡大を試みております。しかしながら，移転先での拡散，繁殖には至っていない状況でございます。これは食害や育成場所と移設場所の環境との相違といったさまざまな要因が考えられますので，更なる研究や検証が必要と考えております。藻場再生については今後も県水産技術開発センターから指導を受けながら，現在の取組を継続してまいりたいと考えております。以上です。

１４番（西　公郎君）　先ほど言いましたね，奄水協とはどういう組織なのか。また，奄美，笠利両漁協からウニ放流の要望等はなかったのか，この２点，ちょっとお伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。奄水協，正式名称が奄美群島水産振興協議会につきましては，目的としまして奄美群島における水産業の振興発展に寄与すること。そしてまた，関係機関への折衝，陳情を行うという組織になってございます。会員は奄美群島内８漁協の組合長及び漁協の主の代表を含めた１３名の理事と３名の幹事で，群島内１２市町村で構成されております。各事業，各種事業や活動につきましては，各漁協の代表による理事会で懸案事項が確定されておりますので，奄美群島水産振興協議会に各漁協が大きく関わっているということになっております。
それと，今回の要望について話があったのかということですが，これにつきましては現在シラヒゲウニの県知事への要望についてですが，内容を確認しましたところ，各漁協からの要望として奄美群島水産振興協議会の理事会及び総会の中で決定し，今回の陳情に至ったということであります。以上です。

１４番（西　公郎君）　２７年度でこの放流事業が終わっているわけですよ。今頃こう県に陳情する，僕に言わせりゃ遅いと思っているんですね。来年度以降，何とか放流事業はやるでしょうが，ですがね，砂漠にヒツジを放すようなもんなんですよ。部長，言っていることが分かりますよね。どうにとって餌がないところに放したって成長するわけがないわけで，今，下水道普及によってですよ，水質もよくなりました。赤土防止が徹底されていると思いますので，一部そうじゃないところもありますが，水質は完全によくなっていると僕は思っているんですよ。問題はこの温暖化に対応できる品種ができるかどうか。それは，沖縄ともよく協議をされて，是非ですね，このまま何もしなかったらですね，どうしようもないなと思っていますし，是非前向きな検討をお願いして次の質問へと移ります。
　次に，海洋資源の新たな活用，種苗生産，放流技術開発，放流効果調査を促進とあるが，これらについての見解をお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。議員御質問の奄美市総合計画の施策の方向であります海洋資源の新たな活用につきましては，先ほどお答えしました種苗放流や藻場再生の取組のほか，水産加工開発やブルーツーリズムの取組など，離島漁業再生支援交付金事業や鹿児島県地域振興事業等を活用し，２０施策について推進してまいったところです。総合的な検証としましては，まず前期計画での計画目標である漁獲高金額については，平成２７年度４，１８０万円を目標としており，その当時のですね，２７年の実績が４億３，７８３万円とありましたので，その中では目標を上回ることができたということでございます。

（発言する者あり）

申し訳ありません。数字，ちょっと間違ったみたいで，２７年度の目標，４億１，８００万円を目標とし，実績として４億３，７８２万円という形での，その当時，実証が出ております。続きまして，漁業従事者数につきましては平成２７年度目標の正職員数１６０人を目標とし，実績としましては１５９人とほぼ目標を達成しているというな状況でございました。しかしながら，水産業を取り巻く環境は従事者の高齢者や魚価の低迷等により非常に厳しい状況にあると考えております。今後も新規漁業従事者の確保，育成を推進していくとともに，魚価の維持，向上を図る取組として水産加工品の開発や魚食普及を支援してまいりたいと，このように考えています。以上です。

１４番（西　公郎君）　今回，水産業取り上げましたが，商工水産部は，商工観光部は大島紬，うるさい議員がいるから債務保証をしたりですね，いろんなことやっていますよ。それと，商店街においては家賃補助を２年間やっていますよね。私が言いたいのは，やっぱり光の当たらないところ，そこはやっぱりこう光を当ててやらないといけない。政治的にも行政的にも光を当てていかなければならない。原油高になるとですね，大打撃を，操業を見合わせるんですよね，漁業者というのは。そこら辺りも加味して，深く思い，今回取り上げていますが，是非いろんな形でのやっぱり支援策をつくらないと，ただ商工観光は紬と観光だけやっとけば，紬と観光だけ，商店街やっとけばいいって問題じゃないですよね。これは苦言を申しますが，是非光を当てていただきたいなと思っています。今期もですね，土曜日行われました奄美の宝を次世代につなぐ議員連盟でも取り上げなければいけないと，事務局長のほうには提案をしていますので，奄美市だけの問題じゃありません，これは。だから，そこら，宝として残すのであればそういった提案もしていますので，全郡的に考えていかないと奄美市だけで解決できる問題じゃないと思っていますので，議員連盟のほうにも是非取り上げて一緒にやりたいなと思っています。

次に，今年度の水産業関連の予算執行額についてお伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，議員御質問の事業の執行額，執行率についてお答えいたします。水産業関連事業につきましては，三つの事業がございます。まず，職員の人件費や各種団体への負担金，出資金等の水産総務費につきましては，予算額６１８万１，０００円に対しまして１１月末現在で執行額は３７５万４，３２２円で，執行率６０．８パーセントとなっております。二つ目が，各種水産業関連事業を実施する水産振興費につきましては，予算額１，８８３万８，０００円に対し，１１月末現在で執行額４６７万８，７５１円で執行率２６．２パーセントとなっております。これにつきましては，補助事業の支出が年度末に重なるということで，執行率が低くなったということでございます。三つ目が，漁港の管理に関する漁港管理費につきましては，予算額８５６万円に対し１１月末現在で執行額６７万９，６５３円で執行率８．４パーセントとなっております。これにつきましても，負担金の出資が年度末になるということが要因でございます。来年度に向けて，これまでの事業検証をもとに事業の継続及び新規の事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので，御理解賜りたいと思います。以上です。

１４番（西　公郎君）　商水部長と僕がこう長く，長々とこう項目が重なっただけにこうやりましたけども，２人でこう議論しても始まる問題じゃありませんが，是非ですね，水産業，やっぱりこう売り上げが上がっていかないから後継者が育たないっていう面もあるかもしれませんし，聞くところによると水産業だけでマグロの一本釣りで結果を上げている若い子たちもいますよ，うん。そういった人たちのやっぱり意見等も聞きながらですね，やっぱりこう全体で底上げに取り組んでいただきたいなと要望して，次の質問へと移ります。

次に，林業振興についてであります。（１）名瀬・住用・笠利地区での学有林所有の小・中学校の累計について伺いをいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，学有林についてお答えいたします。名瀬地区で学有林を所有している学校は小学校７校，中学校３校，小・中併設校３校で１４校中１３校が所有しております。住用地区では小学校１校，小・中併設校２校で４校中３校が所有しております。笠利地区では小学校１校のみで，１０校中１校ということで，奄美市全体としては２８校中１７校が学有林を所有しております。以上です。

１４番（西　公郎君）　思いのほか多いなと思っています。

次にですね，（２）の現状での管理体制についてお伺いをいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　先ほど紹介しました学有林を所有する１７校のうち，現在３校が定期的に手入れを行っている状況です。内容としましては，崎原小・中学校が炭作りのための木の伐り出し，刈り出し，小宿中学校がスモモ園の手入れ，東城小・中学校が津波避難場所として活用しています。残りの１４校につきましては，学校から離れていることや安全面などから活用が難しく，以前から使用されていないため学校林自体の把握ができてない状況もございました。

１４番（西　公郎君）　僕も小宿でしたが，スモモ園じゃないんですよ。スモモ園も学有林，学有地，学有場，山ですかね，その奥にですね，僕らが中学校のときに年１回は行きよったんです。議場の中にも行かれた方々はいると思いますよ。

（「いるよ」と呼ぶ者あり）

ですよね。当局側にもいるかどうかは分かりません。いると思いますが，これは目的は何のため植えたかっていうのは僕は定かじゃありませんけど，恐らく５０年後，１００年後に植えてるのはほとんど杉だったと思いますよ。杉だったと思います。地籍の関係もありますが，早くですね，今であれば各学校の評議員がいますよ。そりゃ，地元の方がいるはずです。その方で分かる場合もあると思っています。山の奥ですから，今僕は管理を学校でしろとは全然思ってもいませんし，早く特定をすることが大事かなと思っています。このまま置いとくと，恐らく場所も分からんくなりますし，その付近自体が生きとるかどうかの確認もできませんし，そういう意味でですね，次の質問に移らせていただきますが，森林関係者への委託ですね。そういったね，これは予算上も絡みますのでどちらがお答えするか分かりませんが，それについての見解をお伺いいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　学有，学校林に植林された木の管理につきましては，学校では難しい，学校においては今後の対応について学校を含め関係部署と協議し検討してまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いします。

１４番（西　公郎君）　私がどうしてこの林業関係を取り上げたか。２・３年前から松くいがもう終息に向かいましたよ。あのときの予算は相当あったかなと思っています。このままじゃ過去の鉄道の枕木が必要な時代は来ませんので，森林業界っていうのがそれほど発展はできないのかなとは思っていますが，そこもやっぱり継続ないし続けていただくための策を考えないといけないと。そういうことで，今回この学有林を持ち出しています。予算が絡みますので，本当にこう，これは教育委員会だけの問題じゃありませんよ。多分，農政に来るのか，どういう形になるか分かりませんが，是非ですね，総務としても，これは本当，財産ですから，それをこのまま何もしなければ恐らく枯れていきますよ。そこら辺り早めの対応を要望して，次の質問へと移ります。

次に，道路行政ですが，先ほど渡議員も質問，川口議員の質問で大まかに，大まかっていうか，行政の取った対応っていうのは建設部土木課，開発公社，それで保健福祉部，そしてごみ出しで恐らく環境

対策も絡んどったと思います。それ以外にですね，向こうの住民でいらっしゃる方で透析患者がいたとお聞きしています。その患者さんの対応をどうしたのか。そこについてお伺いをいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君）　質問の中で，ちょっと通告の中ではなかったんですが，この透析患者の皆さんっていうのはもともと分かっておりましたので，一つ私が聞いた中では避難路のほうを人がおぶったりしてですね，病院のほうで対応していただいたというふうに聞いておりまして，病院のほうに対応していただいたというふうに聞いております。以上です。

すみません，その時にですね，消防団員の方がそのいわゆる搬送をしたというふうに伺っております。失礼しました。

１４番（西　公郎君）　僕は救急隊員が行ったのかなと思っていましたが，消防団ということでした。消防本部として，その通行止めの間，対応したというのはどのような対応したか，お伺いをいたします。

総務部参事（川畑洋一君）　西議員の通行止めの間の消防の活動ということでございますが，通行止め期間の消防の対策といたしましては，崖崩れ発生当日，１６時４０分に奄美市土木課から職員より崖崩れの情報を受理いたしまして，即現場確認に行っております。翌日，火災発生時に対応するために，徒手搬送にて小型ポンプ，動力ポンプを１台などを配備し，有事に備えております。また，救急出動時の対応といたしましては，通常は１隊での対応となりますが，遊歩道が狭隘で傾斜があるということで救急隊の増援隊ということで５・６名の応援隊員を出動させまして，担架を使用しまして徒手搬送にて対応いたしました。通行止め期間の東が丘団地での救急要請件数は７件ございました。医療機関への搬送は５件，不搬送処理が１件，自主避難の補助を１件という形で行っております。以上でございます。

１４番（西　公郎君）　本市行政，消防，開発公社職員が公僕としての職責を全うしたことに対しまして敬意と感謝を申し上げる次第です。大変お疲れ様でございました。

次に，迂回路についてお伺いをいたします。僕自身ですね，佐大熊に下すにはちょっと急すぎるよねとは思っています。鳩浜の林道があるんですよね。そこにつなぐにはどんだけ距離的になるか分かりませんが，最悪つなげるためが優先かなと，僕自身は思っているんです。距離的にかかったとしても，非常時に行ける，向こうに届くってことが今考えるべき最善だと僕は思っているんです。鳩浜に下ってくる林道がありますよ。そこに東が丘の頂上からルートを結ぶんです。林道としてでもいいでしょう。取り敢えずは向こうに入れないと，僕はどうにもならないと思っています。それについての見解をお伺いいたします。

建設部長（本山末男君）　ただいまお話のありました道路につきましては市道鳩浜線，これは鳩浜地区の背後，旧国道から旧しらさぎ霊園，崎原線と言いまして，そこを接続する市道でございまして，これは東が丘との高低差がですね，佐大熊より更にありまして，大体１００メーター以上あるということなっておりまして，これに接続するとなると道路勾配の基準から言いますと相当量の延長になりまして，そこで道路整備となりますと斜面の切り取り等もありまして，先ほど答弁いたしましたが災害等の危険等も予想されることから，道路整備での事業は難しいと考えております。

１４番（西　公郎君）　難しいけど，何とか解決しなければいけない問題ですよね。いずれにしてもそのまま置いとっていいのか。向こうの法面を補強するか。あとは，建設部のほうにお任せしますけども，何らかの形でですね，やっぱり迂回路という必要性はあると思いますので，是非検討していただきたいと思います。

次に，三儀山バイパスの可能性についてお伺いをいたします。

建設部長（本山末男君）　御質問の三儀山バイパスにつきましては，県にも確認いたしましたところ，整備時期などを含め詳細は決まってないようでございます。本事業につきましては，県の都市計画区域マスタープランや本市の都市計画マスタープランにも整備すべき道路として位置付けられ，その必要性は十分認められているところでございます。三儀山バイパスにつきましては，現在下方へ向かう塩浜，矢之脇町周辺の渋滞解消を図るだけでなく，事業再開が決定したおがみ山バイパス事業による南北縦断線と新たな東西横断線，和光ルート，三儀山ルートとして整備されることにより，中心市街地と隣接地区を結ぶアクセスの強化も図られ，より大きな利便性が期待できるものと考えております。三儀山バイパスの整備につきましては，県事業の優先順位なども踏まえ早期着工へ向け引き続き県と協議をしてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１４番（西　公郎君）　部長ね，これは県と協議じゃなくて，県に要望してもらいたいんですよね。要望優先にして，そこ，要望されているんですよね。そこはどうですか。

建設部長（本山末男君）　県，先ほど答弁しましたとおり，おがみ山バイパスも大変大きな事業でございます。これと県と担当者レベルで協議をして，市長が要望書を提出される時期，それと我々が何を協力できるか，それを入れてまたどれだけ市民の理解が得られるか，そういう協議をしながら実施をして，最終的に事業再開へこぎつけたということでありますので，三儀山につきましてもいきなり要望じゃなくて，まず県が臨港道路ができたあとに交通量調査等，費用対効果を検証して，そのあといろいろな協議に入ると思いますので，その付近は御理解いただきたいと思います。

１４番（西　公郎君）　おがみ山もですね，動いてきますし，奄振事業が来年延長に向けての動きはあるんでしょうが，やっぱりこういろんな次の公共事業の目玉がないとですね，それはちゃんと持ってらっしゃると思いますが，おがみ山の次は三儀山になるのか，有良・芦花部になる，有良・大熊になるのか分かりませんけれども，いろんなやっぱりこう予算要望をできるだけの材料って言うかですね，そうじゃないとすべてソフト事業に移っていきますから，それはちょっとまずいよねと思っていますし，川内，大和のラインも絶対に必要なラインですし，検討課題としてですね，こう郡民の利便性の向上にやっぱり奄美市が率先してやらないと，やっていただきたいと要望をしまして，ちょっと前倒しになりましたが私の一般質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　西　公郎君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。１６時，再開いたします。（午後３時３０分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後４時００分）

引き続き，一般質問を行います。

公明党　大迫勝史君の発言を許可いたします。

６番（大迫勝史君）　議場の皆様，こんにちは。大変お疲れ様でございます。平成３０年第４回定例会一般質問２日目，最後の質問者の公明党の大迫でございます。よろしくお願いいたします。

さて，平成の定例会もあと１回を残すのみとなり，先ほど西議員からもございましたが本議場は今回をもちまして５１年間の歴史に幕を閉じます。来年３月の第１回定例会からは新庁舎の新しい議場で開会し，第３回定例会ののちに新しい元号での初の議員改選となります。奄美市議会の新しい取組として議会政策立案特別委員会の立ち上げにより，議員提案の新条例も条例化制定に向けて動き出しておりますことは議会改革の前進の一つであると思います。国会での議員立法に相当する政策条例の制定に積極

的な自治体議会では，議員の平均年齢が低い傾向にあることが２０１５年に行われました毎日新聞の全国自治体議会アンケートで明らかになっています。また，政策条例の積極度や平均年齢の低さは女性議員の比率の高さや都市化とも一定の相関関係が見られ，国勢調査のデータに基づいて有権者の平均年齢で分析をしても，政策条例に積極的な議会を持つ有権者は比較的若いという結果が出ています。この調査を地方自治に詳しい江藤俊昭山梨学院大教授は以下のように分析をしています。今回の調査結果を見ると，議員が高齢の議会は政策条例の制定０が圧倒的に多い。女性議員がいない議会の９３パーセントが政策条例０というのも象徴的だ。少子高齢化など難しい課題が山積する一方，自治体の財政は厳しく支出の選択と集中が必要な時代だ。議会は多様な住民の声を吸収しながら，首長と政策競争をすることが求められる。首長の追認機関化している議会はこのような現実に対応できず，議員もやりがいを失う。立候補者は減り，議員は高齢の男性に偏る。その結果，更に課題の解決が困難になり，住民の不信を招くという負の連鎖に陥っていく。しかし，一方で議員提案の政策条例は徐々に増えている。自らの役割に目覚める議会も出てきているということだ。２０００年の地方分権一括法施行で国の機関委任事務が廃止され，自治体独自の政策が求められるようになったことが大きい。議会は本来，条例の制定だけでなく予算案の修正，契約や財産取得の承認など強い権限を持っている。縦割りに陥りやすい行政と違い，総合的な視点で政策を実現することができる。そのためには，議会報告会の開催など開かれた議会への改革が同時に必要だ。議会が積極的に政策づくりを進め，住民にきちんと説明をする。住民もそれに応えて議会を監視し，参加する。そういう正の連鎖につなげたい。議会改革とは単に定数や報酬を減らすことではない。それは効率を重視する行政改革の発想で，民主主義の実現を目的とする議会改革とは相いれない。例えば，町村議員の平均報酬は月額２１万円，若い世代は議員報酬だけでは生活できず，年金生活者の男性など特定の層しか立候補しなくなってしまう。議員の調査活動をサポートする議会事務局の増強も必要だ。日本では政治や行政に無関心な市民が多い一方，政治家や公務員を税金で食っている特権層と敵視する市民も少なくない。そういう政治文化は変えていかなければならないと分析をされています。しかし，私は議会議員の平均年齢が若ければいいとは決して思っておりません。人生経験豊富で，思慮深い年配議員の存在も高齢化社会では大変重要なポジションであり，自身の理念に基づいた桜梅桃李で議論していくことが大切であると思っております。先輩議員諸氏の御奮闘をお祈りいたします。我々奄美市議会は努力しつつあると認識をしています。今後，更に努力を重ねて市民に開かれた議会に，市民参加型の議会を目指し，若い世代が市政へ，議会へと挑戦できる制度改革を目指して市議会議員全員で頑張ってまいりましょう。

それでは，通告に従いまして順次質問をしてまいります。まず，大きな１番で，学校の安全対策についてであります。２０１８年度補正予算が１１月７日に成立し，普通教室にエアコンを設置する場合の自治体の負担軽減をするための予算付けをしております。当局もさっそく対応されるようなので感謝を申し上げます。それと並びに，学校施設や学校に面した通学路における危険なブロック塀の撤去，改修のための予算も２５９億円付いております。今年の６月１８日の大阪北部地震では高槻市の小学校で４年生の女児が犠牲になるという痛ましい惨事がありました。国や自治体が行ってきた学校の耐震調査や耐震工事は建物のみで，塀などの工作物は置き去りにされてきたことが原因です。特に小学校の塀は平成２７年に講演に訪れた防災専門家から危険性を指摘され，その１か月後にも再度メールにて通学路の安全確保についてと題して資料を添付しており，当該工作物は昭和５６年の建築基準法改正以前に造られており，特に注意が必要と警告を受けていたことも判明をしています。事故発生後に全国的に学校の危険ブロック塀の調査が行われたと思います。その際に，本市における学校施設や学校に面した危険なブロック塀等の調査状況と対応，また今後の計画をお示しください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，お答えいたします。ブロック塀などの調査につきましては大阪府北部地震発生から２日後の６月２０日に各学校へ調査を依頼し，学校からの調査をもとに６月２５日から２７日までの３日間で市内小・中学校２８校，幼稚園４園においてブロック塀などの高さ，厚み，控え壁，配筋状況，ひびなどの劣化状況について現地調査を実施しております。また，学校通学路における危険性があるブロック塀などにつきましても，６月２９日から７月３１日までの約１か月間の期間でＰＴＡ安全担当の保護者，学校職員，町内会長などによる点検を実施し県へ情報提供を行っています。現在，市内各学校などの教育施設における緊急に対応しなければならないブロック塀につきましては，これまでの規定の予算において対応しており，現状として緊急性のあるブロック塀はない状況でございます。また，通学路などにおける危険性のあるブロック塀につきましても関係機関と連携を図りながら，安心・安全な学校づくりに努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

６番（大迫勝史君）　迅速に対応されたということをお伺いいたしまして，安心をいたしました。

また，政府は２７日に，１１月２７日に地方自治体が指定した災害時の避難路に面しているブロック塀について，来年１月から所有者に耐震診断を義務付ける耐震改修促進法の法令を閣議決定しております。耐震基準が強化されました１９８１年以前にマンションや商業施設などの大きな建物で設置された塀が対象で，一戸建て住宅の多くは除外されております。６月の大阪府北部地震でのブロック塀倒壊死亡事故を受けた再発防止の一環となっております。同法は既に幹線道路など緊急輸送道路や通学路といった避難路沿いにある一定規模の建物に耐震診断を義務付けておりますが，塀にも拡大するということでございます。また，これは診断を受けずに放置すれば自治体が指導し，従わなければ物件名も公表するということですので，施行され次第この調査もしなければならないと思いますが，現在の対応状況を伺いしてもよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　先ほど，繰り返しになるかもしれませんが，通学路などにおいてもですね，危険性のあるブロック塀につきましては関係機関と連携して安心・安全な学校づくりに努めてまいります。

６番（大迫勝史君）　学校に面したことじゃなくてすみません。分かりました。通学路におけるところももう調査済みということなので，更なる安心をいたしたところでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして，食品ロス削減についてお伺いいたします。本来食べられるのに廃棄される食品ロスは国内で５００万トンから８００万トン，平成２９年度の食用の米の国内総生産量は７３０万６，０００トンで，同量の食品ロスがあることになります。このうち，半分が国民の家庭から出ています。１日で毎日茶碗１杯分のご飯を捨てている計算になります。食品ロスの削減について政府が初めて数値目標を設定をいたしております。国連の持続可能な開発目標，ＳＤＧｓに沿い家庭での食品ロスの量を２０３０年度までに２０００年度比で半減させることを目指すことが６月に決定をしています。この目標に向けて，政府の体制は農水省，環境省，文科省，消費者庁でそれぞれの省庁の事業ごとに今年度の予算が組まれています。家庭での取組には子どもたちへの啓発が重要と考えられています。そこで，最近の地元紙にも載っておりましたが，紹介されておりましたが，環境省から小学生に向けて推奨されている７日でチャレンジ，食品ロスダイアリーという面白い教材としても，子どもが興味を持ちそうなものが推奨されておりますが，これを小学校等で取り入れてはどうか。また，夏休みと冬休みの長期休暇の課題としてですね，取り入れてはどうかと思います。議長の許可を得て持ち込んでおります。こういうふうなやつで，知ろう食品ロスのこと。見つけよう，あなたの家の食品ロス。チャレンジ７日間ではどうなるかな。考えてみようという感じですね。本当に面白そうに子どもが取り組めるようなものになっておりますので，御提案したいと思いますが，いかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。議員御指摘のとおり，環境省の発表によりますと平成２７年度には約６００万トンの食べ物が廃棄されていると推測されております。この食品ロスの原因として，買い過ぎなどによる直接廃棄。作り過ぎや好き嫌いによる食べ残し。調理技術の不足や過度な健康志向による過剰除去とあります。食品ロスを減らすためには好き嫌いなく何でも食べる習慣をつけたり，食べられる分の料理を作ったりするなど，日常生活のちょっとした配慮で改善できることになると思うんです。このことは今議員から紹介のあった食品ロスダイアリーにも明記されておりますよね。各学校において，社会科や家庭科の授業において食料生産や生活環境などについて学習しているところですが，今後この食品ロスダイアリーの活用について，今議員がおっしゃられたとおり，検討してまいりたいと考えております。

６番（大迫勝史君）　はい，よろしく御検討をお願いいたします。

平成２８年から３２年までの５年計画であります第３次食育推進基本計画の目標の一つとして食品ロス削減のため，何らかの行動している国民を増やすことを目標とするとあります。具体的には平成２６年度の６７．４パーセントを平成３２年度までに８０パーセント以上にするということですが，現在本市で学校現場ではこのことに関してどのような取組をなさっているのか，お聞かせいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　食品ロス削減のために学校現場で取り組んでいることについてお答えを申し上げます。農林水産省が発表しております第３次食育推進基本計画には３０・１０運動に取り組んだり，買い過ぎをなくしたりするなど，食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことが大切だと考えております。各学校におきましては，社会科や家庭科の授業を通して，生活環境等について学習しているところでございます。また，給食センターに在籍している栄養教諭が多くの小・中学校を訪問し，食についての出前授業を行ったり，保護者に対して家庭教育学級などで島の素材を生かした調理法などについて，実際に調理をとおした実習や食育に関する講話を行ったりしているところです。このようなことも国が推奨する食品ロスの削減に寄与しているのではないだろうかと考えているところです。

６番（大迫勝史君）　適正な取組をますます今後ともよろしくお願いいたします。この５００万トンから８００万トンの廃棄される食品ロスというのは，世界全体のですね，食糧援助量の２倍に相当するんです。そういう途方もないものをですね，我々日本国民は捨てているということなりますので，しっかり根本的なですね，啓発をですね，子どものうちから絶対に必要だと思いますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，自治体で（２）のフードドライブについてお伺いいたします。平成２９年度の市区町村での食品ロス削減の取組の内容として，住民消費者へ啓発，子どもへの啓発教育，災害用備蓄食料の有効活用，飲食店での啓発促進，食品ロスの実態把握，フートバンク活動との連携，食品事業者との連携，その他に自治体によるフードドライブの常設が少しずつ広がって進んでいるという資料がありました。本市でも取り組みやすいとも言えるフードドライブについて取り組むことは考えられないか，伺います。

市民部長（前田和男君）　食品ロス削減に向けてのフードドライブは非常に有効な手段であると認識をいたしております。６月議会でも御説明させていただきましたが，今年２月に開催されたまなび・福祉フェスタの中でフードドライブを開催しており，集荷した食品についてはみらい子ども食堂及び保護課の生活支援係を通して生活困窮者へ配布をしたところでございます。この内容は市のホームページでも紹

介しており，不用になった食品等の相談や食品の受け付けを担当課のほうでできる旨をお知らせいたしております。フードドライブは家庭で消費期限内ではあるが余っている食品を学校や職場などに持ち寄り，それを必要としている福祉団体，施設等に寄附する活動でございますので，いろいろな職場や地域の活動として広がっていただければと考えているところでございます。本市におきましても，今後も市主催のイベントなどの中で活動の趣旨等の理解が深まるよう，持続的な啓発活動と併せて市民の方がこの取組により身近に感じられるよう，どのような取組ができるのか検討課題としていきたいと考えております。以上です。

６番（大迫勝史君）　しっかり検討をお願いいたします。このフードドライブのメリットでありますが，食品ロスや貧困などの社会的問題に対する知識や認識のない人に気付きを与える啓発の意味もあります。そして，実際に家庭で食べている多種多様な食品を集めることができる。また，長時間大量の食品を貯めておくための倉庫が必要なフードバンクと違い，経費や負担があまりかからない。いわゆる地産地消でもったいない食品を生かすことができる。遠くへ運ぶための運送費や環境負荷が少ない。また自治体，民間企業，大学，ＮＰＯ，地域の団体などどのような組織，組織体でも実践可能ということがありまして，今部長の答弁にもありましたが，しっかりといろんな面，いろんなイベントとか催し物でできるように，箱とかネットとか置くだけの自治体もありますので，そういう簡易的なこともできると思いますので，よろしくお取組をお願いいたします。

次に，１０月２４日，１５日って書いてあります，間違いですね，１０月２４日にフードバンクのこの設立に向けてですね，更に進んだフードバンクについての設立に向けて民間と福祉関係者や県本土のフードバンクの代表，そして県の代表にも出席した研修会が社協で開かれておりますが，本市としての関わり方やプランがあれば伺わさせていただきます。

市民部長（前田和男君）　フードバンクにつきましては，先ほどのフードドライブと同様に食品ロスの削減の観点から有効な手段であるということは認識いたしております。この取組は先ほど議員の御質問の中にもございましたが，収集した食品を貯蔵するための施設の確保などそれなりの準備期間が必要と考えております。まずはすぐに取り組めるフードドライブの普及，啓発に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

６番（大迫勝史君）　はい，部長のおっしゃるとおりだと思います。本当に倉庫の確保とかですね，やっぱり民間の力も借りなければいけない。そういう方々の有志連合がですね，動き出しておりますので，もし何か行政の支援求められることがあればですね，しっかり協力していただきたいと思います。また，国会議員の間でもフードバンク支援の動きがありまして，全国に増え続ける子ども食堂，支援自治体などで構成する食堂安心・安全向上委員会によりますと，４月の時点で２，２８６か所と２０１６年の倍にのぼる子ども食堂が増えております。貧困支援に留まらずに，居場所づくりや将来的な地域振興への足掛かりへと多様化をしています。しかし，全国フードバンク推進協議会はフードバンクも子ども食堂も食品が集まらずに苦戦する団体が多いと明かしています。こうした背景を踏まえまして，議員立法で今国会で成立を目指す食品ロス関連法案の骨子には食育，食品関連企業や団体のフードバンク活動支援が含まれています。フードバンクから食材を調達している子ども食堂の運営者の間でも法律の成立を望む声は多い現状です。全国フードバンク推進協議会は１１月２８日に院内集会を開くなど，議員とともに今国会での法成立を目指しておりまして，同協議会の事務局長は手作りの食事を出す子ども食堂はＪＡや農家からの生鮮品の寄附が頼り。法案骨子には寄附食品で事故が起きた際の寄附者への免責方法の検討も含まれているので，法が成立すれば寄附してもらいやすくなるとのことです。欧米では早くから法整備が整っていることで運動が進んでいる背景があります。公明党の参議院議員かわの義博は法案成立に向けて大奮闘しておりまして，我々や我々の党員や支援団体も目下署名活動を展開中でありま

す。市民生活や社会全般に運動を浸透させるためにも，行政も何らかの行動を起こすべきと思いますが，答弁があれば。なかったらいいですが。

市民部長（前田和男君）　御指摘のとおり，フードバンク，フードドライブ運動が有益な社会活動として認識され，また多くの市民や事業所に参加いただけるよう引き続き広報紙を含め啓発活動に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

６番（大迫勝史君）　ありがとうございます。

子育て支援についてでございます，続きまして。過去から各議員，各会派，これまで小児医療費の無償化を熱望した活動と市長の御英断により逐次着実に制度が前進してまいりまして，今年度からは義務教育終了までと充実をしてまいりました。このことについては大変，関係各局に御礼を申し上げます。４月から中学生まで対象となり半年が経過した状況についてお伺いいたします。新しく中学校へ入学した１年生は自動的に対象となりますけども，中学２年生，３年生は役所での申請手続きが必要になります。その申請手続きは今の時点で１００パーセントになっているのか伺います。

市長（朝山　毅君）　それでは，私のほうで大迫議員の御質問にお答えさせていただきます。御案内のとおり，登録手続きが必要な中学２年生，３年生の対象者は５８１名おります。そのうち，５７４名が登録の手続きを済ましておりまして，７名が手続きが現在済んでいない状況であります。なお，登録の手続きにつきましては制度が始まる４月の広報紙で案内して登録の手続きをしていただくよう促したところでございます。登録の手続きが遅れた方についても，児童手当の現況届でのとき，また別件で窓口を訪れた際に手続きをしていただくよう対応しているところでございます。なお，現在手続きの済んでいない７名の方については，文書で手続きを済ませるよう連絡をし，すべての対象者の登録手続きが済みますよう努めているところでございますので，御理解をいただきたいと存じます。

６番（大迫勝史君）　５８１名中，５７４名。残念なことに７名の方がまだということで，どんな原因があるかは分かりませんが，一生懸命申請されるように努力なさっているということを伺いましたので，１日も早くですね，この７名の親御さんたちが申請手続きをしていただくように望んで止みません。

市長のおっしゃるとおり，平成３０年４月号の広報紙では丁寧に中学生まで対象になる制度拡充のお知らせと案内をしているのですが，現在の，この通告のときですよ，現在の市のホームページでは対象が１２歳，小学校６年生のままになっておりました。これは，２０１６年６月からなぜ更新されないのか，その理由を聞かせていただきます。

福祉事務所長（中村博光君）　お答えいたします。子ども医療費助成制度のホームページが更新されていないことに関しましてお答えいたします。子ども医療費助成制度につきましては，義務教育終了年齢まで無償化ということで制度の拡充に伴いまして，議員がおっしゃったように１月から新しく申請の対象となる中学校２年生，３年生につきましては登録を申請していただくために広報紙で案内をしたところでございます。またですね，ホームページにはですね，子ども医療費助成の制度について記載をしております。ホームページにより助成制度をですね，認識される方も多くいらっしゃると思います。今回，中学生までの医療費無料化の拡充に合わせてホームページでも広報紙と同様にですね，登録申請の周知を行う等の事務を行っていれば，ホームページのほうも更新がされたものだと考えているところでございます。併せてですね，定期的なホームページの記載の内容の確認不足だったと考えているところでございます。ホームページの更新につきましては，市民の皆様へ各種情報の周知について，広報紙での周知についてはですね，職員においても習慣的に周知媒体という認識は持っておりますが，ホームページにおける市民の皆様への情報提供という認識が低いことによるものだと考えております。今後はです

ね，定期的にホームページの内容確認を行いまして，最新の情報を提供してまいりたいと考えております。今回の件につきましてはお詫び申し上げますとともに，職員のですね，ホームページに対する認識を深めて，事務改善に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

６番（大迫勝史君）　確かに，通告２日後の１１月２９日の午後に更新をされておりました。これ，制度開始以来７か月も経っております。これまで，こういうホームページの情報が更新されなかったという例は何度かありました。その都度，担当課に更新を即してきましたが，こういうことは市民目線で見ると大変いい加減に感じます。Ｉターン，Ｕターン希望の方たちが情報を得るためには自治体のホームページしかないと思います。せっかく制度をいいように拡充してもほしい人に伝わらないというのはいかがなものかと思います。担当部署はもちろんでありますが，管理職である部課長の仕事に対する見識も疑われ，意識も疑われます。管理職を束ねるのは副市長と認識しておりますが，一つ見解を伺わせてください。

副市長（東　美佐夫君）　大変申し訳なく思います。ホームページ，これは言い訳にちょっとなるかもしれませんが，職員擁護するわけじゃありませんけど，職員が今１台ずつホームページを見れないという状況がここ２・３年続いております。それ，ちょっと言い訳ですけど，そういう状況の中で今回ありましたということは，まずもって御理解いただきたいと思いますが，今後こういうことがないようにですね，緊張感を持って職員と一緒に取組を進めていきたいと思いますので，頑張っていきたいということで御理解をいただきたいと思います。

６番（大迫勝史君）　はい，分かりましたけども，部長のパソコンもそういうことになっていますか。課長もなっているとは認識しておりますけども。ネットとつながっていませんか。

副市長（東　美佐夫君）　各課にですね，１台しか見る環境になってないということですね。部長のほうも，恐らく見れない環境だというふうに思います。

６番（大迫勝史君）　それであれば余計にですね，そういうことに気を使っていただきたいと思います。以上，よろしくお願い申し上げます。

次に，③ですが，当初予算で前年度よりこの小児医療費無償化に伴いまして，ざっとではありますが，感じたことでありますが，中学生分と思われる３，３００万円ほど増額しておりますが，現在の執行状況を伺います。

福祉事務所長（中村博光君）　子ども医療助成費のですね，中学生分の執行状況についてお答えいたします。子ども医療費助成金の当初予算につきましては，未就学児分が６，５２８万４，０００円。小学生分が３，１０８万６，０００円。中学生分につきましてはですね，小学生の半分程度ということで１，５５４万３，０００円を見込んでおります。更に，ひとり親医療費から現物給付ということで子ども医療に異動した分の２２７万８，０００円を合わせまして，１億１，４１９万１，０００円を計上いたしまして，前年度の９，７１９万８，０００円から１，６９９万３，０００円増額したところでございます。お尋ねのですね，現在の中学生の執行状況につきましては，１１月現在で予算見込みの１，５５４万３，０００円のうち，５６１万７，０００円，執行率にして３６パーセントとなっています。以上です。

６番（大迫勝史君）　想定内で推移しているということでよろしいですね。

福祉事務所長（中村博光君）　予算がですね，小学生の半分ということでしたけども，見込みよりも若干少なめで推移していると考えているところでございます。

６番（大迫勝史君）　これで，インフルエンザとかですね，そういうのが集団発生しなければ大丈夫だと思うんですが，本当に今後ともよろしくお願いを申し上げます。

また，今年度の施政方針の予算の概要の中で，今出ましたがひとり親家庭の子ども医療費の申請手続きを大幅に簡素化すると謳っておりますが，どのように簡素化されたか状況をお示しください。

福祉事務所長（中村博光君）　施政方針の中で謳っておりますひとり親家庭の申請手続きの大幅簡素化に関する状況についてお答えいたします。ひとり親家庭医療費助成制度は医療費の一部を助成することによって，経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭の生活の安定等を図ることを目的としていることから，助成対象は子どもだけじゃなく保護者も含まれております。施政方針ではひとり親家庭のうち，非課税世帯の未就学児に対する医療費助成については窓口負担をなくすことと併せて従来の申請手続きを大幅に簡素化いたしますというふうに申し上げているところでございます。ひとり親家庭医療費助成制度の対象者すべてではございませんが，現物給付方式に該当する非課税世帯の未就学児につきましては，申請手続きが大幅に簡素化されていると考えているところでございます。以上です。

６番（大迫勝史君）　その未就，非課税世帯の未就学児童への現物制度というのは，これ県の制度ですよね。以前より同僚議員も何人かその，このひとり親医療費制度の申請を簡素化するように何回も質問があったと思うんですが，そこが改善されるのかなと私は思ったんですが，その点は以前と何か違っている面が，簡素化というか，以前よりはよくなったとかいう状況があればお答え願います。

福祉事務所長（中村博光君）　議員がですね，今指摘されています償還の申請手続きにつきましては，子ども医療助成制度はですね，受給者証を医療機関の窓口で提示するだけで手続きが済む制度になっています。これに比べてですね，ひとり親家庭医療費助成は申請書に１か月分の医療費の証明書を医療機関から貰って，それをまた市役所に出してですね，償還の手続きをするという流れになっておりまして，確かにひとり親家庭の保護者にとっては手続きが煩雑さが，煩雑になっていることは認識しているところでございます。ひとり親家庭医療費助成制度はですね，議員もおっしゃったように県の制度でこのようになっておりまして，このような償還払い方式を県内の他の市町村も奄美市と同様な実施をしております。抜本的な見直しにつきましては，県の制度を見直さない限りでは難しい状況にございます。但しですね，一部の自治体においては独自にですね，医療機関から申請書を自治体が回収をして償還をするということをやっているところもあると聞いておりますので，奄美市といたしましてもですね，関係機関と協議をしながら制度の利便性の向上に努めていきたいと考えております。以上です。

６番（大迫勝史君）　課長が後段おっしゃったことが，まさにそこですね，ずっとこれまでも何人も議員の方がここで質問してきたと思うんですが，そこをですね，やっぱりやっている自治体もあるわけですから，そこのほうの，少しでも改善されて進みますようにお願いしたいと思います。この小児医療費の義務教育終了時までが拡大されいましてですね，一般の子育て世帯は大いに恩恵を受ける一方で就学児を持つひとり親家庭の母親，父親は，また本人はかかった医療費を受け取るのに大変な苦労があるというのは不公平に尽きると思いますが，いかがお考えですか。

福祉事務所長（中村博光君）　先ほども答弁したとおりですね，子ども医療費関係はですね，手続きが窓口だけで，医療機関の窓口だけで済むと。ひとり親については更に証明書もらって，福祉政策課の窓口に来ないといけないということで煩雑さは十分認識しておりますので，医療機関ともですね，相談しな

がらひとり親世帯のですね，負担が軽減できるようにですね，また検討させていただきたいと思います。以上です。

６番（大迫勝史君）　ずっと引きずっている問題ですので，よろしくお願いします。人によってはですね，仕事を休んで申請する手間と，それによって収入が減ることを天秤にかけて申請しないときもあると聞いています。そういうことがあってもいいのかどうか，あっていいものか，大いに疑問を持つところです。改善を強く要望をいたします。答弁はいりません，はい。

市民生活，次に市民生活についてでございますが，市街地の腰掛けのないバス停につきまして，これまでにも何人か同僚議員がこの場で質問してきたと思います。私も何人もの市民の方から相談を受けているんですが，バス利用者はですね，交通の便を持たない高齢者や障害のある方も多い現状があります。本市では通勤，通学の時間帯以外では便数は決して便利なほうではありません。立派なベンチや屋根付きのバス停は少なく，商店などの店先のバス停には事業者の善意でベンチが設置されているのが実情です。病院への通院や買い物にバスを利用している市民の声も多くありまして取り上げさせていただきました。生活弱者に優しい町を目指すためにも，設置をお願いしたいと思っておりますが，ちなみに市街地で腰掛け等のないバス停は何か所あるか調査したことはないでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，ベンチがないバス停が何か所あるかとの御質問ですが，昨年度地域公共交通網形成計画策定時に実施した調査によりますと，名瀬地区で１５８か所バス停がございますが，そのうち腰掛けがあるバス停が１４か所となっておりますので，ほとんどのバス停においてベンチがないという状況でございます。以上です。

６番（大迫勝史君）　立地的にもですね，厳しいところもあるかと思いますが，小さなベンチぐらいは何とかなるんじゃないかという気もいたします。これをですね，ふるさと納税を活用して事業化することは可能かどうか，またそれを利用してですね，笠利・住用地区を含めた全域に設置できればなと思っておりますが，可能性を伺います。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。バス停へのベンチ設置につきましては，本年度に笠利地区において歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業を活用し，６か所の整備を予定しているところでございます。奄美市全域に設置できないかとの御質問でございますが，歩道上へのベンチの設置につきましては設置後に歩行者通路として２メーター以上確保する必要があることから，歩道幅の狭い市街地を中心に設置できない箇所が多いのが実情でございます。バス停の設置は基本的にバス事業者が行うことになりますが，市が事業主体として整備を行うべき箇所の有無や設置の可能性を十分精査し，整備が必要と判断される箇所につきましてはふるさと納税や補助事業の活用も含め検討を行ってまいりたいと考えています。以上です。

６番（大迫勝史君）　検討して，いつぐらいまでに目鼻が付きますか。

商工観光部長（武下義広君）　まず，やはり先ほど申し上げましたが市街地においてはですね，やはり歩道の中で設置，いう２メートルもあります。その付近なども調査をしてですね，できるだけ早く検討してですね，整備を，できるところがあればやっていきたいなというふうに考えておりますので，御理解賜りたいと思います。

６番（大迫勝史君）　はい，できるだけ有言実行でお願いをいたします。できるだけじゃない，必ずだ。

過日ですね，奄美空港からバスにて市内へ帰る予定をしていたことがありました。飛行機の事情によ

りまして，到着が１０数分遅れました。バス停に行くと，バスは定刻どおり５分前に出ていました。次のバスは２５分後，傍にいらっしゃった旅慣れた年配の方が不服そうな表情をしていました。過去にも１度，飛行機が遅れたのにバスは出発していると憤慨している方を見かけたこともあります。飛行機の遅れが分かった時点で乗車しているバスのお客さんに事情を説明して遅れている分ぐらい待つ余裕があってもいいのではないでしょうか。空港から市街地へのバスの本数は始発が８時４５分，次が１時間後の９時４５分。その後，１７時４５分までは３０分に１本，１時間後の１本のローテーションで１日１５本です。これで十分か不十分化の検証も必要だと思いますが，観光客がすべてレンタカーを使うわけではありません。バスが不便だからという理由もあるのではないかと思います。シルバー世代の観光客のためにも何か工夫が必要ではないのか，見解を伺います。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。まず，奄美空港からのバスの出発時間について御指摘がございましたが，空港線につきましては以前は飛行機の到着に合わせて運行を行っていたようでございます。現在では赤木名経由も含め１日２５本，３０分間隔で運行を行われております。これが生活路線でもありますので，出発の遅延は空港利用以外の利用者へも影響が出ることから定時運行を行っているとのことでございますので，その点につきましてはまず御理解を賜りたいと思います。

続きまして，御質問の観光客へのバス利用，利便性向上に向けた取組につきましては，本市といたしましても重要な課題だと考えております。そのため，本年度においてバス事業者への車両購入補助を行い，リムジンタイプの車両２台を導入しております。これまで，荷物が積めない，乗り心地が悪いといった御指摘もございましたが，その点につきましては改善されてきているものではないかと存じます。今後とも観光客のバスの利便性向上に向け，バス事業者とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと思いますので，御理解賜りたいと思います。以上です。

６番（大迫勝史君）　はい，分かりました。せっかくですね，補助金を出しているんですから，そのときに補助金のそのお話をするときにですね，先ほどのバス停の話も是非してくださいよ。バス停って，ベンチの話。いいですか。どうですか。

（発言する者あり）

商工観光部長（武下義広君）　当然，今うちのほう，市のほうではですね，地域公共交通，公共交通網形成計画というのをバス事業者とともに計画策定しているところです。その計画に基づいてですね，いろいろと環境整備とかやっていく目標も定めておりますので，その計画に基づいて進めていきたいと考えておりますので，御理解賜りたいと思います。

６番（大迫勝史君）　はい，どうかよろしくお願いいたします。

以上をもちまして，私の一般質問を終了いたします。大変にありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，公明党　大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後４時４９分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　朝山　毅　君	副市長　東　美佐夫　君
教育長　要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長　手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長　髙　一也　君	総務部長　菊田　和仁　君
総務課長　三原　裕樹　君	企画調整課長　山下　能久　君
財政課長　國分　正大　君	プロジェクト推進監　満永　亮一　君
市民部長　前田　和男　君	税務課長　藤原　俊輔　君
国保年金課長　井上　裕之　君	保健福祉部長　奥田　敏文　君
福祉事務所長　中村　博光　君	福祉政策課長　石神　康郎　君
健康増進課長　吉　郁也　君	商工観光部長　武下　義広　君
商水情報課長　麻井　庄二　君	紬観光課長　島袋　修　君
産業建設課長　茂木　幸生　君	農政部長　山下　仁司　君

農林振興課長	栄　広　久　君	土地対策課長	前島　有為生　君
建設部長	本山　末男　君	土木課長	保浦　正博　君
建築住宅課長	岡江　康裕　君	建築住宅課技術調整監	備　孝　朗　君
上下水道部長	橋口　義仁　君	水道課長	藤山　浩俊　君
下水道課技術調整監	里　則　人　君	教育委員会事務局長	山田　春輝　君
教育委員会総務課長	徳永　恵三　君	生涯学習課長	福長　敏文　君
学校給食センター所長	龍　和　隆　君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎　君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉　君
議事係長	伊集院　正　君	議事係主査	堀　健太郎　君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

○

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は，個人質問とし各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。　更に当局におかれましても答弁については，時間の制約もありますので，できるだけ簡潔・明瞭に行われますようにあらかじめお願をしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。さて，早いもので今年も残すところ３週間となりました。思えば今年一年は，幸い私たちが住む奄美大島は，猛暑日は記録をされませんでしたが，夏は連日，日本中で猛暑，猛暑の異常気象が続きました。更に，大雨，洪水，土砂災害，地震もあり，奄美にも大きな被害をもたらした台風災害など北海道から沖縄まで自然災害に見舞われなかったところはありません。改めて亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに被害に遭われた全ての人にお見舞いを申し上げます。

そして，異常と言えば，スポーツ界も連日，マスコミに取り上げられる状況が続き，正々堂々と全力を尽くす公明正大に全力を尽くすというスポーツマンシップという言葉は死語になったのかと思わせる状態です。そして私は，政治に携わる一議員として隠ぺい，改ざん，ねつ造にまみれた安倍政権にこそスポーツマンシップの精神に立ってほしいと強く思っております。国民の多数が，反対する集団的自衛権行使の閣議決定，戦争法とも言われる安保関連法の強行，そして特定秘密保護法や共謀罪など安倍政権の暴走ぶりは，目に余るものがあります。そのことは，今国会でも是正されることはありませんでした。６日付け南日本新聞は，社説で水道法改正案について民営化に懸念は強いと見出しを付け，水道事業は，国民の生命に直結するインフラである。経営基盤の強化は必要だとしても営利目的の民間業者に委ねていいのか。国会審議でそうした懸念が払しょくされたとは言い難い，と書いています。また，入管法改正案についても審議の前提崩れているとの見出しで，政権に都合よく解釈した内容だけを公表していたのではないか。審議の前提が崩れたと言わざるを得ない。外国人労働者の現状について正確な実態が明らかにされないまま新たな法案が成立することは，あってはならない。実態調査なしに新制度をつくろうとしていた政府の姿勢に呆れるほかない，と書きました。そして，９日の社説では，あまりに拙速強引だとの見出しを付け，社会構造を大きく変える可能性があるのに多くの懸念を置き去りにしたまま，あまりに拙速強引なやり方である。自民，公明両党と日本維新の会などの賛成多数で参院本会議で可決成立したと書いています。５日の社説では，辺野古への土砂導入の発表に対して基地が置かれる地域の声に政府はなぜ耳を傾けないのか。理解できない。民意を踏みにじる工事の強行は再考すべきだと論じています。６日の米軍機墜落についても８日の社説で米軍に関するいろんな事例を紹介し，政府は事故のリスクを直視し住民の不安を解消するための対策を米軍に強く求めるべきである，と結んでいます。議論を尽くさず数の力で問答無用の国会運営を続ける安倍政権には，一刻も早く退陣していただきたいと申し上げ，通告に従って順次質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず，市長の政治姿勢についてですが，先ほど述べたように財界の代弁者のような安倍政権が，来年１０月に消費税を１０パーセントに引き上げるとしています。消費税を５パーセントから８パーセントに引き上げられたのは平成２６年です。その後，家計消費は，増税前の水準を回復しておりません。つ

まり消費不況が続いているという状況で，１０パーセントへの増税は，庶民生活に大きな影響を与えることが心配されます。奄美には，大企業や大富豪と呼ばれる会社，お金持ちはいないと思います。市長は，中小零細企業が多く低所得者が多い奄美市及び市民への影響をどのように考えておられるのか。お伺いします。また，アベノミクスで貧富の格差が広がっており低所得者対策は，重要な課題だと思いますが，検討されていることがあればお示しいただきたいと思います。また，インボイスなどという聞き慣れない制度の導入も言われていますが，本市への業者の皆さん方への影響はないのか。お伺いをいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは早速，﨑田議員にお答えいたします。まず，消費税率を１０パーセントに引き上げることにつきましては，増大する社会保障４分野いわゆる年金，医療，介護，少子化対策における安定的な財源を確保するとともに，地方を含めた国全体の財政健全化を目指すものであると理解をいたしております。特に政府においては，消費税率の８パーセントから１０パーセントに引き上げを行うことにより，「全世代型社会保障改革」の実現を加速し，財政健全化との両立を図っていくということを明確にしているところでございます。本市及び市民生活への影響についてでありますが，税率の引き上げにより仮に，市民消費が落ち込むことになれば地域内経済循環の冷え込みに連動することが予想されます。また，市民に限らず広く国民の消費マインドが落ち込み，旅行需要等への影響が発生いたしますと，外需依存の大きい本市経済にも影響を及ぼし，世界自然遺産登録に向けて観光振興による経済的な追い風への実感を感じつつある中において，景気の腰折れ感を来す可能性も考えられるものと思います。今回の消費税率の引き上げにあたりましては，軽減税率制度の導入などにより市民経済への直接的な影響が緩和されることを期待するとともに，本市といたしましても国の施策と連動して，消費税率引き上げによる市民生活などへの影響を最小限に留めるべく努めていくことが重要と感じているところであります。なお先ごろ，政府は，「経済財政の方向性に関する中間整理案」において前回の３パーセント引き上げ時の経験を活かして，あらゆる施策を総動員し経済に影響を及ぼさないよう全力で対応するとした方針が示されております。本市も来年度の国における予算・税制の状況等を注視しながら，市内事業者等の実態も鑑み，政府による施策の総動員に対応してまいりたいと考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　おはようございます。それでは私のほうから低所得者対策についての質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたが，国は，消費税率引き上げに伴う対応として，全世代型社会保障制度への転換とともに，財政健全化も確実に進めるとしたうえで，前回の３パーセント引き上げの経験を活かし，あらゆる施策を総動員し，経済に影響を及ぼさないよう全力で対応することとしております。具体的には，社会保障充実のための幼児教育無償化や低所得者支援策としての軽減税率制度の導入。低所得・者子育て世帯向けプレミアム商品券の発行。更には駆け込み・反動減の平準化や中小・小規模事業者等への対策などが示されているところです。これらについて，平成３１年度・３２年度予算を通じて，各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせるなどとしております。このように国の施策の大きな方向性が示されたところですが，それぞれの措置に要する経費について，国の予算規模は元より，国と地方の財源負担の議論は，まだ定まっていない状況です。御質問の低所得者対策につきましては，まずは国の動向をしっかり見極め，市内事業者や市民生活への影響・実態などを踏まえ，必要な対応等について検討してまいりたいと存じますので御理解をいただきますようお願いいたします。

それからインボイスのお話が出てきましたが，本市の事業者へのインボイス制度導入の影響についてお答えいたします。インボイス制度導入につきましては，議員御案内のとおり平成３１年１０月の消費税率引き上げと同時に，軽減税率制度が導入されることから，平成３５年１０月１日から従来の仕入税

額控除の要件を変更し，「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が導入されることになります。来年１０月１日からインボイス制度導入までの間には，軽減税率対象品目などが明確となる請求書などの発行や記帳などの経理を行っていただく必要があるようです。また税額計算が，これまでと異なってくるなど，本市の事業者にも税理事務的な対応が新たに求められてくるものと考えます。このようなことについて大島税務署にもお話を伺いましたところ，現在，商工団体などの集会などにも積極的に参加し，一般事業者に対して，軽減税率制度やインボイス制度についての説明を行っているということで伺っております。

事業者を取り巻く環境が大きく変わることになりますので，本市といたしましても大島税務署にも御協力をいただき，軽減税率制度やインボイス制度の概要についての職員向け勉強会の実施をはじめ，商工団体等との連携協力などにより，制度の周知等に努めてまいりたいと思います。以上です。

１７番（﨑田信正君）　消費税になると軽減税率ということが，よく言われますけれども８パーセントから１０パーセントになるときですから，８パーセントから軽減税率になることはないんですよね。低所得者対策と言っているわけですから軽減税率は低所得者対策じゃないんですよ，今で言えば。ほかの税率が上がるわけですから低所得者の可処分所得は，確実に減りますよね。今でもギリギリの生活をしているときに，何らの対策を立てなければ益々生活水準を貶めることになると。それに対する対策を具体的に奄美としても取らなければいけないんじゃないかというのは，これは税率が上がるということだけじゃなくて，この間私は，水道では福祉減免のことを言ってきましたし，介護保険では，低所得者の負担が高い。国保でも高い。いろんなことで減免制度とか，そういう充実をさせるべきだと。それからほかで言えばですね，在宅酸素で利用されている方の電気代を軽減するとか，今，３，０００円ですかね、非課税世帯，そういったところを拡充するとかですね，して何らかの対応をしていかないと市民の暮らしが大変だということで具体的なことについては，また今度来年度予算に向けていろいろと提言をしていきたいと思いますので，よろしくお願いをいたします。いろいろとインボイスとかややこしいことになりますけれども，この時期にやはり１０パーセントに引き上げるそのものを止めるということが混乱を起こさないことだということを申し上げて次の質問にいきます。

次，佐大熊地区の住環境の改善ですが，住環境というか生活改善にもなりますけれども，買い物不便地区としての対策と市営住宅の現状と対策についてということで，佐大熊に限定したような質問通告となりましたけれども，この質問を準備している中でですね，今年３月３１日付で国土交通省住宅局長が，公営住宅管理基準条例案についての改正についてを各都道府県知事，政令指定都市の長に送付しているということを知りました。改正の理由については，民法の一部を改正する法律による債権関係規定の見直し，あるいは単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く債権の状況，そして三つ目に，これまでの公営住宅にかかる制度改正の内容を反映するためということでありますけれども，市営住宅への入居条件の改善につながることじゃないかと期待をします。当局からの質問の聞き取りで，このことも通告してありますので，この通知は，当然奄美市も周知されていると思いますので，この改正についての内容が，どういうものなのか。説明をお願いし，その改正の対応をどうされるのか。お伺いをいたします。

建設部長（本山末男君）　おはようございます。それでは答弁させていただきます。議員御質問の「公営住宅管理条例案について」の改正についての通知につきましては，平成３０年４月１７日付で鹿児島県知事より送付されております。趣旨は，平成３２年４月に施行予定されている「民法の一部を改正する法律」による債権規定の見直しや，単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえ，国の策定している「公営住宅管理標準条例案」の改正についてでございます。主な内容は，民法改正や単身高齢者の増加等を踏まえ，保証人を確保することがより一層困難となることが予想されるため，入居手続きにおける保証人の連署する請書提出の義務付けの削除や，現管理標準条例案の説明文では，独

自に入居者の具備すべき条件を定める例として，「国税や地方税を滞納していること」を記載しているが，個人の事情を勘案し税を滞納していても配慮すべき場合もあると考えることから，「地域の実情に応じた入居条件の例示を削除する」などであります。

当市といたしましては，民法の一部改正が施行される予定の平成３２年４月を目処に国の通知の趣旨を踏まえ，県や県内他市町村との協議を重ねながら詳細な内容等について検討してまいりたいと考えております。

１７番（﨑田信正君）　今の説明でこれが実現されればね，だいぶ入居条件が緩和されるのかと期待します。私も連帯保証人になってほしいというような相談も受けるわけですけれども，今の答弁の中では，連携保証人は必ずも義務付けが要らないということだと思うんですけれども，奄美市の住宅管理条例施行規則，ここに請書に連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得額証明書添付しなければならないというふうに決めつけていますよね。これは当然，改善されることになろうかと思いますけれどもいかがでしょうか。

建設部長（本山末男君）　この条例案の改正につきましてはですね，民法の改正の中には保証人の削除とかですね，いろいろな民法改正にはない規定が多く盛り込まれておりまして，この国の通知が来ていることによってですね，今，県内の住宅管理事務の関係は，ちょっと混乱しておりまして，今その調整について協議会で検討しているところでございます。また，この条例案の通知と別にですね，国からですね，条例案の保証人規定の改正については，あくまでも標準案で条例案につきましては，あくまでも標準的なもので，条例の保障に既定の改正については，事業主体に委ねられていますという文章も付いていますので，今後またその詳細については，県内で，県が調整していくものだと考えておりますが，３２年の条例改定まで協議を進めていきたいと考えております。

１７番（﨑田信正君）　委ねられて，これ積極的に取り組むべき内容だと思いますので，協議を進めているということですから地域におかれている入所を希望されている方の生活実態などを基本にですね，改善できるようにお願をしたいというふうに思います。

次にいきます。下佐大熊市営住宅の件ですが，昭和４３年に海側のほうから１号棟と２号棟が建設され，順次１４号棟まで建設が進みました。昭和４３年といえばもう５０年も前となり海に近いことから，その痛みも激しいものがあり長く入居されている方は，この先どうなるんだと不安を感じている方もおられます。空き室の状況と空き家待ちの条件について，以前にも質問し答弁はいただいておりますけれども，今現在の状況について改めてお示しをいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君）　それでは答弁させていただきます。下佐大熊団地につきましてでございますが，空き家の現状と空き家待ち数についてでございますが，１１月末時点で空き家数６２戸，空き家待ち数は８７世帯となっております。

１７番（﨑田信正君）　下佐大熊は，特定住宅ということになっていますよね。すみません。その特定住宅の特定という意味は何か今説明できますか。

建設部長（本山末男君）　ちょっと通告にありませんでしたので，今度また勉強して御答弁させていただきたいと思います。

１７番（﨑田信正君）　すみません。通告はしていなかったんですが，当然，特定住宅でずっとやっているわけですから，すぐ答弁がいただけるものかなと思って質問しましたけれども，先ほど出た国が示す

公営住宅管理法条例，ここではこんなふうに説明がありました。母子家庭，老人世帯，心身障害者世帯など低額所得者のうちで速やかに入居することを必要としている世帯というふうに説明書きあるんですね。これには間違いないですか。

建設部長（本山末男君）　そのとおりだと思います。

１７番（﨑田信正君）　それでですよ，速やかに入居することが必要としている世帯が特定住宅の対象者になるということであればですね，空き室がこれだけあるということ自体が問題じゃないかなと思いますけれども，このまま放置してはならないと思いますが，御見解を示せますか。

建設部長（本山末男君）　先ほど議員がおっしゃったとおり，佐大熊特定住宅は，大変古い住宅でございまして，現在，３名の大工のほうで修繕を行いながら入居待ちの方に応えられるようしておりまして，本年度からまた空き家改修事業で，その空き家解消をできるように事業を進めておりますので，その現実的な問題もありますので御理解をいただきたいと思います。

１７番（﨑田信正君）　現実的な問題は確かにあろうかと思いますけれども，実際待っている人がいる。それも低所得者でですね，待ちの方も多いかと思うんですけれども，その人たちの立場で速やかに改修するということは，これは管理条例でもあるんじゃないですかね。それと下佐大熊住宅，今言ったように古いがゆえに入居者の高齢化が進んでいるところであります。障害をお持ちの方は，高齢者の方は，エレベーターのない建物で４階５階というのは，やはり厳しい生活環境だと思うんですね。バリアフリーという言葉もよく言われますけれども，この人たちの要望に応えることは必要かと思いますが，今どのように考えられているのか。お伺いをいたします。

建設部長（本山末男君）　入居者の高齢化や障害者の方々が上層階に住まわれ御不便なところにつきましては，以前にも答弁させていただきましたが，上層階から１・２階の住み替え希望者に限り受け付けているところでございます。市では，本年度から市営住宅の空き家解消といたしまして，先ほど答弁いたしましたが，複数年かけて改修工事を計画しており現在工事着手に取り組んだばかりでありますが，数年後には，現在，空き家待ちの待機者の方々や住み替え希望者の方々の希望は，ほぼ解消されていくものと思っております。なお今年度の空き家改修工事では，下佐大熊住宅７戸を含む２０戸で工事を行っており１１月末での工事進捗率は，約７０パーセントとなっております。

１７番（﨑田信正君）　あの住宅は古いですから痛みの激しいところがあってですね，遅滞なく改修するということが必要だと思います。例えば入口のドアですよ，もう全面錆びてですね，茶色くなっているところも見受けます。中には個人でペンキの塗り替えなど行っているところもありますけれども，ドアのペンキの塗り替えは，これは公費でできないのか。市のほうで持ってもらえないかということです。また畳替えの要望や窓枠，木枠なんですよね，アルミサッシの取替なども切実な要望だと思いますが，このへんの改修などはできないんでしょうか。

建設部長（本山末男君）　玄関ドアの修繕及びアルミサッシの取替につきましてですね，日々の修繕で対応できる分については，個々に対応を行い，それ以外のものについてはストック改善事業等で検討してまいりたいと考えております。なお，畳替えにつきましてですね，生活上で消耗するものについては，今後とも入居者の負担において対応していただきたいと考えております。

１７番（﨑田信正君）　アルミサッシの改修ですけれども，あそこ１号棟と２号棟は，海側のほうですけ

れども改修，アルミサッシに付け替えておりますよね。これは平成１２年の第３回定例会で叶　幸与議員が，住宅の窓枠の差し替えについてという質問で過去においては，海側に面した佐大熊特定住宅１号棟及び２号棟の北側部分が，気象条件等で損傷がひどかった関係で市の単独事業でアルミサッシへ改修を行った経緯がありますが，全面改修については今のところ考えておりませんというのが，１８年前の答弁です。補助対象工事として実施できないか。国・県に要望しているところでございますと，要望しているところでございますということですから要望されたのか。その結果はどうだったのか。最近では，いつ要望しているのか。もし分かれば教えていただけますか。

建設部長（本山末男君）　これにつきましてはですね，今後平成３３年度策定予定しております次期「奄美市住生活基本計画マスタープラン」や「奄美市公営住宅等長寿命化計画」により住宅・住環境に関するアンケート調査などを実施して，そういう建て替えもありますが，その大幅改善事業等も併せて検討していきたいと考えております。先ほど申し上げましたとおり日々の修繕につきましては，予算等を要求いたしまして改修等で対応したいと考えております。

１７番（﨑田信正君）　じゃその畳替えについてもですよ，これは確かに退去の際には，表替えが義務付けられているところではありますが，長期入居者の移動がない住宅について市で取り換えるべきとの要望が議会から寄せられた経過がありますというのが，平成１２年第１回の栄　勝正議員への答弁なんですね。そのようなことから市では，昭和６０年度から平成９年度まで年次計画的に畳の表替え工事を実施をしており，約６２０戸分の取替を終えておりますが，ここ２・３年は，厳しい財政状況によって見合わせている状況にあります，というふうに答弁をされ，今後，予算の確保ができ次第継続してまいりたいと考えております，というふうに答弁がされているんですね。これ以前にもそういったのがなかったのか，先日記録を調べたらこういうところが出てきましたので，この財政状況によって見合わせていると，予算の確保ができ次第継続してまいりたいというふうに考えているというのが，答弁されているわけですからその予算の確保はできないのかどうか。どうでしょうか。

建設部長（本山末男君）　今の畳替えも含めてという質問で御理解してよろしいですか。

（「畳替え。」と呼ぶ者あり）

畳替えにつきましては，今後は，入居者の負担義務ということで我々としては，入居者のほうで畳替えしていただくという考えを持っておりますが，御理解いただきたいと思います。

１７番（﨑田信正君）　じゃ当時の答弁は，反故にされているということでいいんでしょうか。予算の確保ができ次第継続してまいりたいと，昭和６０年から平成９年まで６２０戸，実際取替やっているわけですよね。財政が厳しくなったから見合わせているということだけれども，予算の確保ができれば継続していきたいということですから，その答弁は，もう今は生きていないということで。

建設部長（本山末男君）　通常の生活の中でのものでしたら，やはり個人の負担となりますが，その中には，経年劣化等でですね，どうしても大きく畳が破損している場合もありますので，それはそれでまた個々にそれぞれ判断するものと考えておりますので，一概に一律した答弁はできないと考えております。

１７番（﨑田信正君）　個々に判断するということですから相談に乗るということだと思います。そんなふうに佐大熊の人に伝えたいと思います。入居者の方もですね，あの住宅の件については，建て替えが必要だろうと思っているんですよ。しかし，それがいつになるのか。その時期が分からないと。それが分かっていれば大規模な修理も我慢するということもあるけれども，今後の見通しについてどうかとい

うのが入居者の思いなんですね。この建て替えの時期というのが考えられているのかどうか。お伺いします。

建設部長（本山末男君）　先ほど議員がおっしゃいましたとおり，下佐大熊については，５０年程度経過して老朽化が著しいところがありますが，建て替えるところもありまして修繕だけでは行き届かないところもあり，建て替えを検討する時期にきていることは認識しております。建て替えとなりますと多額の事業費が見込まれることから，本市の計画的な財政運営が必要となり，併せまして現在入居している方々におきましては，仮住居先への引越し，建て替え後の家賃が３倍から５倍程度上昇されることも予想されるなど，様々な負担が考えられるところです。それらを踏まえ，先ほど申し上げましたが，平成３３年度に策定予定の次期奄美市住生活基本計画，マスタープランや「奄美市公営住宅等長寿命化計画」により住宅・住環境に関するアンケート調査などを実施し，市の人口動向や世帯状況など考慮したうえで，改めて計画していく必要があると思っておりますが，公営住宅の担うべき必要戸数の検討や現在住まわれている方々の実情等を勘案し，建て替えや大規模改善などについて，慎重に判断していきたいと考えておりますので御理解をお願いします。

１７番（﨑田信正君）　入居されているから建て替えの日程が分からなければですね，もう大規模修理であっても要望をどんどん出していってですね，住環境の改善のつながるようにしていくということになるかなと思いますので対応もよろしくお願いしたいと思います。

次の佐大熊並存住宅のあったところですね，スーパーがなくなってあの地域は，本当に買い物が困難になってきたなと思うんですが，スーパーを誘致したけれども結局自衛隊の宿舎が建ってしまったということになりますが，その地域の不便さは地元で営業していた個人商店が，もうそのまま閉店しちゃったんですね。その不便さに拍車をかけているということですが，さっき述べたようにやっぱり高齢者が多い。所得の少ない方もこの地域には多いんです。一刻も早く改善が求められますけれども市として何か対策が考えられているのか。お伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。佐大熊地区につきましては，これまで地域で営業しておりましたミニスーパーが閉店したことで，これまで以上に買い物が不便になったのではないかと危惧していたところです。そのため地元スーパーで移動販売を行っている事業所へ伺い，佐大熊地区へも巡回できないか相談を行った経緯がございます。現在では，月曜日と木曜日の週２回，午前中に佐大熊地区で移動販売を行っているとのことでございます。徒歩圏内にスーパーがあることが地域住民にとりまして大変利便性が高いということにつきましては，十分に理解をしているところでございます。しかしながら，スーパーが出店するにあたりましては，ビジネスとして成り立つことが大前提でありますので，そのような中で現在の状況が生じているのではないかと感じて考えているところでございます。そのため民間事業者による移動販売や宅配サービスの活用，市が高齢者の方へ発行しております交通機関等に利用できる補助券，ご長寿応援券ですね，を活用いただきお買い物をしていただく必要があろうかと考えております。本市といたしましては，バス事業者とも連携を図りながら公共交通機関の利便性向上に向けた取組を検討してまいりたいと考えておりますので，そういった点において少しでも買い物不便の解消に努めてまいりたいと考えております。以上です

１７番（﨑田信正君）　移動販売のされているお店の方もありがたいなと思いますけれども，その一方でやっぱり商売ですから手数料を取るんですよね。一つについて１０円ですか。それをしていかなければお店のほうもやっていけないというのは理解できますけれども，先ほど言ったように低所得者本当に多いんですよ。生活保護を受けている方も多い。その方々たちが，これからどうなるのかということで，さっき消費税が増税なったときの対策をということも言いましたけれども，そういったことも含まれて

くるんですね。買い物に行かんといかんわけですが，言われている方は，高齢者が多いからバスにやっぱり低床バスですね，これをやっぱり希望されているんですよ。それも対策の一つだと思いますので総合的に地域の利便性を考えていただいてですね，改善の方向を一緒に考えましょうかね。見出すようにしていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

次に，土地利用のことについてですが，これ平成２８年の第２回定例会で土地の有効活用についてということで出しました。何点か出しましたけれども，佐大熊並存住宅の土地はもう今の現状ですし，末広・港もこういう状況になっていますから今回の朝仁なぎさ園の跡地，平松町コミュニティーセンター用地，それと知名瀬港の背後の用地の３点について，あれから２年経過して土地利用検討委員会でどのような議論が行われているのか。その進捗状況がどうか。お示しをいただきたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　お答えします。朝仁なぎさ園跡地，平松コミュニティーセンター用地，知名瀬背後の用地の３点についてお答えいたします。１点目のなぎさ園跡地につきましては，土地利用についての相談はございますが，計画段階であり正式な申請には至ってないという状況であります。現段階といたしましては，平成２４年１月から引き続き市内バス事業者に駐車場として有償貸付を行っているところでございます。２点目の平松コミュニティー広場につきましては，ドクターヘリの緊急離発着場のほか，グラウンドゴルフをはじめとする地元町内会活動の場として利用や市民体育祭などの催事及び有償の駐車場としての貸付を行い，有効利用に努めているところでございます。３点目の知名瀬港整備事業地につきましては，名瀬港埋立工事に伴う事業者の移転先として一部利用予定であるほか，県事業の資材置き場や災害崩土等の一時仮置きなど公共事業での利用が主なものとなっており，活用についての問い合わせがきているところでございます。これらの市有地の全体構想や土地利用検討委員会での計画についてでありますが，現在のところ，いずれの土地につきましてもこれまで申し上げましたとおり具体的な計画案は策定されていないところでございます。いずれにいたしましても市有地の未利用地について，地域の意見や実施計画等などを踏まえ，地域の経済や市民生活の向上に資する土地の利用が図られるよう有効な活用方策を積極的に検討してまいりたいと考えておりますので，御理解賜りますよう，よろしくお願いいたします。

１７番（﨑田信正君）　これから具体的なことということですが，一つ知名瀬港の背後地の件なんですが，これは平成１２年の第２回定例会，私が議員になる前の議会ですけれども当時の関　勇三名瀬市議が質問しているのを会議録で見ました。そのときの答弁ではですね，知名瀬港は，知名瀬，根瀬部の両集落をはじめ下方地区の集約港として平成２年度から港湾事業として着手し現在まで防波堤マイナス２メートルの物上げ場，それから道路等が完成し，一部供用開始しているところでありますと。また並行して背後地かな。県環境整備事業を導入して多目的広場等の整備を行い少年野球，ゲートボール，今ではグラウンドゴルフになろうかと思いますが，少年サッカー場等に利用され地域に密着した潤いのある港として整備しているところであります。今後とも豊かな自然環境を活かしながら隣接した港湾漁港と機能分担し名瀬市の西側の小型船の集約港及び大浜海浜公園との連携した海洋性レクレーションの拠点港として整備を進めてまいりたい。というのが当時の答弁ですが，あれからもう１８年が経過をしていますが，現状を見る限りそのギャップの大きさに驚きを覚えますけれども御見解をお示しをいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君）　知名瀬港の整備状況についてお答えいたします。知名瀬港は，岸壁背後に野積場や船揚場が整備され，道路を挟んで多目的広場と港湾関連施設用地を配置しております。港湾施設は，整備当初から船舶利用者や地域住民に活用されており，今，議員のお話しましたとおり多目的広場は，ゲートボールやソフトボール，納涼大会などに利用されています。議員が御指摘されています旧名瀬市の西側地区における小型船の集約港としては整備は完了し，現在利用されているところでございま

す。また，マリーナ施設や海洋レジャー施設など大浜海浜公園と連携した海洋性レクレーション拠点施設整備の構想につきましては，具体的な計画には至りませんでした。その後，知名瀬地域の活性化に寄与する民間企業の誘致等の利用を考えておりましたが，具体的な計画は策定されておりませんでしたが，先ほど答弁がありましたとおり，用地の一部は，名瀬港埋立工事の事業所の移転先として利用予定であり，残りの用地につきましても口頭ではございますが，活用について問い合わせもありましたので，今後とも港湾施設背後の未利用地を含め一体的な活用を考えていきたいと思いますので御理解をお願いいたします。

１７番（﨑田信正君）　土地利用ですから有効に活用するのが当たり前なんですが，なぜ取り上げたかというと世界自然遺産ですね，多くの同僚議員が取り上げております。それだけ期待が大きいわけですけれども来島者，こちらに来られる方の観光の目玉になるのが，一つは金作原ですよね。知名瀬というのは，金作原に行くところの，言えば入口，玄関に位置するところかなと思います。この地域の活性化にとっても今回非常に大きなチャンスだと思うんですね。登録が延期されたことに残念と思う反面，あと２年の準備期間が，２年はありませんけれども期間を得たということで前向きに捉えてですね，是非地元の人たちとの声も聞いて，せっかくのチャンスですから対策を取るべきだと思いますけれども，今一度答弁できればお願いいたします。

建設部長（本山末男君）　先ほど答弁させていただきましたが，名瀬港埋立工事の事業者につきましては，現施設の船揚げ場の利用もしながらの事業でございまして，口頭でございますが，問い合わせのありました事業者につきましても岸壁の利用を含めた事業者でございますので，その件は，やはり我々の目的でございます港湾施設と背後地の一体的な活用が，まず優先されるものと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

１７番（﨑田信正君）　いずれにしろ地元の人とよく話し合ってですね，知名瀬，根瀬部地域の活性化につながるというのが当初の答弁でもありましので，よろしくお願いしたいと思います。次の奄美和光園の将来構想についてですが，これも今回は，土地利用ということでの質問になります。今後の見通しについてお伺いしますが，この件についても平成２９年第３回定例会で質問しました。答弁では，国から土地，建物にかかる運用方針等が示されておらず協議は行われていない。永続化は，国の方針等が示されない段階で協議は行えないものと考えていると。現在２７名。存続の転機は国の判断になる。というものでした。いずれも国頼みみたいな感じですが，しかし今，奄美和光園の入所者は２４名。国のほうでも歴史的建造物，納骨堂ですが，それと規模としては大変小さいものですけれども資料館が造られようとしています。現在，施設の利用や広大な土地利用は奄美市としても和光トンネルの建設で市街地と一体となった土地利用の可能性が高まっていると思います。また，世界自然遺産登録を目指している奄美大島で来客者へのニーズに最大限応える対策なども大変重要なことだと思います。この状況でですね，あれだけの土地を目の前にして現在のような対応でいいのか。大変気になるところです。奄美市当局の現状についての御見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君）　お答えいたします。議員御承知のとおり奄美和光園については，将来構想が平成２３年３月に策定をされております。この将来構想では，「医療・看護・介護体制の充実」，「社会とのつながり」，「啓発」の三つのテーマを掲げ，各テーマごとに短期３年以内，中期５年以内，長期６年以降という目標実現のための期間設定を行って，入所者の方が安心して生活できる地域社会の実現を目指すということになっております。各テーマごとの実施状況を申し上げますと，「医療・看護・介護体制の充実」につきましては，内科及び皮膚科の診療を今行っておりまして，皮膚科につきましては，一般外来の診療も行っております。更に平成２５年４月からは，一般入院診療も開始され地

域にも開かれた医療施設というふうになっております。

二つ目の「社会とのつながり」としましては，入所者と市民が，園内での農作業を通じて交流を行う「ふれあい和光塾」が１５年目を迎えております。また，県の事業でございますが，夏休みに親子で和光園を訪問し，入所者との交流を通してハンセン病への理解や偏見・差別の解消を図るための「親子療養所訪問」事業も定着し，地域住民との交流が図られているところでございます。そのほかにも毎年の恒例行事となっております和光園主催の夏祭りや敬老会には，地域住民をはじめ多くの市民が訪れ賑わいを見せております。

三つ目の「啓発」につきましては，６月の「ハンセン病を正しく理解する週間」に併せ，県との共催でパネルや入所者の美術作品の展示，パンフレットの配布などを行い，ハンセン病に対する正しい理解について啓発を行っているところでございます。このような取組の中で奄美和光園は，開かれた療養所として地域に浸透し，ハンセン病についての偏見・差別のない入所者の方が安心して生活できる社会の実現という短期，中期の目標は，おおむね実現できているものと認識をしているところでございます。

次に，土地利用も含めた今後の見通しについてでございますが，まず前提として奄美和光園は国有財産でございますが，国から今後の土地・建物にかかわる運用方針等は示されておりません。具体的な活用法についての協議は行われていない状況でございます。現在，園内にて平穏な療養生活を営む入所者の方がいらっしゃる中，将来の活用方法等について積極的に議論を行うものではないと考えておりまして，実際に奄美和光園からも同様の意向を伺っているところでございます。本市といたしましては，入所者の意向を最大限に尊重しつつ，全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会や関係団体と連携を図り，入所者の方が穏やかに安心して暮らしていただけるよう，将来構想の持続的な推進に取り組んでまいりたいと考えております。今後の和光園の土地利用の検討につきましても，国の動向を注視しながら所在市町と連携した対応を行いたいと考えております。御理解いただければと思います。

１７番（﨑田信正君）　入所者の方に，最大な配慮をするというのは，これは当たり前なんですね。元々そういう法律でやっているから。ということは，その方がおられるから土地の利用については，国の動向が示されないということですけれども，奄美市から積極的に，世界自然遺産登録が間近に控えている。和光トンネルができてこういう状況だからということで，そういう積極的なアプローチはできないのか。ということなんですが，市長，どうなんですか。

市長（朝山　毅君）　内容については，部長が答弁したとおりでありますが，全国１２市町１３施設の長が集まり，また当該自治体の長が集まって協議会を毎年開催いたしております。その中においてどの地域においても同様の課題を抱えております。したがって国の法に基づく一人になるまで最後までという，この前提の下に一丸となって対応対処していこうという私どもの取り決めといいますか，了解事項でございます。その中において奄美市も平均８４．５ぐらいになりますかね，割と高いほうで，しかも２４名といういちばん小規模でもあります。言いましたように先ほど掲げた計画が割と進んでいる施設でもあると自負と言いますか，してもおります。その和光園の園長先生ともたまにお会いするわけでありますが，そういうことも含めてこれを文化遺産もしくはそれなりに残しておかなければいけないという歴史の証としてという諸々のことも含めて国に共通事項として，厚生省あたりにこの協議会の名において要望もいたしております。したがいまして，この奄美市だけにおける和光園だけどうするということについては，やはりお互いの意見を，そしてまた国の責任ある土地でもあり建物でもありますので，そういうことも含めて今後とも協議会の中で議論をしていかなければいけないと思っているところでありますので，この場においてどういう方向性，どうするということは，少し控えさせていただきたいと思っています。

１７番（﨑田信正君）　次，子どもの貧困対策についてですけれども，この間何回か質問しておりますけ

れども，県が行ったアンケートに基づいて市としても検討すべき施策ということで何点か挙げられておりますけれども，その成果は今どのように考えているのか。お伺いします。

福祉事務所長（中村博光君）　平成２９年２月に行われました「かごしま子ども調査」のアンケートの回答集計につきましては，所得の低い世帯や母子世帯におきまして，「子どもの学習機会・進学」，「家計の各種支出」，「医療機関の受診」の項目において厳しい状況が伺えるところでございます。本市におきましては，これらに対する主な対策といたしまして，「子どもの学習・生活支援事業」ということで，昨年はですね，小学生が５名，中学生が１３名，合計１８名。延べ９２名が利用されておりまして，中学校３年生がですね，４名利用しておりまして，その中で２人はですね，この事業によって高校に無事進学を果たせたという話も聞いております。そのほかですね，各種事業を展開しております。一人は世帯の方を中心にですね，高等技能訓練促進事業ということで専門学校に行って資格を取ってですね，就職をしたという方もいらっしゃいます。また，子ども医療費の助成事業による義務教育までの無償化の拡充なども行っております。県のアンケートにつきましてはですね，県全体の傾向が示されておりまして本市のサンプル数も少なくてですね，県の実態調査だけで本市の状況をですね，詳細に反映しているとは言い難い点がございますが，県の調査等がですね，示した内容等はですね，ケースワーカーによる各世帯の状況確認や要保護児童対策協議会における各種団体との連携等によりですね，本市の実態に則した対応が進んでいるものだと考えているところでございます。以上です。

１７番（﨑田信正君）　きめ細かい対策をお願して，次の質問ですが，タラソなんです。タラソの奄美の龍宮，これ去年もタラソの決算を見てですね，１２月議会で質問しました。あのときには，４２５万４，０００円の７９０万円の指定管理料を出したけれども赤字を出したと。ところが今度の決算を見ますと，その赤字が２．７倍ですね，１，１５２万２，０００円に膨れ上がっているということですが，これらの状況を見て，これから先の見通しについてどう考えているのか。御見解をお伺いします。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。平成２９年度のタラソ奄美の龍宮の収支状況につきましては，今，議員御指摘のように収入が，５，８１２万７，０００円。支出が６，９６４万９，０００円で１，１５２万２，０００円の赤字となっております。赤字の主な原因は，収入額の減でございます。具体的に申し上げますと会費や入館料などの施設利用収入の減。機械故障によるトリートメント販売メニュー収入の減などでございます。対策といたしましては，施設利用収入の確保に向け，家族利用増加を図るためゴールデンウイークや夏休みなどにイベント・キャンペーンを実施し幼稚園や小学校へ周知いたしました。昨年度と比べキャンペーン期間中に利用者が約７００名の増加につながったところでございます。また，会員数の増加を図るため１０月と１１月に入会キャンペーンを実施し・・・

議長（師玉敏代君）　以上で日本共産党　﨑田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分再開いたします。（午前１０時３１分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会　安田壮平君の発言を許可いたします。

１３番（安田壮平君）　皆様，こんにちは。自民新風会の安田壮平です。平成３０年第４回定例会の一般質問にあたりまずは一言所見を申し述べます。今年もまた日本全国自然災害の多い一年でした。主なものとして大阪府北部地震，西日本豪雨，台風２１号，北海道胆振東部地震，そして９月末に奄美地方を含め各地に大きな被害をもたらした台風２４号，本市においても住家被害，全壊８棟，半壊２４棟，一

部破損９１１棟，床上浸水４棟と多くの市民の皆様が，大変な悲しみや苦しみを受けたことと思います。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今も資材不足や大工さんの不足などで痛々しい姿を見せている家屋が散見されます。これから寒さが本格化してきます。一日も早く穏やかな日常を取り戻せますよう願っております。専門家をして私たちの経験則がもはや通用しないと言わしめる昨今の自然災害の激烈化，このことに関しては，後の質問の中で取り上げたいと思います。さて，同僚議員も述べているように今回が，この本会議場での最後の定例会となります。名瀬市時代を含めて５０年を超える歳月を見守ってきたこの議場，先輩議員や行政当局の方々の声や汗，たくさんの思いが詰まった地域のシンボルの一つだと感じています。私も大変にお世話になりました。別れを告げるのは辛いですが，私は，新たな時代の奄美市を切り開くという強く明るい信念を持ってこの議場に感謝して一般質問に入ります。

まず，行財政運営，地方公開制度について伺います。平成２８年度決算より採用された新しい基準の意義をどのように捉えているか。また，それに基づく奄美市の財政状況をどのように分析しているのか。伺います。次の質問より発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは早速，安田議員に御答弁させていただきます。議員御案内のとおり平成２８年度決算から総務省より示されております統一的な基準による財務諸表を本市においても作成したところでございます。その意義についてでございますが，２点ございます。まず１点目は，説明責任の履行であり，このことは住民や議会，外部に対する財務情報の分かり易い開示を行うこととなっております。２点目は，財政の効率化・適正化です。このことは，財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として資産，債務管理や予算編成，政策評価等に活用することとなっております。この財務諸表に基づく本市の財政状況の分析につきましては，平成２８年度決算から統一基準による作成がスタートしているところでございます。今後，詳細な分析，活用方法なども含め検討してまいりたいと考えております。なお，後段の部分については，担当部長に委ねますので御理解いただきたいと思います。

１３番（安田壮平君）　市長，ありがとうございました。この財務諸表，整理することにより，すなわち発生主義複式簿記の導入，そして固定資産台帳の整理。また今回の基準により比較可能性の確保ということでですね，自治体間の比較ができるようになったと。そういったことを通じて先ほど市長が，おっしゃられた説明責任の履行や税制の効率化，適正化というものができるように更に推進されるようになっていると。そしてまた，その現行の現金主義会計を補完するという役割もありますので，例えば今の決算で決算資料として使われている財政健全化判断比率としての実質公債比率やまた将来負担比率，そして財政力指数や経常収支比率などに加えて，また新しい指標比率などをですね，見ることができて，それが本当細かく見ていけば３０ぐらいの指標になるとも言われていますが，そういったものを使って多面的，多角的にその財政の分析，今の状況が分かるようになると，複合的に複層的にですね，分かるようになると。いわば財政の見える化。可視化が進むということが，いちばん大事なことなんだろうなというふうに思います。そのうえで，これをどのように活用していくかというところで，公共施設の更新時期の平準化でしたり，設備利用料の見直しでしたり，様々な活かし方があると思うんですけれども，その点については今後ですね，ようやくこの２８年度決算で新しい基準に奄美市も揃えたというところではあるんですが，今後のその具体的な活用方法，活用計画，今のところどのように考えているのか。そこをもう一度伺いたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　今お話がございましたようなことを踏まえましてですね，特に，予算，決算につきましては，市民や議会の皆様に対し明確で分かり易いこと。それから財務状況等の説明責任を十分

果たすことが肝要であり，そのことによって財政が健全に推移するのかどうかの判断材料の一助として活用できるものと考えております。また，これまでの取組としましては，作成した財務諸表をホームページでの公表を行うとともに，公表内容についても一般会計及びその他の会計を含めた連結会計の二つに分けて公表しているところでございます。今後も同諸表の公表による財政状況の周知を行うとともに，財政運営の効率化，適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。本当いろいろですね，何と言いますか，この活用をこれを活用していただいて，今はまだ公表に留まっていると思うんですけれども，そしてまたいくつか指標もお示しいただいていますけれども，十分に活用していただきたいなと思います。やっぱり，この財務諸表が義務化されて，そしてまた統一化された背景には，夕張市のような自治体の財政危機というのもあるんでしょうけれども，それ以上にその可能性としては，今市民も議会も見る目が厳しくなってそうそうはないと思うんですけど，それ以上に全国的に問題になっているのが，いわば公共施設の更新の問題だろうと，水道，下水道含めてですね。そのうえでやっぱり，こういったバランスシートでしたり，こういうものを分析しながら市民に分かり易く説明しながら財源を確保して新たな投資をしていくと，それが必要なんだろうというふうに思います。ちなみに私が，奄美市のその財務諸表を私なりに分析しまして，まだ十分にほかの自治体とも比較はできていませんが，２・３ぐらいしかできていませんが，あくまでの仮説として感じていることは，まず奄美市の貸借対照表などを見まして思うのは，資産が多いと。かなり資産は多いと。その中でも特に土地が占める割合が高いなということ。そしてまた，これは実際に資産老朽化比率で分析されていますが，その老朽化が進んでいるなと。たぶん全国平均よりも若干進んでいるんだろうなというふうに思います。そしてまた，収支の部分，本年度差額という項目ですが，プラスですが，基礎的財政収支，地方債の元利償還額を除いた歳出と地方債の発行，収入を除いた歳入のバランスを見てみると，このプライマリーバランスはマイナスになっていますので持続可能な財源運営を，財政運営を考えていくうえでは留意していかないといけないことだなというふうに思っております。

続いて財政民主主義の観点からこの財務諸表等を今後どのように活かしていくのか。ちょっと先ほどと質問が似かよりますが，改めて伺います。

総務部長（菊田和仁君）　財政民主主義の考え方，私どももあんまり聞き慣れていない言葉だったんですが，簡単に言いますと，行政が租税を徴収し予算を編成及び執行するには，市民の代表である議会を通じて決めるものであるというような考え方だと理解いたしております。活用方法について先ほど申し上げたとおりでございますが，議員が，お話がありましたとおり統一基準になったことで，初めて他の団体と比較できる状況が整いましたので，先ほど議員がおっしゃいましたいろんな指標，いいのか悪いのかですね，実はやっぱりある程度類似団体あるいは近隣の市町村と比較してみたうえでですね，分析をしたうえでまた活用してまいりたいと思います。

１３番（安田壮平君）　あえて財政民主主義という学問的・学術的な用語を使わせていただきましたが，正に，私が意図するところは，部長がおっしゃるとおりでありました。その類似団体をどう設定するかというのも，また一つの大事なテーマだと思います。県内の人口が近いところなのか。あるいはまた沖縄県とか離島のですね，そういった人口ないし財政規模が近いところなのか。そのへんはいろいろ検討の余地があると思いますが，その一つですね，思うのは，現時点では，この奄美市，財務諸表等の作成公表の時期がですね，要は，今年度の例で言えば，２９年度の決算が１０月終わりまして，２９年度の分については，例年大体年明け２月とか３月ぐらいにですね，２９年度の財務諸表が作成公表されるというスケジュールがこれまでだったんじゃないかと思うんですが，それを作成公表の時期を早めるとそう聞かせていただいて，できれば決算審査に間に合うぐらいにですね，それを取り組んでいただくこと

がですね，やっぱり我々もその決算審査に役立てる意味で大事かなと思うんですけれども，その点についてはお考えはいかがでしょうか。

総務部長（菊田和仁君）　今のは財務諸表の公表時期のお話でございますね。なかなか財務諸表を作成するのにはですね，実は，職員だけの力でできない部分もございまして，固定資産台帳のことやらひっくるめて事業所に委託をしてやっている部分もありまして，そことのまた整合性をチェックしたりしておる関係でなかなか思うような時期には公表できてないと思いますが，その点についてはですね，また私ども財政課含めちょっと協議をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

１３番（安田壮平君）　はい，分かりました。まだ全国的にもですね，新しい取組ですので，そういった時期を早めてというのは難しい自治体も多数あろうかと思います。ただやっぱり先進的な自治体においては，それを議会の決算審査に間に合わせて提供していると，そういうところもありますので是非部内の状況，また他自治体の状況など見ていただきながらですね，少しずつ急にとは言いませんけれども年次的に少しずつでも早めに作成公表していただければなというふうに思います。そしてまた，先ほど地方自治体間での比較についてもまだ総務省としてもようやくこの２８年度決算から出揃った段階ですので，全国平均などの公表はされておらず先進的な自治体では，この民間の会計事務所などと協働をして独自の比較分析をしている。そういうところもありますので是非そういった先行事例をですね，いろいろ研究していただければというふうに思います。先ほど申し上げ述べましたこの新しい地方公会計制度を採用した大きな狙いというか目的として，その資産更新にかかる諸問題というのがあろうかと思いますが，それについては，奄美市は，今後どのような活用を考えているのか。伺いたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　資産更新にかかる諸問題でございますが，本市の施設，土地など固定資産の現状把握に努め，有効活用や処分の検討を行うとともに，先ほどございました同諸表による評価，分析を踏まえ中長期的な対応策を検討することが重要であると認識しております。このことから将来的な施設の維持，更新に対応するための財源として，平成２１年度より「奄美市公共施設整備基金」を創設し，定期的に積立を行っているところでございます。これらの諸問題に対応するための財源として有効に活用してまいりたいと考えております。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい，分かりました。既にある，もうつくってある基金，これでしっかりと積立をしていって，今後の新しい建設の場合もまた今あるものも更新の場合もですね，使っていきたいということでありました。実際に奄美市公共施設等総合管理計画の中で向こう４０年で２，６５０億円という試算が示されて，年間にすると５４億円。これは水道とかいろいろな奄美市のインフラを含めた金額になりますけれども，今の額と比べると若干足りない可能性もあるということも示されておりますので，是非計画的にですね，積立，そしてまた投資を行っていただきたいんですが，是非この財務諸表など使うことによってこういう効果がありますよということで，一つが，資産の選択と集中という意味でですね，先ほども﨑田議員の議論の中にもありましたが，似たものがありましたが，遊休資産の売却，貸し付けというものもですね，今後の奄美市の大事な資産を有効に活かすうえで大事なテーマになっていくんじゃないかと，その移住希望者ですとか，新しい奄美に進出したいと思っている民間事業者の方々にですね，そういった奄美市の資産，建物，土地などを貸し付けたり売却をするということもですね，奄美市のこのバランスシートを改善する道筋の一つになると思いますし，また奄美市も基金あるということでしたが，例えば千葉県の習志野市も同様の基金を設けていて，そして毎年定額でですね，毎年１億円プラスその資産の売却だったり貸し付けで入ってきたお金をそこの基金に積み立てると，そういうのを計画的にやっています。これもやっぱり財務諸表を活用して，市民の皆様に分かり易く説明をして理解を得てという手順を踏んでいるということでありますので，是非奄美市でも参考にしていただ

いて，また将来を見据えた取組を進めていただければと思います。

続いてちょっとまたこういった観点も含めて２の災害復旧台風２４号被害について伺いますが，一般会計補正予算第４号８億１，２００万円余りの予算総額でありましたが，これに計上された災害復旧費のうち直近３年以内に新築，改修された建築物，構造物等に要したものの件数と金額について伺います。

総務部長（菊田和仁君）　議員御案内のとおり，台風２４号の際は，公共施設につきましても多くの被害がありましたことから，一般会計補正予算第４号において災害復旧に関する経費，先ほどお話がございましたとおり８億１，２４９万７，０００円を専決処分させていただいたところでございます。御質問の４号補正のうち直近３年以内，これは平成２７年度以降に新築，改修された建築物・構造物等の件数は１３件。それらの施設復旧に計上した予算額は６，２５０万８，０００円でございます。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。ちなみに今回，この補正予算第４号の中に小浜遊歩道６，０００万円というのもあったんですけれども，これはこの中には含まれてないと考えていいんでしょうか。

総務部長（菊田和仁君）　その小浜の件は，今の金額には入っておりません。３年内のものの更新ではないということでございます。

１３番（安田壮平君）　はい，分かりました。みんなが使う大事な施設であります。そしてまた，例えば光ファイバーケーブルもですね，市民にあまねくこのICTの恩恵を受けていただくためにも重要なものでありますので，災害に遭ったものはやっぱり復旧，直していただかないといけない。というふうには思います。そこで②に入りますが，その自然災害の激烈化が指摘されている昨今，今回の被害を教訓としてスーパー台風や人知を超える強風などに対応すべく，また市民の大事な資産を守り公共サービスの継続的安定的な供給を図るため現状復帰，現状回復に留まらず根本的な防風対策が，やはり風が強いところには必要だと考えますが，今回，特に被害が目立った住用の三太郎の里。また朝戸の学校給食センターについても根本的な防風対策必要ではないかと思うんですが，いかがでしょうか。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君）　今回の台風につきましては，議員御案内のとおり強風による影響で「三太郎の里」及び隣接する「農林産物加工センター」においても大きな被害を受けております。風災害への対策としまして強化ガラスや雨戸などの強化を含めた改修工事を行っているところでございます。また，今後の防風対策としましては，台風前の養生などの対策をはじめ景観にも配慮しながら防風林や防風ネットなどの対策も検討してまいりたいと存じます。以上です。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　私のほうから給食センターの答弁をさせていただきます。この度の給食センターの被害状況につきましては，強風による飛散物により窓ガラスが割れ，強風が室内に吹き込んだことによるものと推測しております。奄美市立給食センターのガラスは，風速６０メートルの強風に耐えられる設計になっておりますが，今回のように飛散物が直接当たった場合には，割れてしまうようです。また，防風ネットなどの意見も聞かれましたが，対策としまして関係各課と協議した結果，給食センターの現場では，雨戸を設置することがベストの対策となると考えておりますので今後，雨戸設置の方向で検討してまいりたいと思いますので御理解をお願いします。

１３番（安田壮平君）　はい，承知しました。台風に遭う前よりはですね，雨戸とかガラスも強いものにして強化を図るということでありました。確かに石などの飛散物対策ですね，今後は，住用において

は，道路の舗装などが終われば，そういうものも減るだろうというところでありますけれども，ただやっぱり本当今年度完成して運用を開始してですね，した矢先でしたので非常に残念だなとショックを受けた関係者の方々も多かったと思うんですけれども，是非今回の事例を教訓にそしてまた，想定内のことが起こったので今後ですね，その想定外のことは想定内になりましたので，今後来るまた更に強い災害などにもできる限りの対策対抗策をですね，講じていただきたいと思います。雨戸も設置することも大事ですし，ただまた雨戸とか戸袋が外れたというような事例も今回ありましたので，是非念には念を入れていただいて対策を強化していただきたいと。そこで一つちょっと御提案したいんですが，恐らく奄美よりもこの台風の大きなスーパー台風の被害を猛威を強く感じている地域に沖縄，沖縄県があると思いますが，沖縄県のほうで普及している防風シートがあります。これは元々は，アメリカで作られたもので沖縄で普及をされて公共施設やホテルなどにも導入されている実績が多々あると。そしてまた，取り外しが可能なので，その台風接近時だけ付けられますので，景観上も最小限の影響で済むものがあります。是非，こういったものも研究していただきたいなと思います。奄美市の奄美大島の民家でも今聞くところによれば２軒ほど付けているところがあると，一つが住用町，そしてもう一つが龍郷町。いずれも海沿いの家屋ですね。付けているらしいんですけれども今回その住用の付けている方の家を見たら本当に三太郎の里よりも海沿いにある家でしたけれども，何とかガラス１枚ひびが割れたぐらいですんだと。中が荒れたような状況にはならなかったということでありましたので，是非そういうのも参考にしていただいて市民のそして奄美市の大事な資産，大事な公共施設を守っていただくと。そして，その中にいる人たちの暮らしや生活そして生命や財産を守っていただくということも踏まえてですね，これから益々激甚化するであろう災害対策，台風対策，万全を期していただくようお願いをしまして次の質問に移ります。

次，観光振興。ＤＭＯについてですけれども，今７月末の時点の情報ですが，全国に８６のＤＭＯ法人があるようです。奄美大島ＤＭＯについて，組織の意義と役割をどのように考えているのか。まず伺いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　はい。それではお答えいたします。奄美大島ＤＭＯの意義につきましては，観光地域づくりの舵取り役として，多様な関係者と共同しながら観光振興を推進する組織であり，その存在により奄美大島が，一体となった観光地づくりが可能となることにございます。また，その役割につきましては，奄美大島観光の総合的窓口機能や，課題の抽出を行ったうえでの戦略の構築，その戦略について数値目標を設定し達成に向けての事業実施，多様な関係者との合意形成，民間的な手法の導入による収益事業，５市町村の情報を集約し発信する機能を奄美大島の魅力づくりなどを担っております。以上でございます。

１３番（安田壮平君）　奄美の観光を背負うと行ってもいいぐらいの役割だと思うんですけれども，ちなみにこのＤＭＯの現在の体制についてお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，現在の体制についてお答えいたします。あまみ大島観光物産連盟の事務局を中心に交通，宿泊，観光，特産，飲食，地域づくりの６専門委員会や観光マーケティング研究会を設置しており，戦略の実行，結果検証，改善，戦略見直しといった一連のサイクルを繰り返し観光戦略の推進を図っております。以上です

１３番（安田壮平君）　いろいろな専門部会があるということですが，ちなみにその観光物産連盟その事務局になっているということですが，この連盟の局員数というのは，どれくらいなんでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　あまみ大島観光物産連盟ですね，事務局としての職員数は今現在６名とい

うことになっております。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。いろいろ５市町村の負担金ですとか，また民間事業者の会費。そしてまた，委託事業などを受けてですね，何とかこの連盟もそしてまたＤＭＯも活動しているということですが，私自身は，ちょっとこのＤＭＯのミッションの大きさに比してですね，ちょっとこの連盟の職員体制が，あまりにも少な過ぎないかなというところを懸念をしているところであります。やっぱりしっかりそこは，各行政ともですね，役割分担をしていただきながら，でもやっぱりこの観光，その受け入れ，観光で地域を盛り上げる舵取り役がＤＭＯだと思いますので，やはりその公共サービスとしての側面もありますので，もっと行政のほうもですね，奄美市含め５市町村として力を入れてもいいこと，更にですね，いい分野じゃないかなというふうに思っているんですが，ちなみにＤＭＯが行っている基礎事業の一つとして交流人口動態調査というのがあるかと思いますが，直近のこの調査の結果概要をお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは交流人口動態調査の結果についてお答えいたします。あまみ大島観光物産連盟におきまして，奄美大島を訪れた方々に対しアンケート調査を実施し，旅行内容や満足などについて把握し，今後の観光施策立案の基礎資料としております。平成２９年度結果の概要についてお答えいたします。平成２９年度調査におきましては，１，３２１名の方から回答をいただいており，その属性につきましては，男性５２．４パーセント。女性４７．３パーセント。年齢層につきましては，２０代１１．３パーセント。３０代１６パーセント。４０代２４．１パーセント。５０代２２．７パーセント。６０代１６．９パーセントとなっております。職業につきましては，会社員が最も多く４０．９パーセント。次に公務員１０．４パーセント。自営業７パーセントと続きます。居住地につきましては，関東３２．６パーセント。近畿２２．９パーセント。九州３３．１パーセントということになっています。旅行回数につきましては，初めてが４５．６パーセント。２回目が１１．２パーセント。３回目が５．８パーセントという状況です。続きまして「奄美市を選んだ理由」につきましては，「初めて来島した方」においては，「以前から奄美大島に興味があり行ってみたいと思っていたから」が２２．５パーセントで最も多く，次いで「家族・友人に進められたから」が１７パーセント。「世界自然遺産候補地であり，奄美大島の自然が見たかったから」が１１．５パーセント。となっています。また，奄美大島訪問２回目以降の方では，「奄美大島の海が好きだから」ということで２２．６パーセントで最も多くなっているところです。続きまして同伴者の問いにつきましては，やはり「一人で」が最も多く２９．７パーセント。次いで「仕事仲間と」が１５．８パーセント。「友人・知人と」が１４．５パーセントとなっています。旅行形態につきましては，「個人旅行」が６４．３パーセントで最も多く，次に「フリープラン型のパッケージ旅行」１８．５パーセント。「団体旅行」６．４パーセント。このような順になっております。最後に旅行中の活動内容につきましては，「観光地巡り」が２２．６パーセントで最も多く，次いで「ゴルフ」，そして「奄美料理を堪能」，「海水浴・マリンレジャー」という順になっております。以上でございます。

１３番（安田壮平君）　詳しい御説明ありがとうございました。本当，観光施策を考えていくうえですごく大事な基礎情報だと思います。これまでこういったものが，なかなか十分に把握できなかったことを考えれば，マーケティングとかプロモーションを考えるうえでもですね，そういう基礎情報を毎年しっかりと蓄積していくことは，とても大事だと思います。これはＤＭＯの方々もしっかり担っていただいているということですが，ではそのＤＭＯが掲げる基本計画，１７の基本施策を含んでおりますが，奄美大島中長期間観光戦略の進捗状況をお示しください。また，それらの達成実現に向けて行政当局としてどのように関わっているのか。お示しください。

商工観光部長（武下義広君）　続きまして基本計画や中長期観光戦略の進捗状況についてお答えいたします。平成２７年度に奄美大島ＤＭＯ組織構築基本計画を作成しており，この中で一つ目にＤＭＯの組織・人。二つ目に基盤Ｗｅｂプラットフォーム，三つ目に観光コンテンツ，観光商品。四つ目に自走化へ向けた取組。五つ目にプロモーション。六つ目にマーケティングといった基本施策を計画し，実施しております。おおむね順調に各種計画を実施しているところであり，特に進捗管理につきましては，あまみ大島観光物産連盟において，毎月の定例会を開催し，その進捗状況の把握に努めているところでございます。

また，奄美大島中長期観光戦略の進捗状況につきましては，一滞在あたりの滞在日数３泊。一人当たりの観光消費額５万５，０００円。観光満足度，これにつきましては，大変満足ということで４７．６パーセントと三つの成果指標を設定し，その達成に向けて努力しております。平成２９年度の交流人口動態調査によりますと，最新の指標は，滞在日数２．２泊。観光消費額４万７，７８２円。観光満足度４５パーセントとなっております。今後は，更に魅力ある着地型旅行商品造成や体験プログラムなどの充実が，滞在日数を延ばし，観光消費額の拡大につながるものと考えておりますので，引き続き取り組んでまいりたいと考えております。これらの目標の達成・実現に向けては，行政としましても主体的に関わっているところであります。あまみ大島観光物産連盟の理事として商工観光部署が参画しているほか，各種専門委員会や定例会において参加し，課題について共に協議したり，また各種事業についても共同で実施しているところでございます。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。是非ちょうどいい距離感と言いますか，離れることなくですね，丸投げすることなく是非二人三脚でですね，取り組んでいただきたいと思います。そのＤＭＯの先ほど部長の答弁の中にもありましたが，課題として，これも全国的な課題として挙げられているのが，その自主財源の確保。自走化に向けた取組ということですね。奄美大島ＤＭＯもやっぱりそこは，いろいろ苦労しているんだろうなと察しますが，その点についての状況というものは，どのように認識されていますでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　議員御指摘ありましたように，今からの自走化に向けてはですね，財源の確保が特に重要なことになるんじゃないかと考えています。今は，奄美大島のですね，５市町村のほうでやはり負担金とか補助事業を委託したりとか，そういう形で運営しておりますが，今後やっぱり一人立ちしていくという意味では，その財源の確保については，今後の課題であろうというふうに考えております。以上です。

１３番（安田壮平君）　本当にその公共的なですね，観光を更に発展させるうえで公共的な部分を担いつつもでも自主財源確保も目指さないといけないというところで，非常にジレンマというか，難しい配分だなというふうにも思うんですけれども，本当，期間を区切ってとかですね，いろいろなやり方もありますので，是非世界自然遺産登録もこれからですので，是非力を緩めずにむしろ力を入れていく方向でやっていただきたいと。そしてまた，自主財源もしっかり確保して相当の報酬をお渡ししない限りは，やっぱり専門人材というのも育ちませんので，やっぱりそういうところも目を当てていただきながらですね，一緒に話し合いを密に持って取り組んでいただきたいと思います。ちなみにいろいろ専門書など読みますと，そのＤＭＯと行政の役割分担というところで，ＤＭＯは，マーケティングやプロモーションを一元的に担うと。例えば物産展とかもですね，ＤＭＯが主体になると。行政は，政策と庁内の調整，インフラ整備，規制緩和，受益者負担の議論などですね。新しい仕組の導入など，そういう分担の在り方が一つのモデルとしてあるようですので，御参考までに提案させていただきます。あと国内のその先進地として是非調査や研究をしていただきたいんですが，これは田辺市熊野ツーリズムビューロー。これは熊野古道，世界文化遺産があるところ。これはターゲットを欧，米，豪のオーストラリアの

個人旅行に絞って事業展開していると。成功を収めているという事例。もう一つが瀬戸内ＤＭＯ。これはまだ新規のできたばかりのところですが，金融機関と連携をして金融面での支援をいただいているという取組もあります。是非こういった調査研究をＤＭＯの方々と一緒にですね，行政もやっていただきたいんですけども，そのことについての御見解いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　先ほどお答えしましたように，やっぱり自主財源をやはり何とか確保をしていくという仕組みづくりは，やはり必要でないかと考えておりますので，先進地についてですね，いろいろと検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

１３番（安田壮平君）　是非進むことを願っております。続いてインバウンド対応についてですが，これも同僚議員からも質問がありましたので，若干いろいろ割愛をしたうえで聞きますが，まず今年度台湾クルーズ船多数来航しまして，その回数と乗客数についてはもう分かりました。なので，この受け入れについて再度その成果と課題をお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。まず受け入れにあたっての課題につきましてでございますが，二次交通のやはり不足。バース内での効率的な観光案内，観光スポットへの誘導，通訳案内士の不足などの課題がまず当初ありました。このような課題につきましては，観光関連事業者と連携し，試行錯誤を繰り返しながら対応を行ったところでございます。特にオプショナルツアー以外のフリーのお客様が大変多く，この方々の観光地への誘導が課題でございました。これにつきましては，バス事業者が，シャトルバスを中心市街地まで運行していただいたことにより，バス事業所本社への誘導，更にそこから各観光地へのバスで移動してもらうなどの対応を行ったところでございます。また，通訳案内士につきましても当初は，中国語通訳案内士のみにて対応を行っておりましたが，台湾の若い方々は，比較的英語が堪能なことが分かったため，受け入れ後半につきましては，英語の通訳案内士や国際交流員，市職員などをバース内に配置し観光案内を行ったところです。

一度に多くの観光客を受け入れることについて，通訳案内士の方々やバス・タクシー事業所，観光関連事業者の皆様方と横断的に連携し，受け入れを行えたことは，今後インバウンド対応への自信につながる成果であると考えています。今後は，更に観光消費額を増加させるためのキャシュレス化，免税店，他言語表記などの課題を一つずつクリアし，次年度以降の外国船クルーズ等の受け入れ体制構築並びに来島者の観光満足度向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。様々な課題があるということなんですが，ちなみにその台湾の方々はですね，奄美を訪れて何を奄美に何を求めていたのか。どこの観光地がよかったのか。何が評判よかったのか。そのへんは何か把握できたものはありますでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　これにつきましてはですね，今，アンケートを県のほう主体となって取っているところです。今，そのまとめが手元に届いておりませんので，今後また開示をさせていただければと思っております。その点につきましては，しっかりとアンケートを取っていますので，その後，またすみません。今日手持ちがありませんので開示をさせていただければと思います。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい，分かりました。三島議員もおっしゃったように，やっぱり台湾って以前，戦前は日本が統治をしていた時代もあり，そしてまた，地元にゆかりのある西郷菊次郎さんも台湾でお仕事をされていたと。鹿児島と台湾との行き来の間に時々奄美に寄って愛加那さんに会っていたという話もあります。そういう意味でも奄美の人もまた台湾の人も親近感をですね，お互いに感じ易いそういう間柄，土地柄だと思いますので，そしてまた，来年も多数来航いただけるとその際には市長のトップ

セールスもあったと聞いてうれしく思ったんですけれども，是非このつながりを大事にしていただきたいと思います。そしてまた，先ほど挙がった課題を一つずつ解決していって観光地として受け入れのレベルアップを図ることが大事だと思うんですが，その点でそのＤＭＯとの連携というか，ＤＭＯと一緒にやるべき取組もいろいろあるんじゃないかと思うんですが，そのＤＭＯの活用については，いかがお考えでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。市が中心にやるのが，例えば観光施設のハード整備とか，そういうのにつきましては市を中心にやっていくという形になりますが，それ以外の受け入れとか，その付近のソフト的な需要につきましては，やはりＤＭＯを中心に，またそれもＤＭＯだけではやれない部分ありますので，当然市も協力をしながら５市町村連携となってですね，ソフトの課題，そのときにその計画を達成するように努めて今いるところですので，５市町村一体とまたＤＭＯと一緒になってですね，取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。是非インバウンド対応って意味ではＤＭＯの力をですね，フルに活かせる分野かなと思います。奄美市だけじゃなくてほかの町村もその外国語表記の看板が少ないとか，いろいろな課題，共通していますので是非しっかり連携して進めていただきたい。そしてまた，苦情受付のワンストップ窓口としてもですね，是非ＤＭＯも苦情ないし様々な意見，感想を受け付けるそういう窓口としても活用が期待される分野じゃないかなと思います。

ちょっと話は変わりますが，是非そのクルーズ船の方々にお客さん方に奄美での経済効果を更に増やしていただく方策として提案したいのが，あらかじめその奄美の自然，文化，物産を紹介するＤＶＤを作成し，その船にお渡しして奄美に来る前に見ていただくと。奄美のいろいろなことを知っていただくというのもすごく有効な手段だと思いますし，また，奄美に到着後は，その皆さん，スマホを持ちながら旅をされますので，多言語で観光情報を発信するスマホのアプリ，今，通信会社の方が奄美で奄美市に出向されていることもありますので，是非こういった取組もですね，検討していただいて，できたら一つずつ導入していただければなというふうに思います。

それでは３番の観光地整備について伺いますが，金作原原生林にバイオトイレをということなんですが，金作原原生林の訪問客数について直近３年間のデータをお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは議員御質問の金作原原生林の訪問客数につきましてお答えいたします。県自然保護課が，知名瀬林道から金作原ゲート入り口に向かう途中に自動カウンターを設置し，１日２４時間車両の通行状況を計測しており，通過する車両の台数を確認することができます。それによりますと平成２７年２，３２１台。平成２８年２，６４１台。平成２９年３，２３０台となっております。この数字は，通貨車両の台数であることから林野庁の車であったり自然保護の盗掘また盗採防止パトロール車，マングースバスターの車など原生林に入らない車もこの道路を利用していることから，一概に原生林を訪問している車両台数とは一致しないものでございます。金作原を頻繁に利用するエコツアーガイド数人から利用状況を聞き取った結果，年間１万人前後の訪問客と推定されるということでございます。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。思ったよりも多いのかなというふうに受け止めました。今年度大和村が，宮古崎設置予定のバイオトイレ，微生物の力で排泄物を分解するトイレですが，こういったものを参考に観光客が多く訪れる金作原原生林などの山間部にトイレを設置することについの見解をお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。ツアーガイドが，金作原を案内するときは，

事前に三儀山運動公園のトイレで用を済ませるよう促したうえで対応しているとのことでございます。山間部にトイレを設置することにつきましては，バイオトイレですね，設置することにつきましては，微生物で排泄物の分解を促すため，攪拌するための電源の確保が必要なことや，国立公園の規制のあることから今後，観光客のニーズ等を考慮してうえで検討してまいりたいと考えておりますので御理解賜りたいと思います。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。金作原原生林は，正に奄美の自然の入り口というか，ゲートウエイという言葉が今いろいろ使われていますが，正に，そういう位置づけだろうと，そういう中でやっぱりいろいろな方が来ると，年配の方も来ると何かしら持病を持った方も来ると，そういうことも踏まえて是非いろいろ検討していただきたいなと思います。トイレを設置することが，またその自然を守ることにもつながるとも思いますので，是非この宮古崎の事例なども参考にしていただきながら検討していただければと思います。

最後，公共交通について伺いたいと思います。先般策定された地域公共交通網形成計画については，その重要性を認識しているところであり，市民を上げてバス路線を維持していかなければならないと，議会からもまた一議員としてもその機運を高めていきたいと考えているところです。そのうえで外部の力をよりよく借りるという意味においても，また今後増えるであろう観光客のニーズに対応するという意味においても，観光客の路線バス利用率向上は重要な目標と言えます。そこで運転免許証を返納したシニア世代やインバウンドの方々など多様なニーズが想定されますが，目標達成に向けて行政当局とバス事業者とは，どのように共同して取り組もうと考えているのか，お示しください。

商工観光部長（武下義広君）　御質問の観光客の路線バス利用率向上につきましては，「地域公共交通網形成計画」において，平成２８年度の利用率１１．８パーセントを，平成３４年度には，１６．８パーセントにすることを目標値として設定しているところでございます。そのための取組としまして，空港路線におけるバス車両を，本市と龍郷町，バス事業所が協働でリムジンタイプの車両２台購入したところでございます。現在，バス事業者に伺ったところ，観光客からの反応も大変よいということで，独自で２台の車両更新を図っていきたいという話も受けているところです。

また，バス事業者としましては，観光客向けの１日フリーパス券を発行し，フリーパス券と観光施設との連携を図るなどの取組を行っているところです。今後の展開につきましては，観光地をめぐる周遊バスの導入について検討を行うこととしておりますので，どのような運行形態が可能か。バス事業所や観光団体と連携を図ってまいりたいと考えているところです。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。取組は着々進んでいるということですが，やっぱり奄美を初めて訪れる方にしても，また地元に住んでいて，あまり普段バスを使わない人にしてもやっぱり最寄のバス停が分かり，行きたいところのバス停も分かり，そしてそこに何分で行けて幾らかかるのか。これが分かり易くならない限りは，なかなか利用に結びつかないんだろうと思います。いわばインターネットでもいろいろ路線情報ネット検索できるものアプリというか，ホームページ幾つもあるわけですが，そしてまた，島バスさんもちょっと固有名詞を出して恐縮ですが，島バスさんも自前でそういったものを開発しているようですが，まだまだ見易さ，使い易さの観点からは不十分な面もあるのかなと思います。ここにこそやっぱり行政としてもですね，後押ししていただきたいなと思います。このＩＣＴの活用を含めて，この点についてはいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　御指摘のありました件につきましても地域公共交通網形成計画の中にですね，やはり分かり易いバス路線等についてもやっぱり整備していこうという話もありますので，その中とまたバス事業所においては，慢性的な運転手不足に大変苦労している状況にございます。そのためＡ

Ｉを活用した車両につきましては，今後の研究課題ということで情報収集に努めて進めてまいりたいと考えております。将来的にはですね，バスセンター構想もございますので，バスセンター構想に合わせてですね，観光客にも分かり易い路線の再編の取組についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

１３番（安田壮平君）　はい。分かりました。本当に楽しみな取組が幾つも続いていくなと思います。是非そのＡＩの運転，ドコモさんと肝付町が共同で取り組んでいる事例もありますので，是非奄美市でそれが導入できないかなども含めてＩＣＴの活用，更に進めていただければと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で自民新風会　安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時４５分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民新風会　多田義一君の発言を許可いたします。

１９番（多田義一君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。いよいよこの本会議場使用の議会が最後の議会となりますが，一般質問も私を含めて残り２人となりました。この時間を噛みしめながら一般質問に入ります。自民新風会の多田義一です。少々所見を述べさせていただきたいと思います。

私のこの本会議場での登壇は，平成１６年でした。当時は，合併前で事務作業や各地域での積み残し事業などで慌ただしく動いていて，各支所で右往左往していたのを覚えております。また，名瀬，笠利含めてですね，地域発展，住民福祉の向上に取り組んできたと思います。合併後，１０年以上が過ぎ各地域の特性を活かし思い描いた発展をした地域，そうではない地域が，またそのことにより課題点や改善点など改めて見直しができる時期でもあると考えます。私は，大島工業卒業であり，当時の浦上，有屋をよく覚えています。学生時代，有屋周辺にあそこまで家や商業施設ができるとは夢にも思いませんでした。しかし，私が，議員になった翌年平成１７年和光トンネルが開通し，中心地からのアクセスと空港を結ぶ国道として開通後は，土地の高騰，いわゆる個人資産が増え，それに伴い税も増えた。正しく思い描いたビジョンどおり，もしくはそれ以上の成果，効果があったと考えられます。近年奄美市は，世界自然遺産登録に向けて大きな経済の起爆剤として期待をし，多くの企業も受け入れ準備などを経済効果が大きく出てきており，今後の施策のやりがいのある時期に入ったと考えています。私の母の出身地でもあり私も幼少期を過ごした笠利は，空の玄関を持ち，きれいな海が島内外の人々に大きな感動と癒しを与えています。畜産，農業，漁業，観光，スポーツ，文化といわゆる行政が，思い描く姿が見えつつある地域であると思います。住用は，世界自然遺産のコアゾーンとして自然，文化を活かしたまちづくりが進んでいると思います。私は，今後の市の取組次第では，奄美でいちばんの地域に変わるそういう可能性を秘めている地域だと思います。守るエリアと発展エリアをしっかりと分けて取り組んでいただきたいと思います。そして名瀬地区です。都市機能が集まり人口が集中する地域ですが，その中においても地域によっては特性が違い，また人が集まる地域とそうではない地域と，そして農業や漁業，工業や観光また船舶の玄関としての機能や商業などの多くの業態が集積しており，どの分野においても行政として後押しをする施策が大切だと思います。旧名瀬市時代より進めてきたそれぞれの地域の発展に向けた施策の展開がなされてきたと思いますが，先ほど述べましたが，合併して１０年以上が経過し奄美市として施策が展開されてきたわけですが，名瀬地区の地域が，どのような特性を持った地域なのか。また地域別にその特性を伺いたいと思います。

後の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは多田議員にお答えいたします。名瀬地区の特徴という御質問でございますが，合併前の旧名瀬市最後の総合計画におきましては，土地利用の現状と課題として，「奄美群島の様々な都市機能を担う中心都市として広域的な視点に立ち，自然環境の保全，住みよい生活環境の確保，産業の振興等を基本に，都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる総合的に調和のとれた土地利用を進めていくことが必要」と記載されております。また，施策の方向として「調和のとれた土地利用」を促進するため，既成市街地の再生，快適な新市街地の形成，活力ある農漁村地域の整備の三つの方向性を示し，土地利用関連の法律による規制を設定し，それぞれの地域の用途を明確化してきたところでございます。

土地利用関連の法律に基づく用途地域といたしましては，名瀬市街地はすべてが都市計画区域の用途地域となっております。上方・下方地区は，大部分が都市計画区域の用途地域となっているほか，一部農振法における農業振興地域となっております。古見方地区の平坦地の多くが農振法による農業振興地域となっております。これらの法規制による地域の用途に基づき，これまで埋立事業や土地区画整理事業，土地改良事業などの各種事業の展開や都市景観の形成を図り，旧名瀬市全体としての一体的な発展に取り組んできたところでございます。後ほどの件については，また担当部長に委ねます。

１９番（多田義一君）　ありがとうございます。やはり名瀬地区というと大島群島で１のやっぱり都市ということで様々な期待を背負いながらここまで成長を続けてきたと思いますが，私は今回，このような質問をさせていただいたのは，合併して１２年経ちましたけれども，やはり地区によってはですね，特に古見地区であったり，また下方もしかりそうですし，上方，私は先ほど言いましたが，あそこまでやはり発展するとは恐らく２０年以上前であれば考えもつかなかったと思いますが，やはりその計画の中でその地域をどう活かしていくかというのが，やはり行政が考えていくべき本来の姿であろうと思いますので，この質問をさせていただきましたが，そこで次の２番目に移りたいと思いますが，今後の計画を伺うとありますけれども，それぞれの地区でこういうことを考えている。こういう事業を導入しようと思っているとか。そういうものがあればお示しをいただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　古見方地区のことについては，また次の質問でお答えするとしまして，上方，下方地区を例に挙げますと，先ほど市長の答弁の中でも申し上げましたとおり同地区は，都市計画区域の用途地域となっており，大部分が第１種または第２種の中高層住居専用地域となっております。このようなことから同地区においては，法規制に沿ってこれまでも住環境の整備という観点で事業が展開されてきており，今後も同様の方向性を持って取り組むことが重要と考えています。したがいまして今後も道路整備や区画整理などの基盤整備や急傾斜地崩壊対策などの安全対策，公園，緑地整備などハード面の事業展開に加えて住民生活に資する様々なソフト事業を展開し，同地区の居住環境の向上が図られるよう取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

１９番（多田義一君）　はい。分かりました。おおよそやはり皆さん思っているとおり，今の現状，上方地区のほうに人口は集まっているんですよね。集まってきている中で今，部長がおっしゃいました住環境の整備ということでありますけれども，やはりあれだけ集まってくると今後，公園の在り方であったりとか，それこそ安全対策であったり，その急傾斜と言われるところもまだ多数残っていると思いますので，そこのへんも含めてですね，しっかりと計画をもって整備をしていっていただきたいと思います。そこでですね，次の質問に移りますが，この古見方地区の今後について何か先ほど言った農振法の対象地区ということでありますけれども，この古見方地区について今後何かしらの施策展開を考えてお

られるのか。お伺いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　先ほども申し上げましたとおり，古見方地区は，平坦地の多くが農振法における農業振興地域となっております。これまで議員御承知のとおり農業用としての大川ダム整備や土地改良事業はじめ畑地灌漑整備や農業基盤整備など各種農業振興に資する事業を実施してきたほか，営農指導や農業研究の拠点を同地区に構え，広大な敷地を活用した名瀬地区の農業生産拠点となるよう旧名瀬市以来取り組んできたところでございます。加えて奄美における医療，介護，福祉分野のマンパワー確保に向けて，平成７年に奄美看護福祉専門学校を設立誘致し，これまでの間，専門的人材の確保はもとより小湊町内会をはじめ各種ボランティア活動や，多岐にわたる地域活動に積極的に御参加いただき，地域に大きな活力を与えていただいているところでございます。今後の古見方地区における事業導入の方向性としましては，農業振興のための事業導入に加え，新規就農者の確保や農地の確保に取り組み，農家として安定して従事できるよう積極的に支援してまいりたいと思います。併せまして同地区においては，今後，奄美の食文化の中心的役割を担う奄美大島畜産振興付加価値施設，これは仮称でございます，の整備を計画しており，民間による加工品開発の促進に向けても取り組む予定としているところでございます。また，同地区の地域資源であります国指定史跡小湊フワガネク遺跡につきましては，平成２８年度に実施しました同遺跡シンポジウムの記録集の刊行や，今後の保存活用に向けた計画策定に取り組み古見方地区の活性化につなげてまいりたいと考えております。更には先日，地元紙でも報道にもありましたとおり奄美市一集落１ブランドとして，西田町内会の鶏卵八月唄及び朝戸町内会のホートマタとナンゴンの滝つぼが新たに認定されたところです。これらの新たな地域資源も含めて活用に向けては紡ぐきょらの郷づくり事業での助成も準備しており，地域と一体になった地域づくりを進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

１９番（多田義一君）　はい。ありがとうございます。今の説明でよく分かりました。しかし，ちょっと疑問点があるのは，農業の生産拠点ということでした。確かにある意味の拠点にはなっていると思います。実際，平らな平地が多いということで農振法を適用し農業振興に努めてきたと。以前はそういうふうな流れできたのが現状だと思うんですけれども，私は，ここで一つ危惧するのは，やはり人口が，ものすごく減ってきているんですよね。減ってきていて実際農業従事者も減っているんですよ。実質ちょっと地元の方とお話をする機会があったので，いろいろお話を伺ったんですが，やはり現地に住まわれている方で農業をやっている方というのは，本当にすごく少ないであろうと。名瀬のほうから来たり，住用のほうから来たり，いろんな地域から来て今農業をやっているけれども実際本格的にこう取り組んでいる方というのは，じゃここにどれだけいらっしゃるんだろうねというようなお話も伺いました。というのは，私が心配するのはですね，例えば何十年前の政策をずっとこのまま引っ張っていったときに，本当にその地域が発展するかどうかというのを今ここで考えていただきたい。という思いがあってこの質問をさせていただいているんですが，だからと言って，じゃ何が適しているかどうかというのは，それはここでも結論は出ないと思いますし，まず本当に分からないんですが，先ほど部長のほうからもありましたが，いろいろ事業も計画されていると。小湊のフワガネク遺跡を活用した古見方地区発展のための何かそういう施設も。後は，その農産物の直売加工，それも計画をしているということでしたよね。なので今後明るい材料は幾つか見られていますので今後はですね，専門学校もありますけれども，学校も今は縮小傾向にあるんですよね。あった科を廃止にして定員自体を減らしていますので，生徒の数はどんどん減ってきていると。ちなみに言いますと，その小湊地区のいろんなその行事には参加できるんですよ，確かにできるんですが，やはり定住をしていないので基本的な自治活動には参加する方というのはいらっしゃらないんですよね，ほぼいらっしゃらない。やはり少子高齢化の中で動く方はどんどん高齢の方が動いていかないといけないという状況ですよね。これからじゃ人が増える要素があるかというと，今のところないんですよ。定住者を増やすという部分での施策というのは見当たりませ

んので，そこを考えると，やはり今後どういう地域にしていくのかというのは，今から考えていかないと５年先，１０年先には，もっとひどい状態になる可能性があると僕は危惧していますので，是非ですね，そこらあたりも地域住民の方たちとやはりしっかりと向き合って，今後どういう地域にしていくのかというビジョンをですね，もう一度見直す機会だと私は思っていますので，是非取り組んでいただきたいと思います。

そしてこの４番目なんですが，私は，こうあえて市長の政治姿勢についてで，４番目にこの大型クルーズ船の問題ですね。今，西古見地区のほうで誘致ということで動いておりますが，御存じのとおり龍郷から始まり，次，瀬戸内にいき，今，瀬戸内のほうでもやはりいろんな住民の反対，賛成があり，喧々諤々やっているわけですが，私は一つ心配するのはですね，この問題が，要は対岸の火とか思って今は瀬戸内で起きている問題だからということで，すごく名瀬の皆さんが静観をしているような気がするんですよ。しかし，これは大きな問題で実際にこの大型客船がせっかく奄美大島に民間会社がですね，来ようとしている中でもしこれが仮に断念をした場合，今後の当然島外からの大型投資にも十分私は影響出てくる問題だと思っているんですよね。せっかくのこの好機をどう捉えるかというのは，これはやはり先ほどからずっと申し上げていますが，やはり奄美市というのは，大島群島の都市ですからそこを考えたときにやはりこれは僕は，無視できる問題ではないと思いますので敢えて質問しますが，この件に何か見解があればお伺いをしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　はい。それではお答えいたします。クルーズ船観光につきましては，国の発表によりますと平成２９年度の日本人クルーズ人口並びに日本へのクルーズ船の寄港回数，訪日クルーズ旅客数は，すべて過去最高となっており国内外のクルーズ観光需要は年々増加し世界のクルーズ船観光は，船舶の大型化と滞在型の傾向にあると認識しております。本市においても７月から９月にかけて７万７，０００トンクラスのサンプリンセスが計１００回寄港し毎回２，０００人以上合計で１万７，２００人の台湾人観光客が来島されました。この度の受け入れ対応する中で二次交通や通訳案内士，情報通信環境への対応，バース内での効率的な観光案内の必要性などが確認され地域と連携した受け入れ体制の構築が重要と考えているところです。議員御案内の国の調査を契機とした大型クルーズ船の誘致におきまして他自治体の誘致問題に対する部分については，見解を控えさせていただきますが，地元紙の報道によりますと，２０万トンを超える大型クルーズ船の誘致に関するものでございます。本市における多様なクルーズ船の受け入れを考えていく場合には，港の整備や港湾能力を踏まえ観光関連事業者や寄港地周辺地域との密な連携。観光バスやタクシー，レンタカーなどの二次交通，通訳案内士やガイドなど様々な課題の改善に取り組みながら身の丈に合ったクルーズ船の寄港誘致に取り組むことが重要でございます。

本市といたしましては，大型クルーズ船の寄港を否定するものではございませんが，国の調査を基に具体的な計画などが示された場合は，大きな開発を伴う大型クルーズ船寄港による効果や自然環境及び景観，地域などに与える影響など地元住民の皆様や観光関連業界の方々などと慎重に議論，検討することが重要と考えております。以上です。

１９番（多田義一君）　よく分かりますが，実際この問題は，民間の会社が設備投資をするという案件ですよね。地元自治体に港湾整備をしてくれという話ではなく，港湾の整備は自分たちでするってる話なんですよ。そこは誤解がないようにはっきりとしておきますが，恐らくこの民間会社の設備投資だけで１００億円ぐらいかかると思います。この会社は，それを要は回収できると，踏んでいるわけですよね。恐らく，奄美大島今後伸びるだろうと，そういうふうに思ってくださっている会社がいるというのが現状で，ここに対して私は，皆さんに今，瀬戸内町の話ですけども，仮になくなったときに，こういういい条件での話ってのは今後あるかどうかって考えると，なかなか厳しいだろうなって思うんですよね。また，タイミング的な問題もあると思いますので是非ですね，自然遺産前には，恐らくいろんな形

でいろんな会社が動いてくると思います。なのでそのときには，是非柔軟な対応をしていただいて，やはり受け入れるとすれば，僕はもう対応できるのは名瀬ぐらいだと思っているんですよね。４，０００人規模が来たときにですね，今，二次交通の話とか，いろいろ課題はありますけども，それがいっきにかぶるわけじゃないんで実際時期はずれますから，そう考えていくと，やはりいろんな方向性を見出すのも一つの私は，市の施策の柱だと思いますので是非ここも検討していただきたいなと思います。今，検討するもなにも，まだ話は何もないんですよ。ないんですが，ただ気持ちの持ち方としてそういう思いがないと僕は結局逃がしてしまっては，これは奄美大島の損失でもあり奄美市の損失にも僕はつながると思いますので，そこも十分踏まえて今後考えていただきたいなと思いがあって質問させていただきました。

それでは大きい主題の２に移ります。観光政策についてであります。まずは本年からスカイマークさんのほうが，ＬＣＣとして飛んでいるわけですが，繁忙期の数字でいいので，この前年度と比較した数字があればお聞きをしたいというのが１点とまたそれに伴う経済効果があればお示しいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。議員御質問の７月から９月の３か月間の航空路の入込数とその経済効果について平成２９年度と比較してお答えいたします。まず入込数につきましては，奄美空港の乗降客数を基に奄美大島在住者の混在率を考慮し試算いたしますと，平成２９年度が９万４，６００人。平成３０年度が１０万６，６００人であり，昨年度よりも約１万２，０００人の増加となっております。今年度は，台風も多くありましたが，７月からの奄美群島アイランドホッピングルートの開設やスカイマーク就航などの好影響により入込数が増加したものと認識しております。

続きまして経済効果につきましては，あまみ大島観光物産連盟が実施した平成２９年度奄美大島交流人口動態調査結果の一人当たり平均消費額を用いて試算いたしますと，この３か月間で平成２９年度の直接効果が５６億３，８００万円。平成３０年度の直接効果が６３億５，３００万円であり７億１，５００万円の増となっております。以上です。

１９番（多田義一君）　これはもうものすごい効果だと思いますね。この繁忙期だけ見ても１万人以上増えていると，しかも今回，台風がものすごく多いこの季節だったわけですが，それにしてもこれだけ増えているわけですから，やはり経済効果としても大きいものがあると。実質５６億円から６３億円だということで７億円余り増えているわけですから是非ですね，この効果というのを落とさないように，この乗降数というのを落とさないような施策の展開であったり，また様々な地域の方々の協力をいただけるような形で是非頑張っていただきたいと思います。そこで次の質問なんですが，今，部長のほうから経済効果のお話がありましたけれども，実質この経済効果に直結するものが，このキャッシュレス化なんですよね。カード決済がどれだけ普及するかによっては消費されるお金の額というのもどんどん大きくなっていくと思いますが，そのカード決済ができる店舗というか状況はどれくらい普及しているのか。その普及率が分かればお示しいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。カード決済普及率につきましては，平成２６年度に奄美大島商工会議所が実施いたしました商店街事業所アンケート調査によりますと，１９７事業所のうち約５０パーセントの９９事業者が導入をしていると伺っております。またその後，商工会議所においてクレジットカード未導入の事業者に対する説明会を開催し新たに２０店舗程度が新規に導入したということを伺っております。

キャッシュレス化は，世界的な流れでありインバウンド対応や消費喚起の創出につながる重要な取組であると認識しております。奄美におけるキャッシュレス化への取組としましては，５月の地元紙にも掲載されましたとおり経済産業省のＩｏＴ活用おもてなし実証事業の受託事業者が，島内民間企業と連

携して指紋情報とクレジットカードカード情報をひも付けするキャッシュレスシステムタッチアンドペイの実証事業に取り組んでいるところでございます。

経済産業省は，今年度キャッシュレス元年と位置付け，その方向性を探る施策を展開しております。本市におきましても奄振交付金を活用した奄美市インバウンドセミナー事業によりキャッシュレス化への推進につながる内容のセミナーを実施する予定でございます。本セミナーにより観光や商業など幅広い分野の民間事業者へ世界的な潮流であるキャッシュレス化への現状を知っていただき今後も増加が予想される観光客の受け入れ態勢の構築につなげてまいりたいと考えております。以上です。

１９番（多田義一君）　この質問はですね，私何度かさせていただいて以前は，ここに携帯の端末まで持ってきたの覚えていますかね。こういうシステムがありますよというお話をさせてもらったこともあるんですが，実際１９７店舗中５０パーセントは導入済みであるということで追加で２０店舗ほどということなので６割近くにはなってきているのかなと思いますが，そもそもがこの１９７店舗自体が，実際商工会議所に加入している店舗という認識でいいんですか。ですよね。商工会議所関連ですよね。実際，店舗数で言うと１９７とかでは相当おさまりがつかないくらいの店舗はあるわけですよ。あって実際，把握できる数字としては，これぐらいあると。今後ですね，これやっぱり何が大事になってくるかと言うと，結局今，商工会議所のほうにお願いをして調査だったりそういうのをいろいろしていると思いますけれども，これは直接，あとあと絡みがあるのは市だと思うんですよ。そこに税収も関わってくる問題でありますし，雇用からやっぱり発生するすべての元はやっぱり市のほうにお金が集まってくるわけですから最終的にはですね。そう考えると，やはりこれは進めていく，市として施策の柱としても僕はいいと思うんですよ。であることによって前回も言いましたが，せっかく船が寄港しているこの中で大島紬，じゃどれだけ売れているんですかって聞いたときに，動いているんですかね，紬が動いているかどうか。分かります誰か。紬が港で売れているかどうか。

商工観光部長（武下義広君）　特産ブースを今，つくっているんですけど，その中で今，紬がどれくらい売れた，紬自体が確かなかったんじゃないかなと思いますが，その中でちょっと今状況はつかんでいない実情です。

１９番（多田義一君）　何かちょっと思い出したんですが，前回聞いたときに１反かなんかそこらは売れたことがあるというような何かお話をちょっと思い出したんですが，この数字もちょっと定かでないのであれですが，やはり環境をつくっていくということは第一なんですよね。その物産ブースを設けるなら設ける。設けたうえでやはりカード決済ができる環境をいかにつくっていくかによっては，手持ちの現金なくてもカードで決済できるのであれば，たぶん２・３０万円のものというのは動くんですよね。たぶんここにいる皆さんもそれぞれ経験はあると思います。本来であれば買う予定ではなかった。でも財布の中の現金は２・３万円しかないと，でも物がいいから，じゃこれは買おうかって買った経験があると思うんですよ。そういう買い物が，できるかどうかってなると，やはり現金だけの商売だともう断念せざるを得ないんですよね。財布の中の現金次第なので。だから私は，このカード決済ができるようにということで何度も質問させてもらっていますが，やはり，これは市が少し前に進めていくためにも是非ですね，カード決済，そのできない店舗に紹介をできるような資料を持って行って説明をしてあげるとか，商工会議所さんも当然やっているんでしょうけど，いかんせん商工会議所の職員の人数にも限りがありますので一人，二人ができる，回れるというのも限界がありますよね。そう考えると，やはり市の後押しというのは，私は大事になってくると思いますので是非このカード決済の普及については，もう自然遺産も目の前ですので，そうなってからあわてて動いてもなかなか期待できる効果は遅くなってしまうし，ピークを迎えられないと思うんですよ。いちばん人が来ているピークに現金払いで落ちてきてカード決済を導入してもなかなかですよね。なので，いちばんいいときにやっぱりカード決済がで

きるような状況をつくっていただきたいなと思います。
それでは次の質問に移りますが，先ほど安田議員からも質問がありましたが，やはり観光連盟含めて，今，５市町村でお金を出し合いながらやっている事業ってたくさんありますよね。松山議員のほうからもありましたが，そういう，みんなで出し合ってやっている事業含めてこれから各自治体の予算というのは，縮小傾向ですよね。これは伸びていくことというのは，なかなか厳しいと思うんですよ。その中ででも観光客は取りたいわけじゃないですか。観光客は一人でも多く来てほしいと。そこに対しては，やはり行政としてもお金を入れていかなくちゃいけない。相反する事態が起きているわけですよ。財政は切り詰めないといけない中でもお金は支出していかないといけない。この安定的に恒久的に行っていくためには，この財源の確保というのは，非常に重要になってくるんですよね。そこのへんのこの観光に資する部分での財源の確保，ここを何かしらお考えがないのか。今後のですね，それがあればお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　はい，お答えいたします。この議員御案内のとおりですね，やっぱり財源確保するってことは今後の自走化に向けても大事なことで，１１月初旬にあまみ大島観光物産連盟が開催しました持続可能な観光推進に向けた勉強会に観光関連事業者，行政などが参加し観光の課題把握やその対策への取組に向けた財源の確保に向けて学んだところでございます。世界自然遺産への登録を見据え奄美への注目度が高まる中，今後，国内外から更なる観光客の入込が予想されます。先ほどのクルーズ船の御質問に対してもお答えしましたとおり，受け入れ態勢の充実強化へ取り組んでいく必要があると認識しております。現在，ＤＭＯ推進母体のあまみ大島観光物産連盟が主体となり奄美を一体として捉え地域に根ざした観光地づくりに取り組んでいるところでございますが，議員御指摘のとおり，活動費の中には，５市町村からの財政負担も多く含まれております。今後，奄美の持続的な観光振興の観点に立ちＤＭＯを主体とした様々な施策を展開していき，組織の自走化を果たすためにも長期的かつ安定的な財源確保策を島内全域で検討する必要があるとは考えております。観光を積極的に進めている他自治体においても財源の確保策の一つとして法定外目的税の導入事例が増えてきていることなどを踏まえ，どのような手法が本市ひいては奄美の条件にふさわしいのか研究してまいりたいと考えております。以上です。

１９番（多田義一君）　はい，ありがとうございます。たぶん恐らくその勉強会というのは，地域再生エリアマネージメント負担金制度ということで私も参加させていただきました。すごく面白い制度だなという思いがあったのとクリアしないといけないハードルも多々あると思います。しかし，私も観光に携わる飲食業をやっておりますけれども，こういう地域が本当によくなる観光に資するもので負担金をいただきたいという相談があったらそれは協力をすると思うんですよ。地域がそれで本当によくなるのであればですね，それが目的がはっきりしていて観光に特化した部分での負担金ですという部分で例えばレンタカーなりホテルなりですね。飲食店なりそこに付随する業界の皆さんにお願いをしていくという方法も一つの方法論だと思います。確かにですね。もう一つですね。法定外目的税，これも御承知だと思いますので，あまりあれですが，２００２年ですね，東京ですとか，大阪，京都だったり，これは観光にかかわるもので宿泊税というのを導入しています。これが３か所ですね，ありまして，時を同じくして２００３年北九州市で環境未来税とかですね，また大阪のほうでは開発事業等緑化費負担税とかですね，これは各自治体で法定外目的税ということで定めて各そのこれをすることによって得する分野であったりとか，もしくはこの方たちから取ったものをその反映する業種に政策に使っていくと。目的がはっきりしているやつであれば制定もできるわけですよね。実際やっている自治体もあるわけですから，そう考えていくと，もっともっとこう幅広く引き出しを今から見つけていかないといけないのかなっという時期に入っていると思いますので是非ですね，これは僕は，市長が決断をされいろんな事業がありました。ベイスターズも来られ，新しい庁舎，この５１年ぶりに庁舎建て替える部分で朝山市長は

やられた大きな功績の一つだと思いますが，今度はですね，この市内に住む子や孫にいかにして今度お金を残していくかと。考えたときに，やはりそこの部分も考えていく必要があると思うんですよ。是非ですね，市長の最後の仕事としてでもこういうお金を得る部分での功績をまた後世に残せるようなですね，新たな制度，この制度はここから始まったよねというようなそういうものを僕は，市民上げてみんなこういうものに使いますってなったときには，納得をすると思うんですよ。なので大変大きな課題はあると思いますけれども是非ですね，前向きに進めれるように検討していただきたいなと思いますので，どうぞよろしくお願いしたいと思います。
それでは次ですが，大島本島の観光における連携についてという部分で松山さんのほうからも質問がありました。いろんな共同事業が多く行われているわけですが，実際にこの横の連携というのは，確かに図られているとは思います。しかし，昨日の部長の答弁でも改めて浮き彫りになったのは，同じ事業をやっている５市町村で１か所もその事業を使っていない地域というのがありましたよね。宇検村だったり龍郷であったり，ほぼほぼ奄美市のほうが大きなウェイト，その分の負担金は当然ながら奄美市のほうが大きいんだろうなって想像はつきますけれども，しかし事業の進捗として本当にそれでいいのかなという思いが私はあります。というのも５市町村でやるとしたら，やはり１件も利用がないその制度自体，仕組自体に僕はちょっと問題があるのかなと。むしろ例えば一つ昨日の例で取ると，そのウェディングの補助金をもらって奄美を舞台にして写真撮影やったりとかで思い出づくりのためにというお話でしたよね。しかしながら宇検村では，それが１件もなかったと。でも宇検に本当にないのかって言ったら，僕，宇検にもあると思うんですよ。絶対。ただその広報活動に問題があるのか，分からないから行ってないというだけであって，そう考えるといろんな意味での連携というのが，まだ図れてないのかなというすごく以前から僕はずっと思っていたんですが，その今の団体で結構ですので本島の観光における連携というのが，今どのようになっているのかをお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。まず奄美大島５市町村での観光連携についてってことですので，平成２８年３月に策定しました奄美大島総合戦略におきましては，奄美大島の伝統文化や豊かな自然環境など地域資源を伴い５市町村共有の資産として活用し一体となって奄美大島の振興を目指す。ということが戦略全体の基本的な考え方でございます。このようなことから世界自然遺産登録など今後更なる観光客の増加が見込まれる中，行政の枠組みにとらわれず奄美大島として観光行政に取り組み続けていくことが重要と考えております。現在，奄美大島観光物産連盟をＤＭＯ推進母体として奄美を訪れる方にとって奄美が感動的で満足のいく場所として記憶に残り地域住民の観光を通した地域づくりの実現に向け５市町村それぞれの観光情報の発信など各施策に取り組んでいるところでございます。

今年度は，ＤＭＯと５市町村が連携し島内の回遊・周遊促進を図るための新たな取組として奄美歴史浪漫探訪幕末明治推進事業を実施することとしております。本事業は，大河ドラマ西郷どんで奄美が注目されたことを好機と捉え，幕末明治に焦点をあて奄美大島５市町村の歴史や関連拠点を回る周遊ルートを企画し観光パンフレット作成により観光客へ周知するものでございます。また，奄美を舞台とした貿易計画に関係すると考えられている白糖工場跡や名越左源太が奄美の自然，歴史，文化そして島民の暮らしを記した南島雑話など５市町村の周遊ルートを提案することで島内を回りめぐる観光客の満足度向上を図ってまいります。今後も奄美を訪れる観光客に対し五つの市町村ではなく一つの島奄美として５市町村が共に観光プロモーションや受け入れ態勢の整備などに努めてまいりたいと思います。

先ほど議員から御指摘がありました件につきましては，満喫ツアー事業ということで，当然，宇検村についても同じようＰＲをしております。その中で当然，受け入れについてですね，そこでそういう体験をしたりとか，ウエディングを挙げたいとかいう方があれば，当然こちらにいらっしゃってやれるということで，平等にですね，ＰＲについて掲げていますので，たまたま実績がですね，前回はなかったというような話だったと思いますので，その付近は御理解いただきたいと思います。

１９番（多田義一君）　はい，分かりました。たまたま実績がなかったということですので，僕が心配するのはですね，やっぱり奄美市だけの観光資源というのは，やっぱり限られてくるんですよ。どうしても限られてくるんですが，そこに大和だったり，それこそ宇検村だったり瀬戸内町，龍郷町の良さを含めて奄美に来てもらえれば，なんとやっぱり奄美市に７割ほど落ちるんですよ。実質。宿泊の総数からして恐らく奄美市が，７０パーセント近く占めているんですよね。全体の。飲食業界，商業にしても商業でいっても，もう少し比率は高くなると思うんですよ。恐らく全体の８０パーセント超えるくらいは名瀬に集中していますから，そう考えるとですね，ただ観光資源だけは，すべてがここに集約されているかってそうじゃないんですよね。それは各地域にやっぱりいいものってあるわけですから，この満喫ツアーの良さというのは，ここで出していかないと意味がないんですよ，本当に。と考えると，たまたま１件もないという捉え方をするのか，むしろこの今ない１件をどうつくるかって考えるのか。ここは大きな差がでると思うんですよ。なので僕は心配するって言ったのは，そういうこともありますので，是非ですね，その全体的に人が行っていいところをもっともっといろんな観光客の皆さんが見て奄美ってもう１回行きたいねって思えるような地域をこれ難しいんですけど奄美市が，やっぱり率先してやることによって他の地域にも必ず僕は波及効果あると思いますので，そういう声かけは大事なのかなって思ったりします。いや向こうは数字はなかったよねって向こうの出方を待つんじゃなくて，何かしら声かけて何かこうじゃ行けるような方法をという意味での僕は連携だと考えていますので，ただ集まって会をするだけではなく，お互いの声かけも含めてですね，ちょっとやっぱりそこのへんも今後，取り組んでいってほしいなと思いますので，是非そこも頭の片隅に少し入れながら頑張っていただきたいなと思います。

それでは次の質問に移りますが，環境教育の環境についてをお伺いいたします。まず皆様御存じのとおり，　朝日小校区においては，陸上自衛隊の配備ということで宿舎のほうもほぼほぼ形ができて，あとはもう住むだけというような状況になっておりますが，そのような状況で今，朝日小学校区で受け入れ態勢とかですね，そのへんがどうなっているのかをまずお聞かせ願いたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　自衛隊の件なんですが，朝日小校区だけの人数とかちょっとまだ決まってないようですので，全体的に答弁させてもらいます。自衛隊からの情報によりますと，奄美市への配属予定者は３５０名でうち１８０名の単身者は基地内の宿舎。残りの約１７０名が家族帯同者であり基地外の官舎または民間アパートなどで居住することになるようです。

自衛隊による児童・生徒数調査では，平成３０年１０月２２日現在，小学校が１年生１１名。２年生４名。３年生３８名。４年生１名。５年生３名。６年生２名。合計５９名の小学生です。中学校は，１年生６名。２年生３名。３年生１名の合計１０名となっております。今後の調査で変更になる可能性もあるとのことでございますのでよろしくお願いします。現在，防衛省で配属予定の官舎の振り分けを行っておりますので教育委員会からも朝日校区だけに偏ることなく学級の振り分けをお願しているところでございます。以上です。

１９番（多田義一君）　大体の数は分かったんですが，その小学校区としての受け入れという部分では，何かしら取組があるのかどうかというのは，何かありますか。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　朝日小学校は，御存じのとおり児童数も多い状態なんですが，ほかにも計画されてます佐大熊，伊津部小校区，それから来年度に向け小宿校区，まだ児童数については，まだ教室もありますので，そこに一か所に集中しないようにお願しているということで，仮に児童数が増えてできない場合は，これから転入・転出による増減もございますので，そのときには既存の施設で調整するように対応する予定にしております。

１９番（多田義一君）　はい，これ非常に重要な問題だと思いますので今の段階でちょっと分かってないというのも，ちょっとびっくりしたんですけども，今実際に小学生が５９名。中学生が１０名。合計６９名。それを小宿と朝日とまた伊津部，金久，中学校で言ったら金久，朝日，小宿になるわけですね。それを単純に３等分で割ったとしても２５名，２５名，２５名近くになったとしてですよ，そうなってくると朝日小学校，今の校舎とか教室とかそのへんは対応できるんですか本当に。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　学年によってクラス数が違いますので一クラスが４０名越したらですね，だから今，３３名ぐらいの３クラスか４クラスぐらいありますので，仮に朝日小学校に１０名来ても同じ学年に集中しなければクラスが増えることはないという理解です。

１９番（多田義一君）　教室は大丈夫ということですが，体育館とか全校朝礼とかやっているとき，あの体育館，見たことあります。その生徒が入っている状況。パンパンですよね，本当に。あの状況からもっと増えて，保護者入れて何かやるとなると正直，あの体育館だとちょっと厳しいものがあると思うんですよ。今の段階でもそうですから，やはりこれは，ちょっと早めに調査をして何かしら対応できるのであれば，調整をするなりの対応が必要だと思うので，そこは是非早急に調べていただきたいなと思います。

それでは時間がないので次に進めますが，同じく学童教室の増設についてですが，何かしら今，計画があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは朝日小学校区での学童教室の増設についてお答えいたします。朝日小学校区には，自衛隊の官舎が設置されます。先ほど教育委員会のほうから児童数については話があったところですが，このことによってですよね，放課後児童クラブの利用者数がどの程度増えるかというのは，現時点では把握できていないところでございます。共働きの場合はですね，利用するんですけども，自衛隊ということで，どちらかが仕事されない場合はですね，利用する方もいないと，そのへんが分からないところで把握ができていないということでございます。

現在ですね，朝日小学校区には，第一ひまわりクラブと第二ひまわりクラブの二つございます。第一ひまわりクラブは，学校の余裕教室を利用しまして定員３８名に対して３８名の児童が在籍しております。第二ひまわりクラブは，校庭の一角にあるプレハブの専用教室を利用しまして定員８０名に対して現在８６名の児童が在籍しております。このようにですね，朝日小学校区は，放課後児童クラブの利用者数が多いところでございますので，自衛隊の関係者の児童の増加が見込まれる中，放課後児童クラブの教室の増設にも取り組んでいかなければならないことは認識しているところではございますが，今後ですね，児童数の推移や校舎の整備計画等を見据えたうえで，関係機関と連携しまして放課後児童クラブの教室の確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

１９番（多田義一君）　今，今後のということでしたが，今の段階でももう定員をオーバーしているんですよ。見に行って分かるんですけども，勉強している子の真横で子どもたちが，いっぱい遊んでいるんですよね。この勉強している子は集中できないです。今ですらそういう環境で，教育長，これ覚えていてください。今のままだったら学童に一人も入れないですからね。もう増やせないです。自衛隊の子どもさんが一人来ただけで，その子が，もし仮に学童というとアウトですよ，入れない状況なんですよ。なのでこれは，数字が見えないといってもゼロじゃないんで，もう今のうちから対応を始めないと，僕は間に合わないと思っていますから，是非そのへんは検討を進めていっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りますが，学校における財産ですね。どこからどこまでが学校所有の財産なのかというのをちょっとお聞かせください。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，学校の財産についてお答えいたします。学校の財産は，敷地内の校舎，体育館などの施設，遊具や教材，管理備品，樹木や花などがございます。学校敷地内の学校目的以外で使用されている学童施設等を除いた部分が財産となります。

１９番（多田義一君）　簡単に言うと，校庭内というか敷地内は全部学校の所有物，財産とみてよろしいということですよね。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　中学校によっては，各部でコンテナと道具置き場でＰＴＡで設置したものがありますので，それは学校の財産にはならないと理解しています。

１９番（多田義一君）　はい。分かりました。保護者が設置したもの，部活で使っているもの以外は，じゃ学校の財産であるということですね。ここをちょっとはっきりしたうえで次の質問に移りますが，その予算の在り方ということで，少しお伺いをしたいんですが，まず各学校における教育委員会は当然予備費とか災害だったりの対応をするための予算というのは持っていると思うんですが，各学校は，そういう突発的な予算措置ができるような対応というのは，どうなっているのか。今，予算全体的にどういうふうな形になっているのかですね，僕はもう少し教育委員会の中で何を指しているのかと言うと，この台風２４号ですよ。２４号のときに，ちょうど運動会と重なっているんですよね。重なって各学校で運動会が月曜日，火曜日，水曜日に開かれているんですよ。その中でも早急にやはりがれき処理をしないといけないところ多くあって，これが奄美市内全域で起こっているので，結局市の対応が間に合わなかったんですよ。間に合わない状況でＰＴＡが，いったんお金を負担して撤去したというふうなお話を聞きましたので，本来であれば，こういう予算というのは，僕は当局が出して当然だし，もしくはそうじゃない場合は，教育委員会から直で精算するという流れがあっても当たり前なのかなと思いますけども，そこのへんはどうなのか。お聞かせ願いたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　今，議員から運動会の話がありましたから，日頃であれば児童・生徒・先生方が学校の手入れをやっています。運動会など大きな行事の前になりますと，ＰＴＡの方々，お願いしまして作業をしてもらって，その出た処分，運ぶまではＰＴＡにお願しているんですが，クリーンセンターで焼却するものの請求は教育委員会に来るようになっています。議員が，おっしゃった場合は，台風の後で，どこの学校も月曜日，火曜日，運動会を全部やって，ＰＴＡがたくさん協力してもらったみたいです。朝日小学校は，普通であればＰＴＡの誰かがトラックを持って来るんですが，それも借りれなかったということで業者にお願いしたということがあったので，今回の場合は，市のほうで支払いを済ませております。以上です。

１９番（多田義一君）　もう１分切りましたので次の災害支援という部分では，次回の質問に少し回させていただきますが，是非ですね，その学校の備品関係だったり財産の倒壊とか崩壊に関しては，これは一時的にでもＰＴＡの予算から出さすというのは，おかしいと思うんですよ，僕は。 おかしいと思いますよね。そこも含めてですね，今後，各学校に柔軟な予算があれば僕は対応できる問題だったと思っていますから，そこも踏まえて検討をしていただきたいと思います。少し積み残してしまいましたが，僕の一般質問は，これにて終わります。すみません。

議長（師玉敏代君）　以上で自民新風会　多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後２時４５分再開いたします。（午後２時３０分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党　伊東隆吉君の発言を許可いたします。

２４番（伊東隆吉君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。自由民主党会派の伊東隆吉です。平成の元号の今月の１２月第４回定例会，この本会議場での最後の一般質問のトリを務めます。どうぞよろしくお願いいたします。質問の前に少々所見を述べたいと思います。さて早いもので平成３０年戌年もあと２０日ほどで終わりとなりますが，この一年振り返ってみると１月４日の仕事始めの式で朝山市長は，今年は奄振法の延長，世界自然遺産登録の実現など奄美が，国内外から注目される年になるかもしれない。といわゆる節目の年を強調されておられます。我々も奄美・琉球世界自然遺産登録の実現を大変期待をいたしておりましたが，５月の３日に諮問機関のＩＵＣＮから登録延期の勧告により断念。当局はじめ民間業界においても，いろいろなイベント等を企画されていただけに大変残念でありました。しかし，１１月２日に政府が，再推薦を決定。２０２０年の世界遺産委員会で国内５番目の自然遺産として登録を目指すとしております。登録に向けて当局おいては，より精力的に取り組んでいただきたいと思うところであります。また，我々議会としても外来種植物などの防除に積極的に参加，活動することも考えるべきではないでしょうか。

（「遅い」と呼ぶ者あり）

遅いな。奄美の宝を次世代につなぐ議員の会も発足いたしております。こちらに代表監事がおられますけれども，議員の皆さん，いかがでしょうか。頑張りましょう。期待しております。

次，奄美市の事業関係においてみますと，いわゆる６月の１６日には，末広・港土地区画整理事業の都市計画道路末広・港線のいわゆる末広本通りが供用開始となり，また７月１８日には，平田浄水場更新事業の竣工，更に９月の３日には，学校給食センターが稼働いたしました。また，奄美市本庁舎建設など着実に本市の事業や公共施設が完工いたしており，喜ばしいことであります。また，議会においては，議員定数を２減いたし２２名とする条例改正も決定いたしました。さて，奄美市も誕生して早いもので１３年目となりました。人口は，減少傾向にありますが，観光入込客数は増加の一途であり観光関連産業は，奄美の経済基盤の下支えになるものと期待をいたすところであります。来年度は，奄美市役所本庁舎完成に伴い，行政機能が１か所に集約されます。朝山市長はじめ当局職員も新たな気持ちで奄美市民の幸福のため，市政運営に頑張っていただきますようお願いいたすところであります。さて皆さん，いよいよ来年は，天皇陛下の御退位が４月の３０日となり，皇太子様が翌５月の１日に御即位になります。平成の元号に変わり新たな元号となります。来る新年の亥の年が皆様にとりまして，市民にとりまして幸せの年になりますことを願いまして一般質問に移ります。

まず１の国道整備について，国道の５８号おがみ山バイパス事業についてお尋ねいたします。９月の県の定例議会において三反園知事は，来年度からおがみ山バイパス事業を再開すると表明されました。また，１０月２１日に奄美市を訪れ，現地視察を行いバイパス入口のおがみ山から名瀬港に向かう幹線道路へのルートなど確かめた際に，地域の再開発や流通，観光面からも重要なトンネルであり，事業の早期再開に努めたい，と述べ，更に住民や名瀬市街地を移動する車両，観光客にとっておがみ山トンネルの完成は，利便性向上につながることは間違いない。と改めてその重要性を強調され，奄美市行政当局と連携して説明会等の開催を図り，事業の円滑化及び環境整備を進めていくとの考えを示しておりました。そこで，この事業推進に関してどのような段階か。いわゆる現状及び今後の計画の推移また事業完成年の開始する年と来年度から始まるとすると，事業トンネルの完成年度はいつになるのかを含めお尋ねいたします。

後は質問席から行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　本議会において，また，この席において私も伊東議員に御答弁申し上げるのが最後となりました。感慨深い思い，万感であります。それでは伊東議員の御質問にお答えさせていただきます。おがみ山バイパス事業につきましては，平成２１年１２月に事業先送りの方針が決定されましたが，平成２９年３月に奄美市議会から事業早期再開に関する意見書が提出されるなど，事業再開に向けた機運が高まってきたことを受け，今年の２月に市として事業促進に関する要望書を県知事宛てに提出いたしました。これを受けまして三反園知事は，９月の県議会定例会において来年度から事業を再開することを表明されました。議員がお話のとおりであります。県は，来年度からの事業再開に向けた手続きの一つとして先月，事業説明会を実施いたしております。説明会には，事業対象の地権者や住民また市議会議員の方々など約６８名相当が御出席し，事業に対し様々な質疑がなされております。今後のスケジュールにつきましては，平成３１年４月以降，トンネルなどの設計の修正や事業用地の買収を進め，その後，工事着手の予定との説明がなされておりますが，同バイパスの供用開始の時期につきましては，現時点ではお示しが難しいということでございます。いずれにいたしましても末広・港土地区画整理事業やマリンタウン事業が進み，今後，おがみ山バイパス事業に着手していくことになりますと，渋滞緩和などの効果が図られるなど，機能的で一体性のあるまちづくりに資するものと考えております。本市といたしましてもこれからも引き続き県と連携を密にしながら，おがみ山バイパス事業の早期実現に向けて努めてまいりたいと存じますので，議会の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

２４番（伊東隆吉君）　市長，ありがとうございます。この意気込みはもう私もこの一般質問等で何回も唱えてようやくということになりましたが，うれしいことに三反園知事がですね，はっきりと名言されましたので，また，先ほど申し上げましたように本市に訪れて事業の一つの実情をしっかりと確認いたしておりますので，今後順調に進んでいくものと思っております。質問の中で完成後も気にしながらお尋ねいたしたところでございますけれども，この件は来年度以降にいわゆる土地の買収の予算等も含めながら事業執行に向けてしっかりとした形が進んでいくものと思っておりますので，いわゆる５年後くらいには完成するだろうと，こういう思いで考えておりますので一ついろんな意味で市の担当部課長もですね，一緒になって協力してことの推移が完了することにですね，スムースにいくこと。そしてまた，地権者の御理解も必要と思いますけれども，そういうところはしっかりと説明等も県と一緒になって，その地権者へのいわゆる不安材料を取り除いてあげるようなそういう方法も大事じゃないかと思いますので，そういうのを真摯に態度として示して事業推進に頑張っていただきたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

次にですね，国道５８号のその住用，いわゆる和瀬バイパスの城のバイパスについてちょっとお伺いします。この国道５８号の和瀬バイパスの城地区の道路整備については，当該整備地の地権者等の関係で事業が進められない状況が続いているようですが，今年の６月６日に国会において所有者不明土地の利用の円滑化などに関する特別措置法が可決いたしております。これは所有者不明土地の公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みが導入されることとなりました。この特別措置法を鑑みて，この事業の現状をいかに考えるか，ということを含めまして県の事業になるかと思いますけれども，現状をどのように解釈し，この進展をどのように考えるか。担当部局として示していただきたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　それでは国道５８号住用・城バイパス道路についてお答えしたいと思います。御存じのとおり国道５８号線の名瀬・朝戸地区から住用町城地区手前までの５．８キロにつきましては，平成４年度から平成１３年度にかけて整備し供用開始しております。お尋ねの城バイパスの約１キロメートルにつきましては，事業に伴う用地の地番が特定できない字図混乱区域として用地取得が困難なことから事業を休止していると伺っております。このお尋ねの特別措置法については，今年６月に公

布されまして公布から６か月以内に一部が施行され，１年を超えない範囲で全面施行されるという旨になっております。

概要としましては，所有者不明土地を円滑に利用する仕組，所有者の探索を合理化する仕組，所有者不明土地を適切に管理する仕組となっております。この特別措置法を適用する場合には，土地の所在，地番，地目，地籍等を明確にしなければならず，城地区の場合は，字図混乱地区であるため地番が特定できない状況にあることから市といたしましては，特別措置法を適用することは難しいものではないかと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

また国におきましては，登記制度，土地所有権の在り方，相続登記の促進についても ２０２０年度に予定しております土地基本法の見直しと併せ，民事基本法制の見直しを行うこととしているため今後，国の動向を注視してまいりたいと存じますので御理解をお願いしたいと思います。

２４番（伊東隆吉君） なかなか難しい字図混乱ってことは，よく理解をしておりますけれども，いわゆる，じゃそのために，この特措法ができているというふうに解釈をしないと，物事は進まないような感じもいたします。いわゆる日本国内において九州に匹敵するぐらいの所有者不明があるというふうに伺っておりますけれども，今，部長が言われましたけれどもね，６月６日にこれは成立して，これ半年の１１月１５日には法務省，国交省に所管する所有者不明土地利用の円滑化に関する特別措置法の一部が施行されております。いわゆるものが進んでいるのでありますね。こういうことを考えましてですね，私が言うまでもありませんが，あのいわゆるバイパス，城の後ろのバイパスは，どうしても完成させないといけない。特にトンネルの城側の入口から急カーブになっております。いつ事故が起きてもおかしくない。じゃそれは分かっていて，法の整備上でできないんだということがあるのであれば，これは完全に仕方ないけれども，この可能性があるような特措法ができているということがですね，これは当然，県の県知事が，主観性を持たなければいけないものと私も認識はしておりますけれども，市としてもやっぱりそういう協力体制の下で一つの形として要望ですね，上げなければいけないんじゃないかと思いますが，今回その次に上げておりますが，県への必要性の要望なんて書いていますがこれはですね，ちょっとずれますけど今回は，私この事業の早期推進に関してのこの県の要望書の提出の必要性についてはですね，今回，時期を等しくして城地区より，この案件に関して国道５８号和瀬バイパスの奄美市住用城地区の早期供用開始に関する請願がですね，議会に届きました。届いておりますので，委員会付託のこともありますので事前審査にあたる，触れる可能性があると思いますので質疑は特にいたしませんが，個人的に述べることは構わないと思っておりますので，少しこの私の思いだけ述べさせていただきたいと思います。答弁は無用であります。

この事案につきましては，住用地区における議会報告のたびに，早期に推進をとの要望を幾度と伺っております。今の道路は，城集落入口側のトンネル出口は急カーブで危険であり，集落内の国道は，狭隘で歩道も明確でない状況であります。この国道５８号線の整備が進むにつれて，瀬戸内町・奄美市間の車両交通量も増えており，今後，陸上自衛隊配備や世界自然遺産登録など考慮しても，交通量は更に増大するものと考えます。城地区集落の皆さんの安心・安全を願うとともに，奄美大島本島の動脈の道路としての完成を目標に，県へ奄美市として早期実現に向け要望書等の提出を願うものであります。以上であります。

次に移ります。市道についてお伺いします。小浜東が丘団地の災害道路工事についてですが，この①でございますが，工事の現状，いわゆるこれはですね，この９月３０日の市道小浜２８号線，これは同僚議員が幾度となく聞いておりますので，これの中で現状が変わっていれば答弁していただきたい。特段，現状の答弁が重複するようであったら特に要りませんが，工事完了予定というのが，はっきりしているかどうか。早期を望むものでありますが，そのへんを答弁願えればと思います。

建設部長（本山末男君） 昨日も答弁いたしましたが，先日，国の災害査定を終え，施工方法も確定し本

格復旧を行う工事発注に向け作業を進めることとなっております。現在，通行する車両の安全を確保するため防護柵設置の工事を開始しております。工事の発注時期や完了時期につきましては，今後決定されますので御理解いただきたいと思いますが，通常の手続きよりも早期に着工できるよう進めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

２４番（伊東隆吉君）　この件はね，同僚議員何名も聞いておりますけれども，今回ですね，このいわゆる災害２４号に関する災害の中で新聞等にも出ておりますが，私もこの東が丘住民が不便な思いをしたということで，この団地の状況と災害関係の復旧関係も含めて現地の東が丘自治会の会長であります松下，女性の会長でありますけれども，この方と非常に，やっぱりいろいろとお話をお伺いをすることができました。それはやはり今回のこの災害に関して，これをどのような形で行って，また住民にいわゆる一部のその不便なことになりましたけれども，それがどのようなことかということをですね，ちょっとお伺いしたかったんですが，まず冒頭，松下会長さんのおっしゃることは，本当に助かりましたと。それはなぜかと言いますと，この災害が起きてすぐに，やはり緊急，いわゆる上でありますので，危機管理室の田中君という名前も申しておきますが，ここにまず報告したそうです。連絡したんです。この危機管理室から建設部を通じ，そして土木関係，それから福祉関係，それから環境関係しいては消防関係。そういうところに全部網羅されましたと。そしてその５日間ですかね，その間，救急であります例の横道ですよね。あの歩道の細い歩道のところをですね，あそこは，きょらの郷で６０何万円かもらってやったとおっしゃっていました。それである程度やっていたからよかったけれども，でもそれでも急峻なああいう小さな道をみんなで頑張っていただいたと。そしてまず，食糧とかそういういろんなものに対しても市の行政の人とかたくさんして手渡して，例えば，そのごみにしても手渡しで全部処理していただいたと。そして昨日も答弁ありましたけれども，そういうちょっと身体の大変な方には，消防の団員が担架でしっかりとやっていただいたと。そして市長自らも上がってきていただきましたと。そういうことがあって伺いました。私は今回は，やっぱり災害というのは，災害はいつ起こるか分からないということもありましたが，この会長さんは，２４号の後整理ということで，あの道路を清掃していったそうです。清掃を終えて，その３０分か２０分後に崩れたということで，幸いにして人災がなかったことがよかったですねと，このように申し上げたところでありますけれども，いつそういうふうにして災害が起こるか分かりませんが，今回災害が起きたことによって市の対応がどうだったかということに，こういう検証という形で言うのもおかしな話ですが，私は大変，感謝の気持ちを込められて言われましたので，この場をお借りしてむしろ市長はじめ担当部局のね，一生懸命の災害復旧に関しての努力に対して感謝申し上げたいと，これは自治会長の言葉をそっくり申し上げておりますので，ありがとうございましたということで御理解ください。以上でこの件は終わります。

次に，迂回路の，すみません。これに関して迂回路で，それでですね，この迂回路の話は，ずっとこの地区でも出ている話でございますけれども，これも担当いろいろ何回も同僚議員聞いています。迂回路は不可能かということも考えられますが，どうしても何かしらの方法は考えられないかということで，答弁，再度になるかもしれませんけど，お願いします。

建設部長（本山末男君）　今回の災害につきましては，私，２０年ほど災害の業務に携わっておりますが，一つの箇所に道路が三つ，上部，今回被災を受けた道路。そして下に道路。そして，更に住宅という今まであんまり経験したことのない大変厳しい状況でありました。その地域につきましても我々としても代替道路，迂回路という考え方もありますが，実際今，その位置関係をやっぱり確認しますと，高低差の問題，そして佐大熊の住宅地のほうに上部のほうに道路をつくるとなると８メートルから１０メートルの道路幅員，それを設置するとなると，やはりそれなりの斜面も必要となる。これにつきましては急傾斜地の地域ともなっておりますので，工事中やらその後の影響等も考えられますので，今の段階で検討しますとか，そういう簡単な答弁ができませんので御理解いただきたいと思います。

２４番（伊東隆吉君）　困難な状況ということでよく理解いたしておりますが，しかし，何がしかいろんな方法がまた新たな法整備の中でできる可能性もあると思いますので，そこは常に検討課題として果敢に取り組んでいただきたいと思います。まあ，なければ個人的見解であると，ヘリコプターでヘリポートでもつくるなりとか，何やかんや考えたらどうかとか，ループ橋でもつくったらどうかとか，単純に素人としては考えるところではありますけれども，それだけやはり心配になるところですね。そしてかつて，向こうにホテルがありました。昨今，観光がだんだん盛んになるにつれて，あの施設の，再開したいなという話もたまに漏れ伺うことがあります。この地主の持ち主の方がどういう形でそれを施設を新たに展開するか分かりませんけれども，そういうお話も私のほうに聞き及んでおりますので，将来構想を考えるんであれば，そういう一つの迂回路の生活道路もありますけれども，そういう意味での迂回路も必要じゃないかと思いますので是非検討していただきたいと思います。

次に移ります。自衛隊についてに移ります。駐屯地及び隊舎の宿舎建設。これに関しましては，これも同僚議員が聞いておりますので現在，この自衛隊が順調に進んでいるかどうかと。これをまずお伺いしたいと思いますが，いかがでしょうかね。同じ答弁されるなら，同じ答弁なら同じ答弁でも結構ですけど。

総務部長（菊田和仁君）　先日の三島議員の御質問にもお答えいたしましたが，発注元である熊本防衛支局へ確認しましたところ，平成３１年春の開設に向け，駐屯地，隊員用宿舎共におおむね順調に事業が進捗しているということでございます。

２４番（伊東隆吉君）　順調に進んでいるということは，来年度のいわゆる隊の開設，これは間違いないというふうに認識いたします。私ども議員関係において会長もここにおられますけれども，いわゆる防衛議員連盟，陸上自衛隊を支える議員団というのが元々ですけれども，こういう一つの流れの中におきまして来年度の４月に近いこの前後であろうと思いますが，その開隊いわゆる開設におきまして，広く世間，日本に知らしめる意味もあります。南西諸島の防衛，市民の安心・安全を図るためのものでありますので，やはりその開設のときには，盛大にイベントをできればとこのように思っております。かつての話でございますが，自衛隊のブルーインパルス，このあたりも是非飛ばしたらいいだろうなと，ね，思うでしょう。そういうのでありますと，やはり一つのイベントとしてですね，やはり広く皆様が分かってくれていると思いますので，今，市長におかれてもですね，そのような要請等も行っているという話も聞いておりますので，是非その段階が順調にいくことをですね，期待いたしたいと思っております。

さて，それでこの今回のこの順調におきまして，この総工費いわゆる予算が，１８年度の予算でですね，本島，要するに奄美大島で１５６億円。要するに奄美，瀬戸内含めて１５６億円の予算の計上で基地建設をしておりますが，そこでですね，この基地駐屯地及び宿舎の建設に関して地元建設関連事業者が何社請け負っているのか。また，この地元への経済波及額をおおむね示すことができますか。

総務部長（菊田和仁君）　地元事業者による受注件数と地元の事業者数でちょっとお答えしたいと思います。平成２８年度の受注件数が４件。地元の会社の数は４社でございます。４件４社です。２９年度が１１件の８社。３０年度が２件の２社。合計いたしますと受注件数が１７件。地元の会社数は１０社となっております。なお２８年度の４件のうち２件，それから２９年度の１１件のうち３件につきましては，島外事業者とのＪＶによる受注でございます。

それから，経済効果額についてでございますが，これまでも答弁してまいりましたとおり，まだ事業が完了いたしておりませんので，概算要求額に基づいた試算となりますが，平成２７年度から３０年度までの直接投資額は，約６７０億円となっております。間接効果を含めた経済波及効果額は，約９２４

億円と試算されます。なお，この申し上げました金額は，瀬戸内分屯地及び島外事業者の受注を含む投資総額を基に試算いたしました経済波及効果額でございます。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。形として初めて地元の業者の数，ＪＶも含んでおりますけれどもね。これは私どもが，いわゆる当初，平成２６年にこの自衛隊誘致を促進したときの一つの経済効果，奄美の経済効果もしっかりとお願いして謳っていることでありますので，今回初めてこのいわゆる建設費用に関しての経済効果というのがですね，表れたものだと認識いたしております。この金額，おおよその９２４億円，これは奄美本島全体でありますけれども，この中に仮に，仮に半額といたしましてもこの奄美市における経済効果が，この企業体，奄美の経済のいわゆる業者の人たちへのもの。これがしいては，その人たちの生活，市民の生活，経済のうえにつながっていると認識いたしておりますので，これはしっかりとありがたいことだと思います。今後とも自衛隊の経済効果がですね，更に拡大することを期待いたしたいと思います。ありがとうございます。

次にですね，この自衛隊に関しまして仕入れ等関係について，ちょっとお伺いしますけれども，この駐屯地への納入仕入れ等の委託業務契約についてでありますが，駐屯地が開所が来年の３月の末あたりの予定を前に，陸上自衛隊西部方面隊の会計隊は，先月の１１月２０日に事業者を対象に説明会を開いたと聞いております。当日は，約４７事業者５０人ほどが参加いたしており，契約品目は物品購入で生鮮品，それから食材，事務用品，建築材料など。更に委託業務では，ごみ処理，点検作業。発注工事では，土木や機械設備。更に電気，建設などの分野を予定しているようでございます。

契約に関しましては，説明においては，一般競争入札が原則という説明があったようでございます。そこでお伺いしますが，自衛隊誘致の際，地元への先ほど申し上げましたが，自衛隊への経済効果の期待もある中，一般競争入札となると，島外本土との価格競争をこれは懸念せざるを得ない。このような声もある。新聞等でもちょっと出たような感がありますが，地元業者採用への可能性はあるのか。見当を伺いたい。

総務部長（菊田和仁君）　議員御案内のとおり，陸上自衛隊奄美駐屯地の開設後は，様々な物品購入や役務等が発生することから先日，陸上自衛隊の担当部署により市内の各事業者の皆様に説明会が開催されたと伺っております。地元事業者の受注機会についての御質問でございますが，奄美駐屯地や隊員用宿舎においては，これまでの土木建築工事のすべてが一般競争入札にて発注されており，国・防衛省における入札制度上の在り方だと理解しているところでございます。自衛隊関連の事業につきましては，これまでもあらゆる機会において可能な限り地元発注をお願しているところであり，今回の説明会につきましても地元受注の機会を増やす意図を持って開催されたものと伺っておりますので御理解をいただきたいと思います。

２４番（伊東隆吉君）　部長の答弁だと地元が優先されるようにも聞こえますが，そのように解釈いたしたいと思っております。いわゆる一般競争入札をしますと，当然登録をしなければいけません。登録をすることによって契約履行となりますけれども，いわゆる本土においての登録関係，これはネットでできるか分かりませんけれどもね。西部方面隊においての会計隊は，インターネットで申し込めます，というようなことを言っていたように伺っておりますので，しかし，今の担当部長のお話だと地元に期待を持てるという解釈で，私はいたしますので，頷いておりますので，そのように解釈いたします。ありがとうございます。

次に，観光について伺います。奄美・屋久島の航路についてですが，御存じのように今年の３月４日にマルエーフェリーの鹿児島航路の上り便で，屋久島との航路が誕生いたしました。以来８か月が経過いたしましたが，航路開設以来の利用者の推移を少し示していただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。鹿児島・奄美・沖縄航路の屋久島寄港につきましては，平成３０年３月４日から開始されております。今年の３月から１１月までの乗船実績は，合計５００名であり利用者の推移につきましては，３月７４名。４月５１名。５月９２名。６月５３名。７月３２名。８月５９名。９月２５名。１０月４８名。１１月６６名となっております。乗船地につきましては，名瀬から７８パーセント。亀徳７パーセント。和泊３パーセント。与論１パーセント。本部２パーセント。那覇から９パーセントとなっており，約８割が名瀬港からの乗船となっております。また，乗船される方々にアンケートを行っておりますが，屋久島に行く目的としましては，観光が最も多く７９．５パーセント。次にビジネス７パーセント。帰省６．８パーセントとなっております。

利用実績における出身地を見ますと，奄美群島・屋久島が５１パーセント。鹿児島県が２パーセント。沖縄が７パーセント。九州２パーセント。西日本１９パーセント。東日本１６パーセント。東北・北海道２パーセント。外国人２パーセントとなっております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　思いのほか利用されているんじゃないかというふうな考えになりました。それで利用者の方も外国人も含めていろいろ乗っていらっしゃるということでありますので，私はこれは，一つの成功例につながるんじゃないかなと，こういうふうに期待をいたしました。そこでですね，このいわゆる，この航路でございますけれども，これは特別枠みたいなものだと思うんですが，この航路は１年間の試験運行となっていると思います。世界自然遺産登録を２年後にとの期待もある中，１年間の経過状況で終了することはいかがなものかと考えるが，せめて２・３年間は，この推移を見るべきでないかと思うところですが，当局の見解をお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。鹿児島・奄美・沖縄航路の屋久島寄港については，台風に伴う欠航は除き，ほぼ毎回の運行がなされており，登山愛好家などを中心に少しずつ認知度も広がりつつあるようです。観光振興の観点から世界自然遺産登録地の屋久島と連携したピーアールや，定期船を活用した旅行会社による多様な旅行商品も販売されており，関東，関西，沖縄方面からの更なる入込客の増加が期待できるものと考えております。このようなことから今後の運航継続と安定化に期待がかかる状況にあり，屋久島寄港について運行事業者は，１年間の試験運行と位置付けておりますが，将来的な運航継続につながることを期待しているところでございます。また，県や群島１２市町村及び屋久島町と連携し奄振交付金を活用し屋久島寄港への運航支援を行っているところでございます。本市といたしまして，同航路の必要性や期待値の高さについても十分認識しており，運航支援が重要と考えていることから，船会社の運航状況を注視しつつ次年度以降の支援についても，関係機関と連携し検討してまいりたいと考えております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　大変，この今後ですね，市長。世界自然遺産登録，こういうことを見据えて，いわゆる鹿児島，種子島，屋久島，奄美航路と，かつて私もいっぱい質問等したことがございます。そういう中でこの屋久島への上り便が先に試験運行となったことは大変うれしゅうございますので，これがあと相互に行けれるように将来がなればいいなと，こう思っているものでございますので，それがひいては離島観光になるものと思っておりますが，このいわゆる１年間の試験運航というのは，とても寂しい。そう思っております。と申しますのはですね，私は先月，鹿児島のほうに行きました。この担当のマルエーフェリーの社長の有村社長とお会いしてきました。社長のお考えはどうですか，社長もいろんな関係でいろんな話をした中で，伊東さん，今月は何か団体もおるみたいだよ，という話もされました。大変ありがたいことで，社長自らこの運航に関してですね，高い関心を持っておられますし，地元の新聞等で皆様お分かりのように，最初のマルエーフェリーのこれが鹿児島に上るときも社長の，社長がこっちに来られて皆さんと一緒に大島支庁を含めて上りましたね。その後のレセプション等でもこっちに来ていろいろやっております。そういうのを含めてこの外海離島でありますので船の航路の利用，

この拡大にはですね，是非ともこれをしっかりとした定着をさせなければいけない。そのように感じておりますので，この当該のフェリーの社長もいわゆる今の一年間では，まだまだ形として出にくいんじゃないのかなというのが社長の言葉でありますので，このへんもですね，一つ検討いたして今後いわゆる県の中における奄美大島，いわゆるここの観光浮揚策ということも考えて，是非とも継続的な形で要望等も続けられたらと思っておりますので，今後この１年で試験で終わることなく是非あと１・２年は頑張ってほしい。部長，どうですか。もう一言，ひときばり，思いませんか。どうですか。

商工観光部長（武下義広君）　先ほど申し上げましたようにですね，この路線については，やっぱり重要性もあるのかなと考えておりますので，何とか今後またそういう事業が続けれるように検討してまいりたいと考えております。

２４番（伊東隆吉君）　我々議会もこれ乗ってみようと思っておりますので，みんな募りますのでいいですね。三島さんね。ということで，これの将来性を期待いたしたいと思います。次に移ります。この観光案内板に関してでございますけれども，いわゆるＬＣＣ就航以来，大型クルーズ船の寄港などで，いわゆる世界自然遺産登録もしくはメディア等で奄美関係の放映も増え，知名度も高まってきております。奄美を訪れる観光客は増えていくものと思います。そのような中，観光客より観光案内板が小さくて目的地へ行くのにも迷うとの声等も聞こえております。外国人の観光も増える中で，外国語表記等に取り組んで，見易い理解容易な案内板の設置等が必要と考えますが，いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。議員御指摘の観光案内板については，観光客が安心して地域内を周遊するためには重要なものと認識しております。本市におきましては，平成２８年度に名瀬まち歩きマップを作成し，この中で一つ目に史跡めぐりと製糖工場めぐりコース。二つ目に商店街と史跡めぐりコース。三つ目にカンミチめぐりコースの三つのコースを作成しております。このまち歩きコースに基づき，現在，県が，魅力ある観光地づくり事業におきまして総合案内板，誘導案内標識，画面案内板，サポーターベンチなどを年次的に整備する計画となっております。案内表示の表示される内容につきましては，国際化に向けた多言語対応とするための日本語と英語の２カ国語，または情報を促すためのマーク等を検討しております。以上でございます。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。なおかつ見易いというのも大事だと思いますのでね。と申しますのは，言語に関しては大変重要なことだと思いますし，この間，博物館の件におきましてもまだまだその外国語対応が少し不備じゃないかというのもちょっと新聞に載っていたような気がしますので，これはまた後の課題としまして，そういうふうにして，どんどんどんどん奄美を訪れる外国の方，増えておりますので，こういった多言語のちゃんとした表示が必要じゃないかというのが今後，出るものと思いますので，こういうのを含めてお願いしたいということもあります。特にこの案内板の小ささ，過去に小さなこういう案内板を使った経緯がありますよね，昔の十何年前，それがだいぶ木で作ってある関係もあって古くなって小さくなってボロボロになって，これじゃなかなか分かりづらいということあります。一つの例を申し上げれば，私は永田町に住んでおりますけれども，おがみ山がすぐ近くにあります。おがみ山の入り口どこですかって言って，旧電電公社，ＮＴＴまで上ってくると，そこからどこに行くか分からないって感じで，よく私の家に訪ねてくるんですね。「わ」ナンバーの人なんかが。そこに「わ」ナンバーのレンタカーが，どんどん置いて，ただでさえ邪魔なのにと思いながら来て，ピンポンピンポン鳴らして，公園は，どこから行くんですかと言う。ちゃんと説明して行くんですけれども，またそれが，また橋を渡って右行って，またこっち行ってと言う。分からないから車をどこに停めるかというと，また一苦労するから，そのへん停めてもらうときは停めてあげるんですけれども，こういうときに，その橋の入口の小さいんですね，おがみ山，書いてあります確かに。これじゃ誰

も分かりません。こういうことも一つの例だなと思いましたので，しかも今，おがみ山は，今回，請願等も挙がっておりますけれども，要望が上がっている。おがみ山は，やはり，この奄美市，旧名瀬からみて復帰，いろんな思い入れのある大切なおがみ山になると思いますので，私はこのおがみ山にやっぱりどうしても上っていただくためにも，やはりここですよということも含めてですね，このおがみ山の案内コース含めて，その案内板，しっかりとしていただきたい。こう思っているところです。今回，せっかくおがみ山が出ましたので一般質問には出していませんけど，通告はしていませんけど，せっかくだからね，今のおがみ山公園をね，ちゃんとしっかりした観光客含め，また一般市民が憩いの場として登り易くするには，やっぱり入口をもっとはっきり分かり易く作るべきじゃないかと，こう思っている一人です。特に，こういうことはあくまで私の個人的思いですけれども，大島支庁の入口の左に大きな駐車場があります。パーキングが。個人の持ち物で内地に行っておりますけれども，できれば，あそこをパーンと買って，入口を向こうに設けて，向こうからパーキング何台も置く。公園入口，登り口，すばらしく分かり易い景観ができ，おがみ山はここですよと分かり易い。こういうふうに個人的に今，考えていることを伝えているだけですのでね。そういうことによって，この奄美市における遊歩道，そして歴史のいわゆるいろんなものが詰まっているものが，このおがみ山にみんなが登り易くなるんじゃないかなと，こういうことも思っての見解ですので，これはあくまでも私の私的な思いですので，今日は答弁何も聞きませんが，いずれ一般質問等で市長にお願いしたいと思いますが，今回，公園に関する要望等も出ているようでございますので，委員会等で総務企画のほうで出るかもしれませんが，あくまでそういうのがありますので，やはり市の散策コースをつくるとするのであれば，大変必要じゃないかと思いますので奄美市には，これがあるんだというものをね，是非とも考えていただきたいと思いますが，まだ喋りたいですか。喋ります。喋りたいなら，はい。どうぞ。

商工観光部長（武下義広君）　議員御指摘のおがみ山周辺につきましても，総合案内板や誘導案内標識を整備することで，今準備を進めているところでございます。また，議員から御案内がありました既設案内表示板ですね，それも確認し辛いということもありましたので，それについても至急対応するということで，今準備を進めているということで，御理解いただければと思います。

２４番（伊東隆吉君）　はい。ありがとうございます。それで奄美を訪れる，「わ」ナンバーの観光客は，安心して行けると思いますので，そうすると私の家に尋ねる人は来ませんのでね，大変助かりますと，こう思っておりますので，よろしく早急にお願いいたしたいと思います。ありがとうございます。

さて，最後に質問ですが，墓地整備についてであります。永田町の墓地整備で担当課において，現在，この永田墓地整備を進めている状況だと思いますけども，どういう現状なのか。ということでまず，この永田墓地の将来像というものがあるんであればお示しいただきたいと思います。

大変な失礼しました。危ない。今のもとい。大事なこと。すみません。観光客の中にですね，段々増えている中で聴覚障害者の方が，どんどん増えていると思います。私も大変このところ聞いておりますけれども，外国語の英語とか中国語とか，そういうのはどんどん喋る方もおって国際懇話会なんかできておりますが，この聴覚障害者たちへのですね，配慮，これがどのようになっているのか。ちょっと心配しておりますが，現状をお伺いいたします。

福祉事務所長（中村博光君）　答弁を飛ばされるんじゃないかと思って心配いたしましたが，それでは聴覚障害のある観光客への支援の方法についてお答えいたします。来島予定の聴覚障害のある方で手話通訳を希望される場合には，県のですね，視聴覚障害者情報センターというところが窓口になりまして，利用者の要望を確認いたしまして，それを福祉政策課で配置されております厚生労働大臣の認定の資格を持っております手話通訳士のほうがですね，調整を行いまして手話通訳のできる方を派遣しているということでございます。現状ではですね，この情報センターを通じての派遣要請は年数回でございま

す。また，同情報センターをですね，通じた事前の要望がなく来島後に手話通訳を希望をされる依頼は今のところございませんが，来島後にですね，手話通訳を希望される方がいらっしゃる場合には，また関係機関と連携を図って対応してまいりたいと考えております。また，この手話通訳者等のですね，養成に関しましては，初心者向けの基礎課程の手話奉仕員養成講座というのと，中級過程の手話通訳者養成講座という講座を開設いたしまして，年間６０時間の講習を行いまして必要な人材の育成に取り組んでいるところでございます。またですね，観光関係以外における手話通訳者の派遣回数，平成２９年度で１０５件ございまして，これは主にですね，市内の方の病院受診への同行という現状でございます。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。やはり，こういう奄美を有名，知名度が高くなるにつれて当然，世界自然遺産など，こういう方々もたくさん訪れると思いますので，それの対応やはり障害者いわゆるそういう方々に優しい奄美市というのも大事だと思いますので，そういう一つのキャッチフレーズの下にやっぱり対応できる人たちを，是非とも増やしていただきたいとこのように思っております。今，県の情報を通じていろんなこと対応できておりますけれども，市単独としても是非こういう形で取り組んでいただきたいとこのように思います。よろしくお願いします。最後になりますが，先ほどいいました，この永田墓地の整備の将来構想があれば簡略に示していただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　永田墓地の将来構想ということでお答えさせていただきます。現在，市有墓地が２，３５９基ございます。将来像につきましては，今年度中に庁内検討委員会を立ち上げを目指しており，永田墓地利用に関する必要な規則，要綱等の検討を始めたいと考えております。また，来年度３１年度以降には，宗教界，自治会，市議会等の代表者で構成する墓地検討委員会を設置し共同納骨堂の必要性，返還された墓地の利用方法など永田墓地整備の方向性を検討していただく予定を立てております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。御存じのように名瀬における永田墓地は，大変古うございますけれども，それだけの向こうには，今言ったように２，３５９ですかね，のものが横で静かに眠っておられます。やはり，これを，今の墓地は非常に煩雑だと思いますし，また利用されている人が，どっかに行かれていろんな整理をしている最中であると思いますけど，一つの夢物語かもしれませんが，やはり車でずっと行かれて，駐車して，ちゃんとみんなが歩いて行けれると。そういうようないわゆる墓地というのが，できればいいなというふうに夢見る一人でもありますので，これから検討委員会におきましては，そういうものが墓の移動というのは大変だと思いますけれども，そういうことが可能であれば非常にあそこは静かなところでもありますし，御先祖さんが静かにお眠りになる場所でもありますのでね，そういうふうな墓づくりも大切じゃないかと思います。そういうことを是非とも検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて次にですね，この墓参りにおけるいわゆるごみ関係ですけれども，この現状，ちょっとお伺いしたので，これちょっと喋らしてもらいますけどね，１日，１５日の墓参りの際，ごみの件ですが，これまで市内の葬祭事業者が２回ほど回収ボランティアを続けていたようでございますが，これが処理にあたって様々なごみが入っている。そして，手にケガをするということでですね，聞いてまいりましたが，それで新聞にも載っておりました。今月末年内で活動を終了します。致し方ないということで社長さんがおっしゃっていました。今後これをどうしたらいいのか。今までボランティアとしてやってこられたその葬祭場の方には大変感謝申し上げる次第でございますけれども，今後それを放っておくと今までのそのごみは，ちゃんと持ち帰りましょうというのが，立札に書いてあるのもありますけれども，これをどうした対応でしっかりと市民に啓発できるか。お答えいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　墓参等により出るごみについては，持ち帰りが原則であり，永田墓地においても看板等による持ち帰りを墓参者の方には周知しているところでございます。先ほど議員御質問の中でもございましたが，これまで市内の葬祭業者さんが，月２回のボランティア回収により旧の１日，１５日については，環境美化が図られてきたと。しかしながら家庭から出る生ごみ，分別されていない墓参ごみが見受けられるようになり葬祭業者さんによるボランティア回収も年内で終了せざるを得ないということを聞いております。市としましては，１１月９日付けの新聞社２社にごみ持ち帰りのお願い記事を掲載し，また１１月より旧暦の１日，１５日は永田墓地にてごみ持ち帰りを呼びかけており，１２月以降も現地指導を継続していっているところでございます。更に広報奄美市だより１２月号へも記事を掲載し，きれいな墓地になるよう墓参者に対し周知し生活環境の保全，公衆衛生の向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　是非徹底をしていただきたい。市民のモラルをですね，高めていただきたいと思います。時間ももうないんですが，今回この葬祭業者さんに対してですね，これ，議会の皆さんも一緒だと思いますので少しだけちょっと感謝いたしたいと思います。先だって葬祭業者を訪ね，お話を伺いました。同社の對喜学社長は，１８年前，墓参りの後のごみを持ってバスに乗るのは大変申し訳ないという市民の声を聞いて始めたことであるとのことです。言葉少なに申しておりました。これまでの同社のボランティア活動に対し，この場から葬祭業者さんに対して，そのスタッフに対し御苦労さまでしたと労をねぎらい感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で自由民主党　伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議案等調査のため明日１２日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶあり）

御異議なしと認めます。

よって，明日１２日を休会といたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

１２月１３日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４５分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎君	2番　林山　克巳君
3番　松山　さおり君	4番　津畑　誠君
5番　栄　ヤスエ君	6番　大迫　勝史君
7番　与　勝広君	8番　渡　雅之君
9番　戸内　恭次君	10番　元野　景一君
11番　川口　幸義君	12番　竹山　耕平君
13番　安田　壮平君	14番　西　公郎君
15番　関　誠之君	16番　三島　照君
17番　﨑田　信正君	18番　師玉　敏代君
19番　多田　義一君	20番　橋口　和仁君
21番　奥　輝人君	22番　平川　久嘉君
23番　里　秀和君	24番　伊東　隆吉君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	東　美佐夫君
教育長	要田　憲雄君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文君
笠利総合支所事務所長	髙　一也君	総務部長	菊田　和仁君
総務課長	三原　裕樹君	企画調整課長	山下　能久君
財政課長	國分　正大君	市民部長	前田　和男君
環境対策課長	平田　博行君	保健福祉部長	奥田　敏文君
福祉事務所長	中村　博光君	商工観光部長	武下　義広君
農政部長	山下　仁司君	農林振興課長	栄　広久君
建設部長	本山　末男君	建築住宅課長	岡江　康裕君
建築住宅課技術調整監	備　孝朗君	上下水道部長	橋口　義仁君
水道課長	藤山　浩俊君	教育委員会事務局長	山田　春輝君

教育委員会総務課長	徳永　恵三君	地域教育課長（住用）	久保　英光君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

○

議長（師玉敏代君）　日程に入ります。

本日の議事日程は，お手元に配付の議事日程第２号のとおりであります。

日程第１，議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）についてから，議案第１０６号　奄美体験交流館の指定管理者の指定についてまでの１４件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案１４件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，発言を順次許可いたします。

最初に，日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１６番（三島　照君）　おはようございます。今日は通告に基づいて，総括質疑を行いたいと思います。早速入ります。

議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について，１５ページ，２款１項総務管理費，５目財産管理費，２３節償還金９００万円の過年度分財産収入返還金について，質疑を行います。

この件につきましては，当局からの説明資料もいただいております。私はこの中で，いわゆる宿舎建設用地として防衛局に売却した，その金額は１億３３０万円。しかし，建設に伴う試掘の際，地表から２メーター下にコンクリート杭発見。請負業者がこの基礎工事に支障となる杭３０本を除去した，となっています。いわゆる聞きなれた言葉だと思いますけど，試掘したらそこから産業廃棄物が出てきた。皆さん，もう忘れましたか。テレビで連日報道されたように，まさにこれに近いことが平気でここで行われているという問題。まず，なぜこういう状況が起きたのか。

二つ目は，どこの業者が試掘をされたのか。なぜ工事前にこういう問題が分からなかったのか。請負業者，設計業者から事前に連絡はなかったのか。また，鑑定業者，鑑定の根拠を提供すべきだと思っているんです。なぜかと言えば，この建物は以前に市営住宅として５階建てが建っていた住宅の跡地です。今，工事している，例えば新川の，あの地と知の交流センター，平屋です。それでも５０本近い基礎固めを，今，やっているんです，やったんです。そのために，地質調査したときは，きちっと設計業者や請負業者は，その図面や地質調査の結果など示されるのが，私のような素人が考えたって当たり前だと思っているんです。ごく当たり前のことが，なぜこういう関係業者が入って，それが事前に分からなかったのか。当局の説明は，市役所の奄美市の方から，その残っていることを，連絡できなかった。だから，後で分かったと。しかし，例え連絡できなかったとしても，関係するこれだけの仕事をしてきた，この建築業者なども，九州全域で仕事をしている人たちです。なぜこういう状況になったのか。そして，試掘した業者はどこなのか。なぜ工事着工前に分からなかったのか。請負業者，設計業者から，そういう意味での事前の問い合わせや，そういうものはなかったのか。鑑定した際も，当然，鑑定人は，その建物があったことも理解した上だと思うし，建物が建つということは，そこに何十本，何百本いう杭が打ち込まれて基礎工事がやられていることも，当然，頭に入れて関わるべきの問題であって，そういう点でも，この鑑定業者と鑑定の根拠を，やっぱり提供すべきだと思う。市が間違って報告しなかったからだけで，市民の税金９００万円をみすみす支出するいうのも，やっぱり問題。その上で売却価格が，なぜ９００万円減になったのか。その根拠を示してください。

２番目には，議案第１０３号　工事請負の契約変更契約の締結について。これについては，これがどうこうじゃなくて，ここにもありますように，いろんなこの間の人材不足や，そういう問題が発生しているのは事実です。しかし，なぜこういう結果が発生したのか。やっぱり市民に分かるように私たち議員は，ただ出たから，それをそのまま，ああ，そうですかで黙って通すわけにはいきません。市民に説

明する説明があります。そういう意味で，なぜこういう結果になったのか。また，この問題については，業者からはいつ頃，この問題について市との相談を持ちかけられてきたのか。その結果，今日まで，その結論を出すまでに，どういう調査をして，結果を示せたのか。その調査結果を示してください。

４番目に，計算結果は，これ，いつからが起点になっているのか。例えば，業者の皆さんから市に相談があった，その時期からにさかのぼってが起点になっているのか。それならそれで，その間，島外からどれだけの人が入って，その費用の計算根拠は何なのか。この間の資料によりますと，その宿泊費や移転費や移動費や，いろいろ書いてあります。それについてのその根拠を示してください。

三つ目に，議案第１０６号　奄美体験交流館の指定管理者の指定についてです。私は，この探検交流館はいろいろありまして，昨年の年度末で，それまで何年間継続して指定管理を受けておられたＮＰＯさんをわざわざ外して，奄美市が直営でいくと。ずっと直営でやるのかなと思ったら，今回，この指定管理の議案が出てきました。それじゃ，この間の１年間直営して，なぜもう一度ＮＰＯに指定管理をしなければならなかったのか。その運営した総括を示してください。そして，今回のＮＰＯ「健康ど宝」とはどういう企業なのか。いつ設立されたのか，示してください。

あと，こういう去年の１年間の直営の状況や，ＮＰＯに指定しなければならなくなった，そういうこの１年間の状況などを分かった上で，この選定委員の皆さんは選定をされたのか。この選定委員の市民代表とは，どういう代表なのか，示してください。

次からは自席に戻ります。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

財政課長（國分正大君）　おはようございます。それでは，議案第９３号，１番の（１）の①から⑤，２番の議案第１０３号，（１）から（４），こちらのほうを私のほうで順を追って答弁させていただきます。

まず，なぜこういう状況になったのかということでございます。まず初めに，この状況ですが，先日の一般質問においても答弁させていただいたとおり，平成２９年２月に佐大熊併存住宅跡地を熊本防衛支局に自衛隊宿舎用地として売却をいたしましたが，熊本防衛支局による試掘の際，同土地から併存住宅の基礎杭が確認されたところは，今，議員が説明したとおりであり，一般質問でも説明したとおりでございます。この基礎杭を残した理由につきましても，一般質問で説明しておりますので省略させていただきますが，このことを踏まえまして，当市としましては防衛支局との対応を協議をした上で，埋設物がある状態での同土地の再評価を市側として行わせていただきました。この結果，当初の金額よりも減額になるということで，この差額分を国に返納するということが，今回，こういう状況になったということです。

次に，②です。試掘をした業者はどこか。なぜ工事着工前に分からなかったかとの質問でございますが，先ほど，国のほうのことを議員からおっしゃいましたが，国がですね，工事については発注したことであり，一応，問い合わせはしましたが，お答えする立場には市としてはないということで，御理解をいただきたいと思います。

次に，３番目です。請負業者，設計業者から事前に連絡はなかったかとの御質問でございますが，事前にはございませんでした。試掘をした際，埋設物が確認されたということを，発注者である熊本防衛省から当市のほうに報告が来ております。

次に，４番目です。鑑定業者名と鑑定の根拠を提供すべきかということですが，議員もおっしゃったとおり，先日，３０年の１２月１１日付けで文書にて三島議員には回答を行ったとおりでございます。

次に，売却価格の９００万円が減になった根拠ですが，こちらはですね，売却した土地は，あちらのほうは２筆ございまして，名瀬佐大熊町２３９６番の２２と，同じく佐大熊町２３９６番３９の２筆で

ございます。今回，埋設物が発見された不動産鑑定により，土地の再評価を行ったのは，２３９６番２２のみでございます。当初の当地番の売却金額は，８，３３０万円，これを再評価した結果７，４３０万円ということで，差し引き９００万円ということでなったということでございます。

以上が議案第９３号の説明です。

次に，議案第１０３号の件です。まず１番です。こちらのほうも一般質問で，先日お答えをさせていただいたんですが，重複する部分がございますが，説明いたします。

本庁舎建設工事につきましては，平成２８年９月に着工し，本年１２月末の完成予定で工事を進めているのは御承知のとおりです。２年３か月という長期にわたる工期の中で，震災復興や東京オリンピック関連工事等による全国的な労働不足や，御承知のとおり自衛隊奄美大島駐屯地関連工事の本格化に伴う想定外の労働不足の状況が生じております。今回の変更契約につきましては，このような想定外の状況に対応するために，間接費の設計変更を行うということでございます。この間接費の取り扱いにつきましては，平成２８年１月に国から公共工事の円滑な施工確保についてという通知が出されており，その内容は地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について，今後の工事の本格化に伴って労働市場がひっ迫し，地域外からの労働者確保が必要になる地域においては，契約締結後，労働者確保に要する方策に変更があった場合，必要となる費用については設計変更により対応できることとするというものでございます。この対象項目につきましては，先日も説明しましたが，労働者の送迎費，宿泊費，借上げ費，募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用となっております。これは，今行われております陸上自衛隊奄美駐屯地建設工事においても，国の法を適用しているということを伺っております。このような状況の中で，平成２９年１０月３１日付けで，受注者である藤田・松元・前田・村上特定建設工事共同企業体から新庁舎の本工事においても，地域外からの労働者を確保し，労務対策を実施している状況を踏まえ，間接費の設計変更についての対応をお願いしたい旨の要請がございました。この要請を受けまして，本市におきまして，島内の労働不足の状況を注視いたしました。検討を重ねた結果ですね，平成３０年７月に当該共同企業体に対して回答を行ったところです。回答の内容としましては，要請のあった間接費の取り扱いについては，国が通知した設計変更の対象項目，先ほど述べました項目です，につきまして，平成２９年１１月１日以降の設計変更分を適用し，最終積算変更の限度額を８，０００万円とする。なお，設計変更に伴う変更契約議案の議決を条件とするということで，内容でございます。これが，今回の変更議案の１０３号ということになります。その後，平成３０年１０月末に，この回答に基づき平成２９年１１月１日以降に要した対象項目の累計を算出した結果，限度額の８，０００万円を上回っていることが確認ができました。この結果，限度額の８，０００万円を変更額として，今議会に変更契約の議案と上程とさせていただいたところでございます。

次に，２番目です。業者からの申し出はいつあったかとの問いですが，こちらにつきましては，平成２９年１０月３１日付けで要請文書を特定企業体からいただいております。

今日までの調査結果でございますが，受注者である藤田・松元・前田・村上特定建設工事企業体からの報告によりますと，工期全体では１億３，０００万円の間接費を想定をしているところでございます。そのうち実績としまして，平成３０年１１月末までの数字でございますが，全体で約１億２，４００万円の間接費が生じているということでございます。また今回，設計変更を行うとした平成２９年１１月１日以降の金額につきましては，平成３０年１１月末で約１億円となっており，限度額とした８，０００万円を既に超えていることも確認をしております。

次に，（４）です。今回の設計変更に関しましては，平成２９年１１月１日以降に要した間接費について行っております。この日以降の地域外労働者の延べ人数としまして，平成３０年１１月末までに約７，０００人と報告を受けております。工期全体で平均労働人員としまして１日平均６８人のうち地域外労働者が１８人となっており，これは平均ですが，全体の約２６パーセントとなっているということになっています。また，間接費の計算根拠につきましては，先ほど申しました国が通知した設計変更の

対象項目について，実際に要した費用に対する領収書の金額の積み上げを計算としております。以上です。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

地域教育課長（久保英光君）　議案第１０６号　奄美体験交流館の指定管理者の指定について，御説明をいたします。

（１）この１年間直営で運営した総括についての御質問ですが，昨年度奄美体験交流館は指定管理の更新を迎え，公募による指定管理者を募集し，一次審査，二次審査を行っております。市直営となった経緯については，議員も御承知のとおり，審査会において採点を行った際に提案者２団体の得点差が僅差であったこと。それぞれの団体の提案内容が管理運営面と自主的な事業の評価が特徴的で甲乙つけがたいものであったため，総合的に判断し候補者の決定に至らなかった次第です。そのような中，なぜ今回指定管理者の募集に至ったかと申しますと，公の施設の管理に民間能力を活用しつつ，住民サービスの向上を図るという施設管理そもそもの原理原則に基づき，行革委員会においても指定管理者制度を導入し，公募するべき施設であると提言をいただいていたことや，懸念されていた国民体育大会相撲競技開催の施設利用制限について，期間等の運営リスクが明確化され，解消されたこと。申請段階で募集要項の選定基準を施設管理業務と自主事業，財政計画，運営状況と，より詳細に審査評価基準を設けることにより，審査方法を明確にしたことが上げられます。また，選定委員には事前に募集要項の配付や審査会開始前の審査要領説明の中で，これまでの経緯を触れ，審査基準の詳細な説明を行い審査をいただいております。

続きまして，（２）今回ＮＰＯ健康ど宝とはどういう企業か。いつ設立されたのかという御質問ですが，候補者の団体は，平成３０年４月に任意団体を設立し活動を始め，７月１６日に特定非営利活動法人の設立総会を開き，平成３０年９月１４日に法人登記認証となった団体です。

続きまして，（３）選定委員の市民代表とはどのような方かとの御質問ですが，今回の奄美体験交流館の指定管理者選定委員会では，副市長や総務部長，住用総合支所事務所長の市職員に知識経験を有する者として４名の方に委嘱をしております。団体名や個人的な指名は公表しておらず，既に委員としての委嘱期間も終了しておりますので差し控えさせていただきますが，選定基準として体験交流館の設置理念に掲げている地域住民のスポーツ活動の場としてスポーツ・文化の振興を図り，市民の心身の健全な発達と福祉の増進を図ることを目的とした施設であるなどにより，民間からはスポーツや文化といった分野に識見のある委員や，地域の代表として有識者を人選し，それぞれ選任しております。以上で説明を終わります。

１６番（三島　照君）　今回の本庁舎の間接費について，もうちょっと聞かせてください。約７，０００人，国の通達などに基づいてのことで，各地でやられているということは承知しています。その中で，この契約締結後の労働者確保に要する方策ということで，営繕費，労働者送迎費，宿泊費，借上げ費などは理解できます。しかし，その後で労務管理費，募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，送迎費が入っているにも関わらず通勤等に要する費用とあるんですけど，この後で言うた労務管理費，企業が人集めに日常的に関わっている労務管理ですよね，これ，労務管理費というのは。募集などについても通常，こういう状況でなくても企業は人の募集やらを行っていっている。これが緊急に発生した事項と言えるのかどうか。そして，賃金以外の食事代というのも，なぜここで食事代までがついてくるのか。それも含めての間接費だと私は理解しているんですけど，なぜここに出てくるのか。

もう一つ，今回はＪＶ企業からの問題ですけど，しかし，この工事には電気，ガス，水道などのこういった設備も関わっていると思うんですよ。この設備関係は間接費は発生しないのですか。という点を，この問題ではちょっと，ここら辺をもう一度示してください。

そして，あれは去年の１１月からという，１０月ということですけど，大体，去年の１０月頃から，関係者からは要望があったと思いますので，さっき言ったここら辺の問題，電気，ガス，水道などの，そういう設備関係の皆さんは，ここには入っていないのか。要望も何もなかったのか。そこらとの意見交換はできているのか。その辺だけ聞かせてください。

そしてあと，併存住宅の問題についてはですね，いろいろ言われてますけど，売買契約書も取ってきました。その中でも瑕疵担保補償もついていまして，甲の条件によっての時には責任をもたんならんという状況が，売買契約書に入っていますよね。今回，簡単に理解すれば，この瑕疵担保責任が発生したのかなというふうにも受け止めてはいるんですけど，ここで今回の場合は，恐らく契約違反条項の第８条の乙が損害を受けたときは，甲はその損害を賠償しなければならない。８条とこの１０条の瑕疵担保責任が適用されたのかなというふうには思ってはいるんですけど，その辺について，私はもう何週間も前から資料請求をいたしました。しかし，やっと昨日，昨日，おとついか，この資料請求についての返事がきました。１から４の，先ほども答弁されましたけど，資料は該当するものが存在しませんとなっているんですけど，なぜ請負業者の名前が存在しないのか，ね。私の資料請求，だいたい私は請負業者の名称や設計業者の名称や，４項目について，当然，その二つは現実にあそこに看板に貼ってもあるし，言われているのが，資料請求で，該当する資料が存在しない，存在しないまま工事が始められるのか。防衛省が持っているか知らんけど，奄美市がどこの業者が工事して，どこの業者が設計して，地質調査は誰がやったのか。それも分からんまま，こういう結果が出たから９００万円の返済をしんならんと，そんな簡単にできるもんかということです。しかも，この宿舎についてはですね，既に，平成２８年度の防衛省の発注予定業務の中で，既に宿舎建設実施設計土木一式，宿舎建設設計建築一式，ボーリング調査地形調査，ボーリング調査地形測量，外接既設建物解体設計，建築土木電気機械通信一式，ボーリング調査地形測量などを４か月，４か月，４か月，５か月，６か月かけてやる予定表も発表されているんです。こういう中で，奄美市が調査結果を報告しなかったからいうて，本当にこの皆さんは工事着工するまで，あれだけの建物が建った跡に，そういう基礎杭の打ち込みがなされてなかったという，そういう認識でこの土地を買ったのか。この鑑定業者もそうですね。鑑定もいつもそういうところの更地を鑑定しているはずですから，本当に何もなかったのかと，杭は全部抜けたんですかと，相談を，話し合いをするのが私は，私の素人の考えでも，自分が家を建てるとしたらやると思うし，そのこともなしに鑑定業者はいとも簡単に鑑定価格を発表したいうことですよね。この鑑定価格も売買契約書もありますけれども，さっき言われた２３９６の２２番地は平米４万８，０００円，佐大熊の３９番地は平米４万７，４００円，これ平米ですから坪単価にしたら約１３万，１４万円弱ですよ。しかしね，この平米単価もこれで本当によかったかということ。大体，あの辺の土地は私は宅建業者を何件も回りました。最低でも坪単価２０万円，場合によっては，あれは大きいからそうですけど，分筆してやれば２０万円越してでも売れると。あれから山手に行けば１８万円，１９万円になりますと。既に坪単価でも５・６万円差があるんですよ。それを責めるつもりはありませんけど，そういう単価計算しかされてないんです，この鑑定評価は。その上に，こんなのが出てきたからということで言われてますけど，なぜ，そういうことについて相談や議論はされなかったのか，この間。もう１年近く，これ，業界の方からこの問題出て，出て来ていますから，その辺はどうなったのかいうことが１点です。

そして，奄美市はこの埋設物を残っていることは伝達できなかったことを認めると。それはもう今回ここまできたんやから，それで仕方ないんですけど，認めるにしても，私は基本的にこの建築業者，設計業者，鑑定，各関連の業界の皆さんが，そういうことを予想して工事がされなかったのかいうのが，私の納得いかないことで，このことをどう市民に説明できるかということなんです。その辺を説明ください。

もう一つは，次に三つめは，この体験交流館です。体験交流館については，先ほど，役所で指定管理するに当たって，この１年間直営した結果，何が問題で，何が課題が残って，そういう立場から指定管理すべきだということを判断したのかですね。そのことは，この鑑定の際，選定委員の皆さんにはその

間の問題をちゃんと事前に説明もして，新たな，その１年前までやっていたＮＰＯがなぜ交替したのか。先ほど２社が競合して，これ，確か去年の一般質問でも出たと思いますけど，２社が競合して，そして業務内容も甲乙つけがたい。だから，直営にしたんですということを言いましたけど，２社が競合したって，先ほど説明した指定管理が必要なら，その競合した中で選定したらいいことじゃないんですか，それ。しかも，今回のＮＰＯさんは，私はこれが悪いと言うてるんじゃないんですよ。ほぼ前回のＮＰＯさんとほとんど変わらないと思うんですよ。あのときの役員さんだったと，私は思っています。そして，いっぱい書いて，実績も何もと言っていますけど，１年も経っていないんです，設立されて。そういう，大体，指定管理は最初の１年間は３年，それで状況を見て５年に延長したり，今までやってきたと，私は思っているんですけど，これは全体の経験があるから５年になったんと違うんですか。そういうとこら辺も，この選定員，解散したから，名前も言えないと言われますけど，選定員は堂々と市民の財産を預かって，市民の行革を推進するんやから，それだけの責任を持った人の名前ぐらい出したってええと思いますよ，そのぐらい。なぜ言えないのか。そういう意味で，私はこれを見てて，これを受けるためにこういうＮＰＯを立ち上げて頑張ろうとしているというふうに思っていますので，見たら，２年前，ずっとＮＰＯとして引き受けていた皆さんと，この業者の，今度の新しいＮＰＯさんと何が違ったのか。その辺をやっぱり市民に分かるように，これだけで見れば，設立して１年で，ここに書いてあることが私はできているとは思えないから，やっぱり，その前からの継続やと思っていますから，それでいいんですよ，継続ならそれで。今まで経験してやってくれた方々と協力して，心新たに頑張るというなら，それでいいんですよ。悪いとは私は言ってないんです。経過は市民に分かるように，これからの指定管理も全ての審議や，

議長（師玉敏代君）　三島議員，質疑は簡潔にお願いいたします。

１６番（三島　照君）　はい，そこら辺をもう一度示してください。

財政課長（國分正大君）　それでは，議案第９３号，１０３号，それぞれ質問が一度に出ていますので，順を追って答えたいと思います。もし，漏れているのであれば指摘していただきたいと思います。

まず，９３号の件ですが，瑕疵担保責任，契約書の話でございましたが，こちらにつきましては，議員おっしゃるとおり瑕疵担保責任というのが契約書上は書かれております。今回の事案につきましては，この辺も踏まえまして総合的に専門家も通しまして話を伺いまして，今回の場合はお互い協議の上で再評価をしていただくということでの話になりましたので，今回返還金ということで瑕疵担保責任の話ではなくなったということを御理解いただきたいと思います。

次に，資料請求の件がございましたが，資料請求までに議会からこちらのほうに手元にきまして，おおむね１０日程でという話があるそうです。こちらのほうも国のほうに問い合わせましたが，今回の事業につきましては国が発注している事業であり，奄美市のほうにはこの書類は存在しないのは当然だと思っております。国のほうに申し上げましたら，国のほうのやり方としては国側のほうに直接開示請求という方法もありますという話は伺っております。

次に，鑑定の評価の話ですが，この鑑定の評価につきましては，この最初評価した鑑定業者のほうをありますが，こちらのほうも国側の最初の評価でありますので，国側のほうの存在というふうに思っております。

次に，１０３号の件です。２点ございました。労務費関係と設備関係の関係ですが，労務費関係につきましては，今回の域外からの募集となりますと，この中には単身赴任で来られる方々，こういう方もいます。その方々の帰省に絡む手当も発生しますということで，労務関係全般を通して域外からの労働者の確保につきましては，間接費で見ないといけないよというふうに根拠付けになっているところです。

次に，他のＪＶ，設備，電気がほかにございますが，そういう話はなかったのかということでございますが，私たちの方にはその話は届いておりません。以上です。

地域教育課長（久保英光君）　それでは，お答えいたします。選定委員の公表については，基本的に公表していませんので，よろしくお願いいたします。

それと，管理運営が５年としました関係については，新しく制度を導入する施設については，想定外の問題等に対応できるよう，原則３年としていますが，当施設は平成３０年度市直営としたものの，平成２１年度から２９年度までの間，指定管理制度を導入し円滑に管理運営ができた実績等があるため５年間といたしました。

続きまして，総括について，なぜ今回公募をかけたかというと，先ほども申しましたとおり，施設管理そもそもの原理原則に基づき，行革委員会においても指定管理制度を導入し，公募するべき施設であると提言をいただいたことなどが上げられております。以上です。

１６番（三島　照君）　瑕疵担保補償も含めて，仕方ない面はあると思うんですけど，私がこれを通じて言いたかったのは，今回の事前に言うといたらならなかった，その国のほうへ３０本残っていることが伝えられなかったからこういうことになったとかいう話ですよね。そして，佐大熊の件については，逆に私はもうこれ，見たとたんに森友と一緒やんかと，穴掘ったら廃棄物が出てきたから，９億何千万円を８億円負けて１億何千万円で譲った，そう思われたくなかったから，議会にも市民に私ら，説明する責任があるんですから，この２４人は。やっぱり市民に分かりやすく説明するために，今日は総括をさせてもらいました。委員会でできないので，あんまり。今日の総括の内容を踏まえて，委員会でまた議論してもろたらいいかと思いますけど，そういういろんな面でね，今回ね，私はやっぱり，何遍も私は言うてますけど，引き続き，その緊張感のなさ，この前の答弁で，ホームページを見てないとか，だから訂正ができなかったとか，誰が考えても，その緊張感のなさを感じる。それは，私たち緊張感のある議会運営をしていない私たち議員にも問題があると思いますけど，やっぱりお互いが緊張感を持って行政運営，市民のためにやっていけたらという思いで総括しました。ありがとうございます。

議長（師玉敏代君）　次に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。早速質疑をさせていただきます。

一つ目は，議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）についてであります。順次質疑をいたします。

６ページ，２表，債務負担行為補正について，廃棄物処理収集委託業務６，６９０万５，０００円の内訳と入札の時期についてお示しをください。

二つ目は，現在の廃棄物処理収集業者１０社の契約状況をお示しください。

三つ目は，下方地区担当廃棄物，家庭ごみですね，の収集委託業者の契約違反による９月補正で計上した２７０万円の執行状況，関連がありますのでどうなっているのかお示しをいただきたいと思います。

二つ目は（２）であります。7ページ，第３表，地方債補正の補正予算債を具体的に説明するとともに，８億２，４３０万円の内容と借入先，借入の方法はどうなるのかお示しをいただきたいと思います。

（３）１３ページ，１９款１項１目繰越金１，５４８万８，０００円は前年度の繰越金であるが，前年度の剰余総額は幾らで，どのような処分が行われたのかを示していただきたいと思います。

（４）１５ページ，２款１項５目２３節償還金９００万円，過年度分財産収入返還金ということであ

りますが，発生したことについて，再発防止の具体的方法をお示しいただきたいと思います。

５番目，２５ページ１０款１項１目２３節の償還金４４１万６，０００円について，過年度分国庫支出金超過受入返還金４４１万６，０００円となっておりますが，詳細な説明を求めます。

六つ目，３２ページから３３ページの地方債の見込みに関する調書で当該年度中起債見込が８５億６，１１０万円と，かなり増額になっておりますけれども，起債発行枠全会計３６億円というふうに決めておりますので，その枠におさまっているのか。また，繰越事業，特別会計起債や特殊要因等について御説明いただきたいと思います。

議案第１０３号　工事請負契約の変更契約の締結について，先ほど来，議論されおりますことでありますが，まず一つ目，今回変更契約対象となっている地域外からの労働者確保に関する間接費設計変更については，本市執行の対象工事であることを特記仕様書に記載することになっておりますけれども，そういったふうに記載をされているのかどうか，お尋ねをいたします。

二つ目は，契約締結後に労働者確保に要する方策にどのような変更があったのか。逆に言えば契約締結後に労働者確保に要する方策の変更があって初めてこの請求ができるということになっておりますけれども，その件についてお願いをいたします。

三つ目，先ほど自衛隊の契約も変更契約が行われているというふうにお答えいただきましたけれども，自衛隊の契約についても同じような変更契約内容であるのか。また，先ほど言いました特記証書はどうなっているのか，お分かりになればお答えいただきたいと思います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

環境対策課長（平田博行君）　おはようございます。ただいまの議案第９３号の（１），①について，まずお答えをさせていただきたいと思います。

今回，補正予算に計上した債務負担行為６，６９０万５，０００円でございますが，次年度に単年度契約を予定している一般廃棄物収集委託業務に関わる入札等の事務を平成３０年度中に行うため，予算をあらかじめ確保すると。次年度に向けた入札等の準備に，すみません，予算をあらかじめ確保するためのものでございます。補正予算成立後に，次年度へ向けた入札等の準備に入る予定としております。内訳につきましては，入札を行う６地区の家庭ごみ収集運搬及び資源ごみ収集地区，合わせて７地区の設計単価を基に計上しております。入札時期につきましては，次年度の準備という観点から，引き続き期間等も考慮し，２月末までには入札執行ができればと考えております。

次に，２番の家庭ごみ収集業者１０社の契約状況についてということでございますが，現在，名瀬地区で１地区，笠利地区で１地区が市の直営となっております。残る８地区の契約状況でございますが，それぞれの金額等の公表は差し控えさせていただきますが，入札に係る設計単価に対する契約額の割合でお答えさせていただきたいと思います。設計単価に対する契約額の割合は，平均でいきますと約７割程度で契約を締結しているという状況でございます。

次に③番，下方地区の担当廃棄物処理収集委託業者の契約違反による９月補正で計上した２７０万円の執行状況ということでございますが，こちらについては８月に家庭ごみ収集委託業者，地区割りで申しますと第４地区に当たりますが，こちらの業者が契約解除としたことによりまして，１０月からは入札により新たな業者と委託契約を結ぶために補正予算を計上し，議決をいただいたものでございました。入札は市に入札の届出があり，一般廃棄物収集の資格を有する４業者による指名競争入札を行いましたが，３業者は辞退し，残る１業者とも随意契約をするまでに至らず，現在，臨時職員を２名採用し，直営で収集運搬を行っているところでございます。よって，予算の執行状況につきましては，委託料を臨時職員の賃金，パッカー車の借上げ料，燃料費等に流用し，業務の遂行に努めているところでございます。以上でございます。

財政課長（國分正大君）　それでは，私のほうからは１番の議案９３号（２），（３），（４），（６），大きな２番，議案第１０３号（１），（２），（３）を続けて答弁させていただきます。

まず（２）です。第３表，地方債補正の補正予算債についてでございますが，この補正予算債というのは，国の先般可決されまして執行されます平成３０年度第１次国の補正です。補正予算において公立小・中学校及び幼稚園の各学級に対する冷房設備整備事業に交付される冷房設備対応臨時特例交付金，今回補正で上げております各学校等への空調の配備です，に対して，これを除いた地方負担分が発生しますが，この地方負担分を補う財源として地方自治体が借りることが可能な起債のことを補正予算債と申します。こちらにつきましては，充当率が１００パーセント，交付税措置が６０パーセントという起債でございます。この補正予算債の借入先につきましては，財政融資資金と申しまして政府系でございます，を予定しております。借入の方法につきましては，元金償還の据置期間が２年，償還期間１０年となっております。

次に，（３）繰越金の前年度繰越金の話です。前年度剰余繰越金についてでございますが，平成２９年度決算において出ました剰余金の総額は，４億１，３０８万１，０００円となっております。処分の内容につきましては，当初予算において２億円を計上させていただきました。次に６月補正，第１号補正予算でありますが，こちらのほうで財源として７，７３４万１，０００円，今回の１２月補正におきまして，第５号補正になりますが，１，５４８万８，０００円をそれぞれ追加計上させていただいております。繰越金の１２月補正後の予算は，合わせまして２億９，２８２万９，０００円となります。残りの先ほど申しました総額４億１，３０８万１，０００円から今まで述べました額を差し引きますと，１億２，０２５万２，０００円になりますが，こちらにつきましては３月補正，通常であれば３月補正になりますので，３月補正において最終的に全額を計上をするという予定になっております。

続きまして，（４）です。再発防止につきましてですが，今回の事案につきましては，三島議員からも御指摘がございましたが，今回は本市が埋設物が存在する事実を国に伝達しなかったことが，やはり原因だというふうに反省もしておりますし，考えております。今回の事案の再発防止としましては，今後ですね，こういう財産関係の管理台帳の整理をする際に，埋設物等の有無，当然のことではございますが，などを項目として追加し，チェックをして，チェック機能を強化して防止に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

次に，（６）です。起債の償還残高，財政規律の３６億円の話でございますが，一般会計予算書，今回の第５補正ですが，３２ページから３３ページに当該年度中の起債見込額８５億６，１１０万円についてでございますが，この起債見込額には平成２９年度から３０年度への繰越事業に係る起債見込額１３億２，８３０万円が含まれております。この額を差し引いた平成３０年度の起債見込額は７２億３，２８０万円となります。このうち，財源を確保して償還財源を確保するという意味での特殊要因を設けております。こちらが奄美市学校給食センターに係るもの７億５，９２０万円，仮称でございますが市民交流センター，今後建設が本格的に始まります起債として６，９１０万円，本庁舎建設に係る起債額２５億２５０万円，臨時財政対策債５億円，これで合わせまして３８億３，０８０万円というものを特殊要因として設定しておりましたが，今回，５号補正におきまして，冷房設備，各学校，幼稚園等の冷房設備に係る，先ほど申しました補正予算債，こちらで８億２，４３０万円ということで，急きょですね，追加をさせていただきましたので，こちらのほうも財源を確保しておりますので，合わせまして特殊要因４６億５，５１０万円となっております。先ほど申し上げました本年度の起債見込額７２億３，２８０万円から，この特殊要因４６億５，５１０万円を除いた一般会計の起債見込額は２５億７，７７０万円となります。

続きまして，特別会計の起債額を申し上げます。特別会計全体で１０億２，１４０万円であります。こちらのほうも２９年度から３０年度への繰越事業が入っております。２億４，３６０万円含まれておりますので，これを差し引いた３０年度見込額は７億７，７８０万円となります。次に，水道事業企業会計ですが，こちらのほうの見込額が６億１００万円であります。こちらのほうにも繰越事業がありま

すので，繰越事業額が２億４，５００万円組まれておりますので，こちらを差し引いた見込額は３億５，６００万円となります。

繰越事業，また特殊要因を除いた全会計の起債見込額は３７億１，１５０万円となります。冒頭申しました財政規律の設定している３６億円枠を１億１，１５０万円超過している状況となっております。この３６億枠を超過している主な要因としましては，台風１９号及び２４号等に関する災害復旧事業債，こちらのほうが１億３，６７０万円が想定外の起債となりましたので，枠をはみ出したとなっております。

御承知のとおり，この起債枠につきましては，財政規律の目安として設定することで，起債残高の縮減を図り，安定的な財政運営を行うために設定をしているものでございます。従いまして，現時点で３６億円枠を超過している予算額につきましては，年度内において，これからまた３月補正もありますが，年度内において事業費が確定をし，減額等も見込まれます。可能な限り縮減を進めてまいりたいと思うと同時にですね，最終補正の段階で枠がはみ出そうであれば，また，基金等からですね，償還財源を確保して，この枠内におさめていきたいというふうに考えているところです。御理解いただきたいと思います。

次に，大きな２番です。議案１０３号，（１）です。地域外からの間接費の件ですが，特記仕様書の記載につきましてです。今回の藤田・松元・前田・村上特定建設工事共同企業体との契約については，国の通知にある本執行の対象工事であることを今回の特記仕様書には記載はしてございません。そのため，本案件については，先ほどから申していますが，これも国に問い合わせまして，お互いですね，協議をしまして，特記仕様書への記載がない場合であっても，自治体の判断，裁量権であると思いますが，今回の置かれている離島の労働条件との話，又は類似の自衛隊関係の工事等も設定しているということを踏まえまして，総合的に判断しまして設計変更が可能であるということを市として判断して実行しているということを確認をしていただいております。

次に，（２）です。労働者の確保の方策についてです。労働者確保に要する方策の変更につきましては，当初は特殊な作業を除くほとんどの作業員を地元の雇用でする計画で進めておりました。しかしながら，昨今の奄美大島での建設工事の増加，また，防衛省発注工事，また，度重なる台風の災害対応などの想定できない量の地元発注がなされており，地元企業を対象とした工事の発注も多い現状であるため，事業行程の遅れが発生しないように地域外からの労働者を確保し，労務対策を実施という方策に変更をしたところでございます。

最後ですが，（３）です。自衛隊の駐屯地の契約も変更契約が行われているのかの質問ですが，熊本防衛支局に問い合わせを行ったところ，自衛隊奄美大島駐屯地関連の請負契約の中には，地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を認めている契約があり，間接費の精算については契約の中に入っているということでございます。変更契約が行われているかという御質問ですが，間接費の精算を認めている契約については，まだ工事が完了前ですので，最終的な精算額が出ていないため，変更契約は現時点では締結はしていないということでございます。一般的には間接費の精算額が固まった時点での変更になるため，最終時点での変更の契約になるということでございます。以上です。

教育委員会総務課長（徳永恵三君）　議員御質問の１の（５）２３節償還金４４１万６，０００円についてお答えいたします。

内容につきましては，文部科学省の学校施設改善交付金事業を活用した解体工事に伴う補助金の過大交付による過年度分の国庫支出金超過受入返還金となります。

まず，朝日小学校付属幼稚園の旧園舎の解体工事について，２７年度に解体工事を実施しており，これまで交付申請時の金額で実績を報告し補助金を受けておりましたが，今回の会計検査において解体費用につきましては交付申請時の金額ではなく，実際に支出した金額で実績を報告することが必要であることから１０６万７，０００円が過大に補助金の交付がなされているとの指摘内容がございました。

また，小湊小学校においては２７年度から２か年事業となりますが，同じく旧校舎の解体工事に係る費用について，同様の実績報告内容の補助金を受けており，３３４万９，０００円が過大に補助金の交付がなされているとの指摘内容でございました。

以上，合わせて過大に交付された国庫支出金，計４４１万６，０００円について，本来，市が負担すべき事業費を返還するものでございます。事務対応において精査できなかったことについては，大変申し訳なく思っております。今後，鹿児島県も含め関係部署との連携を密に行い，チェック体制の強化を図り，再発防止に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１５番（関　誠之君）　ありがとうございました。債務負担行為について再質問をさせていただきますが，今までの議論の中でですね，委託契約の在り方について，入札も含めて見直しをやっていくということでありましたが，来年の２月までに入札をするということでありますから，この入札の在り方について，どのような見直しになっていくのかについて１点。

それと今，教育委員会からお答えをいただきましたが，この時期に国庫に返納することで超過受入金返還額と，これはどこで分かって返すようになったのか。精算であれば，別に実施をした後に，その報告書を出せば，そこで精算ができるんですけれども，そういったことで，今，返還金だけが生じたやに聞いておりますけれども，どこでこの返還金がはっきりしたのかですね，その辺もおっしゃっていただかないと詳細な説明にはならないと思いますので，詳細な説明を求めますというふうに言いました。是非，そのことについて御回答いただきたいと思います。

それと，工事請負の変更契約について，今，答弁がありましたが，これは自治体の判断ということであれば，義務的な通知，通達ではないというふうに取ってもおかしくないんですけれども，この辺の問題と，やはり，ここに資料がありますけれども，やはりしっかりとこういった変更契約をする場合のことは書いてあるわけですよね。ちゃんとしっかりと契約のときについては，変更のとき，仕様書に書いておくと，それが書かれてなかったということでありますけれども，その辺，書かれてなくて変更したということは，先ほど言った義務じゃなくて自治体の判断ですから，これは任意と取っていいのかどうかということが1点と，そうであれば，そうであれば，特記証書に書いてないとすれば，これは入札のときに当然今の労働状況というのがはっきりするわけですから，その辺も含めて，この入札に参加したというふうには考えられないのか。とすれば，業者の瑕疵というのも出て来やしないかというふうに思われますけれども，そういう中で，８，０００万円を限度として１億数千万円の額になったから，限度額のこの８，０００万円をということでやったと，それはそれで数値的には分かりますので納得をしますけれども，それと，もう一つは，先ほど三島議員との議論にもなっておりましたが，是非ですね，実績変更対象に関する実績変更計画書というのを出すようになっておりますから，その中の当初計上額，変更計上額とその差について，次の項目についてお答えをいただきたいと思います。

細かいことが分からなければ，共通仮設費が幾ら，細かいことが分かれば借上費，宿泊費，労働輸送費というのが共通仮設費に当たるみたいですので，その合計をと，今言ったことをお答えいただきたい。

それともう一つは，現場管理費というものがありますが，その現場管理費の募集及び解散に要する費用，賃金外の食事，通勤等に関する費用と出ておりますので，その二つについての詳細と合計額を。

二つ目は，６月議会においてインフレスライド条項ということで，２，３１９万５，０００円の変更契約を行っているわけですよね。そういう中で，今回の項目と重なる費用はないんだろうかと。我々，素人ですから，細かいことまで分かりませんが，その辺との関連はどのように協議をなされたのかというのが１点。

それと，工期が８日間延長になっておりますが，その工期８日間の延長理由までお答えいただけないでしょうか。以上，よろしくお願いをいたします。

環境対策課長（平田博行君）　ただいまの議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど平均７割ほどの契約状況ということで説明させていただきましたけれども，地区ごとに契約額の差が大きく出ているところもありまして，平成３２年度から全地区，また一斉の入札も予定しております。そういったことから，今後，地区割の見直しや，先ほど言いました入札の在り方など，検討が必要であると考えております。９月の委員会のほうでも最低価格，最低落札価格についての設定ということも議員の方から提案をいただいておりますので，そういったことも含めて検討していきたいと思っておりますので，どうぞ御理解をよろしくお願いしたいと思います。

財政課長（國分正大君）　それでは，議案第１０３号の点で，４点ほどあったと思いますのでやります。

間接費の適用については，任意であったかということでありますが，こちらのほうは国からの通知もありますし，国のほうも市のほうに理解いただいて適用していただきたいという旨を書いてありますが，結果的にはこれは任意か義務かと言われれば，任意だと思いますというふうに理解しております。

次に，実績のほうなんですが，すみません，今，手元にありませんので，また後ほど提供させていただきたいと思います。

次に，入札の方法の在り方ですが，考え方，これはどうなっているかということですが，多分，公平性の話をしていると思いますが，こちらにつきましては，契約変更時にさかのぼって適用するものではないというふうに示されておりますので，これからは外されるというふうに考えております。

次に，６月にありましたインフラスライドとの重複はないかということでございますが，こちらのほうは公共単価等の話でございますので，この間接費とは直接は関係ございませんので，重複はございません。

あと最後に，後期の延長に関してですが，２０日で，１２月２０日の予定でしたが，２８日までということで８日間延長させてもらったところです。御承知のとおり，台風等がですね，何度か来まして，その辺でちょっと工期が遅れているということでございますので，８日間だけ，８日間ですが，いただきたいということでの延長ということでございます。以上です。

教育委員会総務課長（徳永恵三君）　それでは，議員にお答えします。

１の（５）の返還金につきましては，２７年，２８年度の２件，解体工事に伴うものです。事業終了後，昨年の会計検査において指摘があり，今年度において返還が確定しております。以上です。

（発言する者あり）

財政課長（國分正大君）　先ほど答弁ですが，任意か義務かと言いましたら，国のほうからは各自治体への協力要請ということで文書が届いております。こちらのほうで任意か義務かと言えば，任意ということで答えたところです。

１５番（関　誠之君）　はい，ありがとうございます。それは首長の判断ですから，何とも申し上げませんけれども，やはり，２４年の，２５年の２月６日，そして２８年の１月２２日にきておるわけですから，特記証書にも書くようにというようなことで国からの要請が来ておりますから，やはり，そういったのはですね，行政はしっかりと明記をして，あらぬ疑いをかけられないようなことで，事務をしっかり運んでいただきたいというふうに，私は思いますけれども，その中で今，明らかになりましたが，教育委員会で会計検査員の指摘を受けて，この金は返すと。なぜ，そういったものを先にですね，説明をしないのか。聞かなければ，それがそれで済むのか。そういったところが，やはり少し考えていただきたいなというふうに思いますが，それで，先ほど三島議員も言いました緊張感という，行政の問題ですけれども，私は先ほどの公共下水道，赤木名のですね，そのときも会計検査が４，０００万円の再工事が必要になってやったということで，市長は印鑑のつながりは責任のつながりと，体制を今一度見直し

ながら責任の所在をはっきりしていかなければならない。契約当事者は私である。今後とも十全の注意を払いながら管理監督をしてまいりますという答弁をしておられますけれども，そういう中で，先ほどの佐大熊の杭の問題もしかり，今回の朝日幼稚園，小湊小学校校舎の解体工事においても，こういったことが散見されたということで，私は個人の責任に帰するということではなくて，このようなことが繰り返されないためには，組織的に防ぐ体制をどう構築をしていくのか。徹底的にやっぱり議論をして，この組織体制というのを考えていただきたいというふうに思います。このことについては，後で市長の見解をもらいたいと思いますが，再々質問をいたします。

この契約工事について，現在，本建設事業工事請負の予算残額，今，執行をする予定を含めてですね，予算残額が幾らあるのか。そして，請負工事種類ごとの現在の契約額，建築建設主体，電気設備，機械設備と，最後になりますけれども，このような契約変更によってですね，工事管理業務も契約変更になるのではと心配をしておりますが，この心配はしないでいいのか。というのは，大体工事管理というのは総額請負の何パーセントがというようなことでやっておりますから，その辺を含めてお答えをいただきたいと思います。以上です。

財政課長（國分正大君）　事業費についての御質問だと思いますので，答弁させていただきます。

本庁舎の工事の発注済みの工事費は合計で４６億４，３３０万３，０００円となっております。建築主体，電気，機械ございますが，そうなっております。また，設計や施工管理等の経費が３億５，０００万円及び３１年度発注予定の１期工事，市民広場，立体駐車場の工事費が約１０億円を加えると，建設工事費としましては約６０億円の事業費となる予定でございます。あと設計管理等の経費につきましては，先ほど言いましたように３億５，０００万円ということで，今のところは計算しているところです。以上です。

議長（師玉敏代君）　暫時休憩いたします。

市長（朝山　毅君）　関議員の御指摘について，関議員は役所のＯＢとして，当時の環境から比べますと，惰性があったり，もしくはこのような事案が発生したりということに対して，私自身責任を感じております。信じ，信頼をして，それぞれの職制においてゆだねておりますものの，結果としてそのような事案が発生したことについては，まさに人事権者である私の責任だということは痛感いたしております。ただ，と言いますと，詭弁になるかもしれませんが，このように国際情勢や経済環境や，また，あらゆる面において変わっている時代の中において，ややもすると法令，省令等について，うっかり見過ごしたという事案が発生しないわけでもございませんでした。そういう意味において，まず法に基づくコンプライアンス，公務員は法令，条例に基づいて仕事をするわけでありますので，そのルールをしっかりとたたき込んでおきながら，事業執行，また，仕事にあたっていただきたいということは，常に申し上げているつもりでございますが，それに至らなかったということでありますので，今後，更に緊張感を持って市民に信頼できる，議会に信頼できる環境づくりのために努めていきたいと思いますので，このたびの事案については，責任の所在を自覚してお詫びを申し上げ，かかる事案が発生することがないように努力してまいることを，職員一丸となって自覚をしてまいりたいと思いますので，よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君）　暫時休憩いたします。１１時１０分再開いたします。（午前１１時００分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１１時１０分）

次に，自民新風会　竹山耕平君の発言を許可いたします。

１２番（竹山耕平君）　おはようございます。自民新風会の竹山耕平でございます。所管常任委員会の違う教育行政の補正予算に対し，質疑をさせていただいます。

議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について，２６ページ，１０款教育費，４目教育施設冷房設備整備費の補正額１１億１，１００万円のうち１３節委託料１億６００万円及び１５節工事請負費１０億５００万円についてお伺いいたします。

はじめに，４７５の普通教室，特別教室への空調機設置を平成３１年度末までに目指すということであります。山間部や沿岸部，または街中など，学校ごとにも，また教室ごとにも置かれている環境は変わってきます。室外機の設置方法だけでも耐用年数の違いが出ていると考えられますが，基本的な考え方と合わせ，各学校，各教室の置かれている環境等も考慮した調査設計業務となるのか，お示しをお願いします。

次に，空調機設置後は日ごろの維持管理に伴う点検やメンテナンス等が大変重要であろうと考えます。フィルターの掃除や点検，そしてメンテナンスは教員，公務員，業者などが考えられますが，どのような考えを持っているのか。学校側に任せるのか。また，教員がとなると，日ごろの業務量の多さに更に影響が出てくる可能性も考えられますが，その点も含め，教育委員会の基本的な考え方，方針をお示し願います。

次に，空調機を一斉に導入ということは，耐用年数も考えると，次の更新時期に係る年度には多額の予算が伴うことが予想されます。また，各教室の環境の違いから機械の故障等による補修工事も年々必要になってくることが考えられます。このことに係る毎年の予算の確保，更新時に係る予算についての国の指針もあるのかどうかに，併せて基本的な教育委員会の考え方，方針をお示し願います。

そして最後に，各学校で現在も進められているグリーンカーテンなどを含む環境教育への影響についてであります。今回，空調機を設置するに当たり，この環境教育への影響が私個人的には懸念するところでございます。そのことについて，今後の教育委員会の指導の在り方，進め方についてお示しをお願いします。

次からは自席にて発言をいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君）　それでは，竹山議員の御質問にお答えします。

①の普通教室などへの空調機器設置につきましては，議員御指摘のとおり，学校の立地条件や，また建物のベランダなどの布設の可否などで，その設置方法は建物ごとに違ってまいります。市では，これまでも公共施設での空調機器室外機は，全て重耐塩仕様，これは重い，耐える，塩と書きます。重耐塩仕様を採用していることから，一般的な室外機に比べて塩害にも強く，耐久性も高いものでございます。今回整備をします室外機も，全て重耐塩仕様の室外機を設置する予定としております。今後，設計業務を早期に発注を行い，電気の容量調査，室外機の設置箇所調査など，各学校，教室ごとに設計段階で判断してまいりたいと考えております。

次に，②の日ごろの維持管理に伴う点検やメンテナンスにつきまして，シーズン時の始動時，終了時におけるフィルターの掃除や台風後の室外機の水洗い等については，各学校で管理をお願いしたいと考えております。空調機器の点検につきましては，長く使用することや維持管理の面から重要であると考えますので，学校側だけにお願いするのではなく，教育委員会の方からも現場管理に努めてまいりたいと考えております。

次に，３番目の更新時期の予算の考え方につきましては，故障した際の部品の保証期間や，これまでの運用状況等からおおむね１５年を想定しております。現在，更新や故障時の予算について，国の指針は示されてない状況から，故障時の予算については規定の予算や既存の補助事業により対応を図っていく予定です。

また，更新時のまとまった財源確保につきましては，一つの例としまして，平成２１年度から積み立てを行っている奄美市公共施設整備基金等の活用も検討してまいりたいと考えております。いずれにしましても，計画的な資金運用が必要であると考えております。

最後に，４番目の環境教育への影響につきましては，市教委としまして，今後も緑化等を含めた環境に対する教育の取組について，積極的に進めてまいりたいと考えております。本市におきましては，地球温暖化防止活動実行計画を策定し，全庁的に環境に配慮した取組を進めているところです。その中で，学校施設においても環境保全の取組が求められているところです。空調機器設置後もグリーンカーテンなどの取組を図り，環境面に配慮した運用を実施するとともに，環境教育についても積極的に推進していきたいと考えております。以上です。

１２番（竹山耕平君）　はい，ありがとうございました。おおむね理解をすることができました。

あのですね，学校側の，今の回答のほうで，私が聞かなかったこともありますが，その設計業務の中で，例えば，学校側が低電力を使用している電気室だとか，そういうものはないであろうというふうには考えておりますが，建物が古いような施設ですね，そういった電気室を含めると，低電圧，電力の設備の設置がされている学校が，もしかしたら可能性があると。もし，可能性があるとしたら，これは電気の根本から変更が出てこなくてはいけないので，その際にはやはり今よりも更に多額な予算の変更が生じてくるであろうというふうに考えられますが，そのあたりについてはですね，ちょっとお示しをしていただきたいなと。そしてまた，調査設計業務の中で，もし分かった場合，そこが認められた場合，しっかりと財政課も含めてですね，そういう予算措置，予算財源のですね，確保をですね，教育委員会としてしっかりと要望を，要請をしていただきたいなというふうに考えます。

また，やはりエアコンを空調機を使用するということは，大体，どこの学校も，どの時間帯も同じだと思います。同じだというふうに考えてくると，やはり，電気料が上がるというのはもちろんのこと，その使用が一気に集中するということで，その電気室の変更を余儀なくされることも出てくるというふうに考えられますので，そのあたりはですね，融通をちゃんと効かしてですね，しっかりとした対応を，そのあたりも含めた，しっかりと調査，設計ということでありますので，その調査業務にですね，図っていただきたい。また，重耐塩仕様というのはもちろんで，それはこれを使わないと，また年数が５年でも３年，７年ともう言われておりますので，重耐塩仕様のやつは当然設置だというふうに思いますが，やはり，それでも耐用年数がどれだけ伸びるのか。今，課長は１５年と言われましたけど，大体１０年ごろから，今設置されている高校，奄美市内の高校ですね，大体１０年ごろからですね，取り替え，又はいろんなことが始まっているのは事実でもありますので，また，メーカーのその保証期間は多分1年だと思うんですよ。１５年と言って，耐用年数は１５年といっても，メーカーの保証期間は１年だというふうに考えておりますので，そのあたりの点についてもですね，しっかりと考えていかないといけないなと。やっぱり，今後かかってくる，先ほど，各教室が使う時間帯が大体一緒で，電気料の使用料がピーク時が大体似かよるだろうなというふうにも考えながら，電気料金の基本料金ですね，そこが基本料金のベースとなるのは，電気料の使用料ではなくて，月に，年の月にですね，使ったピークが，その月が，その使ったピークの月が基本となって１年間，なるわけですよね，基本料金。その次の年の，例えば６月，７月にピークになったとしたら，７月のピーク時の電気料金の基本料金がベースとなって１年間続くわけです。その次の７月のときに落ちるか落ちないか。上がったら上がったまた基本料金，下がったら下がった基本料金，そういうふうになってきますので，そのあたり，それで使用を控えてくださいということは毛頭ありませんが，しっかりとした，そのあたりも念頭に置きながらのですね，今回，市長，教育長のですね，大英断のこの空調機設置ということでありますので，メンテナンスの，先ほどのメンテナンスも学校側に任せるということでありましたが，やっぱり，そのフィルターの掃除，あとは点検，あとは室外機の錆，そういったものも含めて，あとは室外機をカバーするといっても，カバーしたら逆に熱が上がって電気料が上がると，あとは空調機がなかなか１００パーセント運転

できないというケースもありますので，そのあたりも，やっぱり初めてやることでありますので，その点もですね，是非，各学校に任せるということであれば，各学校にですね，しっかりとした指導を教育委員会として，やはり方針をもってですね，行っていただきたいなと。過度に教員の皆さん方の業務に支障をきたすことがないようなことにしていただきたいなというふうに考えますので，そのあたり，もう一度，学校側に任せるということでありましたが，基本的な教育委員会のですね，任せるというのが方針だとは思いますけど，もう一度ですね，そこのあたりの点について，お示しをしていただきたいなというふうに思います。もうその点だけで大丈夫です。

教育委員会総務課長（徳永恵三君）　それではお答えします。電気関係につきましては，学校ごとに受変電施設キュービクルがある学校と，ない学校が現在ございます。今回の空調機器設置で電気料が大きく変わることについても予想されることから，受変電設備内のトランス更新や，新たな受変電設備の設置が出てくる学校もあるのではないかと予想しております。設計での調査により判明していくものですので，的確に判断してまいりたいと考えております。

また，設置場所につきましては，できるだけ直接，潮風，潮の風が当たらない箇所への設置としたいと考えております。設置場所や配管の長さなども考慮した場合は，難しい状況も考えられます。室外機をカバー等もあるようですので，カバー等の設置も含め，状況に応じ判断してまいりたいと考えています。

今後，設置後の対応につきましては，教委としましても，よく教育長が言われる現場での仕事ということがありますので，細目に現場に赴き，細目な丁寧な対応をさせていただきたいと思っておりますので，御理解を賜りたいと思います。

議長（師玉敏代君）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第９９号から議案第１０４号及び議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）中の関係事項についての７件は，これを総務企画委員会に，議案第９４号，議案第９５号，議案第１０６号及び議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）中の関係事項についての４件は，これを文教厚生委員会に，議案第９６号から議案第９８号，議案第１０５号及び議案第９３号平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）中の関係事項についての５件は，これを産業建設委員会に，それぞれ付託いたします。

次に，本定例会において受理いたしました請願・陳情は，お手元に配付してあります文書表のとおり，所管の常任委員会に付託いたしましたので，御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため，明日１４日から２５日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日１４日から２５日までを休会とすることに決定いたしました。

１２月２６日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日は，これをもって散会いたします。（午前１１時２６分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎君	2番　林山　克巳君
3番　松山　さおり君	4番　津畑　誠君
5番　栄　ヤスエ君	6番　大迫　勝史君
7番　与　勝広君	8番　渡　雅之君
9番　戸内　恭次君	10番　元野　景一君
11番　川口　幸義君	12番　竹山　耕平君
13番　安田　壮平君	14番　西　公郎君
15番　関　誠之君	16番　三島　照君
17番　﨑田　信正君	18番　師玉　敏代君
19番　多田　義一君	20番　橋口　和仁君
21番　奥　輝人君	22番　平川　久嘉君
23番　里　秀和君	24番　伊東　隆吉君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	東　美佐夫君
教育長	要田　憲雄君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文君
笠利総合支所事務所長	髙　一也君	総務部長	菊田　和仁君
契約・検査指導課長	有村　純一君	企画調整課長	山下　能久君
財政課長	國分　正大君	市民部長	前田　和男君
市民課長	寿山　一昭君	保健福祉部長	奥田　敏文君
福祉事務所長	中村　博光君	商工観光部長	武下　義広君
紬観光課長	島袋　修君	農政部長	山下　仁司君
農林振興課長	栄　広久君	建設部長	本山　末男君
建築住宅課技術	備　孝朗君	上下水道部長	橋口　義仁君
下水道課長	里　嘉郎君	教育委員会事務局長	山田　春輝君

地域教育課長（笠利）　南　三知子君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長　前田　賢一郎君　　議会事務局次長兼調査係長事務取扱　向井　渉君

議事係長　伊集院　正君　　議事係主査　堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の会議日程は，お手元に配付してあります議事日程第３号のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君）　日程に入ります。日程第１，議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）についてから，議案第１０６号　奄美体験交流館の指定管理者の指定についてまでの１４件を一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の審査報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君）　おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は，１２月１４日の１日間開会し，当委員会に付託されました議案第９３号から議案第９５号及び議案第１０６号の４件について，慎重かつ丁寧に審査いたしました。

4件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり，全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下，主な審査内容について，御報告いたします。

はじめに，議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）中，３款民生費及び４款衛生費について，当局より補足説明があり，３款１項２目障害者福祉費，２０節扶助費３億２，４９８万３，０００円のうち介護給付等事業費２億３，９６４万９，０００円は，就労移行支援，就労継続支援Ａ型・Ｂ型，生活介護の増額によるもので，補助率は国２分の１，県４分の１。また，障害児給付等事業費７，８０３万４，０００円は，放課後等デイサービス，児童発達支援の増額によるもので，補助率は上と同じ。また，２項１目児童福祉総務費，１１節需用費８０万円は，名瀬芦花部御出身の篤志家からの寄附によるもので，公立保育所，へき地保育所，計１１か所へ児童用図書を購入するためのもの。また，３目保育諸費及び８目地域型保育費の１９節負担金，補助及び交付金の保育所等給付費負担金，それぞれ２，４３６万１，０００円，２，５４９万円は民間７保育所と名瀬の地域型保育所６か所の保育士等の処遇改善等に係る国の基準単価見直しによるもので，補助率は国３分の１，県３分の１とのこと。

委員より，障害者福祉費の扶助率の伸びの特徴について質疑があり，当局より，介護給付等事業費は，昨年度の決算と比較して１０８パーセントの伸びを見込んでいるが，中でも就労継続支援などの訓練等給付に関する支出が伸びており，特に精神疾患を有する利用者への給付が伸びている。精神疾患を有して長期入院をした後，社会復帰を目指す中で一つずつ訓練をステップアップして，社会復帰を果たすというシステムがきちんとできていると考えている。また，障害児給付等事業費については，これまで未就学児を中心とした支援だったが，就学児を対象とした放課後等デイサービスが新しく加わり，大島養護学校などに通学している児童・生徒が利用しはじめ，そこで訓練等を行うという部分が伸びている。そして，１歳半健診，３歳児健診において障害等が発見された子どもに対するフォローがきちんとなされており，これまでは保護者が障害児という面でサービスの利用をなかなか理解していただけなかったのだが，ペアレントプログラム等の浸透により，早い段階からの支援の必要性を保護者が理解し，必要な子どもに対して適切な支援が速やかに行われるようになったことが，サービス利用の増加につながったと考えているとの答弁でした。

また委員より，一時生活支援業務について質疑があり，当局より，これは生活困窮者支援の一つで，ホームレスなど家を持たない方に一時的に住居，衣食住の提供をして支援する制度である。今年度の特徴的なものとして，島外からやってきて定住の意思を示すものの，家もなく無計画で来られるというケースが４件ほどある。主に住民からの通報により相談に至っている。今年度は既に７件の利用があり，

うち４件が生活保護で，また，３件は就労につながり，家を借りて自立に結びついたケースもあり，事業の効果はあると認識しているとの答弁でした。

その他，食の自立支援事業などについて質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，１０款教育費について，当局より補足説明があり，１項４目教育施設冷房設備整備費１１億１，１００万円は，幼稚園，小学校，中学校に空調設備を設置するための委託料と工事請負費。また，名瀬芦花部出身の方と本市在住のお二方よりいただいた寄附金を財源として，１項２目学校教育振興費の消耗品費１４０万円と学校校具教具購入費３６０万円，２項２目教育振興費と３項２目教育振興費の消耗品費それぞれ５７万９，０００円，４２万１，０００円を計上したとのこと。

委員より，教育施設冷房設備整備費について質疑があり，当局より，４７５教室のうち新規に設置する３９７台分については，国の交付金が内定しており，残り７８台の既設分については，起債等を活用して今回計上している。既設分はおおむね１０年以上を経過しているが，実際には今後の稼働状況を見ながら計画的に更新していきたい。設計については，電気のキュービクルなどの関係もあるので，新規分，既設分を含めて設計する予定であるとのこと。

また，電気代の見通しについて質疑があり，当局より，普通教室が１日６時間を９５日間使用して５７０時間，特別教室は１９０時間として計算した場合，電気代が約９５０万円，これに最大需要電力に応じた基本料金が約８５０万円増額するのを合わせると，年間約１，８００万円と試算しているとの答弁でした。

その他，名瀬幼稚園の預かり保育に関する人件費増額，各種大会及びコンクール出場補助金，寄附者の方々への表彰の在り方，会計検査員の指摘による返還金に関しての再発防止策などについて質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第９４号　平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について，当局より補足説明の後，委員より特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第９５号　平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について，当局より補足説明の後，委員より特段の質疑はございませんでした。

最後に，議案第１０６号　奄美体験交流館の指定管理者の指定について，当局より補足説明の後，委員より，指定管理時の昨年度と直営になった今年度との利用状況について質疑があり，当局より，今年度４月から１１月までの利用者数は，浴場が１万６，９１４人で，前年度比７１４人の減，フロアが６，５５５人で同じく３，０２８人の減，利用料収入では浴場が約４８８万円で，同じく約３７万円の減，フロアが約７０万円で，同じく１５０万円の減とのこと。

また委員より，今回の審査と昨年の審査において，最高得点者の得点率について質疑があり，当局より，今回は７００点満点中５９２点で８４．５７パーセント，昨年は６００点満点中５０５点で８４．１６パーセントとの答弁でした。

その他，指定管理料の支払い時期や指定管理者の支払い能力などについて質疑がありましたが，この際，省略いたします。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。

御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（師玉敏代君）　次に，産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君）　おはようございます。産業建設委員会は，１２月１７日の１日間開会し，議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）についてから議案第１０５号　屋仁川駐車場の指定管理者の指定についてまでの５件を，慎重に審査いたしました。

これら議案５件につきましては，お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり，全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査結果について，主な質疑を御報告いたします。

議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）中，産業建設委員会関係事項についてであります。

当局から，６款１項２目農業総務費，１８節備品購入費，機械器具費３１６万５，０００円について説明があり，住用町の奄美市農林産物加工センターに電源立地地域対策交付金事業を導入し，特産品等の加工製造備品として，液体等の自動充填機の整備を行うとのこと。更に６款４項水産業費，１目水産振興費，１８節備品購入費，機械器具費１４３万５，０００円につきましては，住用町の奄美市和瀬水産物加工センターに電源立地地域対策交付金事業を導入して，特産品等の加工製造備品として，熟成乾燥庫の整備を行うとの説明。また，７款１項商工費，９目森と水のまち住用観光プロジェクト事業，１５節工事請負費１００万円につきましては，中核施設整備事業，道路整備３工区に伴い，支障となる水道管を移設するための工事請負費との補足説明の後，委員より，県営中山間地域総合整備事業の農地取得の交渉への進捗率について質疑があり，進捗率については，３０年度の予定として８６．６パーセントの予定であるとのこと。

また，中核施設整備事業の将来計画についての質疑があり，当局から，施設の全体的な概要については，今年度中に外構工事を終了し，３１年度からの計画として中山間総合整備事業で整備を行った所に友好広場を設置し，施設一帯が子どもたちのレクレーションの場となり，観光的な交流の場になるよう整備を進めていきたいとの答弁でありました。

そのほかにも委員から他の質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第９６号　平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について，２款事業費，１項維持管理費，１目処理費，１１節需用費の５８３万円につきましては，終末処理場の電気代の不足分とのこと。また，２款事業費，２項建設費，１目公共下水道建設費，１５節工事請負費の５００万円につきましては，東が丘の法面崩壊の災害復旧工事に伴い，支障となる汚水管を移設する費用として増額計上との説明の後，委員より，東が丘の法面崩壊の工事請負費５００万円について，今後の工事請負についての質疑があり，当局からは，土木課の災害復旧に伴う移設工事となり，土木課の発注時期と同時期に発注したい。今後，土木課と協議しながら計画を進めていきたいとの説明でありました。

そのほかにも，委員から他の質疑がありましたが，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第９７号　平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について，２款事業費，１項維持管理費，１目維持管理費，１１節需用費の１１８万５，０００円につきましては，笠利地区の処理場の電気代超過分として３５万円，発電機の修繕料として７３万１，０００円，車両の修繕料として１０万４，０００円をぞれぞれ増額計上との説明の後，委員より，修繕料７３万１，０００円について，発電機とありましたが，どれぐらいの頻度で修繕しているのか。購入した年度，更にどういった故障が起きたのかの質疑に対し，当局より，７３万１，０００円の内訳として宇宿地区，崎原５号中継ポンプ非常用発電機の修繕が６４万２，８１６円，屋仁処理場の雨どいの修繕が８万７，５３０円。崎原５号中継ポンプの購入年度は，平成２０年度に宇宿地区が供用を開始しておりますので，そのときに購入しており，中継ポンプ非常用発電機は発動頻度が非常に高く，また，経年劣化により故障しやすく，１０年から１５年の間に随時替えているとの説明でありました。また，耐用年数については，約１５年との説明でありました。

次に，議案第９８号　平成３０年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）については，委員からは特段の質疑がありませんでしたので，この際，省略をいたします。

次に，議案第１０５号　奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定について補足説明があり，奄美市屋仁川駐車場は市街地における道路交通の円滑化を図り，市民の利便に資することを目的とする施設で，現在，この運営については株式会社まちづくり奄美が平成２８年４月より指定管理者として管理運営を行っており，屋仁川駐車場の指定管理の応募につきましては，選定の結果，株式会社まちづくり奄美が

今回の指定管理の候補者として決定したとの説明の後，委員より，まちづくり奄美についての質疑があり，当局より，まちづくり奄美については中心市街地活性化法に基づき市と商工会議所で登記を行い，市が５０万円，商工会議所が１０万円を出資，市が筆頭株主となり，奄美市のほうで設立登記を行ったということです。本来，こういったまちづくり会社につきましては，商店街の皆様と一緒にやっていただきたいということで，通り会連合会が増資を行い，３者が株主になっております。従業員の１２名は全て契約社員となっており，駐車場管理で３名，ＡｉＡｉ広場等を含めて８名，プレミアム商品券の発行業務で１名，合計１２名で業務を行っているものであります。全て１年間の契約社員となっているとの説明でありました。

そのほかにも委員から他の質疑がありましたが，この際，省略をさせていただきます。

以上で産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　次に，総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島　照君）　おはようございます。総務企画委員会は，１２月１８日の１日を掛けて審査いたしました。それでは，総務企画委員会に付託されました議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）中関係事項についてから，議案第１０４号　奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定についてまでの７件について審査いたしました。

これら議案７件につきましては，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり，全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査結果について，御報告いたします。

まず，議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）中，総務企画委員会関係事項について，各課より説明がありました。主な点は，まず，総務課のほうから，今回の人件費補正については，平成３０年度の人事院勧告に基づき給料については平均０．２パーセント，手当につきましては一般職が勤勉手当，特別職においては期末手当が０．０５か月分の増額となったことから，これに係る経費を計上したとのことでした。また，２款１項３目２５節の積立金３億２，９８１万４，０００円は，教育施設冷房設備整備費の財源として，補正予算債に係る元利償還金の交付税算入分約６割算入を除いて，一般財源相当額を減債基金に積み立てるものとのことでした。また，２款１項５目の償還金は，過年度分財産収入返還金９００万円は，１目佐大熊併存住宅跡地の熊本防衛局支局に対する土地売買価格についての再評価額に伴う返還額ということです。１７款１項１目の一般寄附金４００万円は，奄美出身者１名の方からの一般寄附ということでした。１８款１項１目１節の公共施設整備基金繰入金３億２，９８１万４，０００円は，減債基金に積み立てる財源として繰り入れるとのことでした。また，１９款１項１目１節の繰越金は，前年度剰余繰越金１，５４８万８，０００円は，平成２９年度に生じた剰余金を補正予算の財源として計上するとのことでした。

引き続き議案第１０３号　工事請負契約の変更契約については，奄美市本庁舎工事においての間接費の設計変更に伴い契約変更を，変更契約を締結するためとのことでした。会計課からは２款１項４目で役務費の２５万６，０００円は，支払通知書送付のための費用を増額したとのことです。また，１款１項１目で現年課税分の所得割６，５２０万円の増額は，今年１０月末の所得割の実績が，当初見込を上回ったため，増額補正を計上したとのことです。次に，１款１項２目の現年課税分の法人税２，６３０万円の増額も，当初見込みを上回ることが予測されるためとのことでした。また，固定資産税の現年課税分４，４１６万４，０００円の増額については，国から配分される部分が当初見込みを上回ったためとのことです。次に，９款１項１目の負担金，補助及び交付金の１１１万３，０００円の減額は，配備予定の消防ポンプ自動車の購入計画が確定したことによる減額とのことです。

委員より，質疑がありました。市税の分で，所得分，法人分は２６年から補正が上がっているのか，

下がっているのかとの質疑があり，当局からは，市県民税は平成２６年度８１０万円，２７年度が７３０万円，２８年度２２０万円，２９年度が７４８万円で，法人税が平成２６年，２７年はなしで，２８年度が２，８００万円，２９年度は５，８７０万円で，固定資産が平成２７年度４，４６０万円，２８年度が２，８００万円，２９年度が５，８７０万円で，たばこ税が２７年度だけ約３，０００万円とのことでした。

ほかに質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第９９号　奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に関する条例の一部を改正する条例の制定について，当局より，選挙運動用ビラの作成に要する経費の公費負担に係る所要の規定を追加するためとのことでした。

委員より，ビラの枚数と限度額はあるのかとの質疑があり，当局から，ビラの枚数は市長が１万６，０００枚，議員が４，０００枚で，単価は双方とも７円５１銭ということでした。

そのほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第１００号　奄美市地と知の交流拠点施設条例の制定について，当局より，この施設は奄美地区は小・中・高，学校や県の文教施設が集中している地域である。立地条件を生かして奄美地区を中心とした地区住民の世代間交流による地域と知恵，地域と知識の交流することを目的とした施設であることを目的として整備されたとのことでした。

委員より，指定管理者の負担が大きくなるのではとの質疑があり，当局から，これに関しては地域間交流拠点施設には利用料金がありませんが，ここに関しては公民館やＡｉＡｉ広場の料金を参考にしたとのことでした。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第１０１号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について，及び議案第１０２号　奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について，当局より，平成３０年度の人事院勧告に基づき職員給与は平均０．２パーセント（約７０５円）の増額があり，給料表の改定及び市長，副市長，教育長，市議会議員においては期末手当が０．０５か月分の増額，職員は勤勉手当が０．０５か月の増額となる改定を行うため，必要な条例の制定を行うとのことでした。

これについては，特段の質疑はありませんでした。

次に，議案第１０３号　工事請負契約の変更契約の締結について，当局より，奄美市本庁舎新築工事において間接費の設計変更に伴い変更契約を締結するためとのことでした。

委員より，この期間中に何人地区外労働者がこの現場で働いたのかとの質疑があり，当局は１日当たり約６８人，うち地域外から１８人で約２６パーセント，ピーク時は１日当たり１１０人，うち地域外労働者は４０人で約３６パーセント，期間中の延べ労働者は３万４，０００人，このうち地域外労働者は約９，２５０人，２６パーセントということでした。

ほかにも多くの質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第１０４号　奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定について，当局より，奄美市地と知の交流拠点施設が年明け３月に供用開始することになり，平成３１年度から指定管理者を導入しようとするものとのことでした。

委員より，指定管理料が発生しない理由はとの質疑があり，当局からは，他の地域間交流拠点施設についても指定管理料はゼロ円となっており，同じ扱いにしたとのことでした。

そのほかにも多くの質疑がありましたが，この際，省略をしたいと思います。

以上で，総務企画委員会に付託されました議案の審査結果を終わります。

なお，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思いますので，よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君）　これから，各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって，質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論の際は，件名を明らかにした上で討論するよう願います。

通告がありましたので，発言を許可いたします。

日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。私は議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号），議案第１０１号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について，反対の立場で討論を行います。

まず，議案第１０１号ですが，奄美市長及び副市長の給与に関すると議案名はなっておりますけれども，第４条で教育長の給与に関する条例，第５条，第６条で奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正も含まれており，期末手当を現行より引き上げる内容になっています。昨年も同様の提案がされておりますから，２年連続の引き上げとなるものです。今回の引き上げについても，人事院勧告を準拠したものとなりますが，昨年の討論でも述べましたけれども，日本共産党市議団はこれまでも職員給与について人事院勧告に寄らない引き下げが提案されたときは，反対の態度を示してきました。それは，人事院勧告はスト権などの本来労働者に与えられるべき労働基本権を制約した代償措置としての機能を持っているからです。公務員の給与水準を社会情勢に適用した適正な給与を確保するため，民間企業従業員の給与水準に合わせる，いわゆる民間準拠を基本としております。本議会には議案第１０２号で奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提案をされております。日本共産党市議団はこれには賛成です。しかし，職員給与と違う市長，副市長，教育長の給与及び議員報酬は，人事院勧告による職員給与の増減とは，その性格上，区別することが必要です。地域経済の状況や市民生活との関係で議論されなければなりません。奄美は追い風ということで経済が良くなっているともいわれますが，この追い風を受けられない人たちが少なからず存在するのも事実です。例えば，年金は増えるどころか，平成２９年度は引き下げられ，今年度は据え置かれております。逆に介護保険料や後期高齢者医療保険料の負担は増えているのが実情であり，低所得者対策は努力されているとは思いますけれども，他の自治体と比較すれば，まだ十分とは言えません。私は低所得者対策などが一定充実した段階で特別職の報酬の在り方など，十分議論した上で実施すべきだとの思いを強くしております。したがって，２年連続で期末手当を増額しようとする本議案については，時期尚早であり反対します。よって，その予算を計上した議案第９３号　奄美市一般会計補正予算（第５号）についても，認められないと申し上げ，以上２件についての反対の討論といたします。

議長（師玉敏代君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

採決は，これを分割して行います。

最初に，議案第９３号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は，原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，議案第９３号は原案可決されました。
次に，議案第１０１号　奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本議案に対する委員長の報告は，原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，議案第１０１号は原案可決されました。
次に，議案第９４号から議案第１００号及び議案第１０２号から議案第１０６号までの１２件について，採決いたします。
本案に対する委員長の報告は，いずれも原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
ただいまの１２件は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第９４号から議案第１００号及び議案第１０２号から議案第１０６号までの１２件は，いずれも原案可決されました。

○

議長（師玉敏代君）　日程第２，請願第３号　和瀬バイパス国道５８号線奄美市住用城地区の早期供用開始に関する請願についてを議題といたします。
本件に対する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君）　御報告申し上げます。産業建設委員会に付託されました請願第３号　和瀬バイパス国道５８号線奄美住用城地区の早期供用開始に関する請願であります。
請願者は，奄美市住用町大字城の城地区区長，脇田正人さん，紹介議員は伊東隆吉議員であります。請願事項は住民の安全・安心確保や地域振興のため，和瀬バイパス国道５８号線奄美市住用町城地区の早期供用開始並びに地域が抱える問題の解決を強く鹿児島県に要望していただきたいとのことであります。
慎重に審査をした結果，お手元に配付してあります審査報告書のとおり，全会一致により採択すべきものと決しております。
なお，ただいま報告いたしました請願第３号に関しては，採択と決した際には後刻，産業建設委員長名で意見書の提出を予定しておりますので，よろしくお願いをいたします。
以上で報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，本件について採決いたします。
本件に関する委員長の報告は，採択すべきものであります。
お諮りいたします。
本件は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，請願第３号　和瀬バイパス国道５８号線奄美市住用城地区の早期供用開始に関する請願については，採択することに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君）　日程第３，陳情第８号　教室・体育館への空調設備設置を求める陳情についてを議題といたします。
文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君）　御報告申し上げます。当委員会に付託されました陳情第８号　教室・体育館への空調設備設置を求める陳情につきまして，審査結果を報告いたします。
陳情第８号につきましては，お手元に配付しました審査報告書のとおり，一部採択とすべきものと決しました。
以下，主な審査内容について御報告いたします。
陳情第８号の陳情者は，奄美市名瀬朝仁新町にお住いの新日本婦人の会奄美支部支部長の荒田まゆみさんであります。
陳情事項は，１，全ての教室と体育館に空調設備を設置すること，２，電気料金増額に備え，学校運営費の増額を国に求めることであります。
委員からの主な意見として，体育館への空調設置や電気代を国に負担してもらえるよう要望することは構わないが，教室への設置についてはこれまでに何名もの同僚議員が一般質問などで取り上げてきており，今回の補正予算で対応する見通しが立っているので必要ないのではないかなどありました。そこで，委員長の提案により，陳情事項から教室という文言を省いて一部採択とすべきかどうかということで採決したところ，賛成多数で一部採択とすべきものと決しました。
なお，本会議場で採択となりましたら，後刻，委員長名で意見書を提出させていただきたいと存知ます。
以上で陳情第８号の審査報告を終わります。
御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，本件について採決いたします。
本件に関する委員長の報告は，一部採択すべきものであります。
お諮りいたします。
本件は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，陳情第８号　教室体育館への空調設備設置を求める陳情については，一部採択することに決しました。

○

議長（師玉敏代君）　日程第４，陳情第６号　国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。
総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島　照君）　それでは，総務企画委員会に付託されました陳情第６号　国に対し「消費税中止を求める意見書」の提出を求める陳情についての審査結果について御報告いたします。
陳情者は，奄美市名瀬長浜町１５の１９，奄美民主商工会事務局長の岡田美幸さんです。
まず，陳情者の意見をお聞きしました。質疑の中で，委員より，国の大切な問題として国が掲げる社会保障の充実，それをカバーするための消費税増税は，待ったなしの国策だとあり，また，他の委員からは，一般商店や個人事業主のほうも軽減税率に対応するレジへの助成も３分の２を国が進めている等の意見もありました。また，他の委員より，なかなか消費税を上げた分が国民に本当に回っているのかどうか，消費税のもともとの始まりが何だったのか，考える必要があるとの意見も質疑がありました。
ほかにも多くの質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。
結果は，陳情第６号　国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情については，賛成少数で不採択とすべきと決しました。
以上，総務委員会に付託された陳情第６号　国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める審査結果報告を終わります。
なお，質問がございましたら，他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これから，討論に入ります。
通告がありましたので，発言を許可いたします。
日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　改めておはようございます。日本共産党の﨑田信正です。私は，陳情第６号　国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情について，採択すべきとの立場で討論を行います。
陳情事項は，２０１９年１０月の消費税率１０パーセントへの引き上げ中止を求める意見書を政府に

対して送付していただくこととなっています。陳情趣旨では，８パーセント増税によって，戦後初めて２年連続で個人消費がマイナスとなったこと。軽減分を差し引いても１世帯当たり８万円の増税という試算が示されていること。２０２３年に導入されるインボイス的確請求書制度は，地域経済をねらう中小業者にとって大きな負担になること。そして，そもそも消費税は所得の少ない人ほど負担が重く，貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制であることを指摘をし，消費税増税中止を求めております。高齢化などに伴い，社会保障費が増えることになります。いわゆる自然増は６，０００億円が見込まれています。国は消費税は社会保障のためと言い続けながら，この自然増を１，２００億円削減しようしております。国は消費税増税分で３歳児以上の保育，幼児教育の無償化などを実施するとしておりますけれども，給食費は対象外。無償化で保育所への入所希望者が増えると見られ，８万人分の受け皿の整備を言いますけれども，そのうち２万人分は保育士配置基準など緩和した企業主導型の保育です。そもそも保育の完全無償化も，認可保育所の抜本的増設も消費税増税に頼らなくても実現させることは可能です。更に，低所得者の介護保険料の軽減や給付金の支給などは，消費税増税では生活改善につながらないものとなります。憲法が定めた全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を補償するには，当然，財源は確保しなければなりません。国の借金が１，０００兆円以上に膨れ上がった財政再建など，抜本的な対策が必要です。しかし，その対策は貧富の格差をより増大させる消費税増税ではありません。税金の集め方，使い方の見直しが必要です。大企業，富裕層に応分の負担を求めることで，消費税増税分の財源を十分生み出すことができます。大企業にはいろんな優遇税制で法人税の実効税率は実は中小企業よりも低くなっております。せめて中小企業並みの税率には，その気になれば無理なくできるのではないでしょうか。内部留保については，朝日新聞の記事によると財務省が９月３日に公表した２０１７年度の法人企業統計で，企業が得た利益から株主への配当などを差し引いた利益剰余金，いわゆる内部留保は４４６兆円で，６年連続過去最高を更新しているとのことです。第２次安倍政権発足直前の２０１１年と比べ，実に１６４兆円積み上がったと報道しております。更に，経常利益です。前年度比１１．４パーセント増の８３兆５，５４３億円，これは８年連続の増益と報じられております。この事実を目の当たりにしたとき，大企業及び富裕層の方々に応分の負担をしていただきたいという主張には，誰しも共感していただけるのではないでしょうか。ちなみに，奄美には大企業はありません。また，私の周りには富裕層と呼ばれる人は一人もおりません。毎日を懸命に生きている人たちばかりであります。史上最高の利益を上げ，巨額の内部留保をため込んでいる大企業と，アベノミクスで莫大な資産が転がり込んだ富裕層に応分の負担を求め，事故率の高い欠陥機オスプレイや陸上配備型迎撃システム，イージスアショアの導入，ステルス戦闘機Ｆ３５Ａなど，米国の高額な兵器を爆買いする大軍拡や大型開発を中止して，国民の暮らしを守る財源を確保することであります。誤解しないでいただきたいのは，大企業から富裕層から税金を搾り取れと言っているのではありません。あくまでも応分の負担です。プレミアム商品券の効果もあまり期待できないし，複数税率やポイント還元も複雑怪奇で混乱が予想されております。ほかにもいろいろ理由はありますけれども，今述べたとおり，所得のない人からや生活保護を受ける人からも税金を取るという消費税を増税する前に，圧倒的多数の中小業者の皆さん方，あるいは個人商店の方，そして国民の立場でこれを考えたとき，もっとやるべきことが，やらなければならないことがあると申し上げたいと思います。したがって，消費税増税中止を求める意見書の提出を求めた本陳情は，これは採択すべきであると申し上げ，是非御賛同いただきたいと思います。

以上で討論を終わります。

議長（師玉敏代君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから，本件について採決いたします。

お諮りいたします。
本件に対する委員長の報告は，不採択とすべきものであります。
この際，念のため申し上げます。
委員会が不採択のときは，本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので，評決に当たっては御注意願います。
お諮りいたします。
本件は，これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立少数であります。
よって，陳情第６号　国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情については，不採択とすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。１０時４０分再開いたします。（午前１０時３０分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４０分）
日程第５，発議第６号　和瀬バイパス国道５８号奄美市住用町城地区の早期供用開始に関する意見書の提出についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本案は，提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが，御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，提案理由の説明は省略いたします。
これから，本案に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，本案について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，発議第６号　和瀬バイパス国道５８号奄美市住用町城地区の早期供用開始に関する意見書の提出については，原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

○

議長（師玉敏代君）　日程第６，発議第７号　体育館への空調設備設置及び学校運営費の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本案は，提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが，御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，提案理由の説明は省略いたします。
これから，本案に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，本案について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，発議第７号　体育館への空調設備設置及び学校運営費の増額を求める意見書の提出については，原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

○

議長（師玉敏代君）　日程第７，発議第８号　地元企業優先発注に関する決議についてを議題といたします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

１９番（多田義一君）　おはようございます。発議第８号　地元企業優先発注に関する決議について，上程の理由を説明したいと思います。
地元企業優先発注に関する決議。近年，老朽化した重要インフラの改修・更新や防災・減災対策などにより，全国的に公共事業費は一定の額で推移している中，奄美市においては合併の総決算ともいえる名瀬本庁舎建設や従前からの事業である末広・港土地区画整理事業，マリンタウン事業やインフラの更新としての平田浄水更新事業など，大型公共事業が相次いで行われてきている。また，安全保障強化のための陸上自衛隊駐屯地整備や観光振興にも資する宮古崎トンネル整備が進み，世界自然遺産登録に向けてビジターセンター建設が計画されるなど，国や県の事業も順次行われている状況である。奄美群島の郡都として，また，地政学，自然科学，社会科学上重要な南西諸島の一大拠点として，今後の存在感はますます高まっていくものと思われる。
その一方で，本土と比較して経済的，経営的な格差は依然，残っている。その要因や側面として，外界離島であるための輸送費に伴う物価高や，人口減少が続く限られた経済圏のため，多くの地元事業者が資力に乏しいという実態が上げられる。大雨，台風など，自然災害の多い地域特性を踏まえると，被災時の緊急対応，また，復旧活動においては，地元事業者の貢献度は多大であり，その事業の継続性について議会・行政としても一定の配慮が必要であることは論を待たないものと考える。
このような状況に鑑み，平成２９年３月に奄美市中小企業小規模企業振興条例が制定され，中小企業の振興が奄美市の発展に欠かせないものであるという認識の下，地域経済の活性化と市民生活の向上を目指して，各種施策が推進されている。中でも同条例第５条第６項には，市は工事の発注，物品及び役

務の調達等を行うに当たって，予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保し，中小企業等の受注機会の増大に努めなければならないと定め，可能な限り地元事業者を活用し，雇用確保や人材育成の面で貢献すべく尽力している姿勢は評価すべき点である。

ここにおいて，本市議会としても，地元事業者の育成や地域経済の活性化を更に推進するために，以下のことを強く求めるものである。

１，工事の発注，物品及び役務の調達等を行うにあたっては，原則として地元企業優先発注を徹底すること。とりわけ建設工事に当たっては，分離・分割発注の推進，共同企業体方式の活用，地元企業の活用，工事発注の平準化及び計画的な発注，地域貢献企業の評価，最低制限価格の設定などを基本的な方針として実施すること。

２，国や県に対しても，上記の趣旨について可能な限り理解をいただき，実施していただけるよう要望・要請を適宜行うこと。

以上，決議する。

平成３０年１２月２６日

奄美市議会

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託を省略いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第８号　地元企業優先発注に関する決議については，原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第８，議員定数等調査特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議員定数等調査特別委員長（与　勝広君）　皆さん，おはようございます。公明党の与　勝広でございます。

昭和４２年に名瀬市庁舎として合併してから，また奄美庁舎となって，５１年の幕をこの議場も閉じ

ようとしております。文字通り，私が議員として最後の登壇をさせていただきます。これまで，４３６名の議員が誕生して，数多くの議員が政党，会派，イデオロギーを超えて様々な質問等を行ってまいりました。５１年の歴史に幕を閉じますけれども，歴史，伝統はしっかりと先人たちのその思いを引き継ぐことであると思いますので，新議場においてもその先人たちの思い，魂をしっかりと引き継いでいきたいと，お誓いを申し上げたいと思います。また，本日はこの議場の最後と，また，新議場への出発にふさわしく，議場内で全員が紬着用であるということを大変誇りに思います。

それでは，議員定数等調査特別委員会の最終報告をさせていただきます。

先の６月議会の最終本会議にて議員定数等調査特別委員会の中間報告をさせていただきました。議員定数につきましては，賛成多数によって定数２減が可決をいたしました。議員定数については，中間報告も終わっておりますので，省略をさせていただきます。

それでは，議員報酬について報告させていただきます。

当委員会は，平成３０年１１月３０日，１２月６日，１２月１１日，１２月１９日の４日間開催をさせていただきました。検討事項，または意見の反映，手法につきましては，検討事項につきましては，奄美市議会議員報酬については，旧名瀬市時代の平成１３年７月から適用された報酬額のまま増減することなく，合併後もその報酬額が継続されており，平成２８年１月２９日付け奄美市長からの特別職の給料の額の改定についてに対し，平成２８年３月３０日付けの奄美市特別職報酬等審議会からの特別職の給料の額の確定について，答申において，３役について答申はあったものの，議長，副議長，常任委員長及び議員の報酬額については答申しないことと判断された。これは，議員報酬額が県内各市と比較し，上位に位置していること。また，市議会において報酬の額及び定数を含めた議論がなされる方向性があれば現状を把握し，議会の組織運営の合理化に努めていただきたいとの付帯意見であった。

以上のことから，当委員会においては，まず，議員定数について検討し，次期一般選挙から２名削減することを決定し，条例改正を行った。また，議会基本条例第２４条においては，議員からの条例改正の提案をする場合のみを規定していることから，従前どおり，特別職報酬等審議会において審議していただけるように，本委員会では各会派，各委員から報酬に関する意見を聴取し，市議会の意見が反映されるよう方向性を定めた。

この意見反映の仕様につきましては，議員報酬の改定にあたっては，市長が特別職報酬等審議会の意見を聴くこととしており，その答申を基に議案が提出される。したがって，市議会としての意見は，審議会において反映される必要があるが，審議会が公平・公正な立場で審議することに鑑み，議会側から具体的な報酬額の増額について述べることはせず，議員報酬やその決定に関しての意見を述べるに留め，市民感情も考慮し，議会が積極的に関与することは好ましくないと判断をいたしました。

これらのことから，審議会への諮問の前に，市長に対して議会の議員報酬に関する意見と，基本的な考え方である基本的意見を述べ，審議会での審議の参考とされることを文書で要請する方法が妥当であるとした。

議員報酬に関する意見につきましては，各会派，各議員からの報酬に関して，以下のとおり意見を聴取いたしました。

現状維持の主たる理由，また，増額の主たる理由，その他の意見がありました。現状維持の理由といたしましては，地方議員のなり手不足といわれる中，報酬面から見て決して魅力度が高いとはいえない。年金生活者や生活保護者たちの収入が全く上がらない状況において，議員報酬を上げるという選択肢は地域の現状を見ると考えられない。また，離島であることのハンディ面も考慮すると，これ以上，報酬額を下げることもできない。奄美市は外海離島の中で議員報酬ランクが７００位であり，支出も相当なものである。削減はあり得ない。地方経済が浮揚していると言いつつも，果たして市民の個人所得が伸びているか疑問。現状維持とする。現状維持についての主な理由はこれでありました。

増額の主たる理由につきましては，奄美市の報酬額は県内１９市において上位から５番目の位置にあるが，全国で見ると鹿児島県自体が低い傾向にあり，議員報酬データ，平成２７年度版では，全国８１

３市中，下位５０位内に県内９市が含まれ，奄美市は８１３市中７００位の位置にある。４万３，０００から４万５，０００人の全国の１５市の議員報酬月額平均は３４万６，５６０円であり，奄美市の議員報酬が高いとは言えない。共働きの子育て世帯として，実際に可処分所得で見たときに，必ずしも余裕のある議員活動にできる状況にはない。議員定数を２名減した分をベースに，報酬として平等に増加配分するべき。若い世代が議員のなり手として意欲が出るように，また，子育て世代も考慮して報酬を引き上げる。これから幅広い層に参画してもらえるよう，専従で議員活動をする方の生計が成り立つような報酬額の増額を求めたい。増額の目安として，九州・沖縄管内の住基人口，類似団体の平均額にしてはどうか。幅広い世代が地方議会へ飛び込みやすい環境をつくるためにも，報酬額は目安の一つとなる。議員定数の際に実施したパブリックコメントで寄せられた意見の中で，報酬について述べたものでは，増額の意見が多かった。以上が増額の主たる理由でありました。

その他の意見につきましては，議員報酬について議員自らがものを言うことは，一般的に「行財政改革イコールリストラ」という世間的な発想・考え方が根強くある中で，報酬について減額ならともかく，増額については現実的に容易ではなく，お手盛りとの批判は避けられず，過分な負担とリスクを背負うことになりやすい。審議会の在り方としては，公平・公正であるべき，安易に世論に流されてはならない。委嘱にあたっては議会を熟知している方を要望する。そもそも今の報酬額がどういう根拠・積算で決まったのかが分からずして，議論はできないと考える。制度として特別職報酬審議会が設置されておりながら，そこが判断しなかったものを，我々議会が自ら懐に入る報酬について議論するというのは，如何なものか。制度の中の審議会の一つの在り方として，その各委員が責任を持って結論を出していただきたい。報酬審議会は議員について家族構成や副収入の有無，持ち家が借家か，子育て中なのか等，我々一人一人が様々な生活圏にある現状を認識し，把握するべきである。また，奄美市は外海離島であること，その中での生活圏であることを勘案して，報酬に関しては審議会が緻密に練り上げ，こうあるべきと答申し，結論を導き出していただきたい。議員は職業として不安定。任期と選挙がある。副業なく落選すれば無職，実際のところ金融機関からの借り入れも困難な状況にある。

これらの意見を聴取し，また，議員の報酬に関する基本的な考えといたしましては，議会としては審議会において多面的な検討がなされることを期待するものであるが，本特別委員会ではその審議に際して考慮されたい事項として，次のように意見を整理いたしました。

地方分権等々の進展に伴い，地方自治体の事務量は増大を続け，その責任領域も拡大していくと思われる。したがって，議会機能の更なる充実・強化が求められていることから，議会や議員の活動領域も今後更に拡大していくものと予想される。

本議会においても開かれた議会を目指して，議会基本条例を制定しているが，議会報告会の回数や開催箇所の増加などの議会機能・活動の充実に努めていることから，その活動領域は確実に拡大している。また，昨年から奄美市議会活性化検討委員会を設置し，今年４月からは政策立案推進会議を立ち上げて，議員提案の条例化制定に向けて動き出していることは議会改革の前進の一つである。

議員定数を次期一般選挙から２名削減し２２名とすることとしたが，議員減少に対する市民の不安に対しては，中間報告において議員の自己能力を高める不断の研鑽によって対応し，また，民意吸収機能の更なる充実に取り組んでいくこととしたところである。議会や議員の活動を更に拡大していく必要があることから，議員の専業化はますます進んでいくものと考えられ，そのためには経済的な活動基盤の強化が必要と考えられる。

また，議員報酬については，従来，非常勤職員と同様に費やした時間や役務の対価として狭く解釈されてきたが，二元代表制の一翼を担う議員としての活動領域が拡大していることから，本会議・委員会等への出席などの職務遂行のみならず，公式活動への参加や住民意思の把握等に資する諸活動なども考慮して，より生活給に近い形で適正な水準が検討される必要があると考えられる。

議会の活動は委員会での活動が中心となっており，その活動を充実していく必要があることを考えると，各委員長の責務は重く，一層拡大していくものと考えられることから，委員長報酬についてもその

責務と活動に考慮する必要がある。

議員報酬については以上のようなことを踏まえて，社会情勢や地域の実情に照らして適正な水準であることが必要である。このように基本的な考えがあり，以上のように議員報酬に関する調査を終了いたしました。

本特別委員会は，議員定数と議員報酬の二つの事項を調査するために設置され，これまで議論，検討を重ねてきたが，これをもって全ての調査が終了いたしました。

最後になりますけれども，全国の小規模自治体では議員のなりて不足の深刻化が問題となっている。本市議会においても将来を見据え，若い世代，子育て世代や女性など，多様な議員を新たに確保していくためには，環境整備や待遇面の向上が欠かせないと思われる。現在の議員のためだけではなく，多くの市民が将来，立候補し議員活動がしやすい条件として，定数及び報酬を考えることは，新しい議会を作り出すために必要であると同時に，新たに出される住民の声の実現を達成するための環境づくりとなる。この特別委員会を開催する中で，市民から議員定数や議員報酬の見直しを求める意見が出されたのは，その背景として議員の活動が市民には見えにくいなどの課題や不信が依然としてあるためと考えられる。付託してくれる市民の期待に応えるためにも，今後も議会基本条例の趣旨に添いながら，更に，市民に開かれた議会，市民参加型の議会づくりを目指し，一層の福祉向上への取組の充実，進展に努めることが重要であるとの結論に達したところであります。

以上を持ちまして議員定数等調査特別委員会の最終報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，議員定数等調査特別委員会の最終報告を終了いたします。

○

議長（師玉敏代君）　日程第９，議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１６６条の規定に基づき，お手元に配付のとおり，議員の諸君を鹿児島県市議会議員研修会に派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議員を派遣することに決定いたしました。

なお，派遣の内容に変更が生じた場合は，議長に一任願います。

議長（師玉敏代君）　日程第１０，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務企画委員長からお手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件は，全て議了いたしました。

これをもって平成３０年第４回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１１時０６分）

一般会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第 81 号	平成 29 年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの

平成 30 年 12 月 6 日

一般会計決算等審査特別委員会委員長　　橋口　耕太郎

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

特別会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第82号	平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（2）	議案第83号	平成29年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（3）	議案第84号	平成29年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（4）	議案第85号	平成29年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（5）	議案第86号	平成29年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（6）	議案第87号	平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（7）	議案第88号	平成29年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（8）	議案第89号	平成29年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（9）	議案第90号	平成29年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(10)	議案第91号	平成29年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(11)	議案第92号	平成29年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの

平成30年12月6日

特別会計決算等審査特別委員会委員長　　多田　義一

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第93号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第94号	平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第95号	平成30年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第106号	奄美体験交流館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
（5）	陳情第８号	教室・体育館への空調設備設置を求める陳情	一部採択とすべきもの

平成30年12月26日

文教厚生委員長　　安田　壮平

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第93号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第96号	平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第97号	平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第98号	平成30年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
（5）	議案第105号	奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
（6）	請願第３号	和瀬バイパス（国道58号線）奄美住用町城地区の早期供用開始に関する請願	採択とすべきもの

平成30年12月26日

産業建設委員長　　橋口　和仁

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第93号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第99号	奄美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（3）	議案第100号	奄美市地と知の交流拠点施設条例の制定について	原案可決すべきもの
（4）	議案第101号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（5）	議案第102号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（6）	議案第103号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決すべきもの
（7）	議案第104号	奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
（8）	陳情第6号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情	不採択とすべきもの

平成30年12月26日

総務企画委員長　三島　照

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

平成30年12月26日

奄美市議会議長　　師玉　敏代　　殿

議会運営委員長　　伊東　隆吉
総務企画委員長　　三島　　照

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会は，下記案件について，なお検討を要するため，閉会中も継続審査を要するものと決定したので，会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○　議会運営委員会
　1　議会運営に関する事項について
　2　議長の諮問する事項について

○　総務企画委員
　1　陳情第７号　おがみ山・「日本復帰記念観光公園」（仮称）の整備に関する陳情
　2　陳情第９号　防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情

和瀬バイパス国道58号奄美市住用町城地区の早期供用開始に関する意見書

国道58号和瀬バイパスは，大島本島南部への幹線道路としてだけでなく，奄美市住用城地区の住民にとっても重要な生活道路となっており，また産業振興の観点からも非常に重要な路線である。

国道58号線の整備が進む中で，当該道路における交通量が増加するとともに，集落内を高速で通行する車が増え，今後も世界自然遺産登録を見据えた観光振興により，レンタカーやバス等の大型車両の通行も増加の傾向が考えられる。しかもこの道路は，和瀬・城地区の児童生徒の通学路として利用されているにも関わらず，専用歩道が無く非常に危険な状況下にあり，集落内における人身事故等の発生の危険性が極めて高まっている状況である。

このようなことから，住民の安全安心の確保や地域振興のため，和瀬バイパス国道58号奄美市城地区の早期供用開始及び地域が抱える問題の解決を図るよう，強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき，意見書を提出する。

平成30年12月26日

奄　美　市　議　会

体育館への空調設備設置及び学校運営費の増額を求める意見書

近年の地球温暖化により，夏季においては全国的に記録的な猛暑が観測されており，教育現場にとっては過酷な環境での学習が強いられている。

そうした中，秋の臨時国会の補正予算で「特別交付金」が新設され，エアコン未設置の小中学校の普通教室すべてに設置できる規模の予算が計上されることとなった（822 億円）。また，交付税算入率の引き上げで自治体負担分が３分の２から約 26.7%に軽減され，工事補助下限の適用範囲が「学校単位」から「市町村単位」になり，小規模工事でも利用できることとなった。

このことにより，全ての普通教室においては空調設備設置が容易となったが，体育館への空調設備設置については補助の対象となっていない。教育現場全体における環境整備の推進という観点から，空調設備設置の補助対象を体育館にまで拡充することを強く求めるとともに，設置後における電気代等のランニングコストについても，地方自治体の負担となることが今後懸念されるため，その費用を勘案した上で，学校運営に係る予算における国庫負担の増額を併せて求めるものである。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 26 日

奄　美　市　議　会

地元企業優先発注に関する決議

近年，老朽化した重要インフラの改修・更新や防災・減災対策などにより，全国的に公共事業費は一定の額で推移している中，奄美市においては，合併の総決算ともいえる名瀬本庁舎建設や従前からの事業である末広・港土地区画整理事業，マリンタウン事業やインフラ更新としての平田浄水場更新事業など，大型公共事業が相次いで行われてきている。また，安全保障強化のための陸上自衛隊駐屯地整備や観光振興にも資する宮古崎トンネル整備が進み，世界自然遺産登録に向けてビジターセンター建設が計画されるなど，国や県の事業も順次行われている状況である。奄美群島の郡都として，また地政学・自然科学・社会科学上重要な南西諸島の一大拠点として，今後の存在感はますます高まっていくものと思われる。

その一方で，本土と比較して，経済的・経営的な格差は依然残っている。その要因や側面として，外海離島であるための輸送費に伴う物価高や，人口減少が続く限られた経済圏のため多くの地元事業者が資力に乏しいという実態が挙げられる。大雨・台風など自然災害の多い地域特性を踏まえると，被災時の緊急対応，復旧活動においては地元事業者の貢献度は多大であり，その事業の継続性について，議会・行政としても一定の配慮が必要であることは論をまたないものと考える。

このような状況に鑑み，平成２９年３月に「奄美市中小企業・小規模企業振興条例」が制定され，中小企業の振興が奄美市の発展に欠かせないものであるという認識のもと，地域経済の活性化と市民生活の向上を目指して各種施策が推進されている。中でも，同条例第５条第６項に「市は，工事の発注，物品及び役務の調達等を行うに当たって，予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保し，中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。」と定め，可能な限り地元事業者を活用し，雇用確保や人材育成の面で貢献すべく尽力している姿勢は評価すべき点である。

ここにおいて，本市議会としても，地元事業者の育成や地域経済の活性化をさらに推進するために，以下のことを強く求めるものである。

記

１．工事の発注，物品及び役務の調達等を行うに当たっては，原則として地元企業優先発注を徹底すること。とりわけ建設工事にあたっては，分離・分割発注の推進，共同企業体方式の活用，地元企業の活用，工事発注の平準化及び計画的な発注，地域貢献企業の評価，最低制限価格の設定などを基本的な方針として実施すること。

２．国や県に対しても，上記の趣旨について可能な限り理解を頂き実施していただけるよう要望・要請を適宜行うこと。

以上，決議する。

平成30年12月26日

奄　美　市　議　会

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　師玉　敏代

奄美市議会議員　大迫　勝史

奄美市議会議員　西　　公郎

奄美市議会議員　平川　久嘉